

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月31日
【発行者名】	DWSインベストメント・エス・エー (DWS Investment S.A.)
【代表者の役職氏名】	シニア・リーガル・ドキュメンテーション・マネージャー エレナ・ドロズドフ (Elena Drozdov, Senior Legal Documentation Manager) リーガル・ドキュメンテーション・マネジメント シニア・チーム・マネージャー アンTONIA・セルキンスキー (Antonia Selkinski, Senior Team Manager Legal Documentation Management)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ1115、 ブールバール・コンラ・アデヌール2番 (2, Boulevard Konrad Adenauer, 1115 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三浦 健 弁護士 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 三浦 健 弁護士 大西 信治 弁護士 金光 由以
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売出）	外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 DWS グローバル・ユーティリティ・ボンド・マスター・ファン ド (DWS Global Utility Bond Master Fund)
【届出の対象とした募集（売出）	外国投資信託受益証券の金額】 米ドルクラス受益証券：30億アメリカ合衆国ドル（約4,633億円） を上限とする。 豪ドルクラス受益証券：30億オーストラリアドル（約2,876億円） を上限とする。 ユーロクラス受益証券：30億ユーロ（約4,811億円）を上限とする。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

(注) アメリカ合衆国ドル、オーストラリアドルおよびユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、2025年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1アメリカ合衆国ドル＝154.43円、1オーストラリアドル＝95.87円および1ユーロ＝160.36円）による。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

DWS グローバル・ユーティリティ・ボンド・マスター・ファンド

(DWS Global Utility Bond Master Fund)

(以下「ファンド」という。)

(注) ただし、日本においては、愛称として「DWS グローバル・ユーティリティ・ボンド・ファンド」を用いる場合がある。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの米ドルクラス受益証券、豪ドルクラス受益証券およびユーロクラス受益証券（以下「受益証券」と総称する。）は、記名式無額面受益証券である。

DWS インベストメント・エス・エー（DWS Investment S.A.）（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンドは、追加型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

米ドルクラス受益証券： 30億アメリカ合衆国ドル（約4,633億円）を上限とする。

豪ドルクラス受益証券： 30億オーストラリアドル（約2,876億円）を上限とする。

ユーロクラス受益証券： 30億ユーロ（約4,811億円）を上限とする。

(注1) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）、オーストラリアドル（以下「豪ドル」という。）およびユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、2025年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝154.43円、1豪ドル＝95.87円および1ユーロ＝160.36円）による。

(注2) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、受益証券は各クラスの通貨建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り各クラスの建通貨をもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

ルクセンブルグにおいて管理会社またはその代理人が申込みを受け付けた評価日（以下「申込受付日」という。）における受益証券1口当たり純資産価格（通常、日本における申込日の翌営業日に判明する受益証券1口当たり純資産価格）。

※ 「評価日」とは、ルクセンブルグおよびフランクフルトにおける銀行営業日であり、ニューヨーク証券取引所および東京証券取引所の取引日でもある日をいう（以下同じ。）。

※ 「銀行営業日」とは、銀行が営業を行い支払いが処理される日をいう（以下同じ。）。

※ 12月24日および12月31日には受益証券1口当たり純資産価格の計算を行わない。

※ 受益証券1口当たりの購入価格については、下記（８）申込取扱場所にお問い合わせのこと。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、申込金額の3.30%（税抜き3.00%）を上限とする。

申込手数料の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に参照のこと。

(6) 【申込単位】

1口以上1口単位。または、

米ドルクラス： 100米ドル以上、1米ドル・セント単位

豪ドルクラス： 100豪ドル以上、1豪ドル・セント単位

ユーロクラス： 100ユーロ以上、1ユーロ・セント単位

購入（申込み）単位が金額の場合、口座毎に購入金額を受益証券1口当たりの純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計額を算出する（ただし、日本における販売会社（以下に定義する。）が別途取り決める場合を除く。）。一方、ルクセンブルグ支店を通じて行為するステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH（以下、「ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店」といい、ファンドの副管理事務代行会社としての同社を「副管理事務代行会社」という。）においては、日本における販売会社からの購入金額合計額を受益証券1口当たりの純資産価格で除し、申込口数の合計額を算出する。

ただし、日本における販売会社によってはこれと異なる取扱いをする場合がある。

(7) 【申込期間】

2025年4月1日（火）から2026年3月31日（火）まで

※ 評価日以外の日には申込みの受付を行わないものとする。

※ 12月24日および12月31日には申込みの受付を行わないものとする。

※ 日本における販売会社の判断により、申込みの受付を行わない場合がある。

※ 原則として午後3時までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み受付分とする。

※ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

(8) 【申込取扱場所】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目9番2号

ホームページ内：<https://www.sc.mufg.jp/products/trust/index.html>

「外国投資信託運用報告書」を参照すること。

（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」という。）

SMBC日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内3丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<https://www.smbcnikko.co.jp/>

電話番号：03-5644-3111（受付時間：日本における営業日の8：40～17：10）

（以下「SMBC日興証券」という。）

（これらを個別にまたは総称して「日本における販売会社」という。）

(9) 【払込期日】

日本における販売会社は、申込金総額を申込受付日から起算して5営業日目（以下「払込期日」という。）までに保管受託銀行に支払うものとする。

日本の投資者は、原則として申込みを行った日から起算して5営業日目までに日本における販売会社または販売取扱会社に申込金額および申込手数料（適用ある場合）を支払うものとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別に定める日がある場合には、その期日までに支払うものとする。

(10) 【払込取扱場所】

上記（8）申込取扱場所に同じ。

（１１）【振替機関に関する事項】

該当なし。

（１２）【その他】

（１）申込証拠金はない。

（２）引受け等の概要

a 三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、管理会社との間の日本における受益証券の販売および買戻しに関する2013年1月21日付契約に基づき、SMB C日興証券は、管理会社との間の日本における受益証券の販売および買戻しに関する2014年12月11日付契約に基づき、受益証券の販売および買戻しを行う。

b 日本における販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社（以下「販売取扱会社」という。）を通じて間接的に受けた受益証券の買付注文、買戻請求を管理会社へ取り次ぐ。

（注）販売取扱会社とは、販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および／または取次登録金融機関をいう。

c 管理会社は、ドイツ証券株式会社をファンドに関する代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社へ送付する等の業務を行う協会員をいう。

（３）申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。申込金額は、各クラス受益証券の建通貨で支払うものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じ得る範囲内で円貨で支払うこともできるが、その場合、各クラス受益証券の建通貨と円貨との換算は、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

申込金総額は各払込期日までに、日本における販売会社により保管受託銀行に払い込まれる。

（４）日本以外の地域における募集

日本における募集と並行して、日本国外において受益証券が募集されることがある。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

DWS グローバル・ユーティリティ・ボンド・マスター・ファンド（以下「ファンド」という。）の主な目的は、インカム・ゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を目指すことによりトータル・リターンを追求することである。

管理会社および保管受託銀行との間で締結された約款（以下「約款」という。）には、信託金の限度額に関する定めはない。

b. ファンドの特色

ファンドは、投資信託に関する2010年12月17日ルクセンブルグ法（以下「2010年12月17日法」という。）パートIIに基づき設定されており、また、2010年12月17日法パートIIならびにオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EUを国内法化した指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EC）第1060/2009号および規則（EU）第1095/2010号（以下「AIFM指令」という。）を改正するオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年7月12日法」という。）に基づくオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）としての適格性を有している。

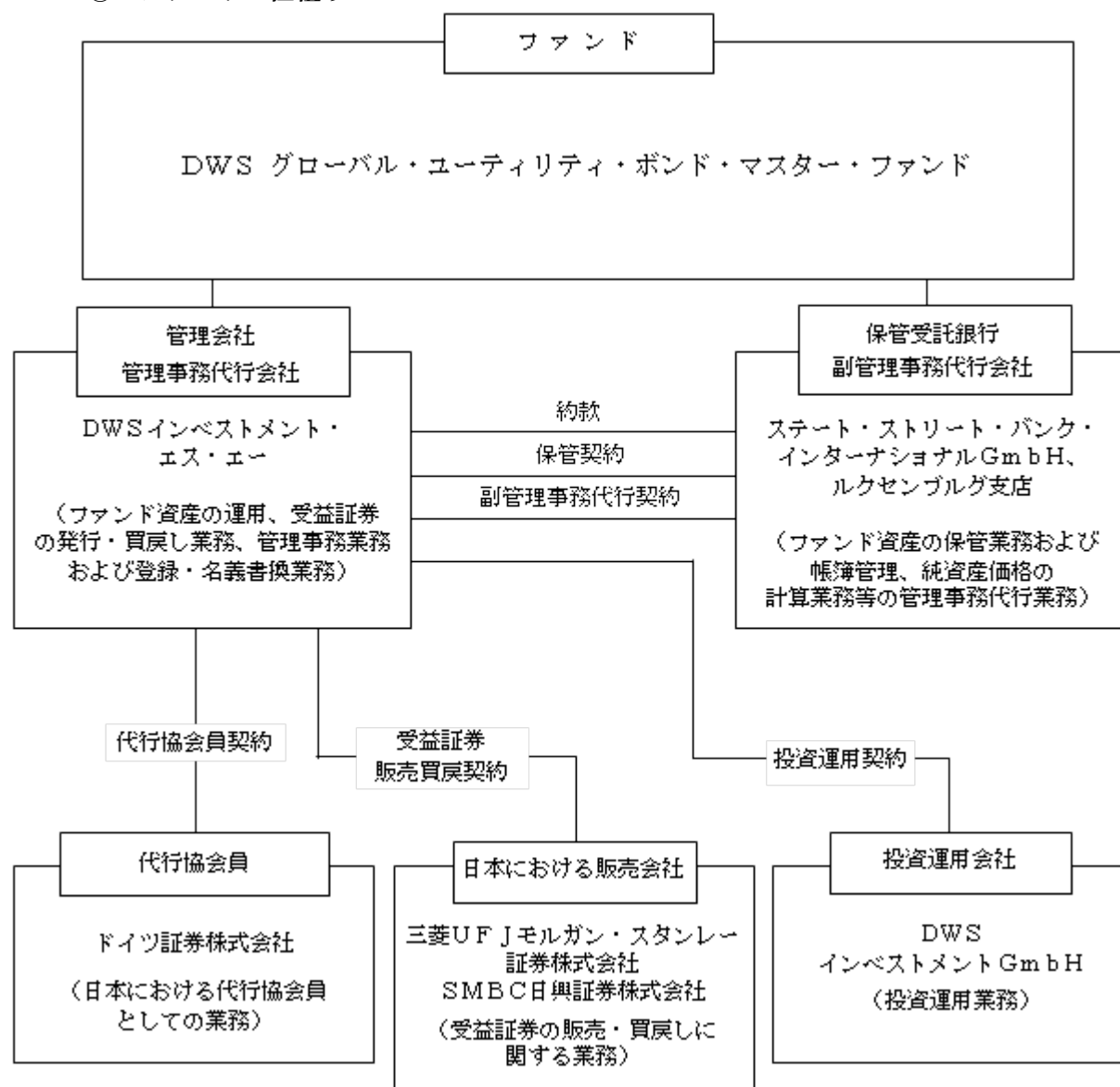
受益者は、各評価日において当該評価日における受益証券1口当たり純資産価格で受益証券を買い戻すよう請求することができる。

（2）【ファンドの沿革】

1987年4月15日	管理会社の設立
2013年1月3日	ファンドの約款締結
2013年2月8日	ファンドの受益証券の日本における募集開始
2013年2月22日	ファンドの運用開始
2014年7月21日	ファンドの約款変更
2015年10月1日	ファンドの約款変更
2017年6月30日	ファンドの約款変更
2018年6月29日	ファンドの約款変更
2019年2月1日	ファンドの約款変更
2020年2月14日	ファンドの約款変更
2020年9月30日	ファンドの約款変更
2021年1月31日	ファンドの約款変更
2022年3月31日	ファンドの約款変更
2022年9月30日	ファンドの約款変更
2023年3月31日	ファンドの約款変更
2023年12月15日	ファンドの約款変更
2025年3月31日	ファンドの約款変更

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② ファンドの関係法人

ファンドの関係法人の名称および業務は以下のとおりである。

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
DWSインベストメント・エス・エー (DWS Investment S.A.)	管理会社 管理事務代行会社	2013年1月3日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結（2014年7月21日付、2015年10月1日付、2017年6月30日付、2018年6月29日付、2019年2月1日付、2020年2月14日付、2020年9月30日付、2021年1月31日付、2022年3月31日付、2022年9月30日付、2023年3月31日付、2023年12月15日付および2025年3月31日付で変更済み。）。ファンド資産の運用、受益証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店 (State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch)	保管受託銀行	2005年9月5日付で管理会社とステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー（以下、「旧保管受託銀行」という。）の間で保管契約（注1）を締結。ファンド資産の保管業務について規定している。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店は2019年11月4日付で、旧保管受託銀行のファンドに関する既存の地位を承継した。
	副管理事務代行会社	2006年9月15日付で管理会社とステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー（以下、「旧副管理事務代行会社」という。）の間で副管理事務代行契約（注2）が締結され、2012年11月30日付でファンドがその対象とされた。ファンドの管理事務代行業務について規定している。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店は2019年11月4日付で、旧副管理事務代行会社のファンドに関する既存の地位を承継した。
DWSインベストメントGmbH (DWS Investment GmbH)	投資運用会社	2005年11月9日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。投資運用業務について規定している。
ドイツ証券株式会社	代行協会員	2013年1月21日付で管理会社との間で代行協会員契約（注4）（2015年8月1日付代行協会員契約の変更契約書により変更済み。）を締結。代行協会員業務について規定している。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	日本における販売会社	2013年1月21日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注5）を締結。受益証券の販売・買戻しに関する業務について規定している。
SMBC日興証券株式会社	日本における販売会社	2014年12月11日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注5）を締結。受益証券の販売・買戻しに関する業務について規定している。

（注1）保管契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行が、ファンド資産の保有、およびルクセンブルグ法に基づき保管受託銀行に課されているその他すべての業務を履行することを約する契約である。

- (注2) 副管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された副管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約である。
- (注3) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および直接的な投資判断の日々の遂行を含むファンド運用を行うことを約する契約である。
- (注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社へ送付する等代行協会員業務を提供することを約する契約である。
- (注5) 受益証券販売買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規制および目論見書に準拠して販売・買戻し業務を行うことを約する契約である。

③ 管理会社の概要

(a) 設立準拠法

管理会社は、1915年ルクセンブルグ会社法（改正済）に従い、1987年4月15日に設立され、その後1987年5月4日付のメモリアル・C・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアション（以下「メモリアル」という。）にて公告された。

(b) 事業の目的

DWSインベストメント・エス・エーは、ファンドのために、2010年12月17日法第15章に従い認可された管理会社を務め、かつ、2013年7月12日法第2章に従いオルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）を務める。

2013年7月12日法の別紙Iに従い、管理会社は、投資運用業務（すなわちポートフォリオ運用およびリスク管理）を行う。また、管理会社は、管理事務業務（特に評価および価格決定、受益者名簿の維持ならびに受益証券の発行および買戻しを含む。）、マーケティング業務およびファンドの資産に関連するその他の業務（該当する場合）を行う。

(c) 資本金の額

2025年1月末日現在、管理会社の払込済資本金は30,677,400ユーロ（約49億1,943万円）で、1株511.29ユーロ（約81,990円）のクラスA記名株式30,000株およびクラスB記名株式30,000株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、2025年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝160.36円）による。

(d) 会社の沿革

1987年4月15日に設立。

2015年4月30日付でDBプラティナム・アドバイザーズ・エス・エーと合併し、2015年5月1日付で名称を「ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント・エス・エー」に変更。

2016年3月17日付で名称を「ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー」に変更。

2019年1月1日付で名称を「DWSインベストメント・エス・エー」に変更。

(e) 大株主の状況

(2025年1月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
DWS グループ GmbH & Co. KGaA	ドイツ連邦共和国60329、ヘッセン、フランクフルト・アム・マイン、マインツァー・ラント通り11-17	クラスA 30,000株	50%
DWSインベストメント GmbH	ドイツ連邦共和国60329、ヘッセン、フランクフルト・アム・マイン、マインツァー・ラント通り11-17	クラスB 30,000株	50%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(a) 準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドは、2010年12月17日法、2013年7月12日法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）の通達等の規則に従っている。

(b) 準拠法の内容

① 民法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者は、その投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは、会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年12月17日法に従っている。

② 2010年12月17日法

2010年12月17日法により、ルクセンブルグは、通達2009/65/ECを実施した。この法律は、2010年12月24日にメモリアル紙に公告され、2011年1月1日から施行された。

2010年12月17日法は、5つのパートから構成されている。

パートI－UCITS

パートII－その他の投資信託

パートIII－外国の投資信託

パートIV－管理会社

パートV－UCITSおよびその他の投資信託に適用される一般規定

2010年12月17日法は、パートIが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）」とパートIIが適用される「その他の投資信託」を区分して取扱っている。

③ 2013年7月12日法

1. 2013年7月12日法は、AIFMを主に規制するが、運用者だけではなく運用者が管理する投資ビークル（AIF）にも影響を及ぼす多くの規定から成る。

2013年7月12日法は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）を施行し、とりわけ、(i) ルクセンブルグ投信法、(ii) 特別投資ファンド（SIF）に関するルクセンブルグ法および(iii) リスクキャピタル投資会社（SICAR）に関するルクセンブルグ法を修正し、AIFMDから生じるかかる法律の「商品」要件を反映する。

2. 2013年7月12日法は、

(i) 投資者の利益のために明確な投資方針に従って投資する目的で、多くの投資家から資金を調達し、

(ii) UCITS指令に従った承認を要しない（すなわち、UCITSとしての資格を有しない）投資コンパートメントを含む投資信託としてAIFを定義する。

3. 2013年7月12日法は、AIFの販売に関する規定も含んでいる。AIFMが2013年7月12日法に基づき権限を付与された場合、当該AIFMは、簡易な規制者間の通知手段を利用し、AIFの株式または受益証券を他のEU加盟国で販売することができる。

4. 既存の運用者に適用される経過規定は、2013年7月12日法の最後に反映されている。

(i) 2013年7月22日現在のまたは

(ii) 2013年7月22日よりも後かつ2014年7月22日よりも前に設定された

投資信託、SIFおよびSICARに適用される経過規定は、各々の法律の最後に反映されている。

(5) 【開示制度の概要】

(1) ルクセンブルグにおける開示

① CSSFに対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグから受益証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、CSSFへの登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、説明書、年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない。

さらに、「(6) 監督官庁の概要 (4) 財務状況およびその他の情報に関する監督」で述べるように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、独立の監査人により監査され、CSSFにより承認されなければならない。ファンドの独立監査人は、ケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルである。更に、ファンドは、前の金融庁1997年6月13日付通達97/136（金融監督委員会通達08/348により改正）に基づき、CSSFに対して月次報告書を提出することを要求されている。

② 受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した年次報告書および半期報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において、受益者はこれを入手することができる。これらの報告書は、適用ある場合、ファンド資産のうち、その非流動性により特別なアレンジの対象となる資産の比率、ファンドの流動性の管理に係る新規のアレンジ、ファンドについて利用されるレバレッジの総額およびファンドにより利用されるレバレッジの最大限度（その変更を含む。）ならびに現在のファンドのリスクの特性についての情報を含む。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。また、ルクセンブルグの商業および会社登録機関において約款（その変更を含む。）を閲覧することができ、その写しを入手することができる。

AIFMは、投資者が、自ら自己の名義においてファンドの受益証券の申込みを行う場合にのみ、ファンドに対して直接、その投資者としての権利を完全に行使することができるという事実について、投資者の注意を喚起する。投資者が、自己の名義において投資者のためにファンドに投資する仲介機関を通じてファンドに投資する場合、(i) 投資者がファンドに対して直接、特定の受益者としての権利を行使することが常に可能であるとは限らない可能性があり、また、

(ii) 純資産総額の誤り／ファンドに適用される投資規則の不遵守が発生した場合に投資者の補償を受ける権利が影響を受け、間接的にしか行使できない可能性がある。投資者は、自己の権利について助言を受けることを推奨される。

受益者に対するすべての通知は、必要な場合適切な媒体により公告される。

上記に加え、受益者は、管理会社に請求することにより以下の情報を入手することができる。

－ファンドがレバレッジを利用することができる状況およびレバレッジの利用に伴うリスク

－ファンドが投資戦略または投資方針を変更する際の手続きの説明

- －A I F Mとしての管理会社が、専門家責任リスクに関する2013年7月12日法第8条第7項の要件を如何に遵守していくかの説明
- －リスクを管理するため、A I F Mとしての管理会社が採用しているリスク管理体制
- －流動性リスクを管理するため、A I F Mとしての管理会社が使用している方法の説明
- －A I F Mとしての管理会社が、受益者の公平な取扱いを如何に確保しているかの説明

(2) 日本における開示

① 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの約款および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない（ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がない。）。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社および販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができる。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、C S S Fの監督に服している。監督の主な内容は次のとおりである。

(1) 登録の届出の受理

- ① ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければならない。
- ② U C I T Sで、E U加盟国で設立され、かつU C I T S通達2009/65/E Cの要件に適合していることを設立国の監督官庁により認可されているものについては、かかる登録を必要としな

い。かかるUCITSは、UCITSの所在国の当局に対し情報を提供して所定の書類を提出し、これを当該当局がCSSFに通知し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命することで、受益証券をルクセンブルグ国内において販売することができる。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定された共有持分型の契約型投資信託である。ファンドは、譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託に関する2010年12月17日法のパートIIに基づき登録されている。ファンドの受益証券につき、ルクセンブルグ以外のEU加盟国では公衆に対して販売されない。2010年法第88－1条のもとで、ファンドは、AIFMDおよびその施行規則ならびにAIFMDの施行規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定する、AIFとしての資格を有している。

- ③ 外国法に準拠して設立または運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその受益証券を販売するためには、当該投資信託が設立された国において、投資家の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければならない。さらにこれらの投資信託は、金融監督委員会により、2010年法に規定されるものと同等と見なされる監督に服していなければならない。
- ④ EUおよびEU以外のAIFのルクセンブルグの機関投資家への販売は、AIFMDの施行規則に規定される適用規則ならびにAIFMDの施行規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとする。

(2) 登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合、またはその監査人が受益者に対する報告義務およびCSSFに対する開示義務を怠った場合には、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が、CSSFの要求される専門的能力および信用につき十分な保証の証明をしない場合には、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託については地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ販売が停止されうる。

(3) 目論見書に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書、その他の書類は、その使用前にCSSFに提出されなければならない。CSSFは書類が適用ある法律、勅令、通達に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

(4) 財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびCSSFに提出された情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をCSSFに直ちに報告する義務を負う。また監査人は、CSSFが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）をCSSFに提出しなければならない。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

ファンドの資産は、リスク分散原則に従い、下記のファンドの一般的な投資方針の範囲内で、約款に規定される投資選択および投資制限に従って投資される。

投資目的および投資方針

ファンドの投資目的は、インカム・ゲインの確保とファンド資産の中長期的な成長を目指すことによりトータル・リターンを追求することである。

ファンドは、主に世界各国の公益債券に投資することにより、その目的の達成を目指す。

ファンドはアクティブ運用されており、ベンチマークを参照して運用されていない。

「世界各国の公益債券」とは、世界各国の公益企業・公社が発行する債券をいう。

「公益企業・公社」とは、電力・ガス・水道等の日常生活に密接なサービスを行う公益企業・公社をいう。

ファンドの資産は主に、取得時において投資適格とされている利付債に投資される。

基本的に、3つの格付機関（S & P、ムーディーズ、フィッチ）のうち一番高い格付が投資適格である場合、投資適格として分類される。3社ではなく2社のみが格付を付している場合、格付分類には2社のうちいずれか高い方を用いる。証券の格付が1つしかない場合、単一の格付が用いられる。公的格付が存在しない場合、DWSインベストメント・エス・エーの内部ガイドラインに従って内部格付を適用する。

保有資産がBBB－／Baa3以下に格下げされた場合、当該資産は6か月以内に売却される。

株式に対する投資は行われませんが、(i) 株式／新株予約権の特徴を有するハイブリッド優先証券への投資、(ii) 発行体の組織再編等の結果としての株式の受領、または、(iii) 債券の保有者に割り当てられる転換権の行使の結果として、純資産の10%を上限として株式を保有する場合がある。

ファンドは、資産担保証券（ABS）または不動産担保証券（MBS）に投資しない。

投資運用会社は、ポートフォリオの米ドルに対する為替リスクをヘッジする予定である。

ファンドは、販売目論見書の一般条項に詳述される条件に基づき、またその範囲で、証券金融取引を利用する予定である。

追加の除外：

その投資決定を行う際、ファンドの経営陣は、以下の評価アプローチを調査し、それぞれの評価結果に応じて投資ユニバースから企業を除外する。ファンドの経営陣は、独自のソフトウェアツールを用いて、問題のあるセクターへのエクスポージャーおよび問題のある兵器へのエクスポージャーを検討する。

この独自のソフトウェアツールは、問題のあるセクターから得た収益または問題のある兵器への関与の程度に関連する全体的な評価を導き出すために、一もしくは複数のESGデータ提供者、公的情報源および／または内部評価からデータを入手する。一つの評価アプローチに基づいていずれかの発行体が除外された場合、ファンドは、当該発行体への投資を禁止される。

以下の評価アプローチは、対象ファンドへの投資には適用されない。

－問題のあるセクターへのエクスポージャー

一般炭の採掘および一般炭ベースの発電からその収益の25%以上を得る企業は投資対象から除外される（これは、その手取金が環境および／または社会プロジェクトへの（再）資金調達に使用される資金用途特定型債券には適用されない。）。また、一般炭拡大計画（石炭の採掘、石炭の製造または石炭の使用のさらなる拡大など）を有する企業も投資対象から除外される。一般炭拡大計画を有する企業は、内部特定方法に基づいて除外される。政府がエネルギー部門における課題の対策として措置を講じた場合など、例外的な状況においては、AIFMは、個々の企業／地域への石炭関連の除外の適用を一時的に停止することを決定する可能性がある。

－問題のある兵器へのエクスポージャー

問題のある兵器または問題のある兵器の主要部品（対人地雷、クラスター弾、および／または化学兵器および生物兵器）の製造または販売に関与する者として特定された企業は除外される。また、グループ構造内での株式保有も、除外の対象として検討される可能性がある。

ファンドは、一切の環境的または社会的特性を促進せず、また、持続可能な投資目的を追求しない。

以下の開示は、金融サービスセクターにおける持続可能性関連の開示に関する規則（EU）第2019/2088号の第7条(1)に基づいて行われている。ファンドの経営陣は、投資戦略において環境的または社会的特性を追求していないため、ファンドについて持続可能性要因に対する主な悪影響を考慮しない。

以下は、持続可能な投資を促進するための枠組みの構築に関する2020年6月18日付規則（EU）第2020/852号の第7条に従った開示である。ファンドの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮しない。

本ファンドへの投資に関連する各リスクは、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」に記載される。

特定の投資制限

上記の投資目的および投資方針ならびに約款第4条に記載の投資制限に加え、以下の特定の投資制限が適用される。

ファンドは、一の者に係るエクスポージャーの純資産総額に対する比率が次に掲げる区分ごとにそれぞれ10%を超えることのないように運用するものとする。

- (i) 株式および投資信託証券の保有・・・「株式等エクスポージャー」
- (ii) 有価証券（(i)に定めるものを除く。）、金銭債権（(iii)に該当するものを除く。）および匿名組合出資持分の保有・・・「債券等エクスポージャー」
- (iii) 為替予約取引およびデリバティブ取引等により生じる債権・・・「デリバティブ等エクスポージャー」

さらに、ファンドは、一の者に係るエクスポージャーの純資産総額に対する比率が上記区分の合計で20%を超えることのないように運用するものとする。

(注1) (i)「株式等エクスポージャー」および(ii)「債券等エクスポージャー」は、当該有価証券等（以下「有価証券等」という。）を発行もしくは組成した者または債権の相手方（以下、発行または組成した当事者および取引相手方はまとめて「発行者等」という。）に対するものとし、保有評価額又は債権額（担保付の取引の場合には当該担保の評価額、当該発行者等に対する債務がある場合には当該債務額を差し引くことができるものとする。以下同じ。）をもってエクスポージャーとする。ただし、次の有価証券等のエクスポージャーについては、それぞれ次に定めるところによるものとする。

- (a) (1)日本国、(2)アイルランド、(3)アメリカ合衆国、(4)イタリア共和国、(5)オーストラリア連邦、(6)オーストリア共和国、(7)オランダ王国、(8)カナダ、(9)グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、(10)シンガポール共和国、(11)スイス連邦、(12)スウェーデン王国、(13)スペイン、(14)デンマーク王国、(15)ドイツ連邦共和国、(16)ニュージーランド、(17)ノルウェー王国、(18)フィンランド共和国、(19)フランス共和国、(20)ベルギー王国、(21)ポルトガル共和国、(22)ルクセンブルグ大公国、(23)香港特別行政区の中央政府、中央銀行、もしくは地方政府またはこれらが設立した政府機関の発行又は保証する債権については零とする。
- (b) 現地通貨建ての中央政府、中央銀行、もしくは地方政府またはこれらが設立した政府機関の発行又は保証する債権については零とする。ただし、(a)に該当するものを除く。
- (c) 国際機関の発行又は保証する債権については零とする。

(注2) (iii)のデリバティブ等エクスポージャー（店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。）は、取引の相手方に対するものとし、予約期日に応じそれぞれ次に定めるところによるものとする。

- (a) 120日以内に予約期日が到来するものについては零とする。
 - (b) 120日を超えるものについては、評価益の額をエクスポージャーとする。
- (注3) (iii)のデリバティブ等エクスポージャー（為替予約取引を除く。）は、有価証券の発行者等及び取引の相手方に対するものとし、それぞれ次に定めるものによるものとする。

- (a) 有価証券の発行者等に対するエクスポージャーは、デリバティブ取引のうち有価証券等を対象（原資産）とするものについてはそれぞれ次に定めるところによる（ただし、原資産が
 - (i)、(ii)および(iii)に掲げるものである場合には零とする。）ものとし、デリバティブ取引のうち金融指標等（利子率、為替レート、株価指数、先物取引等）を対象とするものその他のデリバティブ取引等については零とする。
- (1) 先物取引の買いについては、当該先物取引の評価額をエクスポージャーとする。
- (2) 先物取引の売りについては、エクスポージャーは零とする。

(b) 取引の相手方に対するエクスポージャーについては、それぞれ次に定めるところによるものとする。

イ 市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引については零とする。

ロ 店頭デリバティブ取引については、評価益の額（当該取引に担保または証拠金が差し入れられている場合には当該担保または証拠金の評価額を差し引くものとする。）をエクスポージャーとする。

価格、金利、通貨およびファンドの純資産総額の変動により、当該ファンドの特定の投資制限に記載される当該比率を超えることとなった場合に、ファンドは、超えることとなった日から1か月以内に当該比率以内となるよう調整を行い、通常の対応で1か月以内に調整を行うことが困難な場合には、その事跡を明確にした上で、できる限り速やかに当該比率以内に調整を行う方法とする。ただし、ファンドの設定当初、買戻しおよび償還への対応ならびに投資環境等の運用上やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

<ファンドの特色>

① 主に世界各国の公益企業・公社が発行する債券に投資するファンドです。

- 主に電力・ガス・水道等を供給する世界の公益企業・公社が発行する債券を投資対象とします。
- 上記に加え、その他の日常生活に密接なサービスを行う企業が発行する債券にも投資します。
- ファンドの資産は主に、取得時において投資適格とされている利付債に投資されます。

（注1）公的格付が存在しない場合、管理会社の内部ガイドラインに従って内部格付を適用します。

（注2）基本的に、3つの格付機関（S&P、ムーディーズ、フィッチ）のうち一番高い格付が投資適格である場合、投資適格として分類されます。

② ファンドは、米ドル建以外の資産に投資を行った場合、原則として、対米ドルで為替ヘッジを行います。また、米ドル建受益証券（米ドルクラス）、対豪ドルで為替ヘッジを行う豪ドル建豪ドルヘッジ受益証券（豪ドルクラス）と対ユーロで為替ヘッジを行うユーロ建ユーロヘッジ受益証券（ユーロクラス）を発行します。

③ 毎月収益分配を行います。

- 原則として、毎月20日を分配落ち日として分配を行います（20日が評価日でない場合、翌評価日に分配を行います。）。
- ※ 「評価日」とは、ルクセンブルグおよびフランクフルトにおける銀行営業日であり、ニューヨーク証券取引所および東京証券取引所の取引日でもある日をいいます（以下同じです。）。
- ※ 「銀行営業日」とは、銀行が営業を行い支払いが処理される日をいいます（以下同じです。）。
- 分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

持続可能性リスクの考慮

A I F Mおよびファンドの経営陣は、投資決定やモニタリングなど、ファンドの投資プロセスの一つ以上の段階において持続可能性リスクを考慮する。これは、ファンドの投資戦略によっては、社内のE S Gが統合された発行体分析を含む場合もある。

持続可能性リスクの考慮は、主に、一または複数のE S Gデータ提供者、公的情報源および／または内部評価からの情報を組み合わせた独自のソフトウェアツールに基づいている。

持続可能性リスクは、気候変動の影響または国際的に認められた責任ある企業行動の基準および原則の違反など、複数の要因から生じる可能性がある。かかる国際的に認められたガイドラインには、特に、国連グローバル・コンパクトの原則の枠組み、国連指導原則、国際労働機関の基準およびOECDの多国籍企業に関するガイドラインが含まれる。

主な悪影響

A I F Mは、S F D R第4条に従って、開示文書で説明されている投資決定が持続可能性要因に及ぼす主な悪影響を考慮する。

ファンドレベルでの主な悪影響の考慮に関する情報は、販売目論見書の特別条項または販売目論見書の付属書類（該当する場合）に記載されている。

ベンチマーク指数

ファンドは、ベンチマーク指数またはベンチマーク指数の組み合わせを用いることがある。かかる指数は、ファンドが指数をトラックする目的を有する場合に用いられ、また、ポートフォリオの構成、パフォーマンスの目標および／または測定の明示または黙示の定義において用いられる場合がある。

金融商品および金融契約においてベンチマークとして用いられるかまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する（指令2008／48／ECおよび2014／17／EUならびに規則（EU）第596／2014号を改正する）2016年6月8日欧州議会および理事会規則（EU）2016／1011に従い、かつ、移行期間を考慮した上で、ファンドは、欧州証券市場監督局（以下「ESMA」という。）が維持する各名簿に記載されているかまたはその管理者が記載されているベンチマーク指数のみを用いることができる。かかる各ベンチマークに関して、管理会社は、ベンチマークが大幅に変更されるかまたは提供されなくなった場合に講じることになる措置を規定した堅牢な企画書を策定している。

販売目論見書の特別条項には、ファンドがアクティブ運用されるかまたはパッシブ運用されるかについて、および、ファンドがベンチマーク指数を複製するかまたはいずれかのベンチマーク指数を参照して運用されるか（この場合、ファンドは、ベンチマークからの自由度を示す。）について明確に記載されている。

デリバティブの使用

ファンドは、ファンドが購入する資産または公認の指数、金利、為替レートもしくは通貨から派生するあらゆる種類のデリバティブに対して投資を行うことができる。特に、オプション、金融先物契約およびスワップならびにそれらの組合せを含む。デリバティブの使用は、ファンドの資産のヘッジに限定される必要はなく、投資戦略の一部となる可能性もある。

デリバティブ取引は、投資制限の範囲内で行われ、ファンド資産の効率的な運用を行う一方で、投資のデュレーションおよびリスクを管理する。

スワップ

管理会社は、投資原則の範囲内で、ファンドの勘定で、以下のスワップ取引を行うことができる。

- ・ 金利スワップ
- ・ 通貨スワップ
- ・ エクイティ・スワップ
- ・ クレジット・デフォルト・スワップ

スワップ取引は、当事者が各取引の対象となる資産またはリスクを交換する契約である。

トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップは、一方の取引相手方が他方の取引相手方に対して、信用損失だけでなく、利息および手数料からの収益、価格変動による損益を含む参照債務のトータル・リターンを移転するデリバティブである。

ファンドがトータル・リターン・スワップを使用する機会を利用する場合、対象となる戦略または取引相手方に関する情報は販売目論見書の特別条項および年次報告書に記載される。トータル・リターン・スワップは、法規定、特に規則（EU）第648/2012号を改正する、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日欧州議会および理事会規則（EU）2015/2365（以下「S F T R」という。）の規定に従って利用するものとする。

スワップション

スワップションは、スワップのオプションである。スワップションは、一定の時点にまたは一定の期間内にスワップ取引（その条件は、詳細に定められる）を行う権利である（義務ではない。）。

クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップは、潜在的な信用不履行の額を他の当事者へ移転することを可能にするクレジット・デリバティブである。信用不履行リスクを引き受ける対価として、リスクの売り手（プロテクションの買い手）は、その取引相手方にプレミアムを支払う。

その他すべての点において、前記「スワップ」で記載した内容が適宜適用される。

証券化金融商品

管理会社は、上記の金融商品が証券化された場合、当該金融商品を取得することもできる。金融商品に関する取引は、当該証券（例えば、ワラントに連動する債券）に部分的に含まれる可能性もある。機会およびリスクに関する説明は、適宜、当該証券化金融商品に適用されるが、証券化商品の場合、損失リスクは証券の価額に限定されることを条件とする。

店頭デリバティブ取引

管理会社は、取引所における取引を認められているかまたは他の組織化された市場に含まれるデリバティブ取引および店頭（O T C）取引を行うことができる。

証券金融取引の利用

ファンドは、証券金融取引、すなわち証券貸付取引および（リバース）レポ契約を利用することができる。詳細については、販売目論見書の特別条項に記載される。ここで述べた種類以外の証券金融取引（証拠金貸付取引、売戻条件付買入取引および買戻条件付売却取引等）は、現在、利用されていない。管理会社が将来こうした種類の証券金融取引を利用する場合には、これに応じて販売目論見書を変更する。

証券金融取引は、法規定、特にS F T Rの規定に従って利用するものとする。

証券貸付および（リバース）レポ取引

ファンドは、市場価格による対価と引き換えに、取引相手方に対して、自らの資産から証券を一定期間譲渡することができる。

管理会社は、ファンドのために、証券貸付および借入れならびに（リバース）レポ取引を開始、準備および実行するためにDWSインベストメントGmb Hを指名した（証券貸付代理人）。

a) 証券貸付および借入れ

前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」に記載されるファンドの投資方針によってさらに制限される場合を除き、ファンドは、証券貸付および借入取引を行うことができる。適用制限は、随時修正されるC S S F通達08/356に記載される。

これらの取引は、(i)リスク軽減、(ii)コスト削減および(iii)ファンドのリスク特性および適用あるリスク分散ルールに抵触しないリスク水準で行われる追加的な元本の調達または収益の獲得のうちまたは複数の目的で実行することができる。市況および市場の需要に応じて、証券貸付取引によってファンドの証券の上限70%を取引相手方に譲渡することができる。ただし、市場の需要が増加した場合、管理会社は、ファンドの証券の最大で上限100%を取引相手方にローンとして譲渡する権利を留保する。

証券貸付および借入れは、ファンドが保有する資産について行うことができる。ただし、(i)取引量が適当なレベルに保たれることまたはファンドが買戻請求に常に応じることができるような態様で貸付証券の返還請求権を有することおよび(ii)ファンドの投資方針に従った資産の運用を阻害するようなものではないことを条件とする。これらのリスクは、管理会社のリスク管理プロセスによって把握されるものとする。

ファンドは、以下の規則に従うことを条件として証券貸付および借入取引を行うことができる。

- (i) ファンドは、公認清算機構が組織する標準化されたシステムまたは一流の金融機関（C S S Fがヨーロッパ共同体法に定める規定と同等であり、かつ、この種の取引を専門にしていると承認する慎重な監督規則に服する金融機関に限る。）を通じてのみ、証券の貸付を行うことができる。
- (ii) 借り手は、C S S Fがヨーロッパ共同体法が定める規定と同等であるとみなす慎重な監督規則に従わなくてはならない。
- (iii) 一または複数の証券貸付取引から生じる一取引相手方に対する取引相手方リスク（疑義を避けるために付言すると、担保の利用により軽減することができる。）は、取引相手方が2010年法第41条第1項(f)に定める金融機関に該当する場合はファンドの資産の10%、その他すべての場合はファンドの資産の5%を超えてはならない。

ファンドの実際の利用率の概要は、年次報告書において開示される。

証券貸付は、合成的に行われる場合もある（以下「合成証券貸付」という。）。合成証券の借入れにおいて、ファンドに含まれる証券は、現在の市場価格で取引相手方に売却される。ただし、かかる売却は、ファンドが同時に、売却された証券と同種、同質および同量の証券の引渡を後日要求する権利をファンドに与えるという証券化されたレバレッジされていないオプションを取引相手方から受け取るということを条件とする。オプションの価格（以下「オプション価格」という。）は、証券の売却により受領した現在の市場価格から(a)証券貸付手数料、(b)オプションの行使により取戻請求をすることのできる証券からの収益（例えば、配当、利払い、企業行為）および(c)オプションの行使価格を控除した金額とする。オプションは、オプションの有効期間中に行使価格で行使できる。投資戦略を実施するため、合成証券借入れの対象となる証券がオプションの有効期間中に売却される場合、かかる売却は、その時点の市場実勢価格から行使価格を控除した価格でオプションを売却することによっても行うことができる。

証券貸付取引は、個別の受益証券クラスおよび／またはその投資者（当該特定の受益証券のレベルで発生する当該証券貸付取引に基づく収益および担保に対する権利を有する。）の特定の特性を考慮し、当該受益証券クラスに関しても場合により行うことができる。

b) (リバース) レポ取引

前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」に記載されるファンドの投資方針によってさらに制限される場合を除き、ファンドは、(リバース) レポ取引を行うことができる。適用制限は、随時修正されるC S S F通達08/356に記載される。原則として、(リバース) レポ取引は、2010年法およびファンドの投資原則に基づき、適格資産に関する限り行うことができる。

本書において別途定める場合を除き、ファンドは、売主が、(i)当事者が契約で定めた価格および条件で売却された証券を買主から買い戻す権利または義務を有する旨を定めた上で行う証券の売買から構成されるレポ取引および(ii)満期に売主（取引相手方）が売却された証券を買い戻す義務を負い、ファンドが取引に基づき受領した証券を返還する義務を負う先渡取引から構成されるリバース・レポ取引（以下「レポ取引」と総称する。）を締結することができる。

管理会社は、この種類の取引を(i)追加の収益の獲得および(ii)担保付短期投資のうち一または複数の目的で利用することができる。市況および市場需要次第で、ファンドが保有する証券の上限50%を譲受人に譲渡する見込みである（レポ取引の場合）。さらに、適用投資条件の制限の範囲内で、現金と引換えに証券を受領することができる（リバース・レポ取引の場合。）。ただし、管理会社は、市場の需要が増加した場合、適用投資条件の制限の範囲内で、ファンドの証券の最大で上

限100%を譲受人に譲渡する（レポ取引の場合）または現金と引換えに証券を受領する（リバース・レポ取引の場合）権利を留保する。

ファンドは、レポ取引または一連の継続レポ取引において、買主または売主のいずれかとして行為することができる。ただし、当該取引への関与は、以下の規定の対象となる。

- (i) ファンドは、レポ取引の取引相手方がC S S Fがヨーロッパ共同体法に定める規定と同等であるとみなす慎重な監督規則に服していない限り、レポ取引を利用して証券の売買をすることはできない。
- (ii) 一または複数のレポ取引から生じる一取引相手方に対する取引相手方リスク（疑義を避けるために付言すると、担保の利用により軽減することができる。）は、取引相手方が2010年法第41条第1項(f)に定める金融機関に該当する場合はファンドの資産の10%、その他すべての場合はファンドの資産の5%を超えてはならない。
- (iii) 買主として行為するファンドとの間のレポ取引の有効期間中、ファンドは、その他の補償手段を有する場合を除き、取引相手方がこれらの証券を買い戻す権利を行使する前にまたは買戻期間が終了するまで、契約対象の証券を売却することはできない。
- (iv) レポ取引に基づきファンドが取得した証券は、ファンドの投資方針および投資制限に適合しなくてはならず、また以下に限定される。
 - －短期銀行証書または2007年3月19日付指令2007/16/E Cに定める短期金融商品
 - －O E C D加盟国もしくはそれらの地方公共団体、または（地域的か世界的規模かを問わない）E Uの超国家機関および事業体によって発行または保証された債券
 - －純資産総額の計算を毎日行い、かつA A A格またはこれと同等の格付を有するマネー・マーケット型のU C Iによって発行された株式または受益証券
 - －適切な流動性を提供する非政府発行体によって発行された債券
 - －E U加盟国の規制ある市場またはO E C D加盟国の証券取引所に上場されているかまたは取引されている株式。ただし、かかる株式が主要なインデックスに含まれていることを条件とする。

ファンドの実際の利用率の概要は、年次報告書において開示される。

レポ取引もまた、個別の受益証券クラスおよび／またはその投資者（当該特定の受益証券のレベルで発生する当該レポ取引に基づく収益および担保に対する権利を有する。）の特定の特性を考慮し、当該受益証券クラスに関しても場合により行うことができる。

取引相手方の選択

トータル・リターン・スワップ、証券貸付取引およびレポ取引を含む店頭デリバティブ取引の締結は、標準化された基本契約に基づいた信用機関または金融機関とのみ認められる。取引相手方は、公的な団体による継続的な監督を受け、財務上健全であり、サービスを提供するために必要な組織構造およびリソースを有していなければならない。一般に、すべての取引相手方は経済協力開発機構（O E C D）の加盟国、G-20またはシンガポールに本社を有している。さらに、取引相手方またはその親会社のいずれかは主要な格付機関による投資格付けを有していなければならない。

店頭デリバティブ取引および効率的なポートフォリオ運用手法のための担保方針

ファンドは、取引相手方リスク軽減のために、店頭デリバティブ取引、証券貸付および（リバース）レポ取引に係る担保を受け取ることができる。証券貸付取引において、ファンドは、契約期間中における価値が貸付証券総額の少なくとも90%（利息、配当、その他の可能性がある権利および合意された割引または最低譲渡金額を考慮する。）に相当する担保を受け取らなければならない。

ファンドは、規制上の要件、特に、C S S F 08/356の規定に合致するあらゆる種類の担保を受け入れることができる。

- I. 証券貸付取引の場合、この担保は貸付証券の譲渡以前にまたはそれと同時に受領されていなければならない。証券が仲介機関を通じて貸し出されている場合、関連する仲介機関が取引が適切に完了することを保証する場合、担保を受領する前に貸付証券の譲渡を行うことができる。かかる仲介機関が借り手の代わりに担保を提供する場合もある。

II. 原則として、通貨先物取引を除き、証券貸付および（リバース）レポ取引ならびに店頭デリバティブ取引の担保は以下のいずれかの様式で提供されなければならない。

- －現金、短期銀行預金、2007年3月19日付指令2007/16/ECに定義される短期金融市場商品、信用状および取引相手方に関連のない一流の信用機関により発行された要求払保証金、および／またはOECD加盟国もしくはその地方機関によって、または（地域的か世界的かを問わない）共同体の超国家機関および事業体によって発行または保証された債券（その残余期間を問わない。）等の流動資産
- －純資産総額の計算を毎日行い、かつAAA格またはこれと同等の格付を有するマネー・マーケット型のUCIによって発行された株式または受益証券
- －主として下記2つのインデントに記載される債券／株式に投資を行うUCITSによって発行された株式または受益証券
- －適切な流動性を提供する一流の発行体によって発行または保証された債券（残余期間を問わない。）
- －EU加盟国の規制ある市場またはOECD加盟国の証券取引所に上場されているかまたは取引されている株式。ただし、かかる株式が主要なインデックスに含まれていることを条件とする。

III. 現金またはUCI／UCITSの株式／受益証券以外の形態で付与された担保は、取引相手方に関連のない法人によって発行されなければならない。

IV. 担保が現金の形態で提供され、その結果、かかる担保の管理者に対するファンドの信用リスクが生じる場合、当該エクスポージャーは、2010年法第43条第1項に規定される20%の制限を遵守しなければならない。さらに、かかる現金担保は、取引相手方の支払不履行による影響から法律上保護されない限り、取引相手方が保管してはならない。

V. 現金以外の形態で提供された担保は、取引相手方の資産と適切に区別されない限り、取引相手方が保管してはならない。

VI. 提供される担保は、発行体、国および市場に関して適切に分散化されなければならない。担保が、流動性、評価、発行体の支払能力、関連性および多様性等の一連の基準を満たす場合、取引相手方の債務総額と相殺することができる。相殺された場合、担保の価値は価格変動の結果、一定の割合で減少する場合がある。これをヘアカットという。これは、債務および担保の価値の短期的な変動を緩和する。一般に、現金担保はヘアカットの対象にはならない。

VII. ファンドは、受領した担保の評価を毎日行うものとする。すでに付与された担保の価額が補償される予定の金額に満たない場合、取引相手方は、速やかに追加の担保を提供するものとする。

証券取引所または他の組織された市場での取引が認められているまたはこれらに含まれている担保は、評価前日の終値または入手可能な場合は、評価日の終値のいずれかで評価される。担保の評価は、時価に近い価格を取得するための原則に従って行われる。

VIII. 担保は、保管受託銀行または保管受託銀行の副保管受託銀行によって保有される。銀行預金の形態による現金担保は、ファンドの保管受託銀行または保管受託銀行が同意した他の金融機関によって封鎖勘定で保有される。

ファンドはその執行を要する事由が発生した場合に、担保に係る権利を請求できることが確保されるものとする。これは、取引相手方が貸付証券を返却する義務を遵守しない場合、担保は、ファンドが担保として差し出された資産を遅滞なく利用または現金化することができる方法で直接または一流の金融機関またはこの機関の完全所有子会社の仲介を通じて常に入手可能とすることを意味する。

IX. 現金担保の再投資は、優良国債または短期マネー・マーケット・ファンドのみに対してが可能である。さらに、現金担保は、信用機関とのリバース・レポ取引によって投資されることもできる（ただし、発生残高を回収できることが常に確保されている場合に限る。）。一方で、証券担保は、売却または担保としての提供が認められていない。

（２）【投資対象】

上記「（１）投資方針」参照のこと。

（３）【運用体制】

（１）管理会社の投資運用組織

管理会社は、ファンドの運用業務を投資運用会社に委託している。

管理会社は、自らの責任および支配の下で、ならびに自らの費用において、投資運用会社とファンドに関する投資運用契約を締結した。投資運用会社は、ドイツ法に基づくポートフォリオ・マネージャーである。

ファンドの運用には、投資方針および直接的な投資判断の日々の遂行を含むものとする。投資運用会社は、自らの監督、支配および責任の下で、ならびに自らの費用において、ファンド運用業務の全部または一部を委任することができる。

投資運用会社は、自らの費用において、ならびに自らの責任および支配の下で、投資助言会社を任命することもできる。投資助言機能は、特に、ファンドの資産に適した投資商品の分析および推奨が含まれるものとする。投資運用会社は、投資助言会社が行った推奨に拘束されない。

ファンドの投資運用会社は、ファンドの参照指標に対するファンドのパフォーマンスおよびファンドの同業者に対する相対的地位の双方を含む一切の投資決定およびそれに関連するリスクに責任を負う。投資運用会社の投資決定は、定性・定量の両局面からなるマルチ・ステップ・プロセスにより監督・統制される。

投資運用会社は、ファンドの所定の投資目的の達成において一定の裁量権を享受する。資産配分といった事項を含む基本的な変更には、投資チームの意見を盛り込むこと、およびチーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）の合意を得ることが必要である。

投資運用会社は、市場分析およびポートフォリオ構築についてチームとして機能する。これらの資格において、投資運用会社らは相互を代理人に任命し、投資スペシャリストが、自己の担当分野（市場またはポートフォリオ）のバックアップを有していることになる。

ファンドの運用体制は、2025年1月末日現在のものであり、随時変更されることがある。

（２）投資運用に関する内部規則

管理会社は内部的なグループ行動規範方針およびドイツ投資信託協会（BVI）の行動規範を固守する。

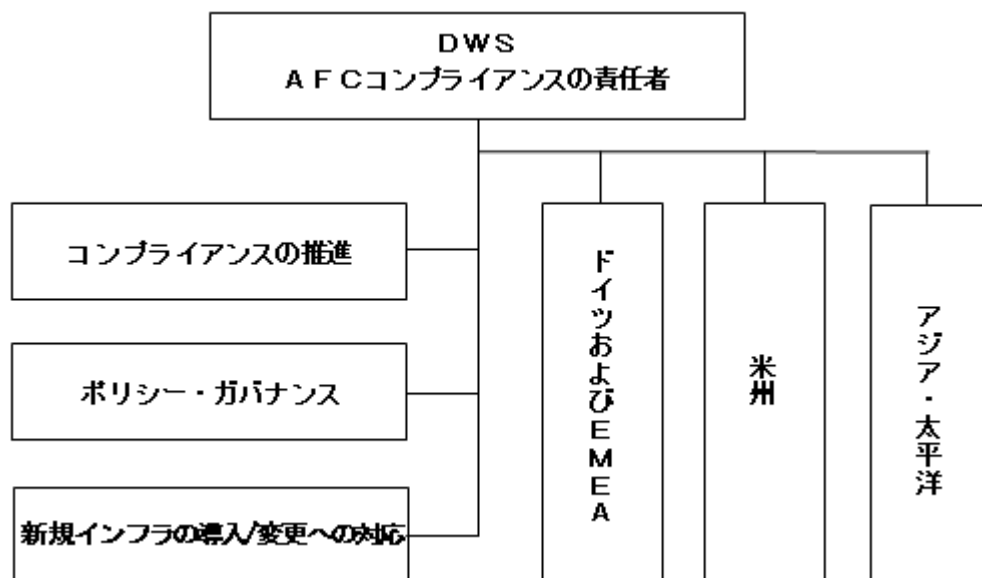
幾つかの内部方針が、規制要件および最良実務基準、例えば「最良執行方針」「公平配分方針」「クロッシング方針」「スタッフ取引に関する指令」「コンプライアンス・マニュアル」を満たすためにおかれている。したがって、コンプライアンス部門は、「アクセス」および幾つかのコンプライアンスに特化したシステムを通じて定期的にすべての顧客およびスタッフの取引を監視している。

一般に、ポートフォリオ運用は、適用ある法律上、監督上、契約上および内部の規制に対する全般的な遵守に責任を負う。ファンドのポートフォリオ運用は、アセット・マネジメント・リスク統制管理部門および投資運用コンプライアンス部門による支援を受けている。

（３）コンプライアンス

管理会社のコンプライアンス部門は、すべての関連する制定法、規則、規範および最良実務および高い倫理基準の遵守が確保されることを目指している。コンプライアンス部門は、管理会社の業務活動に適用されるすべての規則、規制および規範についての会社全体の認識を高めている。

DWS A F Cコンプライアンス – グローバル



2025年1月末日現在

主要なコンプライアンス業務には、以下のものが含まれる。

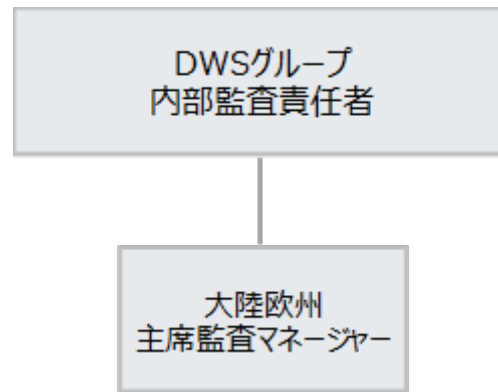
- ・法律の遵守を促進・執行し、ドイツ銀行内のコンプライアンスと倫理行動の風土を推進することにより、銀行の免許を保護する独立した第2レベル管理機能を遂行する。
- ・銀行のコンプライアンス・リスクの管理に対するリスクベースのアプローチを確立し、維持するために、ビジネスを支援し、他のインフラ部門や規制当局と協励する。
- ・銀行のすべての業務をカバーする権限下で、リスクベースのアプローチを用いて、主要なリスクに関する定期的な調査、モニタリングおよびテストを実施する。
- ・規制監査や自己評価、規制当局の調査や問い合わせ、臨時調査／通知などの状況において、銀行が規制当局とオープンで建設的な対話を維持することを支援する。

DWSグループの内部監査

DWSグループの内部監査は、ヨーロッパにおける管理会社のリテールおよび機関投資家向けアセット・マネジメント業務をカバーすること、ならびに統制環境の独立評価に責任を有する。これには、内部統制構造が、資産の保護、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、ガイドラインおよび業務指示の遵守、法律および規則の遵守、ならびに内在するリスクの評価について合理的な確実性を提供しているかどうかの査定および報告を含む。リスクを基礎とするアプローチが、ダイナミックかつ効率的に、すべての業務を対象とし、かつ、機能の統制環境を支援するために利用される。監査部門は利益相反となるかまたは自らの独立性を危うくする結果になるおそれのある業務について関与しない。

以下のチャートは、ヨーロッパでのアセット・マネジメント業務のための管理会社の監査部門の組織を表すものである。

DWSグループの内部監査



2025年1月末日現在

ポートフォリオ運用

一方で、リサーチ、資産配分およびポートフォリオ構築の期間を超えて予測およびポジションニングに関して継続的な監視がなされている。管理会社の事業リスク部門およびコンプライアンス部門は常にすべてのポートフォリオを監視している。

管理会社は、リアル・タイムの注文管理システムを使用しており、実行前に全注文をチェックする。それは、取引を実行する前に重要なポートフォリオの数値を再計算している。

毎日のストレス・シナリオ（ヒストリカルなものおよびファンドに特化しているもの）および日々のバック・テストを実施するために、リスク計測グループからのアプリケーション・リスクマネージャーにより、管理会社は日々のVaR数値（モンテ・カルロまたはヒストリカルシミュレーション）を計算することが可能になっている。

他方で、過去のパフォーマンスのレビューがある。グループおよび各部門の責任者は、ファンドのポジションニングおよびパフォーマンスを管理しており、パフォーマンスについて検討し、必要であればパフォーマンス改善のための変更を導入するためにパフォーマンス・レビュー・ミーティングが定期的に行われている。

(4) 管理会社によるファンドの関係者に対する管理運営システム

- ・管理会社の職務には、特に、投資信託の管理事務業務が含まれる。かかる業務は、（１）登録業務、（２）純資産価額の計算および会計業務、ならびに（３）顧客連絡業務の３つの主要な業務に分類することができる。管理会社は、自らの責任および費用負担において、各業務を第三者に委託することができる。
- ・管理会社は、投資信託の管理事務業務における（１）登録業務および（２）顧客連絡業務の２つの業務を遂行する。登録業務に関連する業務の履行において、管理会社は、ミュンヘンのステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHおよびモルゲンファンドGmbHルクセンブルグ支店の支援を受ける。ミュンヘンのステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHは、特に、フランクフルトのクリアストリーム・バンキング・エー・ジーに預託された大券の管理事務業務を引き受ける。KYC（顧客確認）およびAML（マネー・ロンダリング防止）関連業務を履行する目的において、モルゲンファンドGmbHルクセンブルグ支店は、ドイツに所在するその支援提供者に対し、投資者に関する情報を移転する。顧客連絡業務に関連する業務の履行において、管理会社は、DWSベタイリグンクスGmbHおよびモルゲンファンドGmbHルクセンブルグ支店の支援を受ける。
- ・管理会社は、純資産価額の計算および会計業務をステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHルクセンブルグ支店に委託している。
- ・保管受託銀行は、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店である。

業務を監視するに当たりリスク部門とコンプライアンス部門、法務部門と業務部門の間で協力がなされている。業務部門の責任者は、保管受託銀行との関係、ならびに高水準の業務が維持されて

いることの確保、および生じる可能性のある安定性またはシステム上の問題点の特定および解決についての共同作業に責任を有する。事業の必要性および要件の調整を確保するために保管受託銀行と管理会社の組織との間で高レベルでの意見交換が常に行われている。業務水準の合意についての見直しが年1回行われている。

保管受託銀行は、キー・パフォーマンス・インディケーターを、コア・プロセッシング・サービス業務部門に対し毎月提供し、これは毎月のコア・プロセッシング・サービス／保管受託銀行業務ミーティングおよび四半期ごとのグローバル・ガバナンス・ミーティングで承認および合意される。

管理会社の内部監査部門は定期的な訪問を行い、システム、人員、手続および統制が、管理会社およびその顧客に業務を提供し、現地の規制当局の期待に応えるために整備されていることを確保するために、管理会社の手続をテストする。

コア・プロセッシング・サービス業務部門内においては、業務の質および提供の適時性を監視するために維持されている内部キー・パフォーマンス・インディケーターだけでなく、すべての機能分野における上級管理職に対するM I S（マネジメント・インフォメーション・システム）報告が毎月行われている。

（４）【分配方針】

ファンドは、原則として、毎月20日を分配落ち日として分配を行う（20日が評価日でない場合、翌評価日に分配を行う。）。

（注）分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともある。

管理会社は、収益を分配するかまたは再投資するかを決定する。分配する場合、管理会社は、分配の有無および金額も定める。通常純収益および実現キャピタル・ゲインはいずれも分配可能である。また、未実現キャピタル・ゲインならびに前年度の留保キャピタル・ゲインおよびその他の資産も分配可能であるが、ファンドの純資産総額が2010年12月17日法第23条により要求される最低金額を下回らないことを条件とする。分配は、分配日において発行済の受益証券口数に基づき支払われる。分配の全部または一部は、無償受益証券の形式で支払われる。残存する受益証券の端数は、現金で支払われるかまたは貸記される。5年以内に申し立てられない分配は、失効し、関連するファンドに戻されるものとする。

管理会社は、適用法令および規則に従い、ファンドに関し中間分配を支払うことを決めることができる。

※ 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

<収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がる。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

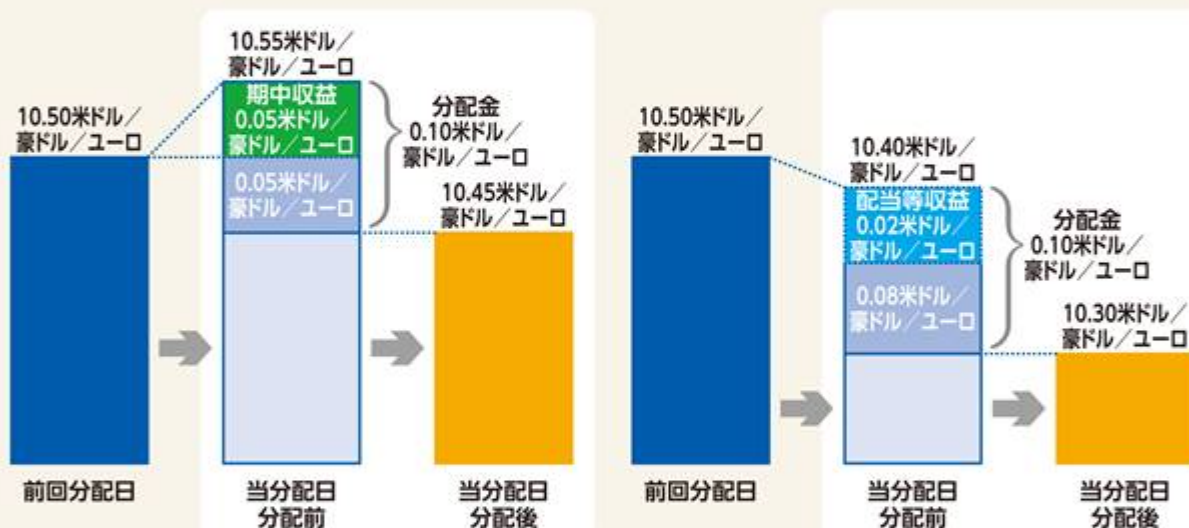


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合がある。その場合、当分配日の受益証券1口当たり純資産価格は前回分配日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではない。

分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

（前回分配日から受益証券1口当たり純資産価格が上昇した場合）

（前回分配日から受益証券1口当たり純資産価格が下落した場合）



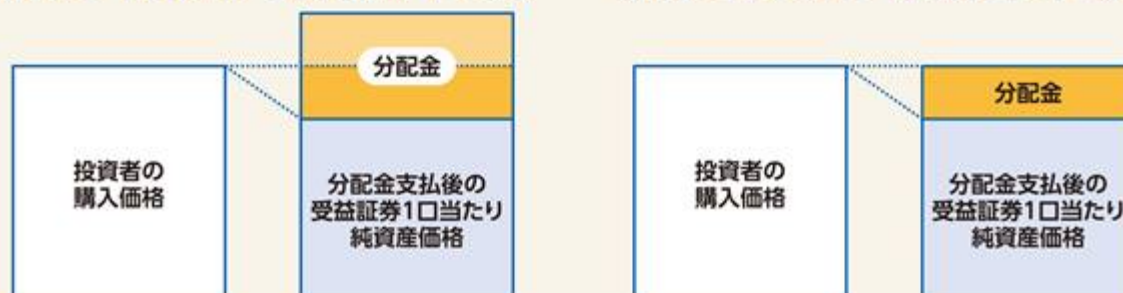
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われる。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではない。

- 投資者のファンドの購入価格によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がりが見込まれた場合も同様である。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金」の「(5) 課税上の取扱い」を参照すること。

（５）【投資制限】

管理会社は、ファンドの資産の運用にあたり、以下の投資制限を遵守する。

a. 譲渡可能証券に関する資産制限

ファンドは、以下のことをしてはならない。

- ① 証券取引所で取引可能でない証券または別の規制市場（定期的に営業しており、かつ公認され、一般に公開されているもの。）で取引されていない証券に、ファンドの資産の15%を超えて投資すること。
- ② 同一の発行体から同種の表章された権利の20%を超える部分を購入すること。
- ③ 同一の発行体の表章された権利にその資産の20%を超えて投資すること。
- ④ 株式に投資するその他の集団投資ファンドもしくは会社型投資ファンドの株式もしくは受益証券に投資すること。
- ⑤ 管理会社が自己または第三者のために行う取引等、受益者の保護に反しまたはファンドの資産の適正な運用を害するファンドのために締結される管理会社の取引は、禁止されるものとする。
上記②および③で定められる制限は、OECDの加盟国もしくはその地域的団体により、または国際機関もしくは共同体、地域的もしくは国際的な性格の組織により付与されまたは保証される表章された権利には適用されない。

b. 空売りに関するリスク分散規則

- ① 以下の空売りは、原則として、ファンドにおいて行うことはできない。
 - (イ) 公式の証券取引所への上場が認められていないかまたは別の規制市場（定期的に営業しており、かつ公認され、一般に公開されているもの。）で取引されていない譲渡可能証券のショート・ポジション。ただし、ファンドは、かかる証券が流動性が高く、ファンドの資産の10%を超えない場合は、規制市場で相場を付けられずまたは取引されていない譲渡可能証券についてのショート・ポジションを保有することができる。
 - (ロ) 同じ発行体により発行された同種の証券の10%を超える譲渡可能証券についてのショート・ポジション。
 - (ハ) 同じ発行体の譲渡可能証券についてのショート・ポジションで、(i) 空売りが行われた時点での価格の合計が、ファンドの資産の10%を超える場合、または(ii) ショート・ポジションが資産の5%を超える契約義務を表す場合。
- ② 特定の時点において譲渡可能証券の空売りから生じる契約義務は、当該時にファンドにより行われた空売りから生じる累積的未実現損失に相当する。空売りから生じた未実現損失は、ショート・ポジションをカバーすることができる時価と、関連する譲渡可能証券が空売りされた価格との差額から生じるプラスの金額である。
- ③ 空売りから生じるファンドの契約義務総額は、いかなる場合もファンドの資産の50%を超えることはできない。ファンドが空売り取引を実行する場合、かかる空売りから生じる未清算ポジションをいつでも手仕舞いすることのできるのに十分な資産を保有していなければならない。
- ④ 譲渡可能証券の空売りに関連して、ファンドは、この種の取引を専門としている一流の専門家との間で、借主として証券貸付取引を締結する権限を付与されている。(i) 証券貸付取引に関連して、ファンドから貸主に担保として移転される資産の価額と(ii) ファンドがかかる貸主に対し負う債務との差額から生じるカウンターパーティ・リスクはファンドの資産の20%を超えることはできない。疑義を避けるために述べると、ファンドはさらに、所有権を移転することにならずまたは他の方法によりカウンターパーティ・リスクを制限する担保取決めを用いて担保を提供することができることに留意すべきである。

c. 信用制限

管理会社も保管受託銀行もファンドの勘定で借入れをすることはできない。ただし、ファンドは、「バック・トゥー・バック」ローンの方法により外貨を取得することができる。

上記の例外として、ファンドは、その純資産の10%を上限として借入れすることができる。ただし、かかる借入れは、一時的なものとする。

管理会社も保管受託銀行もファンドの勘定で貸付けを行うことはできず、また、第三者のための保証人となることもできない。

この制限は、全額払込み済みでない証券、短期金融商品またはその他の金融商品の取得を妨げないものとする。

d. デリバティブ金融商品およびその他の手法に対するアクセス

① ファンドは、下記のデリバティブ金融商品および手法を用いることができる。

デリバティブ金融商品は、特に、オプション、金融商品に関する先物契約およびかかる契約のオプション、ならびにすべての種類の金融商品に関する公開市場スワップが含まれる場合がある。さらにファンドは、証券貸付取引の、および擬制または真正の年金取引形式による手法を用いることができる。

デリバティブ金融商品は、規制市場またはこの種の取引を専門とする一流の専門家と公開市場で取引されなければならない。

証券の空売りからの債務、ならびに公開市場で取引される金融商品の債務、および規制市場で取引されるデリバティブ金融商品取引からの債務の合計額は、いかなる場合でもファンド資産の価額を超えることはできない。

この点に関し、以下の制限が適用される。

- (イ) 公開市場で取引されるデリバティブ金融商品に関する債務と共に、規制市場で取引されるデリバティブ商品に関する証拠金支払いおよび／または追加カバーは、ファンドの資産の50%を超えることはできない。ファンドの流動資産の準備金は、少なくともファンドにより提供される証拠金支払いおよび／または追加カバーの金額と同額でなければならない。流動資産は、定期預金および残存期間が12か月未満の定期的取引されている短期金融商品だけでなく、OECD加盟国もしくはその地域的な団体によりまたは国際機関もしくはは共同体、地域的もしくはは国際的な性格の組織により発行された、財務省債券、ならびに、規制され、一般に公開されており、定期的に営業している公式証券取引所または規制市場で取引されており、かつ、より高い程度の流動性を有するとともに一流の発行体により発行されている債券もいうものと解される。
- (ロ) ファンドは、借入れによって証拠金支払いおよび／または追加カバーに対し資金調達することはできない。
- (ハ) ファンドは、先物契約以外の天然資源または天然資源指数についての商品契約を締結することはできない。これに対し、ファンドは、組織化された市場で取引可能な貴金属の現金取引を締結することができる。
- (ニ) カレント・オプションの購入のために支払われるプレミアムは、上記(イ)で定められる50%の制限内に含まれる。
- (ホ) ファンドは、天然資源に対する投資においては、合理的なリスク分散を確保するため、十分な多様化を行わなければならない。
- (ヘ) ファンドは、規制市場で取引されるデリバティブ金融商品または公開市場で取引されるデリバティブ金融商品に係る単一の契約で、これについての、証拠金支払いおよび／もしくは追加カバーもしくはは債務が資産の5%以上となる未清算ポジションを保有することはできない。
- (ト) 同一の性格を有するカレント・オプションの購入に支払われるプレミアムは、資産の5%を超えることはできない。
- (チ) ファンドは、同一の重要商品または金融商品に関する同一カテゴリー先物契約に係るデリバティブ金融商品で、これについての証拠金支払いおよび／もしくは追加カバー（組織化された市場で取引されるデリバティブ商品に対して）並びに債務（公開市場で取引されるデリバティブ商品に対して）が資産の20%以上になる未清算ポジションを保有することはできない。
- (リ) ファンドによる公開市場で取引されるデリバティブ取引との関連における債務は、当該時において、このデリバティブ取引の未実現損失に相当する。

- ② 標準化されたシステムに関連して、管理会社は、ファンドの証券を第三者に貸し付ける権利を有する。かかる取引は、ユーロクリアもしくはクリアストリーム等の公認の決済機関もしくはその他の公認の国内決済センターまたはその他これに類する取引を専門とし信用格付が高い金融機関を利用する場合にのみ行うことができる。かかる運営はC S S F通達08/356またはこれを修正するかもしくは置き換える通達に従ってなされなければならない。

合成証券貸付

上記の証券貸付に関する規則のほか、証券貸付は合成的に行われる場合がある（以下「合成証券貸付」という。）。合成証券の借入れにおいて、ファンドに含まれる証券は、現在の市場価格で取引相手方に売却される。ただし、かかる売却は、ファンドが同時に、売却された証券と同種、同質および同量の証券の引渡しを後日要求する権利をファンドに与えるという証券化されたレバレッジされていないオプションを取引相手方から受け取ることを条件とする。オプションの価格（以下「オプション価格」という。）は、証券の売却により受領した現在の市場価格から、(a) 証券貸付手数料、(b) オプションの行使により取戻請求することのできる証券からの収益（例えば、配当、利払い、企業行為）および(c) オプションに関連する行使価格を控除した金額とする。オプションは、オプションの有効期間中に行使価格で行使される。投資戦略を実施するため、合成証券借入れの対象となる証券がオプションの有効期間中に売却されることとなった場合、このような売却は、その時点の市場実勢価格から行使価格を控除した価格でオプションを売却することによっても行うことができる。

- ③ ファンドは、証券の購入または売却からなる擬制年金取引を締結でき、この取引において買主は、契約が締結された時に当事者間で合意された価格および条件で売却証券を買い戻す売主の契約上の権利を承認する。ファンドは、真正年金取引を締結することもでき、かかる取引は売主が年金取引において移転された証券を買主から引取る義務を負い、買主は、これらの証券を返還する権利または義務のいずれかを有する取引の形で行われる。

ファンドは、上記取引において売主または買主となることができる。かかる取引の締結は、以下の規定に従う。

- ・ファンドは、取引の相手方がこの種の取引の一流の専門家である場合のみ、擬制または真正の年金取引を締結することができる。
- ・擬制年金取引のための購入契約の有効期間中、ファンドは、相手方が返還権を行使するかまたは返還期間が満了するまで、ファンドが他のオプションを有する場合を除き、当該契約の目的である証券を転売することはできない。ファンドは、前述の取引の範囲が、いつでも返還義務を果たすことのできる水準に留まることを確保しなければならない。同じ条件は、拘束力のある購入および償還契約に基づく真正年金取引のための契約（ファンドが買主（譲受人）となっているもの）にも適用される。

ファンドが真正年金取引において売主（譲渡人）となっている場合、ファンドは、真正年金取引の全期間中、この年金取引の証券の所有権を移転することも、第三者のために担保を設定することも、またそれらをその他の方法で再度換金することもできない。真正年金取引の期間の終了時に、ファンドは、必要ある場合、譲受人に対する返還のための合意済価格を支払うことのできる必要資産を保有していなければならない。

e. 流動資産

さらに、ファンドは、その資産の49%までを流動資産に投資できる。特定の例外的状況の場合、受益者の利益に関して正当化されると考えられるときにかつその範囲に限って、一時的に49%を超えて流動資産に投資することが許される。

f. 例外

リスク分散原則を遵守する義務にかかわらず、ファンドは、資金の流れの増加を伴う開始段階において対象ポートフォリオを構成する際に個々のポジションを比例して設定することができない可能性があるため、承認日または有効な開始日から6ヶ月間において本条に定める規定から逸脱する場合がある。

管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、ファンド受益証券の保有者（受益者）の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時課することができる。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

投資者は、ファンドの受益証券の購入を決定する前に、本書に記載される他の情報とあわせて以下のリスクを慎重に読み、投資決定を行う際に考慮すべきである。これらのリスクの一または複数の顕在化した場合は、かかるリスク自体がまたは他の事情と相まって、ファンドのパフォーマンスまたはファンドに保有される資産に悪影響を及ぼす可能性があり、ひいては受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。投資者が受益証券を購入した日と比べてファンドの資産の価格が下落した日に当該投資者がファンドの受益証券を売却した場合、投資者にはファンドへの投資元本が一切戻ってこないまたは一部しか戻ってこないという結果がもたらされる。

投資者は、ファンドへの投資元本の一部または全部を失う恐れがある。投資元本が増加する保証はない。投資者の損失は、投資総額を上限とし、投資者が投資する元本のほかに追加の支払いを行う義務はない。以下または本書のその他の項目に記載されるリスクおよび不確定要素のほか、ファンドのパフォーマンスは、現時点では認識されていないその他の様々なリスクおよび不確定要素によって損失を被る可能性がある。以下のリスクが記載されている順序は、それらが顕在化する可能性について示したものと解釈されるべきではなく、また各リスクが顕在化する範囲または顕在化することの重大性について示したものと解釈されるべきではない。

ファンド投資に伴うリスク

以下は、AIFへの投資に付随する典型的なリスクの一覧である。かかるリスクは、受益証券1口当たり純資産価格、投資者の投資元本および投資者がファンド投資の継続を予定する期間に悪影響を及ぼす可能性がある。

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの価額を発行済み受益証券口数で除すことにより計算される。ファンドの価額は、ファンドのすべての資産の総市場価額からファンドのすべての負債の総市場価額を差し引いたものである。したがって、ファンドの純資産総額は、ファンドに保有される資産の価額およびファンドの負債水準に左右される。かかる資産の価額が下落した場合、または負債の価額が上昇した場合、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は減額する。

税務上の問題が個々の結果に及ぼす影響

元本利益の税務上の取扱いは関連する投資者の個別の状況に左右され、将来変更される可能性がある。個別の質問については、特に個人の税務状況を考慮した上で、投資者は、自己の個人的な税務顧問に相談すべきである。

投資方針の変更

管理会社は、CSFの認可を条件として投資方針を変更することがある。これは、ファンドに付随するリスクの変化につながる可能性がある。管理会社は、ファンドに請求するコストを増額することがある。

受益証券の買戻しの停止

管理会社は、投資者の利益を考慮した場合に買戻しの停止が必要と思われる例外的な状況において、一時的に受益証券の買戻しを停止することがある。ここでいう例外的な状況とは、経済危機、政治危機、異常な規模の買戻し請求のほか、証券取引所もしくは市場の閉鎖、売買制限または受益証券1口当たり純資産価格の決定に悪影響を及ぼすその他の要因等をいう。また、CSFは、投資者の利益または公益のために必要な場合、受益証券の発行、買戻しおよび転換の停止を管理会社に命じることがある。かかる期間中は、投資者は、受益証券を買い戻すことができない。受益証券の買戻しが停止された場合であって、管理会社が受益証券の買戻しが停止されている間に市場価額を下回る資産の売却を余儀なくされる場合等には、受益証券1口当たり純資産価格も下落する可能性がある。受益証券の買戻しが再開された後の受益証券1口当たり純資産価格は、買戻しが停止される前の価格よりも低くなる場合がある。

管理会社が投資ファンドを清算するためにファンドの運用を終了した場合等には、受益証券の買戻しが再開されることなく、買戻しが停止されたすぐ後に投資ファンドの清算が行われる可能性がある。

る。したがって、投資者にとっては、予定している保有期間が実現しないリスクおよび投資元本の大部分を無期限に利用できないリスクがある。

ファンドの償還

管理会社は、ファンドを償還する権利を有する。投資者には、これにより投資者が予定していた保有期間が実現しないというリスクがもたらされる。

ファンドのすべての資産の別の投資ファンドへの譲渡（併合）

管理会社は、ファンドのすべての資産を別のAIFに譲渡することができる。かかる場合、投資者は、(i) 受益証券を返還するか、(ii) 受益証券を保有し続け、併合先の投資ファンドの投資主となるか、または(iii) 投資原則が類似するAIFの受益証券と交換することができる（ただし、管理会社またはその関連会社が類似する投資原則に従ってかかる投資ファンドを運用することを条件とする。）。これは、管理会社がUCITSにすべての資産を譲渡する場合にも同様に当てはまる。したがって、投資者は、譲渡プロセスの早い段階で新たな投資決定を行わなければならない。ファンドの受益証券の返還および交換は、投資者にとって税効果を有する場合がある。

収益性および投資者の投資目的の達成

投資者の望む投資目的が達成されたとの保証はない。ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は下落する可能性があり、投資者に損失をもたらし得ることがある。買戻時の一定の最低払戻金またはファンドの特定の投資の成否に関する管理会社または第三者の保証はない。また、取得時に支払われる当初販売手数料または受益証券の売却時に支払われる買戻手数料は、特に投資期間が短い場合には、投資のパフォーマンスを低減または完全に損耗する可能性がある。投資者は、当初投資額を下回る金額しか受領できないおそれがある。

ファンドのパフォーマンスの悪化に伴うリスク（市場リスク）

以下は、ファンドによる各資産への投資に付随するリスクの一覧である。これらは、ファンドまたはファンドに保有される資産のパフォーマンスを損なう可能性があり、ひいては受益証券1口当たり純資産価格および投資者の投資元本に悪影響を及ぼす可能性がある。

資産価額の変動に伴うリスク

管理会社がファンドの勘定で投資する資産は、リスクにさらされる。資産の市場価額が購入価格に対して下落した場合または直物レートおよび先物レートが異なる方向へ動いた場合、損失が発生する可能性がある。

資本市場リスク

金融商品の価格または市場動向は、特に、資本市場の動向に左右され、資本市場は、各国の経済状況全般ならびに一般的な経済・政治体制の影響を受ける。心理、意見および風評等不合理な要因が、特に取引所における一般的な価格動向に影響を与える。市場価格および市場価額の変動はまた、金利もしくは為替レートの変動または発行体の信用状況の変化にも起因する可能性がある。

持続可能性リスクに関連する資本市場リスク

市場価格は、環境、社会またはコーポレート・ガバナンスの側面からのリスクによっても影響を受けることがある。例えば、企業が持続可能な形で行動せず、持続可能な変革に投資しない場合、市場価格は変動する可能性がある。同様に、持続可能性を考慮しない企業の戦略的な方向づけは、その株価に悪影響を及ぼす可能性がある。持続可能でないコーポレート・アクションに起因して生じるレピュテーション・リスクもまた、悪影響を及ぼす可能性がある。また、気候変動または低炭素経済への移行のための措置により生じる物理的な損害もまた、市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

金利変動に伴うリスク

債券への投資には、債券の発行時に存在していた市場金利が変動する恐れを伴う。市場金利が発行時の金利と比較して上昇した場合、債券の価格は一般に下落する。一方、市場金利が下落した場合、債券の価格は上昇する。かかる価格動向は、その時点の債券のリターンが、その時点の市場金利とおおよそ対応していることを示している。ただし、かかる価格変動は、債券の（残余）期間によって異なる。満期の短い債券には、通常、満期の長い債券よりも小さな価格リスクが付随する。逆に言えば、満期の短い債券は、一般的に、長期債券よりもリターンが小さい。短期金融商品は、397日未満と

いう短期であるため、より小さな価格リスクが付随する傾向がある。また、残余期間を同じくする同一の通貨建ての異なる金利連動型金融商品の金利は、異なる方向へ動く可能性がある。

転換社債およびワラント・リンク債の価格変動に伴うリスク

転換社債およびワラント・リンク債は、社債を株式に転換する権利または株式を取得する権利を包含している。したがって、転換社債およびワラント・リンク債の価額のパフォーマンスは、原商品である株式の価格動向に左右される。そのため、原商品である株式のパフォーマンスに伴うリスクは、転換社債およびワラント・リンク債のパフォーマンスに影響を及ぼす可能性がある。額面金額を払い戻す代わりに予め合意された株式数を投資者に交付する権利を発行体に付与するワラント・リンク債（リバース転換社債）は、対応する株価に非常に大きく依存する。

デリバティブ取引に関連するリスク

管理会社は、ファンドのためにデリバティブ取引を締結することがある。オプションの売買および先物契約またはスワップの締結は、以下のリスクを伴う。

- － 原商品の価格変動は、オプションまたは先物の価額の下落をもたらす可能性がある。かかる下落により全損が生じる結果となった場合、管理会社は、取得した権利を完全に失効させざるを得なくなる可能性がある。スワップの原資産の価額の変動もまた、ファンドに損失をもたらす可能性がある。
- － オプションのレバレッジ効果は、原商品を直接購入した場合よりも大幅にファンドの資産価額を変動させることがある。損失リスクは、取引を最初に締結する時点では測定することができない。
- － ある時点において特定の商品の流動性ある流通市場が存在しない可能性がある。一定の状況下では、デリバティブのポジションを有利に解消する（手仕舞う）ことができないことがある。
- － オプションの購入には、原商品の価格が予想どおりに変動しないためにオプションを行使できない、つまりはファンドが支払ったオプション料を失うリスクが伴う。オプションを売却した場合、ファンドがその時点の市場価格よりも高い価格で資産を購入しなければならないリスクまたはその時点の市場価格よりも低い価格で資産を引き渡さなければならないリスクがある。かかる場合、ファンドは、価格の差額から回収したオプション料を差し引いた額の損失を被る。
- － 先物契約には、管理会社が、締結時の原資産価格と取引のクロージング時または満期到来時の市場価格の差額をファンドの勘定で負担しなければならないリスクが伴う。結果的にファンドは損失を被る。損失リスクは、先物契約を締結する時点では測定することができない。
- － 必要なバック・ツー・バック取引（ポジションの手仕舞い）には、コストが発生する。
- － 原資産の将来のパフォーマンス、金利、価格および為替市場に関する管理会社の予測が不正確であったことが事後に判明することがある。
- － 有利な時期にデリバティブの原資産を売買することが不可能となることがあり、または不利な時期にデリバティブの原資産を売買することが必要となる可能性がある。
- － デリバティブの利用は潜在的損失をもたらす可能性があり、かかる損失は、一定の状況下では予測不可能であり、当初証拠金を上回る可能性さえある。

O T C取引には、以下のリスクが伴う。

- － 組織化された市場がない場合があり、つまりは管理会社がファンドの勘定でO T C市場において取得した金融商品を売却することが困難または不可能にさえなる。
- － 個別の契約により、バック・ツー・バック取引（ポジションの手仕舞い）の締結が困難もしくは不可能となる可能性があり、またはバック・ツー・バック取引（ポジションの手仕舞い）の締結のために相当な費用が必要となる場合がある。

証券金融取引（証券貸付および（リバース）レポ取引）に関するリスク

証券金融取引（すなわち、証券貸付取引および（リバース）レポ取引）は、それ自体がリスクとなるかまたはその他のリスクに影響を及ぼす可能性があり、カウンターパーティー・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、保管リスクおよび法務リスクなどのリスクに大きく影響する可能性がある。上記の説明も参照のこと。

証券貸付に伴うリスク

管理会社がファンドを代理して証券貸付を提供する場合、管理会社は、証券を借り手に譲渡し、借り手は、貸付の満期日到来時に同一の種類、数量および質の証券を返還する（証券貸付）。管理会社は、貸付期間中、貸付証券に対する処分権を有しない。貸付期間中に証券が値下がりし、管理会社が証券をすべて売却することを希望する場合、管理会社は、貸借取引を終了し、慣習的な決済サイクルを待たなければならないが、これはファンドに損失のリスクをもたらす可能性がある。

レポ取引に伴うリスク

管理会社がレポ取引に基づき証券を売却する場合、管理会社は、証券を売却し、満期日に上乗せ額を加えてそれらを買戻すことを約束する。満期日に売主が支払う買戻金額および上乗せ額は、契約の締結時に定められる。レポ取引に基づき売却された証券の価額が契約期間中に下落し、管理会社が価額の下落を抑えるためにそれらを売却することを望む場合、管理会社は、早期終了権を行使することでしかかかる売却を行うことができない。契約の早期終了は、ファンドに財務損失を被らせる可能性がある。また、期間終了時に支払われる上乗せ額は、受領した現金の再投資を通じて管理会社が生み出した収益よりも高くなる可能性がある。

管理会社がレポ取引に基づき証券を購入する場合、管理会社は、証券を購入し、満期日にそれらを売戻すことを約束する。買戻金額は、契約の締結時にすでに定められている。レポ取引に基づき購入される証券は、契約相手に対する流動性提供の担保となる。証券の価額の上昇は、ファンドにとって利益とはならない。

カウンターパーティー・リスク

（リバース）レポ取引または証券貸付取引の他方当事者（取引相手方）が債務不履行に陥った場合、ファンドは、ファンドが証券貸付取引または（リバース）レポ取引に関連して保有する原証券および／またはその他の担保の売却からの収益が、買戻価格または場合によっては原証券の価格を下回る範囲で、損失を被る可能性がある。また、（リバース）レポ取引または証券貸付取引の当事者について破産または類似の手続が開始された場合、またはその他買戻日にその債務を履行できない場合、ファンドは、証券の利息または元本の損失および（リバース）レポ取引または証券貸付取引の遅延および執行に伴う費用を含む損失を被る可能性がある。レポ取引、リバースレポ取引および証券貸付取引の利用が、概して、ファンドのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼさない見込みであるにもかかわらず、かかる手法の利用は、ファンドの純資産総額に、マイナスまたはプラスの重大な影響を及ぼす可能性がある。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、証券金融取引を含む金融活動に内在する。サービス提供者、管理会社または取引相手方における不適切な内部処理過程、人為的ミスまたはシステム障害により生じる不備は、予想外の損失を生じさせる可能性がある。それらの損失は、取引の一部または全部の損失、または取引相手方が機関に課す罰金に関するものとなる可能性がある。

流動性リスク

ファンドは、特定の商品の処分が困難な場合に生じる流動性リスクにさらされる。

保管リスク

保管リスクは、保管受託銀行による倒産、過失もしくは詐欺行為に起因する、保管受託銀行に保有される証券の損失のリスクである。保管リスクは、証券の法的地位、保管受託銀行が用いる会計実務および保管手続、保管受託銀行による副保管受託銀行その他仲介機関の選択ならびに保管関係を規制する法律を含む、様々な要因の影響を受ける。

法務リスク

法務リスクは、法律または規制の予想外の適用により、または契約の執行不能により、損失のリスクを負う可能性がある。（リバース）レポ取引または証券貸付取引は、無効となるかまたは執行不能となる可能性がある。担保に関する取り決めが適当に締結された場合であっても、関連する倒産法が、担保権者による担保の清算を妨げる停止を課す可能性があるリスクがある。

担保の受入れおよび担保の管理に関連するリスク

管理会社は、デリバティブ取引、証券貸付および（リバース）レポ取引の担保を受け入れる。デリバティブおよび貸し付けられ売却される証券の価値は上昇する可能性がある。

この担保の管理には、システムの利用および一定のプロセスの定義が必要である。担保の受入れおよび管理に関する管理会社または外部の第三者における人的またはシステム上のエラーに加え、これらのプロセスの失敗により、担保価格が下落するまたは取引相手方に関して引渡または再譲渡を行うよう求める管理会社の請求を完全にカバーするための担保が不足するリスクが生じる。

保有のない証券化ポジションに伴うリスク

このリスク要因については、「証券化ポジション（「アセットバック証券」）の購入に関連するリスク」の項のリスク要因を参照されたい。

インフレ・リスク

すべての資産は、インフレによる評価減のリスクを伴う。これは、ファンドに保有される資産にも当てはまる。インフレ率は、ファンドの値上がり益を上回ることがある。

為替リスク

ファンドの資産は、ファンドの基準通貨以外の通貨に投資されることがある。ファンドは、当該投資からの収入、返済および収益にかかるその他の通貨で受領する。当該通貨の価値がファンドの基準通貨に対して下落する場合、かかる投資の価値、ひいては投資ファンドの価値も減少する。

集中投資リスク

特定の資産または市場に投資が集中している場合、ファンドは、特に当該資産または市場の動向に大きく依拠するようになる。

投資ファンドの受益証券／投資口への投資に付随するリスク

ファンド（「対象ファンド」）のために取得されるその他の投資ファンドの受益証券／投資口に伴うリスクは、当該対象ファンドに含まれる資産および当該対象ファンドが追求する投資戦略に内在しているリスクに密接に関連している。ただし、各対象ファンドの運用者はそれぞれ独立して運用するため、数本の対象ファンドが類似するまたは互いに相反する投資戦略を取る可能性もある。これにより、既存のリスクの累積効果がもたらされる可能性があり、機会が相殺される場合もある。通常、管理会社が対象ファンドの運用を管理することはできない。対象ファンドの投資決定は、必ずしも管理会社の想定または予想と一致する必要はない。管理会社が対象ファンドのその時点の構成銘柄を適時に把握していないことがしばしばある。構成銘柄が管理会社の想定または予想に一致しなかった場合、管理会社は、相当な遅れを伴わなければ対象ファンドの投資口を返還することによって対処できない可能性がある。さらに、ファンドが受益証券／投資口を取得するオープン・エンド型の投資ファンドは、受益証券／投資口の買戻しを一時的に停止することがある。かかる場合、管理会社は、買戻金額の支払いと引換えに対象ファンドの管理会社または保管受託銀行に受益証券／投資口を返還することにより受益証券／投資口を対象ファンドに売却することを妨げられる。

不動産ファンドに関連するリスク

ファンドは、主として直接的または間接的に不動産に投資するファンドの受益証券／投資口を取得することができ、または管理会社はかかるファンドの資産を保有し、かかる資産に付随するリスクは、ファンドのパフォーマンスに影響を及ぼす可能性がある。

不動産ファンドに投資することにより、ファンドは、その資産を間接的に不動産に投資する。したがって、ファンドは、不動産投資に付随するリスクを間接的に負う。かかるリスクには、とりわけ、立地状況の変化または賃借人の信用力の変動によりもたらされる空室、延滞地代および賃料の損失等の財産所有に内在するリスクが特に含まれる。立地状況の変化により、立地が特定の使用目的に適さなくなることがある。建物の状態によっては維持管理に支出を要する場合があるが、これは常に予見できるとは限らない。

不動産ファンドは、クローズド・エンド型ファンドまたはオープン・エンド型ファンドである場合がある。クローズド・エンド型ファンドは、全期間にわたって投資口の買戻しを行わないファンドである。したがって、現行のファンドは、クローズド・エンド型ファンドの期間中、取得した投資口の返還を行うことはできない。オープン・エンド型不動産ファンドの場合、大規模な買戻請求があった際の買戻金額の支払いおよび秩序立った操作の確保のための流動資源が十分でなくなっているかまたはかかる支払いおよび操作のために流動資源を直ちに利用することができないときに、かかる不動産

ファンドが特定の期間にわたり受益証券／投資口の買戻しを拒絶または停止する可能性がある。また、不動産ファンドの受益証券／投資口の購入は、必ずしも投資上限額により制限されるとは限らない。したがって、大規模な買戻し請求は、ファンドの流動性に影響を及ぼし、受益証券の買戻しの停止が必要となる可能性がある。受益証券の買戻しが停止した場合において、管理会社が受益証券の買戻しを停止している間に市場価額を下回る不動産および特別目的ビークルを売却せざるを得ないとき等には、受益証券1口当たり純資産価格は下落する可能性がある。受益証券の買戻しが再開された後の受益証券1口当たり純資産価格は、買戻しが停止される前の価格よりも低くなる場合がある。さらに、不動産の売却を通じて受益証券の買戻しを再開するために必要な流動性を確保することができない場合等には、一時的な停止は、受益証券／投資口の買戻しの永久的な停止および不動産ファンドの清算につながる可能性がある。不動産ファンドの清算は、場合によっては数年に及ぶ長い期間を要する可能性がある。したがって、ファンドには、管理会社が不動産ファンドで予定している保有期間が実現されないリスクおよびファンドが投資元本の大部分を無期限に利用できないかもしれないリスクがある。

ヘッジ・ファンドに関連するリスク

ファンドは、ヘッジ・ファンドの受益証券／投資口を取得することがある。これらは、通常、購入される投資資産の選定に関して法的規制を受けない。ヘッジ・ファンドは、取引の締結時にファンドに帰属していない資産の売却（空売り）等を行うことができる。また、ヘッジ・ファンドは、借入れ、証券貸付、デリバティブに組み込まれているレバレッジまたはその他の方法（レバレッジ効果）によりファンドの投資水準を引き上げる手段を用いることがある。これにより、ファンドに保有される資産の価額は減少することがある。このため、ヘッジ・ファンドにヘッジ・ファンドの原資産のパフォーマンスを大幅に上回る程度にまで損失が生じる可能性がある。

偶発転換社債への投資に関するリスク

偶発転換社債（以下「C o C o 債」という。）は、発行体側の一定の資本要件および資本バッファーを有する一種のハイブリッド資本証券である。C o C o 債はその要項に基づき、規制上の資本閾値に関して一定の「トリガー」が発生した場合、株式への転換または元本の削減を図り、監督当局が発行体または関連会社の継続企業としての存続性を疑問視する場合、監督当局によって、発行体の支配の及ばない転換事由が引き起こされる場合がある。

トリガー事由の発生後、元本の回復は、主にC o C o 債の構成に依拠し、これに基づき、C o C o 債の名目上の損失は、以下の3つの異なる方法のうち1つを使用して完全にまたは部分的に吸収することができる：株式転換、一時的元本削減または永久的元本削減。一時的元本削減の場合、元本削減は、完全に裁量的であり、一定の規制上の制限に服する。トリガー事由発生後に支払う残りの資本の分配は、削減後の元本に基づく。C o C o 債の投資者は、同じ発行体に関する株式投資者およびその他の債務保有者よりも先に損失を被ることがある。

C o C o 債の条件の構成は、複雑な場合があり、E U 資本要件指令IV／資本要件（C R D I V／C R f R）に記載される最低要件に従い、発行体ごと、債券ごとに異なる場合がある。C o C o 債への投資に関するリスクにはさらに、以下のリスクがある。

a) 特定のトリガー水準を下回るリスク（トリガー水準リスク）

転換または元本削減の可能性およびリスクは、トリガー水準と規制上の目的で現状求められるC o C o 債発行体の自己資本比率の差によって決まる。

メカニカル・トリガーは、各C o C o 債の募集書類に記載されるとおり、規制上の自己資本比率の5.125%以上である。特に、トリガーが高い場合、C o C o 債投資者は、例えば額面価額の減額またはエクイティ資本（株式）への転換の場合に投下資本を失うことがある。

ファンドのレベルにおいて、これは、例えば、発行体の自己資本比率は四半期ごとにのみ公表されるため、トリガー水準と自己資本比率の実際の差は公表時にのみ知ることができ、そのため、トリガー水準を下回る実際のリスクは事前に評価することが難しいことを意味する。

b) 利払の停止リスク（クーポン取消リスク）

発行体または監督当局は、利払をいつでも停止することができる。行われなかった利払は、利払が再開された際に補填されない。C o C o債投資者にとって、取得時に予定されていた利払がすべて受領されるわけではないというリスクが存在する。

c) クーポンの変更リスク（クーポン計算／リセットリスク）

C o C o債が指定のコール日にC o C o債発行体によってコールされなかった場合、発行体は、発行要項を見直すことができる。発行体は、C o C o債をコールしない場合、クーポンの金額は、コール日に変更される場合がある。

d) 健全性要件によるリスク（転換および元本削減リスク）

銀行のエクイティ資本に関する多くの最低要件がC R D I Vに規定されている。規定資本バッファの金額は、発行体に適用されるそれぞれの有効な規制上の法律に従って国ごとに異なる。

ファンドのレベルにおいて、国ごとに異なる要件は、裁量的トリガーの結果としての転換または利払の停止が発行体に適用される規制上の法律に応じて引き起こされるまたは国の状況および各管轄権を有する監督当局の単独の判断に応じてC o C o債投資者または投資者にとってさらなる不確実性要因が存在するという影響を有する。

さらに、個人の場合の意見に関する関連性基準と同様、各監督当局の意見は、事前に最終評価することはできない。

e) コール・リスクおよび管轄権を有する監督当局がコールを妨げるリスク（コール延長リスク）

C o C o債は募集書類に定義される特定のコール日に発行体がコールすることができる無期限長期債務証券である。コール決定は、発行体の裁量によって行われるが、発行体の管轄権を有する監督当局の承認を必要とする。監督当局は、適用ある規制上の法律に従って判断を下す。

C o C o債投資者は、対応する市場および流動性リスクに関連する流通市場でのみC o C o債を再販売することができる。

f) エクイティ・リスクおよび劣後リスク（資本構成転換リスク）

エクイティへの転換の場合、C o C o債投資家は、トリガーが発生した場合、株主になる。支払不能状態の場合、株主の債権は、下位の優先順位となり、利用可能な残りの資金に左右される可能性がある。そのため、C o C o債の転換は、元本の全部を失うおそれがある。

g) 産業集中リスク

産業集中リスクは、C o C o債固有の構造により金融先物に対するエクスポージャーが均等に分配されていないことから生じるおそれがある。C o C o債は、法令上、金融機関の資本構成の一部となる必要がある。

h) 流動性リスク

C o C o債は、一般的な債券に比較して特有の投資者基盤および市場規模全体が小さいことにより、ストレス状態にある市況において流動性リスクを負う。

i) 収益評価リスク

C o C o債のコール可能という性質により、収益計算においてどの計算日を使用すべきかは不確実である。あらゆるコール日において、債券の満期が延長されるリスクおよび収益計算を別日に変更する必要があるリスクがあり、これによって収益が変わる可能性がある。

j) 未知のリスク

C o C o債の革新的な特徴および金融機関の規制環境が変化し続けていることにより、現段階では予測できないリスクが発生する可能性がある。

さらなる詳細に関しては、2014年7月31日付「偶発転換商品への投資に関連する潜在的なリスク」のE S M A報告書（E S M A／2014／944）を参照のこと。

証券化ポジション（「アセットバック証券」）の購入に関連するリスク

流動性の低い証券は、金融会社により売買可能な（アセットバック）証券に転換することができる。かかる商品には、とりわけ、証券化された不動産モーゲージ（「モーゲージバック証券」）および様々なプール債権の証券化商品（「債務担保証券」）が含まれる。これらは、「アセットバック証券」と総称される。

本書に記載されるリスクへのエクスポージャーの程度は、ファンドが投資先とする証券化商品のトランシェ（下位／上位）により異なる。

アセットバック証券への投資は、主として裏付けとなる債権プールまたは参照値のパフォーマンスにより激しい価額変動に見舞われることがある。場合によっては、かかる証券は、非常に流動性が低くなり、大幅に割引しなければ売却できないことがある（流動性リスク）。

裏付けとなる債権または参照値が早期に返済されるリスクがある。予定された期間が満了するまでにファンドが受領したかかる資産に関係する利払いは、違約金の支払等の方法により一部しか補償されない（早期買戻しに伴うリスク）。

期限の到来した利子および元本の支払いまたは裏付けとなる債権から生じるその他の合意された債務は、履行されないかまたは支払いが遅延することがある。また、各アセットバック証券は、全損または大幅な価額の減少を被ることさえある。したがって、ファンドのレベルでの多額の損失をなくすることはできない（債務不履行リスク）。固定利付アセットバック証券もまた、以下に記載される金利変動に伴うリスクにさらされる。

そのため、ファンドのパフォーマンスは、悪影響を受ける可能性があり、大きなボラティリティに見舞われる。

貸付人、オリジネーターまたはスポンサーが、いわゆるリスク保有として証券化商品の取引高の5%以上を保有し、かつ、追加の規定を遵守している場合に限り、管理会社は、現在、2011年1月1日以降に発行された証券化商品（証券化ポジション）の信用リスクに対するエクスポージャーを負うことがある。例えば、管理会社は、オリジネーターまたはスポンサーが信用供与に適用する基準が明確かつ妥当であり、継続的管理ならびにオリジネーターおよびスポンサーが信用リスクを伴うポートフォリオおよびエクスポージャーを監視するのに有効なシステムを運用することを確保する。かかる規制は、EU全体に適用される。したがって、管理会社は、かかるカットオフ日以降に発行された証券化商品がこのEUの基準に適合していない場合、投資者の利益のために是正措置を講じる義務を負う。かかる是正措置の一環として、管理会社は、やむを得ずかかる証券化ポジションを売却することがある。銀行、元本管理会社に適用され、将来的には保険会社にも適用される可能性のある法的規制により、管理会社がファンドのために保有していたかかる証券化ポジションを売却できなくなるリスクが存在し、または売却できたとしても大幅に割引しなければならないもしくは長期にわたる遅延を伴わなければならないリスクが存在する。ファンドにとって、これは、価額の損失を被る可能性があるということを意味する（法的に許容されなくなることによる損失リスク）。

本書に記載される管理会社の証券化ポジションの適切性を確認する義務については、「リスク管理」の項に記載されるリスク管理手順に組み入れられている。

投資領域から生じるリスク

ファンドに広範な枠組みを提供する投資原則および法律により定められる制限を遵守すると同時に、実際の投資方針もまた、主として少数の産業、市場または地域／国等の資産を取得することを目的としている。このように少数の特定の投資セクターに集中した場合には、リスク（閑散市場、一定の景気サイクル内での広範な変動等）が付随する可能性がある。年次報告書により、直近の報告年度の投資方針の内容に関する遡及的な情報の提供を行う。

ファンドの流動性が減少または増加するリスク（流動性リスク）

以下に挙げるリスクは、ファンドの流動性を損なう可能性のあるリスクである。これは、ファンドが一時的または永久的に支払債務を履行できなくなるか、または管理会社が一時的または永久的に投資者の買戻請求に応じられなくなることにつながる可能性がある。投資者にとっては、予定している保有期間を実現できず、投資元本またはその一部を無期限に利用できなくなる可能性がある。さらに、法律上許容される場合において管理会社が市場価額を下回る価格でファンドの資産を売却せざるを得ないときは特に、流動性リスクが顕在化することにより、ファンドの純資産総額、ひいては受益証券1口当たり純資産価格が減少することにつながるおそれがある。

資産への投資に伴うリスク

管理会社はまた、ファンドのために、取引所もしくは他の組織化された市場では売買を認められていない資産または他の組織化された市場では保有されていない資産を取得することが認められている。かかる資産は、売却するとした場合には大幅に割引しなければ売却できないまたは長期にわたる遅延を伴わなければ売却できないこととなる場合がある。取引所での売買を認められている資産であっても、市況、取引高、期間および予定コストによっては売却が困難となるか、または売却するために大幅に割引する必要性が生じる可能性がある。原則としては、ファンドのために取得できるのはいつでも清算することのできる資産のみであるが、損失を生じることなく、これが一時的または永久的にできなくなる可能性を否定することはできない。

借入れに関するリスク

管理会社は、ファンドの勘定で借入れを行うことができる。管理会社が関連する貸付を拒否されるリスクまたは格段に不利な条件でしか貸付を受けることができないリスクがある。変動金利ローンは、金利が上昇した場合、負担が大きくなる可能性がある。不十分な借入れはファンドの流動性に影響を及ぼす可能性があるため、管理会社は、早期にまたは予定していたよりも不利な条件で、資産を売却せざるを得なくなる場合がある。

流出入の増大から生じるリスク

投資者の売買注文は、ファンドに流入する流動性およびファンドから流出する流動性を生み出す。この流出入は、差引きされた後、ファンドの流動資産の純増減額につながる可能性がある。かかる純増減額によって投資運用会社は資産の売買を行うことがあり、それにより取引コストが生じる。これは特に、流出入によって管理会社がファンドに関して定めた流動資産の枠をファンドが上回ったまたは下回った場合に当てはまる。結果的に発生した取引コストはファンドに請求され、ファンドのパフォーマンスに影響を及ぼす可能性がある。流入の場合、管理会社が適切な状況下で資金を投資できないときは、ファンドの流動性が増加することによってファンドのパフォーマンスが悪影響を受ける可能性がある。

特定の地域／国の公休日に付随するリスク

投資戦略に従い、特に特定の地域／国においてファンドのために投資が行われることがある。かかる地域または国にその地の公休日があることにより、かかる地域または国の取引所の取引日とファンドの評価日の不一致が生まれることがある。そのため、ファンドは、当該日が評価日でない場合は、かかる地域／国の市場動向に対して同一の日に反応することができない可能性があり、またはかかる地域または国の市場において取引日でない評価日に行為することができない場合がある。その結果、ファンドは、必要とされる時期に資産を売却することを妨げられる可能性がある。かかる場合、ファンドの買戻請求に応じる能力またはその他支払債務を履行する能力は悪影響を受ける可能性がある。

カウンターパーティー・リスクおよび信用リスク

以下のリスクは、他の当事者（取引相手方）との間の契約関係の枠組み内において生じる可能性のあるリスクである。これには、契約相手が契約に基づく義務を履行できなくなるリスクが含まれる。かかるリスクは、ファンドのパフォーマンスを損ない、ひいては受益証券1口当たり純資産価格および投資者の投資元本に悪影響を及ぼす可能性がある。

債務不履行リスク／カウンターパーティー・リスク（セントラル・カウンターパーティーを除く。）

ファンドが請求権を有する発行体または契約相手（取引相手方）の債務不履行は、ファンドに損失をもたらす可能性がある。発行体リスクは、各発行体における特定の局面による影響について述べたものであり、資本市場での一般的な動向とともに、証券価格に影響を及ぼす。証券を慎重に選定したとしても、発行体の資産の下落による損失を完全になくすことはできない。ファンドのために締結された契約の当事者は、全体的にまたは部分的に債務不履行に陥る可能性がある（カウンターパーティー・リスク）。これは、ファンドの勘定で締結されるすべての契約に当てはまる。

セントラル・カウンターパーティー・リスク

セントラル・カウンターパーティー（CCP）は、ファンドのための一定の取引、特にデリバティブ金融商品に関する取引において仲介機関を務める。かかる場合、CCPは、売主に対しては買主として、また買主に対しては売主として行為する。CCPは、常に、当初証拠金（担保等）の利用等に

より、締結した取引から生じた損失を相殺することができる一連の保護メカニズムを通じて、取引相手方の債務不履行リスクを担保する。かかる保護メカニズムを用いたとしても、CCPは、CCPが債務不履行に陥り、それによりファンドに関する管理会社の請求権も影響を受ける可能性をなくすることはできない。かかる場合、ファンドには損失がもたらされるが、かかる損失は担保されない。

レポ取引における債務不履行リスク

レポ取引では、担保は、契約相手が対価を提供することと引換えに供与される。契約相手がレポ取引の期間中に債務不履行に陥った場合、管理会社は、レポ取引に基づき購入された証券または現金に関し利用権を有する。期間中の発行体の信用力の低下またはレポ取引に基づき売却された証券の価格上昇により、差し入れられた担保が管理会社の取戻権を完全に保証するのに十分でなくなった結果、ファンドには損失リスクが生じる可能性がある。

証券貸付における債務不履行リスク

管理会社がファンドのために証券貸付を提供する場合、管理会社は、契約相手の債務不履行に対して十分な担保を有することを確保しなければならない。差し入れられる担保の価値は、少なくとも証券担保貸付として譲渡された証券の市場価額に相当する。貸付として付与された証券の価額が上昇し、差し入れられた担保の質が低下しまたは経済状況の悪化が生じ、すでに差し入れられた担保が十分でなくなった場合、借り手はさらに担保を差し入れなければならない。借り手が追加の支払いを行うかかる義務を履行することができない場合は、契約相手が債務不履行に陥ったときに取戻権が完全に保証されないリスクが生じる。担保がファンドの保管受託銀行以外の機関により保管される場合は、借り手が債務不履行に陥ったときに直ちにまたは完全に担保を利用できないリスクがさらに生じる。

信用リスク

債券には、発行体に関する信用リスクが伴い、発行体の信用格付けは信用リスクのベンチマークとして用いられる。低格付けの発行体によって発行された債券は、通常、高格付けの発行体によって発行された債券よりも、信用リスクおよび発行体の債務不履行リスクが高い証券であると考えられる。債券の発行体が財務上または経済上の困難に直面した場合、債券の価額（ゼロになる可能性がある。）およびこれらの債券に基づきなされる支払い（ゼロになる可能性がある。）に影響を及ぼすおそれがある。

さらに、一部の債券は、発行体の財務構造において劣後するため、財務上の困難に直面した場合、損失が大きくなり、発行体がこれらの債務を履行する可能性はその他の債券よりも低くなり、これらの債券の価格が大きく変動することになる。

オペレーショナル・リスクおよびファンドに伴うその他のリスク

以下は、管理会社または外部の第三者における不適切な内部処理過程、人為的ミスまたはシステム障害等により生じる可能性のあるリスクの一覧である。かかるリスクは、ファンドのパフォーマンスを損ない、ひいては受益証券1口当たり純資産価格および投資者の投資元本に悪影響を及ぼす可能性がある。

犯罪行為、事務過誤、自然災害、持続可能性への注意の欠如によるリスク

ファンドは、詐欺その他の犯罪行為の被害を受けることがある。ファンドは、管理会社の従業員もしくは外部の第三者の誤りによって損失を被りまたは自然災害もしくはパンデミックなどの外部の出来事によって損害を被ることがある。これらの出来事は、持続可能性への注意の欠如により生じる、または悪化することがある。管理会社は、かかるリスクを特定し、管理し、および軽減するための手順および手を整備することにより、ファンドの資産の価値に影響を及ぼす可能性のあるオペレーショナル・リスクおよびその潜在的な財務上の影響を合理的に可能な限り最小限に抑えるよう努力する。

カントリー・リスクまたは送金リスク

外国の借り手が支払能力を有するにもかかわらず、その所在国でその通貨により送金を行うことができないかもしくは送金を認めないため、またはその他の理由により、支払いを一切行うことができ

ないか、支払いを定時に行うことができないかまたは他の通貨でしか支払いを行うことができないリスクが存在する。これは、例えば、管理会社がファンドの勘定で受領することのできる支払いが行われないか、または支払いが為替制限のため交換できない通貨もしくは異なる通貨で行われる場合をいう。債務者が他の通貨で支払いを行う場合、かかる状況は、上記の為替リスクにさらされる。

法務および政治リスク

ルクセンブルグ法に服しない法域または法的な紛争が生じた場合にルクセンブルグの管轄権から外れる法域においてファンドのために投資が行われることがある。ファンドの勘定で生じる管理会社の権利および義務は、ルクセンブルグにおけるものと異なり、ファンドおよび／または投資者に不利となる可能性がある。管理会社は、政治情勢または法整備（かかる法域における法体制状況の変化を含む。）を認識するのが遅くなり過ぎるもしくは全く認識できない、またはかかる情勢または整備によって取得可能な資産またはすでに取得した資産に関し制約がもたらされる可能性がある。かかる事態は、管理会社および／またはルクセンブルグにおけるファンドの運用に関して法体制状況が変化した場合にも起こることがある。

地政学的リスク

予期せぬ武力紛争、テロ攻撃、平和的な相互交流を脅かす国家間の緊張など、政治関係者の行動、政治的事象、政治情勢の変化は、ファンドの業務に重大な課題を投げかけ、世界の経済・金融システムに影響を及ぼす可能性がある。それらの国でファンドが保有する資産は、評価の不確実性および流動性の困難さにさらされる可能性があり、したがって価値が減少し、全く価値がなくなったり、非流動的となる可能性がある。これにより、ファンドが短期的に損失を被ったり、潜在的な収益機会を見逃すリスクを引き起こすことがある。

ロシア、ウクライナおよびベラルーシの現状に関連する地政学的リスク

ファンドがロシア、ベラルーシおよび／またはウクライナにおいて保有する資産は、該当する場合評価の不確実性および流動性の困難さにさらされる可能性があり、したがって価値が減少し、全く価値がなくなったり、非流動的となる可能性がある。これにより、ファンドが短期的に損失を被ったり、潜在的な収益機会を見逃すリスクを引き起こすことがある。管理会社は、状況を監視し、可能な場合には、投資家保護のため、流動性管理および評価の枠組みの中で適切な措置を講ずる。

財務体制状況の変化、税務リスク

販売目録見書に記載される情報は、現行の税法に関する管理会社の理解に基づくものである。税法の概要は、ドイツにおける無制限の個人または法人所得税の対象となる者に対して説明されている。ただし、法律制定、裁判所の決定または税務当局の命令により税務構造が変更される可能性については責任を負わない。

主要人物リスク

ファンドのパフォーマンスが特定の期間において極めて良好な場合、かかる成果は、ファンドのために行う個人の能力にも依拠していることがあり、したがって、運用による適切な意思決定に依拠していることがある。しかしながら、ファンドの運用担当者は変更される場合がある。新しい意思決定者は成功しない可能性がある。

保管リスク

特に外国で資産が保管される場合には、支払不能、デュー・ディリジェンスの違反または不可抗力によりもたらされ得る損失リスクが伴う。

取引メカニズムおよび決済メカニズムから生じるリスク（決済リスク）

電子システムによる証券取引の処理は、契約当事者のいずれかが時間どおりもしくは合意に従い支払いを行わないリスクまたは証券が遅れずに交付されないリスクを発生させる。

持続可能性リスク

持続可能性リスクとは、それが発生した場合に、投資対象の価値に実際のまたは潜在的な重大な悪影響を及ぼす可能性がある環境、社会またはガバナンスに関する出来事または状況としてS F D Rにより定義される。

これらの出来事または状況は、特に以下の要因に関連する。

●温室効果ガスの排出、エネルギー源および使用、水の消費などの環境要因

●人権、労働基準および責任ある企業行動の原則などの社会要因**●贈収賄および汚職防止策などのガバナンス関連要因**

持続可能性リスクは、それ自体がリスクとなるかまたはその他のリスクに影響を及ぼす可能性があり、市場リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスクまたはカウンターパーティー・リスクなどの他のリスクに大きく影響する可能性がある。

持続可能性リスクは、投資対象の財務特性、流動性、収益性またはレピュテーションの大幅な悪化をもたらす可能性がある。持続可能性リスクが既に投資対象の評価に反映されていない限り、これは、投資対象の予想／見積市場価格および／または流動性に、ひいては、ファンドのリターンに、多大な悪影響を及ぼすことがある。

リスク管理

管理会社は、ファンドの投資戦略に関連するすべてのリスク（特に市場リスク、信用リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスク、オペレーショナル・リスクおよびその他一切の関連リスクを含む。）を継続的に特定し、測定し、管理しおよび監視するために、効果的なリスク管理の方針および手続を実施する持続的なリスク管理機能を確立し、維持している。

ファンドは、(i) ヘッジ目的、(ii) 効率的なポートフォリオ運用および／または(iii) 投資戦略の実施のためにあらゆる金融デリバティブ商品を用いることができる。

市場リスク

ファンドの市場リスクは、相対的バリュエーション・アット・リスクの場合はデリバティブを含まない参照ポートフォリオの市場リスクの200%を超えず、絶対的バリュエーション・アット・リスクの場合はデリバティブを含まない参照ポートフォリオの市場リスクの20%を超えない。

グローバル・エクスポージャー

ファンドのグローバル・エクスポージャーは、(i) バリュエーション・アット・リスク (VaR) 方式または(ii) コミットメント法により計算される。

バリュエーション・アット・リスク方式は、通常の市況における特定の期間にわたり、特定の信頼水準にて生じ得る予想損失の指標を提供する。

コミットメント法については、「レバレッジ」の項において説明される。

レバレッジ

「レバレッジ」とは、ファンドが保有する資産の価額の変動（エクスポージャー）とファンドの純資産総額の比率をいう。このリスクは、例えば、デリバティブ、借入れおよび証券貸付の利用により生じる。

ファンドが利用するレバレッジの水準は、グロス法およびコミットメント法に従い計算される。

グロス法に基づき計算されるエクスポージャーは、すべてのポジションの絶対的価値（ファンドの通貨で保有されている現金および類似する低リスクの短期ポジションの価値を除く。）の総和である。証券の場合、エクスポージャーは、その絶対的市場価値に相当し、デリバティブの場合、そのエクスポージャーは、関連する原資産の相当するポジションの絶対的市場価値に相当する。

コミットメント法に基づき計算されるエクスポージャーの場合、同一の原資産に関するデリバティブ商品または証券のポジションは、ネットされる（以下「ネッティング」という。）。それ自体がエクスポージャーを生み出すことのない、リスクを低減させるだけのデリバティブは、計算から除外される（以下「ヘッジ」という。）。エクスポージャーは、ネッティングおよびヘッジを考慮した上で、証券または場合に応じてデリバティブの関連する原資産の相当するポジションのすべての絶対的市場価値の総和に相当する。

ファンドは、純資産の10%を上限として借入れを行うことができる。ただし、かかる借入れは一時的なものであることを条件とする。

担保の再利用

管理会社は、ファンドのために締結されたデリバティブ、証券貸付およびレポ取引等に関する取引においてファンドを代理して担保を受領する。かかる担保は、カウンターパーティー・リスク（すなわち当該取引の取引相手方が支払不能に陥るリスク）を低減することを目的としている。

上記のとおり受領された担保は再利用されない。

流動性リスク

流動性リスク管理システムでは、管理会社によるファンドの流動性リスクの監視を可能にし、ファンドの投資対象の流動性特性がその裏付けとなる債務に適合することを確保する手続が定められる。また、流動性リスク管理システムでは、通常の流動性状況および特別な流動性状況において、定期的にストレス・テストを実施する。かかるストレス・テストにより、管理会社は、ファンドの流動性リスクの評価および監視を行うことができる。適切な流動性管理により、ファンドの投資戦略、ファンドの流動性特性および適用される買戻方針は適正に結び付くことが確保される。管理会社は、予想されるもしくは実際の流動性不足またはファンドのその他の苦境に対処するために適切なエスカレーション措置が整備されることを確保する。したがって、管理会社は、（大量の買戻しに対応する）ファンドの資産が売却された場合に限り、大量の買戻しを行う権利を有する。

投資リスク

リスク要因

ファンドが行う投資には、価格上昇の機会に加えてリスクも含まれます。ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに含まれる資産の価額により決定されます。受益証券1口当たり純資産価格は、購入価格と比べて上昇または下落する可能性があります。したがって、投資目的が達成される保証はありません。

投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンド資産に生じた損益は、すべて投資者の皆様はに帰属します。ファンドは、元本が保証された金融商品ではありません。ファンドは、預貯金と異なります。

金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

債券には、発行体に関する信用リスクが伴い、発行体の信用格付けは信用リスクのベンチマークとして用いられます。低格付けの発行体によって発行された債券は、通常、高格付けの発行体によって発行された債券よりも、信用リスクおよび発行体の債務不履行リスクが高い証券であると考えられます。債券の発行体が財務上または経済上の困難に直面した場合、債券の価額（ゼロになる可能性があります。）およびこれらの債券に基づきなされる支払い（ゼロになる可能性があります。）に影響を及ぼすおそれがあります。

為替変動リスク

ファンドは基準通貨建てですが、ファンドが投資する金融商品はファンドの基準通貨以外の通貨建てであることもあります。その結果、これらの通貨の価値がファンドの基準通貨に対して下落した場合、ファンドの資産の価値も減少することがあります。また、ファンドは米ドル、豪ドルまたはユーロを基準通貨としているため、円貨から投資した場合には、外国為替相場の変動の影響によって、円換算した投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が影響を受け損失を被ることがあります。また市場環境の変化により流動性が著しく低下した場合、売却することができない可能性があります。

カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が影響を受け損失を被ることがあります。

(2) リスクに対する管理体制

ファンドのポートフォリオ運用は、投資運用会社内のアセット・マネジメント・リスク統制管理部門および投資運用コンプライアンス部門による支援を受けている。管理会社の事業リスク部門およびコンプライアンス部門は常にすべてのポートフォリオを監視している。

ファンドは、ヘッジ目的またはヘッジ目的以外でデリバティブ取引等を行っている。ファンドは、デリバティブ取引等およびそれらに伴うリスクをバリュー・アット・リスク方式により管理している。

ファンドのリスク管理体制は、2025年1月末日現在のものであり、随時変更されることがある。

(3) リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用下さい。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移※1,※2
(2020年2月～2025年1月)



ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較※1,※3,※4
(2020年2月～2025年1月)

グラフは、ファンド(基準通貨ベース)と代表的な資産クラス(円ベース)のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しており、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。またファンドの年間騰落率は、各受益証券の基準通貨建てで計算されており、円換算されておりません。したがって、円換算した場合、騰落率は上記とは異なる場合があります。

※2 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しており、実際の1口当たり純資産価格と異なる場合があります。ただし、設定来の分配金が0のファンドにつきましては分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券1口当たり純資産価格と等しくなります。

※3 2020年2月～2025年1月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。

日本株: TOPIX(配当込み)

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・グローバル(除く日本、円ベース)

新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注1) すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

(注2) 先進国株、新興国株、先進国債および新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

- TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- MSCIロクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク(以下「MSCI」といいます。)が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPIは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFR」といいます。)が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利はNFRに帰属します。なお、NFRはNOMURA-BPIを用いて行われる管理会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスグローバル(除く日本)およびJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P.Morgan Securities LLC(以下「J.P.Morgan」といいます。)が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。J.P.Morganは、インデックスおよびそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でインデックスおよびそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P.Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはインデックスおよびそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

a. 海外における申込手数料

申込金額の3.0%（税抜き）を上限とする。

b. 日本における申込手数料

申込金額の3.30%（税抜き3.00%）を上限とする。

申込手数料は、販売会社による商品および関連する投資環境の説明や情報提供等ならびに購入受付事務等の対価である。

（２）【買戻し手数料】

a. 海外における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

b. 日本における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

管理報酬等

（i）各クラス受益証券について、管理会社の報酬額は、年率1.4%を上限とする。

管理会社は、事業年度の各日に、ファンドが支払う365分の1（うるう年の場合は366分の1）の管理報酬を受領する権利を有し、受益証券1口当たり純資産価格に基づくファンドの資産から各月末に差し引かれる。

管理会社は、自らの管理報酬の一部を仲介機関に譲渡することがある。これは、代理人として行われる販売業務の報酬として支払われる。当該報酬は、相当な金額となる可能性がある。当該報酬は、各クラス受益証券ごとに異なる場合がある。年次報告書は当該報酬に関する追加的な情報を含む。管理会社は、当該報酬およびファンドから保管受託銀行および第三者に対し支払う費用の払戻しを受領しない。

管理報酬は、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況・費用支払の監督、ファンドのリスク量の計測・管理、その他ファンド運営管理全般にかかる業務の対価として管理会社に支払われる。

評価日である各日において、管理報酬は、直前の評価日の純資産価額に基づいて計算され、現在の評価日の純資産価額における負債として計上される。

評価日以外の各日において、管理報酬は、直前の評価日の純資産価額に基づいて計算され、次の評価日の純資産価額における負債として計上される。

管理会社は、ファンドから管理報酬を受領し、管理報酬から以下のファンドの関係法人に対する報酬を支払う。

手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率
代行協会員報酬	代行協会員	受益証券1口当たり純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への送付業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額の年率0.10% （四半期毎後払い）
販売報酬	日本における販売会社	受益証券の販売業務・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額の年率0.60% （毎月後払い）

(ii) 管理報酬に加え、以下の報酬および費用がファンドに請求される場合がある。

- － ファンドの純資産に通常依拠する金額に対する管理事務代行報酬。管理会社および管理事務代行会社は、ルクセンブルグの慣習上の市場慣行に従って管理事務代行契約において当該報酬の具体的な金額を設定するものとする。報酬は各クラス受益証券ごとに異なる場合がある。報酬額は、ファンドの年次報告書において閲覧される場合がある。管理事務代行報酬のほか、管理事務代行会社は、当該報酬の対象ではない自らの活動の一部として生じる費用および経費の対価を受領するものとする。管理事務代行業務は、すべての記帳その他ルクセンブルグのファンドの主な管理事務に法律および付則上必要とされる管理義務の履行を含む。管理事務代行報酬は、ファンドの購入・換金（買戻し）等受付け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、およびこれらに付随する業務の対価として管理事務代行会社に支払われる。
- － 登録機関兼名義書換代行報酬および副名義書換代行報酬またはC D S Cの計算に関連して任命される可能性のある業務提供代行会社の報酬。当該報酬は、受益証券の登録の維持および受益証券の売買および交換取引の決済のために支払われる。当該報酬の金額は、維持されている登録済受益証券口数に依拠する。報酬は各クラス受益証券ごとに異なる場合がある。報酬額は、ファンドの年次報告書において閲覧される場合がある。当該報酬のほか、登録機関兼名義書換代行会社は、当該報酬の対象ではない自らの活動の一部として生じる費用および経費の対価も受領するものとする。
- － 保管されている資産の保有に関する保管報酬。当該報酬額は、通常、保有されている資産に依拠する。管理会社および保管受託銀行は、ルクセンブルグの慣習上の市場慣行に従って保管契約において当該報酬の具体的な金額を設定するものとする。報酬額は、ファンドの年次報告書において閲覧される場合がある。当該報酬のほか、保管受託銀行は、当該報酬の対象ではない自らの活動の一部として生じる費用および経費の対価も受領することができ、また受領するものとする。
保管報酬は、ファンド信託財産の保管・管理業務、ファンド信託財産にかかる入出金の処理業務、ファンド信託財産の取引にかかる決済業務、およびこれらに付随する業務の対価として保管受託銀行に支払われる。
- － 監査役、代理人および税務上の代理人について生じる費用。
- － あらゆる制定法上の売買に関する文書の印刷、郵送および翻訳、および、適用法または指定された当局が発行する規則に従って要求されるその他の報告書および文書の印刷および配布について生じる費用。
- － 潜在的な国内もしくは外国市場への上場または登録から生じる費用。
- － その他ファンドの資産の投資および運用費用。設立費用その他の設立に関連する費用。かかる料金は5年以内の期間において償却される。
- － ファンドに関連してなされなければならない、約款その他のファンドに関連する文書（登録申請書、目論見書または説明書を含む。）の作成、あらゆる登録機関および取引所（地元の証券業協会を含む。）への届出および公表、または、ファンドの受益証券の募集について生じる費用。
- － 受益者向けの公表に要する費用。
- － 保険料、郵便料金、電話およびファクシミリ代金。
- － あるクラス受益証券の清算費用。
- － 協会の会費。
- － ある国家の資産に直接的に投資することまたはある国家の市場に契約当事者としての直接的に参加することを許可する地位の獲得および維持に関連する費用。
- － インデックス名の使用に関連して生じる費用（とりわけ、ライセンス料）。

本(ii) 項に記載された累積費用は、管理報酬の30%を超えないこととする。

費用は、各月末に支払われるものとする。

総経費率

総経費率（T E R）は、ファンドの経費がファンドの平均資産（発生済み取引費用を除く。）に占める割合として定義されている。実効T E Rは毎年計算され、年次報告書において公表される。

最良執行

管理会社は、投資決定を実行する際、ファンドの最善の利益に適うように行為する。かかる目的のために、管理会社は、執行および決済の価格、費用、迅速さ、可能性、発注規模および発注内容または注文の執行に関連するその他の勘案事項を考慮し、ファンドにとって可能な限り最良の結果を得るためにすべての合理的な措置を講じる（最良執行）。ポートフォリオ運用が委託される場合、任命された投資運用会社は、最良執行に関する法令・規制にすでに服していないときは、契約により、これに相当する最良執行原則を適用する義務を負う。

最良執行方針は、インターネット（www.dws.com/fundinformation）から入手することができる。

誘引

後記「受領した報酬の譲渡」の項において提供される情報に加え、第三者に対しましては第三者により支払いまたは提供がなされる報酬、手数料または非金銭的な恩典（これらは、関連サービスの質を向上させることを目的とするものであり、ファンドまたはファンドの投資者の最善の利益に適うように行為する管理会社の義務を阻害するものではない。）に関する取決めの重要条件は、請求に応じて投資者に開示される。

受領した報酬の譲渡

管理会社は、自らの管理報酬の一部を販売会社に譲渡することがある。これは、管理会社のために行われる販売業務の報酬として支払われる。当該報酬は、相当な金額となる可能性がある。

管理会社は、ファンドの資産から保管受託銀行および第三者に対し支払う報酬および費用の払戻しを受領しない。

証券および金融商品の買い注文および売り注文

管理会社は、ファンドの勘定で、ブローカーおよびトレーダーに対し、直接、証券および金融商品の買い注文および売り注文を出す。管理会社は、一流の執行基準に適合する通常の市場条件に基づき、これらのブローカーおよびトレーダーと契約を締結する。管理会社は、ブローカーまたはトレーダーを選択する際、ブローカーまたはトレーダーの信用格付および提供される執行能力等のあらゆる関連要因を考慮する。ブローカーの選択についての前提条件として、管理会社は、個別の取引の種類および規模に関する特定の時点における特定の市場を考慮の上で、常に可能な限り最良の条件で取引が実行されることを確保するものとする。

管理会社は、選ばれたブローカー、トレーダーおよび他の分析サービス提供者との間で契約を締結することがあり、そのため当該サービス提供者は市場情報や市場調査結果を入手することになる。当該サービスは、ファンドの運用のために管理会社によって用いられる。管理会社が当該サービスを利用する場合、すべての適用ある規制要件や業界基準を順守するものとする。特に、慎重な判断に従った前述の契約が管理会社の投資決定プロセスを支援するものではない場合、管理会社は一切のサービスを必要としない。

報酬方針

DWSグループGmbH & Co. KGaA（以下「DWS KGaA」という。）の子会社としての管理会社は、DWSグループ（DWS KGaAおよびその子会社）の報酬戦略に含まれる。報酬に関するすべての事項および規制要件の遵守は、DWSグループの関連する統治機関により監視される。DWSグループは、固定報酬部分および変動報酬部分から構成され、また個々の将来のパフォーマンスおよび持続可能な企業の動向の双方に連動する繰延報酬部分を含む総報酬アプローチを追求する。報酬戦略に基づき、特に第一および第二管理者レベルの従業員は、DWS株式または投資商品の長期的なパフォーマンスに大きく連動する繰延報酬要素という形で変動報酬の一部を受領する。

また、報酬方針は、以下のガイドラインを適用する。

- a. 報酬方針は、堅固かつ有効なリスク管理に適合しかつこれを推進し、また、過度なリスク負担を推奨しない。

- b. 報酬方針は、DWSグループ（管理会社、管理会社が運用する投資ファンドおよび当該投資ファンドの投資者を含む。）の事業戦略、目的、価値および利益に適合し、かつ、利益相反を回避する措置を含む。
- c. 投資運用会社のパフォーマンスは、一般的に複数年にわたって評価される。
- d. 総報酬の固定部分および変動部分は相互に比例するが、総報酬における固定部分は、変動報酬部分について完全な柔軟性（変動部分の支払を放棄する可能性を含む。）を提供するのに十分な割合を占めるものとする。

現行の報酬方針に関する追加の詳細は、ウェブサイト（<https://download.dws.com/download?elib-assetguid=c05fac94a9004a968154a521c7fa6ec4>）上に公開される。かかる詳細情報には、変動報酬の付与、持続可能性および持続可能性リスクの考慮に関する原則を含む従業員の報酬体系に関する説明ならびに取締役会下に設置される報酬委員会の説明が含まれる。管理会社は、本情報を、要求に応じて無償で書面により提供するものとする。また、管理会社は、年次報告書において従業員の報酬に関する追加情報を提供する。

（４）【その他の手数料等】

上記の費用のほか、以下の費用もファンドに請求される。

- － ファンドの資産およびファンド自体に課されるすべての税金（特に年次税）、ならびに管理費および保管費に関連して発生する可能性のある税金。
- － 管理会社、管理事務代行会社、投資運用会社、保管受託銀行もしくは名義書換代行会社または管理会社が任命する第三者が受益者の利益のために行為する際に負担する弁護士費用。
弁護士費用は、ファンドにかかる契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。
- － 資産の取得および処分に関連して発生する可能性のある費用。
- － クラス受益証券の為替ヘッジおよび為替戦略に関連して発生する可能性のある費用は各クラス受益証券に請求される。費用はクラス受益証券ごとに異なる場合がある。
- － ファンドの受益者の利益を保護するために生じる可能性のある特別費用（例えば訴訟費用）。
管理会社は、それぞれの場合において、当該費用を負担するか否か定めるものとし、その旨年次報告書において別途報告する。

費用は、各月末に支払われるものとする。

トータル・リターン・スワップが用いられる場合、特にこれらの取引の締結および／またはこれらの名目元本の増加もしくは減少により、これらに関連して一定の費用および手数料が生じる可能性がある。かかる手数料の金額は、固定または変動である。ファンドが負担する費用および手数料ならびに受領者の身元および受領者と管理会社、投資運用会社または保管受託銀行（該当する場合）との関係に関するさらなる情報は、年次報告書において開示される。トータル・リターン・スワップの使用により生じる収益は、通常、直接的または間接的なオペレーショナル・コストを差し引いた上で、ファンドの資産に対して発生するものとする。

ファンドは、証券貸付取引から生じる総収益の30%を費用／手数料として管理会社に支払い、かかる取引から生じる総収益の70%を保持する。管理会社は、当該30%のうち、自らの調整および監督業務のために5%を保持し、直接費（取引および担保管理費用など）を外部のサービス提供者に支払う。残額（管理会社の費用および直接費の控除後）は、証券貸付取引を開始、準備および実行するDWSインベストメントGmbHに支払われる。単純な（リバース）レポ取引、すなわち、証券貸付取引またはレポ取引の下で受領した現金担保を再投資するために使用されない取引については、ファンドは、外部のサービス提供者に直接費としてファンドが支払う取引費用を控除した、総収益の100%を留保する。

管理会社は、DWSインベストメントGmbHの関連当事者である。

現在、ファンドは単純な（リバース）レポ取引のみを利用しており、他の（リバース）レポ取引は利用していない。他の（リバース）レポ取引が利用される場合は、それに応じて販売目論見書が更新される。ファンドは、（リバース）レポ取引から生じる総収益の最大30%を費用／手数料として管理

- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

III ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ルクセンブルグ

2010年12月17日法第174条から第176条に基づき、現在、ファンドには、各四半期末に報告されるファンドの純資産総額に関して、それぞれ年率0.05%または0.01%の税率で四半期毎に支払われるルクセンブルグ大公国の税金（年次税）が課されている。この料率は、以下に関しては0.01%である。

- a) その専属的目的が短期金融商品への集合投資および信用機関への預金であるファンド
- b) その専属的目的が信用機関への預金に対する集合投資であるファンド
- c) 個別のファンドならびに株式／受益証券の個別クラス。ただし、当該ファンドまたはクラスの株式／受益証券は、一または複数の機関投資家に帰属する。

2010年法第175条に従い、一定の状況において、ファンドの資産または各株式／受益証券クラスは、完全に免税されることもある。

ファンドに適用される税率は、年率0.05%である。

ファンドの収入は、ファンド資産の投資先である国の源泉徴収税が課されることがある。この場合、保管受託銀行および管理会社のいずれも、納税証明書を取得する義務を負わない。

投資者レベルでのファンド収入の課税上の取扱い、当該投資者に適用される個別の税法によって異なる。投資者レベル（特に非居住投資家）での個別の課税に関する情報を得るためには、税務アドバイザーに相談するべきである。

(C) 外国口座税務コンプライアンス法－「FATCA」

外国口座税務コンプライアンス法（通称「FATCA」）の規定は、2010年3月に米国で施行された追加雇用対策法（以下「雇用対策法」という。）の一部である。この米国の規定は、米国民による脱税の防止を図るものである。これに伴い、米国外の金融機関（以下「外国金融機関」または「FFI」という。）は、米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）に対し、「特定」米国人が直接的または間接的に保有している金融口座に関する年1回の情報開示を行う義務を負う。通常、この報告義務を履行していないFFI（非参加外国金融機関（NPPFI）と称する。）については、一定の米国源泉所得に対して30%の罰則的な税金の源泉徴収が適用される。

原則として、本ファンド等の非米国ファンドはFFIの地位にあり、かかる非米国ファンドが「FATCAを遵守しているもの」に分類されない場合、または適用あるモデル1政府間協定（以下「IGA」という。）が施行されていることを条件としてかかる非米国ファンドが「報告金融機関」もしくは「非報告金融機関」として本国に適用されるIGAの要件を満たしていない場合には、IRSとの間でFFI契約を締結する必要がある。IGAとは、アメリカ合衆国と他の国々の間のFATCAに基づく要件の実施に関する協定である。ルクセンブルグは、2014年3月28日、米国との間のモデル1協定および関連する覚書に署名した。ルクセンブルグでは、このIGAは、2015年7月24日付の法律により国内法に法制化された（以下「FATCA法」という。）。

管理会社は、FATCAにより生じる要件および特にルクセンブルグIGAにより生じる要件ならびに国内の施行法により生じる要件すべてに従う。とりわけ、これに関連しては、それを踏まえて新規の受益者を特定米国人に分類する必要があるかを判断できるようにするために、管理会社が、かかる受益者に対し、その課税上の居住地を証明するのに必要な文書を提出するよう要求することが必要となる場合がある。

受益者および受益者のために行う仲介人は、適用ある本ファンドの原則に従い、米国人の勘定で受益証券の募集または販売を行うことはできないこと、およびその後米国人に対して受益証券を譲渡することは禁止されていることに留意すべきである。米国人が実質的所有者として受益証券を保有する場合、管理会社は、その裁量で、当該受益証券の強制買戻しを実施することができる。

(D) 共通報告基準（以下「CRS」という。）

世界レベルでの包括的かつ多国間の情報の自動的交換を促進するため、OECDは、G8/G20諸国から、国際的な報告基準を策定するよう指令を受けた。この報告基準は、2014年12月9日付の行政協力に関する改正指令（以下「DAC2」という。）に盛り込まれている。EUの加盟国は、2015年12月31日までにDAC2を国内法に法制化した。DAC2は、2015年12月18日付の法律（以下「CRS法」という。）によりルクセンブルグにおいて立法化された。

共通報告基準の下では、ルクセンブルグ法に基づく特定の金融機関は、その口座保有者の身元確認を行い、かかる口座保有者が課税上の居住者となる場所を判断する義務を負う（同法に基づき、本ファンド等の投資信託は、通常、ルクセンブルグ法に基づく金融機関とみなされる。）。この目的のため、報告金融機関とみなされるルクセンブルグ法に基づく金融機関は、口座開設時に、CRSに定められる意味の範囲内の地位および／またはかかる金融機関の口座保有者の課税上の居住地を判断するために自己申告による情報開示を受ける必要がある。

ルクセンブルグの報告金融機関は、2017年から、ルクセンブルグ税務当局（Administration des contributions directes）に対し、年1回ベースで金融口座の保有者に関する情報（最初は2016年度に関するもの）を提供する義務を負う。この通知は、年1回、6月30日までに行わなければならない。特定の場合においては、この通知には、（大公国規則により定められる）報告要件の対象となる国の税務上の居住者である支配権を有する者も含まれる。ルクセンブルグ税務当局は、年1回、管轄権を有する外国税務当局とかかる情報を自動的に交換する。

CRSに関連するデータ保護

C R S法およびルクセンブルグのデータ保護に係る規則に従い、該当する各自然人（すなわち、報告される可能性がある自然人）は、ルクセンブルグ報告金融機関が当該自然人の個人データを処理する前に、かかるデータの処理について通知を受けるものとする。

ファンドが報告金融機関としての資格を有する場合、ファンドは、ルクセンブルグのデータ保護に係る法律に従い、上記の報告対象者である自然人に通知を行う。

この点に関して、ルクセンブルグ報告金融機関は、個人データの処理につき責任を負い、C R S法の目的においてデータ管理者として行為する。

- － 個人データは、C R S法の目的において処理されることを意図している。
- － データは、ルクセンブルグ税務当局に報告される場合があり、ルクセンブルグ税務当局はさらに、一または複数の報告対象法域における管轄当局に当該データを転送する場合がある。
- － C R S法の目的において該当する自然人に送付される各情報要請について、当該自然人による回答は義務である。指定された期限内に回答しないことにより、ルクセンブルグ税務当局に対して口座に関する（不正確なまたは二重の）報告が行われる可能性がある。

該当する各自然人は、C R S法の目的においてルクセンブルグ税務当局に報告されたデータを入力する権利および誤りがあった場合には当該データを修正する権利（場合に応じて）を有する。

5【運用状況】

DWS グローバル・ユーティリティ・ボンド・マスター・ファンド（DWS Global Utility Bond Master Fund）の運用状況は次のとおりである。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2025年1月末日現在）

資産の種類	国・地域／通貨	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
債券	米国	37,892,725.05	56.90
	オランダ	5,256,361.85	7.89
	フランス	3,125,234.52	4.69
	カナダ	2,984,721.90	4.48
	スペイン	2,244,433.47	3.37
	イタリア	1,786,258.75	2.68
	英国	1,643,327.81	2.47
	ドイツ	1,364,709.25	2.05
	チェコ共和国	1,356,773.65	2.04
	オーストラリア	1,073,508.22	1.61
	デンマーク	962,299.97	1.44
	アラブ首長国連邦	685,398.90	1.03
	スウェーデン	630,142.66	0.95
	フィンランド	412,408.65	0.62
	ルクセンブルグ	395,055.53	0.59
	ポルトガル	320,890.61	0.48
	メキシコ	249,317.50	0.37
	スロバキア	240,130.71	0.36
	ベルギー	209,960.47	0.32
	アイルランド	187,296.40	0.28
	小計	63,020,955.87	94.63
為替先渡	英ポンド	542.72	0.00
	メキシコペソ	－14,414.10	－0.02
	豪ドル	－36,260.69	－0.05
	ユーロ	－58,110.34	－0.09
	小計	－108,242.41	－0.16
先物	ドイツ	74,728.92	0.11
	米国	27,000.00	0.04
	小計	101,728.92	0.15
小計		63,014,442.38	94.62
現金その他の資産（負債控除後）		3,586,039.80	5.38
合計 （純資産総額）		66,600,482.18 (約10,285百万円)	100.00

（注）投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率である。以下同じ。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2025年１月末日現在）

順位	銘柄	国・地域	種類	利率 (%)	償還日 (年/月/日)	額面金額	簿価 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
1	PACIFICORP	米国	債券	6.250	2037/10/15	1,100,000米ドル	1,255,634.16	1,152,382.00	1.73
2	DUKE ENERGY FLORIDA LLC	米国	債券	6.400	2038/06/15	1,000,000米ドル	1,197,661.95	1,089,090.00	1.64
3	TRANSCANADA PIPELINES	カナダ	債券	7.625	2039/01/15	934,000米ドル	1,109,129.09	1,085,494.80	1.63
4	ONCOR ELECTRIC DELIVERY	米国	債券	5.250	2040/09/30	1,000,000米ドル	1,070,685.33	974,870.00	1.46
5	DOMINION ENERGY INC	米国	債券	7.000	2038/06/15	820,000米ドル	935,559.40	919,892.40	1.38
6	KINDER MORGAN ENER PART	米国	債券	6.950	2038/01/15	820,000米ドル	889,053.47	895,087.40	1.34
7	CON EDISON CO OF NY INC	米国	債券	6.150	2052/11/15	850,000米ドル	956,576.42	893,120.50	1.34
8	EXELON CORP	米国	債券	3.350	2032/03/15	1,000,000米ドル	906,303.18	888,610.00	1.33
9	ENTERPRISE PRODUCTS OPER	米国	債券	4.850	2044/03/15	920,000米ドル	892,601.56	832,333.20	1.25
10	ENTERPRISE PRODUCTS OPER	米国	債券	5.950	2041/02/01	800,000米ドル	872,716.06	830,536.00	1.25
11	SOUTHERN CO	米国	債券	5.200	2033/06/15	760,000米ドル	756,288.82	754,239.20	1.13
12	ONEOK INC	米国	債券	6.100	2032/11/15	640,000米ドル	665,880.98	665,248.00	1.00
13	ONEOK INC	米国	債券	3.400	2029/09/01	700,000米ドル	679,780.05	653,856.00	0.98
14	ENEL FINANCE INTL NV	オランダ	債券	6.800	2037/09/15	600,000米ドル	638,106.64	650,934.00	0.98
15	ENEL FINANCE INTL NV	オランダ	債券	5.750	2040/09/14	500,000英ポンド	676,603.87	612,040.25	0.92
16	ELECTRICITE DE FRANCE SA	フランス	債券	6.950	2039/01/26	550,000米ドル	631,502.60	605,363.00	0.91
17	GEORGIA POWER CO	米国	債券	4.300	2042/03/15	700,000米ドル	672,192.34	598,815.00	0.90
18	ONEOK PARTNERS LP	米国	債券	6.850	2037/10/15	540,000米ドル	573,076.94	583,453.80	0.88
19	MPLX LP	米国	債券	4.700	2048/04/15	700,000米ドル	621,024.44	579,852.00	0.87
20	ENBRIDGE INC	カナダ	債券	6.700	2053/11/15	530,000米ドル	588,444.10	576,200.10	0.87
21	NEXTERA ENERGY CAPITAL	米国	債券	4.900	2028/02/28	540,000米ドル	536,875.85	541,819.80	0.81
22	E.ON INTL FINANCE BV	オランダ	債券	6.650	2038/04/30	500,000米ドル	617,623.47	535,300.00	0.80
23	COLUMBIA PIPELINES OPCO	米国	債券	6.544	2053/11/15	500,000米ドル	548,867.10	528,090.00	0.79
24	EVERSOURCE ENERGY	米国	債券	5.950	2029/02/01	510,000米ドル	516,501.94	526,136.40	0.79
25	ACCIONA ENERGIA FINANCIA	スペイン	債券	3.750	2030/04/25	500,000ユーロ	536,628.22	526,046.78	0.79
26	PUBLIC SERVICE COLORADO	米国	債券	5.250	2053/04/01	540,000米ドル	517,881.72	500,504.40	0.75
27	NGG FINANCE PLC	英国	債券	5.625	2073/06/18	400,000英ポンド	494,487.95	495,393.40	0.74
28	NEXTERA ENERGY CAPITAL	米国	債券	5.000	2032/07/15	500,000米ドル	509,103.38	494,595.00	0.74
29	EDP FINANCE BV	オランダ	債券	1.710	2028/01/24	540,000米ドル	521,712.71	493,203.60	0.74
30	NEXTERA ENERGY CAPITAL	米国	債券	4.900	2077/12/01	500,000米ドル	490,796.76	482,510.00	0.72

②【投資不動産物件】

該当事項なし（2025年１月末日現在）

③【その他投資資産の主要なもの】

（2025年１月末日現在）

順位	銘柄	通貨	種類	償還日 (年/月/日)	数量	簿価 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
1	EURO-BUND FUTURE MAR25	ユーロ	先物	2025/03/06	－17	－	74,728.92	0.11
2	US LONG BOND(CBT) MAR25	米ドル	先物	2025/03/20	－16	－	27,000.00	0.04
3	CURRENCY FORWARD EUR	ユーロ	為替先渡	2025/02/28	1	－	25,769.09	0.04
4	CURRENCY FORWARD EUR	ユーロ	為替先渡	2025/02/28	1	－	2,910.86	0.00
5	CURRENCY FORWARD GBP	英ポンド	為替先渡	2025/02/28	1	－	542.72	0.00
6	CURRENCY FORWARD AUD	豪ドル	為替先渡	2025/02/28	1	－	－1,233.43	0.00
7	CURRENCY FORWARD EUR	ユーロ	為替先渡	2025/02/28	1	－	－5,952.50	－0.01
8	CURRENCY FORWARD MXN	メキシコペソ	為替先渡	2025/02/28	1	－	－14,414.10	－0.02
9	CURRENCY FORWARD AUD	豪ドル	為替先渡	2025/02/28	1	－	－35,027.26	－0.05
10	CURRENCY FORWARD EUR	ユーロ	為替先渡	2025/02/28	1	－	－80,837.79	－0.12

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

下記会計年度末および2024年２月から2025年１月までの期間における各月末のファンドの純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		１口当たり純資産価格					
	米ドル	円	米ドルクラス		豪ドルクラス		ユーロクラス	
			米ドル	円	豪ドル	円	ユーロ	円
第３会計年度末 (2015年９月末日)	37,555,345.98	5,799,672,080	9.10	1,405	9.11	873	9.03	1,448
第４会計年度末 (2016年９月末日)	61,284,386.66	9,464,147,832	9.56	1,476	9.47	908	9.38	1,504
第５会計年度末 (2017年９月末日)	56,692,868.40	8,755,079,667	9.32	1,439	9.04	867	8.98	1,440
第６会計年度末 (2018年９月末日)	53,752,360.94	8,300,977,100	8.85	1,367	8.33	799	8.30	1,331
第７会計年度末 (2019年９月末日)	68,124,518.27	10,520,469,356	9.39	1,450	8.51	816	8.52	1,366
第８会計年度末 (2020年９月末日)	65,555,636.39	10,123,756,928	9.25	1,428	7.99	766	8.17	1,310
第９会計年度末 (2021年９月末日)	50,568,674.41	7,809,320,389	9.06	1,399	7.60	729	7.93	1,272
第10会計年度末 (2022年９月末日)	30,257,107.00	4,672,605,034	6.90	1,066	5.70	546	6.01	964
第11会計年度末 (2023年９月末日)	71,380,952.00	11,023,360,417	6.81	1,052	5.48	525	5.88	943
第12会計年度末 (2024年９月末日)	62,997,480.88	9,728,700,972	7.22	1,115	5.67	544	6.20	994
2024年２月末日	55,417,008.64	8,558,048,644	7.04	1,087	5.60	537	6.06	972
３月末日	55,792,086.77	8,615,971,960	7.08	1,093	5.62	539	6.10	978
４月末日	54,658,387.73	8,440,894,817	6.91	1,067	5.47	524	5.95	954
５月末日	53,957,008.33	8,332,580,796	6.97	1,076	5.51	528	5.99	961
６月末日	52,698,451.01	8,138,221,789	7.00	1,081	5.52	529	6.02	965
７月末日	53,337,219.23	8,236,866,766	7.08	1,093	5.57	534	6.08	975
８月末日	55,735,994.17	8,607,309,580	7.16	1,106	5.62	539	6.15	986
９月末日	62,997,480.88	9,728,700,972	7.22	1,115	5.67	544	6.20	994
10月末日	64,271,704.75	9,925,479,365	7.06	1,090	5.52	529	6.06	972
11月末日	66,542,955.44	10,276,228,609	7.13	1,101	5.57	534	6.12	981
12月末日	65,334,786.84	10,089,651,132	7.01	1,083	5.46	523	6.01	964
2025年１月末日	66,600,482.18	10,285,112,463	7.00	1,081	5.44	522	6.00	962

<参考情報>

>> 純資産の推移

米ドルクラス

基準日: 2025年1月末日



豪ドルクラス

基準日: 2025年1月末日



ユーロクラス

基準日: 2025年1月末日



②【分配の推移】

下記会計年度および2024年10月から2025年1月までの期間における分配の推移は次のとおりである。

	1口当たり分配金（税引前）					
	米ドルクラス		豪ドルクラス		ユーロクラス	
	米ドル	円	豪ドル	円	ユーロ	円
第3会計年度 (2014年10月1日～2015年9月末日)	0.36	55.59	0.60	57.52	0.36	57.73
第4会計年度 (2015年10月1日～2016年9月末日)	0.36	55.59	0.60	57.52	0.36	57.73
第5会計年度 (2016年10月1日～2017年9月末日)	0.36	55.59	0.60	57.52	0.36	57.73
第6会計年度 (2017年10月1日～2018年9月末日)	0.36	55.59	0.60	57.52	0.36	57.73
第7会計年度 (2018年10月1日～2019年9月末日)	0.36	55.59	0.60	57.52	0.36	57.73
第8会計年度 (2019年10月1日～2020年9月末日)	0.36	55.59	0.60	57.52	0.36	57.73
第9会計年度 (2020年10月1日～2021年9月末日)	0.36	55.59	0.54	51.77	0.33	52.92
第10会計年度 (2021年10月1日～2022年9月末日)	0.36	55.59	0.36	34.51	0.24	38.49
第11会計年度 (2022年10月1日～2023年9月末日)	0.36	55.59	0.36	34.51	0.24	38.49
第12会計年度 (2023年10月1日～2024年9月末日)	0.36	55.59	0.36	34.51	0.24	38.49
2024年10月	0.03	4.63	0.03	2.88	0.02	3.21
11月	0.03	4.63	0.03	2.88	0.02	3.21
12月	0.03	4.63	0.03	2.88	0.02	3.21
2025年1月	0.03	4.63	0.03	2.88	0.02	3.21

直近1年間累計	0.36	55.59	0.36	34.51	0.24	38.49
設定来累計	4.26	657.87	6.24	598.23	3.83	614.18

（注）設定来累計とは、運用開始日である2013年2月22日から2025年1月末日までの期間における分配金の累計額です。

③【収益率の推移】

	収益率（％）（注）		
	米ドルクラス	豪ドルクラス	ユーロクラス
第3会計年度 (2014年10月1日～2015年9月末日)	－2.67	－0.41	－3.20
第4会計年度 (2015年10月1日～2016年9月末日)	9.01	10.54	7.86
第5会計年度 (2016年10月1日～2017年9月末日)	1.26	1.80	－0.43
第6会計年度 (2017年10月1日～2018年9月末日)	－1.18	－1.22	－3.56
第7会計年度 (2018年10月1日～2019年9月末日)	10.17	9.36	6.99
第8会計年度 (2019年10月1日～2020年9月末日)	2.34	0.94	0.12
第9会計年度 (2020年10月1日～2021年9月末日)	1.84	1.88	1.10
第10会計年度 (2021年10月1日～2022年9月末日)	－19.87	－20.26	－21.19
第11会計年度 (2022年10月1日～2023年9月末日)	3.91	2.46	1.83
第12会計年度 (2023年10月1日～2024年9月末日)	11.31	10.04	9.52

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

＜参考情報＞

》収益率の推移(暦年ベース)

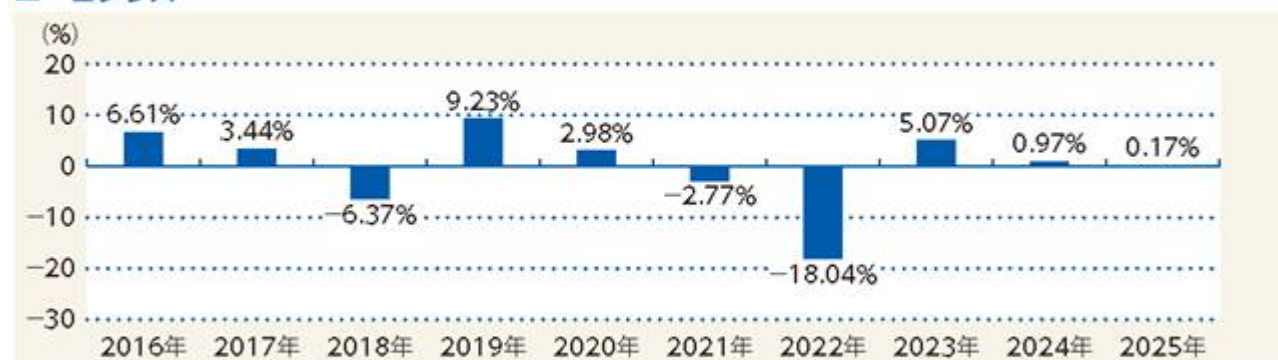
米ドルクラス



豪ドルクラス



ユーロクラス



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当たり純資産価格(当該期間中の税引前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

(注2) 2025年は年初から1月末日までの収益率です。

(注3) ファンドにベンチマークはありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの口数ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

米ドルクラス

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第3会計年度 (2014年10月1日～2015年9月末日)	2,175,554 (2,175,554)	1,746,498 (1,746,498)	2,777,146 (2,777,146)
第4会計年度 (2015年10月1日～2016年9月末日)	1,111,397 (1,111,397)	428,813 (428,813)	3,459,730 (3,459,730)
第5会計年度 (2016年10月1日～2017年9月末日)	456,488 (456,488)	955,719 (955,719)	2,960,499 (2,960,499)
第6会計年度 (2017年10月1日～2018年9月末日)	236,344 (236,344)	1,216,516 (1,216,516)	1,980,327 (1,980,327)
第7会計年度 (2018年10月1日～2019年9月末日)	496,214 (496,214)	359,075 (359,075)	2,117,466 (2,117,466)
第8会計年度 (2019年10月1日～2020年9月末日)	750,578 (750,578)	632,630 (632,630)	2,235,414 (2,235,414)
第9会計年度 (2020年10月1日～2021年9月末日)	381,771 (381,771)	1,014,964 (1,014,964)	1,602,221 (1,602,221)
第10会計年度 (2021年10月1日～2022年9月末日)	295,381 (295,381)	455,184 (455,184)	1,442,418 (1,442,418)
第11会計年度 (2022年10月1日～2023年9月末日)	2,839,159 (2,839,159)	222,427 (222,427)	4,059,150 (4,059,150)
第12会計年度 (2023年10月1日～2024年9月末日)	3,437,474 (3,437,474)	2,932,756 (2,932,756)	4,563,868 (4,563,868)

（注）（ ）の数値は、日本における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

豪ドルクラス

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第3会計年度 (2014年10月1日～2015年9月末日)	508,544 (508,544)	78,483 (78,483)	715,050 (715,050)
第4会計年度 (2015年10月1日～2016年9月末日)	2,085,380 (2,085,380)	210,961 (210,961)	2,589,469 (2,589,469)
第5会計年度 (2016年10月1日～2017年9月末日)	1,070,889 (1,070,889)	1,257,584 (1,257,584)	2,402,774 (2,402,774)
第6会計年度 (2017年10月1日～2018年9月末日)	335,261 (335,261)	827,251 (827,251)	1,910,784 (1,910,784)
第7会計年度 (2018年10月1日～2019年9月末日)	656,313 (656,313)	334,991 (334,991)	2,232,106 (2,232,106)
第8会計年度 (2019年10月1日～2020年9月末日)	695,697 (695,697)	904,964 (904,964)	2,022,839 (2,022,839)
第9会計年度 (2020年10月1日～2021年9月末日)	129,847 (129,847)	871,323 (871,323)	1,281,363 (1,281,363)
第10会計年度 (2021年10月1日～2022年9月末日)	143,056 (143,056)	384,760 (384,760)	1,039,659 (1,039,659)
第11会計年度 (2022年10月1日～2023年9月末日)	5,377,754 (5,377,754)	100,075 (100,075)	6,317,338 (6,317,338)
第12会計年度 (2023年10月1日～2024年9月末日)	414,151 (414,151)	4,764,571 (4,764,571)	1,966,918 (1,966,918)

ユーロクラス

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第3会計年度 (2014年10月1日～2015年9月末日)	492,391 (492,391)	233,817 (233,817)	762,807 (762,807)
第4会計年度 (2015年10月1日～2016年9月末日)	365,879 (365,879)	233,188 (233,188)	895,498 (895,498)
第5会計年度 (2016年10月1日～2017年9月末日)	329,404 (329,404)	84,030 (84,030)	1,140,872 (1,140,872)
第6会計年度 (2017年10月1日～2018年9月末日)	310,660 (310,660)	214,151 (214,151)	1,237,381 (1,237,381)
第7会計年度 (2018年10月1日～2019年9月末日)	73,598 (73,598)	196,040 (196,040)	1,114,939 (1,114,939)
第8会計年度 (2019年10月1日～2020年9月末日)	202,469 (202,469)	272,437 (272,437)	1,044,971 (1,044,971)
第9会計年度 (2020年10月1日～2021年9月末日)	31,022 (31,022)	235,987 (235,987)	840,006 (840,006)
第10会計年度 (2021年10月1日～2022年9月末日)	81,429 (81,429)	104,699 (104,699)	816,736 (816,736)
第11会計年度 (2022年10月1日～2023年9月末日)	1,405,204 (1,405,204)	286,076 (286,076)	1,935,864 (1,935,864)
第12会計年度 (2023年10月1日～2024年9月末日)	367,740 (367,740)	111,807 (111,807)	2,191,797 (2,191,797)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(a) 海外における申込（販売）手続等

受益証券の発行

ファンドの受益証券は、各評価日に発行価格で発行される。発行価格は、受益証券1口当たり純資産価格に対応する。投資者は、さらに、純投資金額に適用される当初販売手数料を管理会社のために支払わなければならない。適用される当初販売手数料は3%を上限とする。

当初販売手数料は、販売業務に対する報酬として仲介機関によって全部または一部が留保されることがある。印紙税またはその他の課税金が適用される国において受益証券が発行される場合、各投資金額はそれに応じて増額される。

日本において銀行休業日が2日以上連続する場合、日本における販売会社は、その前の銀行営業日における注文を受け付けないことを決定することができる。

新規に申し込まれた受益証券は、保管受託銀行または承認された取引銀行によって支払いが受領された場合にのみ投資者に発行される。ただし、簿記上は、当該受益証券は、その決済後の決済日における純資産総額の計算に既に算入されており、支払いが受領されるまでは取消可能である。投資者の受益証券に関する不払いまたは支払遅延によって当該受益証券を取り消さなければならない場合、ファンドが価値の減損を被る可能性がある。

管理会社は、新受益証券を継続的に発行する権限を有する。

受益証券は、管理会社から、および支払代理人を通じて購入することができる。管理会社が新受益証券を発行しなくなった場合、既存の保有者からのみ受益証券を購入することができる。

当初販売手数料を受益証券口数の3.0%（税抜き）を上限として計算される投資総額の一例を以下に示す（注）。

受益証券1口当たり純資産価格	米ドル	10.00
×受益証券口数		10
＝純投資額	米ドル	100.00
＋当初販売手数料（例：3%）	米ドル	3.00
＝投資総額	米ドル	103.00

（注）計算例は単に例示を目的としたものであり、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格のパフォーマンスについての推論を許可するものではない。

上記計算例にて使用される当初販売手数料の例は実際に日本にて適用される料率とは異なる場合がある。

管理会社は、受益者の利益もしくは公益を考慮して必要と思われる場合、またはファンドもしくは受益者を保護するために必要と思われる場合、いつでもその裁量により、購入申込みを拒絶または受益証券の発行を一時的に制限、停止もしくは永久に中止することができる。

かかる場合、管理会社または支払代理人は、未だ執行されていない購入申込みに係る支払代金を速やかに返還する。

管理会社は、受益証券の発行の停止を、ウェブサイト（www.dws.com/fundinformation）において公告し、要請があれば受益証券が一般に対する販売のために募集されているそれぞれの法域の公式の公告媒体において公告する。

発注の受理

すべての注文は、受益証券1口当たり純資産価格が決まっていない状態で発注される。評価日のルクセンブルグ時間13時30分までに管理会社または支払代理人により受け付けられた注文は、当該評価日における受益証券1口当たり純資産価格に基づいて処理される。ルクセンブルグ時間13時30分より後に受け付けられた注文は、翌評価日における受益証券1口当たり純資産価格に基づいて処理される。

受渡日

受益証券の発行から4営業日後に相当額が管理会社により受領される。

マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与対策

登録機関の機能の不可欠な一部である名義書換代理人は、投資者に対して、ルクセンブルグで施行されているマネー・ロンダリング防止、テロリストへの資金供与の防止および拡散金融防止（以下「AML／CTF／CPF」という。）に関する規則および規制の遵守に必要な確認および検証のための情報および証拠資料（身分証明書など）の提出を求める。

投資者の身元に関して疑いがある場合、または名義書換代理人がマネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止に関する2004年11月12日付法律（改正済）（以下「2004年法」という。）第3条（2）に従って身元を確認および検証するための十分な情報を得られない場合、名義書換代理人は、投資者の身元を明確に確認できるよう、追加の情報および／または証拠資料を要求する。投資者が、要求された情報および／または証拠資料の提出を拒否または行わない場合、名義書換代理人は、（必要な情報および／または証拠資料を取得するまで、）投資者のデータをファンドの受益者名簿に記載することを拒否または遅らせることができる。

さらに、名義書換代理人は、2004年法第1条（7）および第3条（2）に従い、投資者の実質的所有者を確認および検証するために必要な情報および証拠書類を取得する義務を負う。実質的所有者の確認は、中央登録簿の使用（該当する場合）、および身分証明書（パスポートまたはIDなど）の（認証）謄本によって行われる。名義書換代理人がすべての必要な情報および証拠資料を正式に受理し、実質的所有者の実際の身元が確実に確認されるまで、購入申込みの処理は、停止される場合がある。

また、名義書換代理人は、投資者が受領した資金の出所を確認する義務を負う。名義書換代理人が資金の出所を正式に証明するまで、購入申込みの処理は、停止される場合がある。

さらに、名義書換代理人のデュー・ディリジェンス義務は、投資者の納税義務にも適用される。すなわち、名義書換代理人は、投資者（および投資資金）が税法を遵守し、前提犯罪（悪質な脱税および税金詐欺を含む。）に使用されていないことを保証する義務を負う。当該要件を確実に遵守するために、名義書換代理人は、投資者から税務申告書または同様の書類（FATCAまたは個人の自己申告（以下「CRS」という。）の様式を含むが、これに限られない。）を取得するものとする。名義書換代理人が当該要件の遵守を確認するために必要な情報および／または証拠資料を取得するまで、購入申込みの処理は、停止される場合がある。名義書換代理人に提出される情報および証拠資料は、ルクセンブルグのAML／CTF／CPFに関する規則および規制を遵守する目的に限り取得されるものとする。

ルクセンブルグで適用されるAML／CTF／CPFに関する法律に従い、リスクベース・アプローチを用いて、2004年法第3－2条に概説される厳格なデュー・ディリジェンスの要件を遵守するために、マネー・ロンダリング、テロリストへの資金供与および拡散金融（以下「ML／TF／PF」という。）のリスクが高い状況において、追加の情報および／または証拠資料が要求される場合がある。このような状況には、少なくとも、重要な公的地位を有する者（以下「PEPs」という。）の存在（2004年法第3－2条（4））、高リスク法域との関係（2004年法第3－2条

（2））、および国境を越えたコルレス銀行または類似の関係（例えば、金融仲介機関）（2004年法第3－2条（3）およびCSSF通達21／782）が含まれる。投資者は、要求に応じて速やかに、要求された情報または証拠資料を提供しなければならない。

ルクセンブルグで適用されるAML／CTF／CPFに関する法律に従い、リスクベース・アプローチを用いて、名義書換代理人は、ML／TF／PFのリスクが低いと判断された場合、簡素なデュー・ディリジェンス措置を適用することができる。この場合、名義書換代理人は、少なくとも年に一度、簡素なデュー・ディリジェンスの適用を可能にする条件が引き続き満たされていることを確認する。

受益証券の初回または追加の購入申込みも、間接的に、すなわち販売会社を通じて行うことができる。この場合、名義書換代理人は、投資者に対するデュー・ディリジェンス／顧客確認（以下「KYC」という。）を販売会社に再委託し、販売会社が、投資者の確認および検証に必要な上記の情報および証拠資料を取得する。名義書換代理人の要求に応じて、販売会社は、顧客デュー・ディリジェン

ス（以下「CDD」という。）／KYCの過程で取得した情報および証拠資料を、遅滞なく名義書換代理人に提供する。投資者は、当該規定に同意する。

販売会社は、販売会社を通じて受益証券を購入する投資者に対して金融仲介サービスを提供することができる。投資者は、当該サービスを利用するか否かを自己の裁量において決定することができる。当該サービスにおいて、金融仲介機関は自己の名義において投資者のために受益証券を保有する。投資者はいつでも受益証券の直接所有を要求する権利を有し、直接投資者として投資者名簿に記載される権利を有する。上記の規定にかかわらず、投資者は、金融仲介機関を利用せず、管理会社と直接投資を行うことができる。

2004年法第3－2条（3）およびC S S F規則12－02第3条（C S S F規制20－05により改正済）に従い、名義書換代理人は、金融仲介機関に対するデュー・ディリジェンスを行う場合、厳格なデュー・ディリジェンス措置を適用する。これには、関係を構築する前に経営幹部の承認を得ること、金融仲介機関のAML／CTF／CPFに関する管理を評価すること、および、当該機関のレピュテーションおよび監督の質を判断することが含まれるが、これらに限られない。次に、対象となる投資者に対するデュー・ディリジェンスが、金融仲介機関によって行われる。

投資者が金融仲介機関を利用する場合、金融仲介機関は、対象となる投資者から上記のCDD／KYCに関する情報および証拠書類を取得する。名義書換代理人の要求に応じて、金融仲介機関は、CDD／KYCの関係で収集した情報および証拠書類を、遅滞なく名義書換代理人に提供する。投資者は、当該規定に同意する。これに関して、リスクベースの厳格なデュー・ディリジェンスが適用される場合がある。投資者は、協力することを保証し、当該規定に同意する。

名義書換代理人は、ルクセンブルグで施行されている関連するAML／CTF／CPFに関する規制を遵守するために必要な最新情報および更新された証拠資料を維持するために、継続的かつ定期的にデュー・ディリジェンスを行う義務を負う。継続的なデュー・ディリジェンスには、取引が投資者の特徴と一致していることを確保するための取引精査の実施、およびメディア、PEPおよび制裁リストに対するネームスクリーニングの実施が含まれるが、これらに限られない。

定期的な見直しは、顧客の再評価（データの更新および文書（投資者の身元の確認および認証のための書類など）の更新を含む。）、ならびに追加の情報および証拠資料の取得（必要に応じる。）からなる。定期的な見直しの頻度は、投資者のリスク評価に基づき、リスクベース・アプローチに基づいて決定される（例えば、高リスクの投資者については毎年行われる。）。名義書換代理人は、さらに、顧客データまたは活動に重大な変更があった場合、または顧客に関連するリスクに影響が及ぶ可能性があるルクセンブルグで施行されているAML／CTF／CPFに関する規則および規制の変更を理由として再評価を行う（以下「イベント・ドリブン見直し」という。）。取引は、名義書換代理人が定期的な見直しまたはイベント・ドリブン見直しの結果要求されるすべての必要な情報および証拠書類を正式に受領するまで停止される場合がある。投資事業の枠組み内において、投資対象がもたらすAML／CTF／CPFのリスクについて分析が行われ、評価されたリスクに見合った適切なデュー・ディリジェンス措置が講じられ、記録される。

リスクベース・アプローチを用いて、また、ルクセンブルグで適用される法律および規則に定められた要件を損なうことなく、AML／CTF／PFのリスクが低いと判断された場合、簡素なデュー・ディリジェンスが適用される場合がある。この場合、少なくとも、取引時および継続的なスクリーニングが実施される。AML／CTF／PFのリスクが高い資産については、上記のスクリーニング活動に加え、リスクベース・アプローチに従って、資産および関連当事者に対して補足的なデュー・ディリジェンス措置が行われる。

ルクセンブルグの実質的所有者名簿（透明性のための名簿）

実質的所有者名簿の導入に関する2019年1月13日ルクセンブルグ法（以下「2019年法」という。）が2019年3月1日に施行された。2019年法は、ルクセンブルグ商業および会社登記簿に登録されているすべての事業体（ファンドを含む。）に対し、実質的所有者に関する一定の情報を収集し、保存することを義務付けるものである。さらに、ファンドは、収集した情報を実質的所有者名簿に記載する義務を負い、かかる名簿は、ルクセンブルグ法務省の監督下でルクセンブルグ企業登記官により管理

される。この点に関して、ファンドは、継続的に特定の状況に関して実質的所有者の存在を監視し、登記官に通知する義務を負う。

マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止に関する2004年11月12日法第1条

（7）では、特に、実質的所有者とは、ある会社を最終的に所有し、または支配している自然人と定義されている。この場合、これには、十分な量の受益証券もしくは議決権または参加権の直接的または間接的な保有により（無記名受益証券の形態による場合または他の支配形態による場合を含む。）ファンドが最終的にその所有に属するか、またはその支配下にある自然人が含まれる。

ある自然人のファンドの受益証券の保有状況が25%プラス1口であるか、またはある自然人がファンドの25%超の参加権を有する場合、これは、直接的な所有関係を示すものとみなされる。一もしくは複数の自然人により支配されている会社もしくは一もしくは複数の同一の自然人により所有されている複数の会社のファンドの受益証券の保有状況が25%プラス1口であるか、またはかかる会社がファンドの25%超の参加権を有する場合、これは、間接的な所有関係を示すものとみなされる。

記載した直接および間接的な所有関係の基準となる点に加え、投資者が実質的所有者に分類される支配形態はほかにもある。この点に関して、所有関係または支配関係を示すものが認められる場合、個々の事例において分析を行う。

投資者が2019年法により定義される実質的所有者に分類される場合、ファンドは、2019年法に従い、刑事上の制裁付で、情報を収集し、伝送する義務を負う。同様に、各投資者自身も、情報を提供する義務を負う。投資者は、自身が実質的所有者に分類されるか否かを確認することができない場合、以下の電子メール・アドレス（dws-lux-compliance@list.db.com）によりファンドに問い合わせ、説明を受けることができる。

データ保護およびデータ移転

管理会社およびそのサービス提供者は、個人データの取扱いに係る自然人の保護および当該データの自由な移転に関する2016年4月27日付欧州議会および理事会規則（EU）2016/679（以下「GDPR」という。）ならびに管轄権を有するデータ保護および金融当局が発行する関連ある実施規則およびガイドラインに従って投資者の個人データの保管および処理を行う。個人データの取扱いに関する追加情報は、管理会社のウェブサイト（<https://www.dws.com/en-lu/footer/legal-resources/privacy-notice/>）において閲覧可能である。管理会社およびそのサービス提供者は、その支援提供者および／または代理人に対して、投資者の個人データを移転することができる。

投資者の法的地位

ファンドに投資される資金は、リスク分散の原則に基づき、管理会社により、管理会社の名義において、投資者（以下「受益者」という。）の共同勘定で、証券、短期金融商品およびその他の許容される資産に投資される。ファンドに投資された資金および当該資金を用いて購入された資産がファンド資産を構成し、これは管理会社の自己資産とは別に保管される。

受益者は、自己が保有する受益証券口数に比例した持分を有するファンド資産の共同所有者である。受益者の権利は、大券の形で発券される無記名式受益証券または記名式受益証券により表章される。すべての受益証券は同一の権利を有する。

大券により表章される無記名式受益証券

管理会社は、一または複数の大券により表章される無記名式受益証券の発行を決議することができる。

かかる大券は、管理会社の名義で発行され、決済代理人に預託される。大券により表章される無記名式受益証券の譲渡可能性は、それぞれの適用法令ならびに譲渡を行う決済代理人の規則および手続に従う。投資者は、大券により表章される無記名式受益証券が投資者の金融仲介機関の証券口座に預託された時点でこれを受領し、これは決済代理人により直接または間接に保有される。大券により表章される無記名式受益証券は、販売目論見書に記載される規定、各取引所に適用される規則および／または各決済代理人の規則に従って譲渡することができる。かかるシステムに参加しない受益者は、該当する決済代理人の決済システムに参加する金融仲介機関を通じてのみ、大券により表章される無記名式受益証券を譲渡することができる。

大券により表章される無記名式受益証券の分配に関する支払いは、受益者の金融仲介機関の関係する決済代理人の口座に貸方記入する形で行われる。

販売制限

発行されたファンドの受益証券は、募集または販売が許可されている国においてのみ、一般に募集または販売をすることができる。管理会社または管理会社により認可された第三者が、現地の規制当局からその許可を取得していない限り、販売目論見書は、受益証券購入の勧誘の構成要素とならず、受益証券購入の勧誘目的で販売目論見書を使用することはできない。

ファンドの受益証券は、EU / EEA（欧州経済領域）以外の投資家にのみ助言、提供、または販売されるため、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書（PRIIPS KID）に関するEU規則（EU規則1286/2014）の範囲外である。したがって、このファンドにはPRIIPS KIDは発行されない。

管理会社および／またはファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）に従って登録されておらず、また登録されないものとする。ファンドの受益証券は、1933年米国証券法（改正済）またはアメリカ合衆国のいずれかの州の証券法に従って登録されておらず、また登録されないものとする。ファンドの受益証券は、米国において、もしくは米国人に対してまたは米国人のために、募集または販売することはできない。購入後の受益証券を、米国において、または米国人に対して譲渡することは禁止されている。申込者は、自らが米国人ではなく、かつ、米国人のためにまたは米国人に対して受益証券を取得または再販売していないことを証明しなければならない。米国人は、米国の国民であるか、永住地が米国にあるおよび／または米国において課税される個人である。米国人はまた、米国もしくは米国のいずれかの州、領土または占有地の法律に従って設立されたパートナーシップまたは法人の可能性もある。

管理会社は、受益者が米国人であるかまたは米国人のために受益証券を保有していると知り得た場合、直近で決定された受益証券1口当たり純資産価格で受益証券を管理会社に直ちに返却するよう要求することができる。

米国の金融取引業規制機構の規則5130（FINRA規則5130）で定義される「制限者」とみなされる投資家は、遅滞なく管理会社にファンドの保有を報告しなければならない。

さらに受益者は、FATCA法の下で、特定米国人の定義は、現在の米国人の定義よりも幅広い投資者を含むことに留意すべきである。そのため、管理会社は、ファンドに追加で投資することを禁止される投資者の種類を幅広くすることおよびこれに関し既存の投資者の保有に関して提案を行うことが、投資者または一般市民の利益になる、もしくはファンドまたは受益者を保護することになると決議することができる。

販売目論見書は、管理会社の書面による明示的な承認（正式な販売会社を通じて直接または間接的に付与）を受けた者によってのみ、販売目的に使用することができる。販売目論見書または文書に含まれていない第三者による発表または表示は、管理会社によって承認されていない。

当該文書は、管理会社の登録事務所において公衆の縦覧に供される。

(b) 日本における申込（販売）手続等

前記「(a) 海外における申込（販売）手続等」における記載も適宜適用される。

日本においては、日本における各営業日に申込みの受付が行われる。ただし、評価日以外の日には申込みの受付を行わないものとする。

日本における販売会社の判断により、申込みの受付を行わない場合がある。また、日本において銀行休業日が2日以上連続する場合、日本における販売会社は、その前の銀行営業日における申込注文を受け付けないことを決定することができる。

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

原則として午後3時までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み受付分とする。

日本における販売会社または販売取扱会社とかかる契約を締結した投資者は、原則として申込みを行った日から起算して5営業日目までに、日本における販売会社または販売取扱会社に申込金額を支払うものとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別に定める日がある場合には、その期日までに支払うものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、ファンドの受益証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(a) 海外における買戻し手続等

受益証券の買戻し

ファンドの受益証券は、各評価日にその買戻金額で買い戻される。買戻金額は、受益証券1口当たり純資産価格から投資者が支払う買戻手数料を差し引いた額に対応する。適用される買戻手数料は0%である。印紙税またはその他の課税金が適用される国において受益証券が買い戻される場合、各買戻金額はそれに応じて減額される。

日本において銀行休業日が2日以上連続する場合、日本における販売会社は、その前の銀行営業日における注文を受け付けないことを決定することができる。

受益者は、保有するすべてのクラスの受益証券について、その全部または一部の買戻しを請求することができる。

管理会社は、（大量の買戻しに対応する）ファンドの資産が売却された場合に限り、大量の買戻しを行う権利を有する。一般に、ファンドの純資産総額の10%を超える買戻請求は大量の買戻しとみなされ、買戻請求が、ファンドの純資産総額の10%を超えると評価される受益証券に関連するものである場合には、管理会社は、当該請求を実行する義務を負わない。

管理会社は、すべての受益者を平等に取り扱う原則を考慮した上で、最低買戻金額（定めのある場合）を免除する権利を留保する。

管理会社は、受益者の公正かつ平等な取扱いに配慮し、かつ、ファンドの残存する受益者の利益を考慮した上で、以下のとおり買戻請求を繰り延べることを決定することができる。

ある評価日（以下「当初評価日」という。）に関して買戻請求が受領され、その価額が、個別にまたは当初評価日に関して受領されたその他の請求とあわせてファンドの純資産総額の10%を超える場合、管理会社は、当初評価日に関するすべての買戻請求をもれなく別の評価日（以下「繰延評価日」という。）に繰り延べる権利を留保するが、繰延評価日は当初評価日から15営業日以内であるものとする（以下「繰延べ」という。）。

繰延評価日は、管理会社が、とりわけ、ファンドの流動性特性および該当する市場環境を考慮した上で決定する。

繰延べの場合、当初評価日に関して受領された買戻請求は、繰延評価日時点で計算された受益証券1口当たり純資産価格に基づき取り扱われる。当初評価日に関して受領されたすべての買戻請求は、もれなく繰延評価日に関して取り扱われる。

当初評価日に関して受領された買戻請求は、その後の評価日に関して受領された買戻請求よりも優先的に取り扱われる。その後の評価日に関して受領された買戻請求は、繰り延べられた買戻しに関するプロセスを終了するために最終評価日が決定されるまで、上記の同様の繰延べのプロセスおよび同様の繰延べの期間に従って繰り延べられる。

これらの前提条件に基づき、交換請求は買戻請求と同様に取り扱われる。

管理会社は、ウェブサイト（www.dws.com/fundinformation）で、買戻しを申請した投資者のために繰延べを開始する旨の決定および繰延べの終了に関する情報を公表する。

管理会社は、受益者の利益のために必要でありかつ正当であると認められる特別な場合に、受益証券の買戻しを停止する権利を有する。

受益証券は、管理会社ならびに販売および支払代理人に対して返還することができる。受益者に対するその他の支払いもまた、これらの事務所を通じて行うことができる。

受益証券の買戻しに関する買戻金額の計算の一例を以下に示す（注）。

受益証券1口当たり純資産価格	米ドル	10.00
×受益証券口数		10
＝純投資額	米ドル	100.00
－買戻手数料（0%）	米ドル	0.00
＝買戻金額	米ドル	100.00

（注）計算例は単に例示を目的としたものであり、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格のパフォーマンスについての推論を許可するものではない。

上記計算例にて使用される買戻手数料の例は実際に日本にて適用される料率とは異なる場合がある。

受益者全員の利益または管理会社もしくはファンド保護のために必要と見なした場合、管理会社は買戻金額で全受益証券を一方的に買戻することができる。

買戻し制限

管理会社は、受益者の利益もしくは公益を考慮して必要と思われる場合、またはファンドもしくは受益者を保護するために必要と思われる場合、いつでもその裁量により、買戻請求を拒絶または受益証券の買戻しを一時的に制限、停止もしくは永久に中止することができる。

管理会社は、受益証券の買戻しの停止を、ウェブサイト（www.dws.com/fundinformation）において公告し、要請があれば受益証券が一般に対する販売のために募集されているそれぞれの法域の公式の公告媒体において公告する。

発注の受理

すべての注文は、受益証券1口当たり純資産価格が決まっていない状態で発注される。評価日のルクセンブルグ時間13時30分までに管理会社または支払代理人により受け付けられた注文は、当該評価日における受益証券1口当たり純資産価格に基づいて処理される。ルクセンブルグ時間13時30分より後に受け付けられた注文は、翌評価日における受益証券1口当たり純資産価格に基づいて処理される。

受渡日

受益証券の買戻しから5営業日後に相当額が送金される。

マーケット・タイミングおよび短期売買

管理会社は、マーケット・タイミングおよび短期売買に関連するあらゆる行為を禁止し、かかる行為が行われている疑いがある場合に注文を拒否する権利を留保する。この場合、管理会社は、ファンドのその他の投資者を保護するために必要なあらゆる措置を講じる。

レイト・トレーディング

レイト・トレーディングは、各評価日の関連する受付締切時間の終了後に注文が受け付けられたにもかかわらず、純資産総額に基づく同日の価格で注文が実行される場合に発生する。レイト・トレーディングの実行は、ファンドの設立国の販売目論見書の条件に違反するため、許されず、発注の受理後になされた注文の価格は、次の有効な受益証券1口当たり純資産価格に基づいて執行される。

(b) 日本における買戻し手続等

前記「(a) 海外における買戻し手続等」における記載も適宜適用される。

日本における受益者は、原則として、日本における各営業日に買戻請求をすることができる。ただし、評価日以外の日には買戻しの取扱いを行わないものとする。

また、日本において銀行休業日が2日以上連続する場合、日本における販売会社は、その前の銀行営業日における買戻注文を受け付けないことを決定することができる。

原則として午後3時までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み受付分とする。

買戻金額は、申込受付日における受益証券1口当たり純資産価格（通常、申込日の日本における翌営業日に判明する受益証券1口当たり純資産価格）である。受益証券の買戻しは1口以上0.001口単位で行われる（ただし、日本における販売会社によりこれと異なる取扱いをする場合がある。）。買戻

代金は、口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、日本において買戻請求が行われた日から起算して6営業日目から支払われる。

スイッチング

異なる通貨建ての受益証券クラス間で交換を行うことはできない。

記名式受益証券および大券により表章される無記名式受益証券間で交換を行うことはできない。

決済サイクルが異なる受益証券クラス間で交換を行うことはできない。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(i) 受益証券1口当たり純資産価格の計算

受益証券1口当たり純資産価格の計算のため、ファンドに帰属する資産から負債を控除した価値は、少なくとも月に一度、ルクセンブルグおよびフランクフルトの銀行営業日であり、ニューヨーク証券取引所および東京証券取引所の取引日でもある日（評価日）に計算され、その結果は発行済み受益証券口数で除される。銀行営業日は、銀行が営業を行い支払いが処理される日をいう。

純資産総額は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則（ルクセンブルグのGAAP）に従って計算され、ファンドの財務書類はルクセンブルグのGAAPに従って作成される。

スウィング・プライシングとは、申込みおよび買戻しの活動から生じる取引コストの影響から受益者を保護するためのメカニズムである。投資運用会社がファンドの大量の流入または流出を管理するために証券を購入しまたは売却しなければならない場合、受益証券1口当たり純資産価格は発生するすべての取引その他のコストを完全には反映しない可能性があるという事実により、ファンド内における大量の申込みおよび買戻しは、ファンドの資産の減少につながる可能性がある。これらのコストに加えて、大量の注文は、かなり低い市場価格を、通常の状態における市場価格と比べて、それぞれ高くする可能性がある。上記の流入または流出がファンドに重大な影響を及ぼす場合に、取引その他のコストを補償するために、部分的なスウィング・プライシングが採用されることがある。

管理会社は、特に、現在の市場状況、一定の市場の流動性および見積希薄化コストに基づき、スウィング・プライシング・メカニズムの適用に関する基準値を予め決定する。かかる基準値に従い、自動的に調整そのものが開始される。純流入／純流出がスウィングの基準値を上回る場合、受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドへの大量の純流入がある場合には上方修正され、大量の純流出がある場合には下方修正される。これは、この取引日におけるすべての申込みおよび買戻しに対して平等に適用される。

管理会社は、ファンドに関するスウィング・ファクターを決定するスウィング・プライシング委員会を設置した。かかるスウィング・ファクターは、受益証券1口当たり純資産価格の調整の規模を測定する。

スウィング・プライシング委員会は、特に以下の要因を検討する。

- a) 呼値スプレッド（固定費用コンポーネント）
- b) マーケット・インパクト（取引の価格インパクト）
- c) 資産の取引活動を通じて発生する追加のコスト

スウィング・ファクター、スウィング基準値を含むスウィング・プライシングに関する運用上の決定、調整の程度およびファンドの規模は、定期的な調査の対象となる。

スウィング・プライシングの調整は、元々の受益証券1口当たり純資産価格の2%を超えない。受益証券1口当たり純資産価格に対する調整は、請求により、管理会社から入手可能である。

極端に非流動的な市場環境において、管理会社は、スウィング・プライシングの調整を元々の受益証券1口当たり純資産価格の2%を超えて引き上げる可能性がある。かかる引上げに関する通知は、管理会社のウェブサイト（www.dws.com/fundinformation）で公表される。

このメカニズムは、大量の流入および流出が発生したときにのみ適用され、通常取引量に基づいていないため、受益証券1口当たり純資産価格の調整は、限られたときにのみ適用されることが想定されている。

成功報酬がファンドに適用される場合、計算はスウィングしていない受益証券1口当たり純資産価格に基づく。

スウィング・プライシングがファンドに関して検討される場合、これは、販売目論見書の特別条項に記載される。ファンドに関して実施された場合には、管理会社のウェブサイト（www.dws.com/fundinformation）において開示される。

受益証券1口当たり純資産価格は、米ドル（以下「ファンド通貨」という。）で表示される。

受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額を評価日に流通しているファンドの受益証券口数で除して計算される。ファンドにおいて受益証券クラスの募集が行われる限りにおいて、ファンドの各受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、個別に計算される。

ファンドの純資産総額およびファンドの財務書類は、ルクセンブルグのGAAPおよび以下の原則により計算される。

- a) 取引所に上場されている証券および短期金融商品は、最新の利用可能な支払価格により評価される。
- b) 取引所に上場されていないがその他の組織された証券市場で取引されている証券および短期金融商品は、評価時点の買呼値以上、かつ売呼値以下の価格であって、管理会社が適切な市場価格とみなす価格で評価される。
- c) かかる価格が市況と一致していない場合、これらの証券および短期金融商品、またその他許容される資産は、監査人により確認可能な一般的に認められた評価原則に従い、管理会社により誠実に決定された現行市場価額により評価される。
- d) 流動資産は、それらの額面価額に利息を加えて評価される。
- e) 定期預金は、当該定期預金がいつでも引き出せることおよびそれらの利回り価額が実現価額と等しくなることを定める契約が管理会社および保管受託銀行の間に存在する場合には、それらの利回り価額で評価されることができる。
- f) ファンド通貨以外の通貨建のすべての資産は、為替の最新仲値でファンド通貨に換算される。
- g) ファンドにより採用されたデリバティブの価格は、監査人により確認可能であり、組織的検査に従う通常の方法で設定される。デリバティブに価格を付けるために定められた基準は、各個別のデリバティブの期間中効力を有するものとする。
- h) クレジット・デフォルト・スワップは、将来のキャッシュ・フローの現行価額により、標準的な市場慣行に従って評価され、その場合、キャッシュ・フローは、デフォルトのリスクを考慮するために調整される。金利スワップは、市場価額により評価され、市場価額は、各スワップのイールド・カーブに基づき決定される。他のスワップは、管理会社により定められており、ファンドの監査人により承認された公認の評価方法に従い誠実に決定される適切な市場価額により評価される。
- i) ファンドに含まれる対象ファンドの受益証券は、決定済みの最新の利用可能な買戻金額により評価される。

2013年7月12日法に従い特定の資産に関して外部評価機関が任命されている場合は、当該外部評価機関の評価および／または妥当性確認結果に依拠する。

収益調整勘定が、ファンドのために維持される。

管理会社は、そのガバナンスの枠組みにおいて、評価プロセスの整合性を確保しかつ運用資産の公正価値を決定するのに適切な方針および手続を採用している。

資産の評価は、評価の責任を負う価格決定委員会を設置した管理会社の統治機関により最終的に決定される。これには、価格決定方法の定義、承認および定期的な見直し、評価プロセスの監視および管理ならびに価格決定に関する問題の対処が含まれる。価格決定委員会が結論に到達できない例外的な場合においては、かかる問題は、最終的な決断のために管理会社の取締役会に付託される。評価プロセスに伴う業務は、ポートフォリオ運用業務から序列上および業務上独立している。

評価の結果は、価格決定プロセスおよび純資産価額の計算の一環として、責任ある内部チームおよび関係するサービス提供者によって整合性のためにさらに監視され、検査される。

スウィング・プライシングは、既に存在する投資家の保護を強化するため、大量の流入または流出がファンドに重大な影響を及ぼす場合に取引およびその他のコストを補償するために適用されることがある。ファンドに関してスウィング・プライシングが実施される場合、これは、販売目論見書の一般条項および特別条項に記載される。

(ii) 受益証券1口当たり純資産価格の計算の停止

管理会社は、当該停止を必要とする状況が存在する間で、かつ、停止が受益者の利益を考慮して正当化される場合に、受益証券1口当たり純資産価格の計算を停止する権利を有する。とりわけ、

- － ファンドの投資対象とする有価証券および短期金融商品の大部分が取引されている取引所もしくはその他の規制市場が閉鎖されている間（通常の週末および休日を除く。）、または当該取引所での取引が停止もしくは制限されている場合。
- － 管理会社がファンドの資産を売買することができず、ファンドの購入もしくは売却の取引金額を自由に送金できず、または受益証券1口当たり純資産価格を通常の方法で計算できない緊急の場合。

受益証券の買戻しを申し込んでいた投資者は、停止について速やかに知らされ、その後、受益証券1口当たり純資産価格の計算が再開され次第直ちに通知される。再開後、投資者は、その時点の買戻金額を受領する。

ルクセンブルグの規制当局は、停止期間の開始および終了について通知されるものとする。さらに、ファンドが登録されている外国規制当局は、停止期間の開始および終了について、適用法上要求される場合、通知されるものとする。受益証券1口当たり純資産価格の計算の停止の通知は、ウェブサイト（www.dws.com/fundinformation）において公告され、要請があれば受益証券が一般に對する販売のために募集されているそれぞれの法域の公式の公告媒体において公表される。

管理会社は、受益証券1口当たり純資産価格の計算が停止されている期間中、受益証券の買戻しを停止する。かかる停止は、代行協会員が必要と判断する場合、管理会社が、代行協会員を通して日本においてこれを公告および／または通知するものとする。

（2）【保管】

ファンドの受益証券が販売される海外においては、確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社により販売会社の名義で保管される。

ただし、日本の投資者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（3）【信託期間】

ファンドは、存続期間を無制限として設定される。ただし、下記「（5）その他（a）ファンドの終了」の記載に従うものとする。

（4）【計算期間】

ファンドの計算期間（会計年度）は毎年10月1日より翌年の9月30日である。

（5）【その他】

（a）ファンドの終了

ファンドは、別段の定めがない限り、いつでも管理会社により解散されうる。償還の場合、ファンドは、投資者通知に記載した日から償還開始日まで、その投資方針および投資規則から逸脱することができる。管理会社は、受益者の利益を勘案して、管理会社の利益を保護するために、または投資方針のために必要または適切であるとみなされる場合、ファンドの解散を決定することができる。

ファンドの解散は、法律上定められている場合、強制的に行われる。

管理会社は、法律の定めに従い、また各販売国の規則に従い、ファンドの解散に関し、会社公告集（*Recueil Electronique des Sociétés et Associations*）（RESA）および十分に流通している少なくとも2紙の日刊紙（うち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。）において、公告を行うものとする。

受益証券の発行は、ファンドが解散された時点で中止される。管理会社が別途定めない限り、受益証券の買戻しは、清算日の直前まで行われることができる。これにより、清算費用が考慮され、清算の決定が有効となった時点でファンドの受益証券を保有するすべての投資者が清算費用を負担することが確保される。

管理会社、または、監督機関の同意の上管理会社もしくは保管受託銀行により任命される清算人の命令に基づき、保管受託銀行は、清算費用、ポートフォリオの清算にかかる取引費用および手数料を控除した清算金額を、ファンドの受益者の間で、その権利に比例して分配する。保管受託銀行は、清算手続の終了時において受益者が受領していない清算の純手取金を、その権利を有する受益者の勘定でルクセンブルグの供託所（Caisse de Consignation）に預託する。当該金額は、法定期限までに申し立てられない場合没収される。

受益者ならびにその遺産相続人および法定相続人は、ファンドの解散または分割を求めることはできない。

(b) 約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の同意を得た上で、いつでも、約款の全部または一部を変更することができる。かかる変更に関する情報は、会社公告集（R E S A）において公告される。C S S Fは、管理会社に対し、ルクセンブルグ法に従いかかる変更の公告を行うこと、および、変更内容によっては、一定期間内に無償で受益証券の買戻しを行う権利を投資者に付与することを要求する場合がある。

約款の変更は、別途定められない限り、届出られ、当該届出後直ちに発効する。

(c) 関係法人との契約の更改等に関する手続き

保管契約

保管契約は、いずれかの当事者が通知を行うことにより、解約することができる。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

副管理事務代行契約

副管理事務代行契約の存続期間は定められておらず、各当事者は、原則として、90暦日以上前に書面による通知を行うことにより当該契約を終了することができる。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、いずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面による通知を行うことにより、解約することができる。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、同契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により通知することにより終了する。

同契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売買戻契約

受益証券販売買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社を通して自己に代わって受益権を行使させることができる。受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

（i）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、保有する受益証券口数に応じて管理会社に請求する権利を有する。

（ii）買戻請求権

受益者は、評価日において受益証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有する。

（iii）残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者は管理会社に対し、保有する受益証券口数に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（iv）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（i）管理会社またはファンドに対する、ルクセンブルグおよび日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、

（ii）日本における受益証券の販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

なお、日本国財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示等に関する代理人および金融庁長官への届出代理人は、

弁護士 三浦 健

同 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドル、豪ドル、ユーロ、英ポンドまたはメキシコペソで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年1月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝154.43円、1豪ドル＝95.87円、1ユーロ＝160.36円、1英ポンド＝191.69円または1メキシコペソ＝7.47円）で換算されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

（１）【貸借対照表】

DWS グローバル・ユーティリティ・ボンド・マスター・ファンド

投資有価証券明細およびその他の純資産を含む純資産計算書である。

投資ポートフォリオ

2024年9月30日現在

銘柄名	口数 ／ 通貨	数量／額面		報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
上場有価証券									54,791,070.36	8,461,384,996	86.98
利付有価証券											
3.75% Acciona Energia Financiacion Filiales SA (MTN)2023/2030	EUR	500,000	80,180,000			200,000	32,072,000	% 100.409	560,709.20	86,590,322	0.89
1.625% Alliander NV 2018/perpetual *	EUR	130,000	20,846,800			100,000	16,036,000	% 98.403	142,871.87	22,063,703	0.23
4.50% Alliander NV 2024/perpetual *	EUR	100,000	16,036,000	100,000	16,036,000			% 103.489	115,581.74	17,849,288	0.18
3.85% Amprion GmbH (MTN) 2024/2039	EUR	100,000	16,036,000	100,000	16,036,000			% 100.567	112,318.30	17,345,315	0.18
2.00% APA Infrastructure Ltd (MTN) 2020/2030	EUR	280,000	44,900,800			120,000	19,243,200	% 92.857	290,380.68	44,843,488	0.46
1.625% AusNet Services Holdings Pty Ltd (MTN) 2021/2081 *	EUR	300,000	48,108,000	200,000	32,072,000	100,000	16,036,000	% 95.385	319,592.35	49,354,647	0.51
4.25% CEZ AS (MTN) 2024/2032	EUR	219,000	35,118,840	219,000	35,118,840			% 102.166	249,888.08	38,590,216	0.40
4.125% CEZ AS (MTN) 2024/2031	EUR	188,000	30,147,680	188,000	30,147,680			% 101.557	213,237.09	32,930,204	0.34
1.00% Czech Gas Networks Investments SarI (MTN) 2020/2027	EUR	200,000	32,072,000			100,000	16,036,000	% 94.487	211,055.70	32,593,332	0.33
3.10% Duke Energy Corp. (MTN) 2022/2028	EUR	150,000	24,054,000					% 100.102	167,698.45	25,897,672	0.27
3.875% EDP - Energias de Portugal SA (MTN) 2023/2028	EUR	300,000	48,108,000			100,000	16,036,000	% 103.289	346,075.11	53,444,379	0.55
7.50% Electricite de France SA (MTN) 2022/perpetual *	EUR	200,000	32,072,000					% 109.844	245,358.65	37,890,736	0.39
4.625% Electricite de France SA (MTN) 2023/2043	EUR	300,000	48,108,000			100,000	16,036,000	% 104.494	350,112.52	54,067,876	0.56

銘柄名	口数／通貨	数量／額面		報告期間中の買付／追加		報告期間中の売却／処分		市場価格	市場価値合計		純資産構成比
		(表示通貨)	(円)	(表示通貨)	(円)	(表示通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
4.125% Electricite de France SA - Reg- (MTN) 2024/2031	EUR	200,000	32,072,000	200,000	32,072,000			% 104.189	232,727.07	35,940,041	0.37
4.375% Electricite de France SA (MTN) 2024/2036	EUR	200,000	32,072,000	200,000	32,072,000			% 104.913	234,344.27	36,189,786	0.37
4.75% Electricite de France SA (MTN) 2024/2044	EUR	100,000	16,036,000	100,000	16,036,000			% 105.467	117,790.87	18,190,444	0.19
0.375% Elenia Verkkö Oyj (MTN) 2020/2027	EUR	200,000	32,072,000	200,000	32,072,000			% 93.673	209,237.47	32,312,542	0.33
3.875% Elia Group SA (MTN) 2024/2031	EUR	200,000	32,072,000	200,000	32,072,000			% 101.366	226,421.33	34,966,246	0.36
2.125% EnBW Energie Baden-Wuerttemberg AG 2021/2081 *	EUR	300,000	48,108,000			100,000	16,036,000	% 83.36	279,301.97	43,132,603	0.44
5.25% EnBW Energie Baden-Wuerttemberg AG 2024/2084 *	EUR	300,000	48,108,000	400,000	64,144,000	100,000	16,036,000	% 103.939	348,252.97	53,780,706	0.55
6.125% EnBW International Finance BV (MTN) 2009/2039	EUR	170,000	27,261,200			80,000	12,828,800	% 125.07	237,463.63	36,671,508	0.38
3.50% EnBW International Finance BV (MTN) 2024/2031	EUR	197,000	31,590,920	197,000	31,590,920			% 102.215	224,892.98	34,730,223	0.36
4.50% Enel Finance International NV (MTN) 2023/2043	EUR	110,000	17,639,600			100,000	16,036,000	% 104.326	128,168.20	19,793,015	0.20
2.25% Enel SpA 2020/perpetual *	EUR	160,000	25,657,600					% 96.049	171,635.80	26,505,717	0.27
6.375% Enel SpA (MTN) 2023/perpetual *	EUR	150,000	24,054,000			100,000	16,036,000	% 107.055	179,346.64	27,696,502	0.28
4.25% Engie SA (MTN) 2024/2044	EUR	100,000	16,036,000	100,000	16,036,000			% 102.116	114,048.30	17,612,479	0.18
4.75% Engie SA 2024/perpetual *	EUR	200,000	32,072,000	200,000	32,072,000			% 101.911	227,638.70	35,154,244	0.36
5.125% Engie SA -Reg- 2024/2099 *	EUR	200,000	32,072,000	300,000	48,108,000	100,000	16,036,000	% 102.655	229,300.57	35,410,887	0.36
6.651% EPH Financing International AS (MTN) 2023/2028	EUR	400,000	64,144,000	650,000	104,234,000	250,000	40,090,000	% 107.43	479,932.99	74,116,052	0.76

銘柄名	口数／通貨	数量／額面		報告期間中の買付／追加		報告期間中の売却／処分		市場価格	市場価値合計		純資産構成比
		(表示通貨)	(円)	(表示通貨)	(円)	(表示通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
5.875% EPH Financing International AS (MTN) 2024/2029	EUR	178,000	28,544,080	178,000	28,544,080			% 104.506	207,757.29	32,083,958	0.33
4.25% ESB Finance DAC (MTN) 2023/2036	EUR	170,000	27,261,200			100,000	16,036,000	% 107.089	203,324.08	31,399,338	0.32
4.875% Iberdrola Finanzas SA (MTN) 2023/perpetual *	EUR	200,000	32,072,000			100,000	16,036,000	% 103.364	230,884.27	35,655,458	0.37
3.375% Iberdrola Finanzas SA 2024/2035	EUR	300,000	48,108,000	300,000	48,108,000			% 99.601	333,718.27	51,536,112	0.53
1.825% Iberdrola International BV 2021/perpetual *	EUR	100,000	16,036,000					% 89.969	100,481.92	15,517,423	0.16
3.25% Naturgy Finance Iberia SA (MTN) 2024/2030	EUR	200,000	32,072,000	200,000	32,072,000			% 100.081	223,551.03	34,522,986	0.35
3.625% Naturgy Finance Iberia SA (MTN) 2024/2034	EUR	100,000	16,036,000	100,000	16,036,000			% 99.156	110,742.43	17,101,953	0.18
3.875% Nederlandse Gasunie NV (MTN) 2024/2044	EUR	100,000	16,036,000	100,000	16,036,000			% 103.59	115,694.54	17,866,708	0.18
0.905% NorteGas Energia Distribucion SA (MTN) 2021/2031	EUR	300,000	48,108,000			100,000	16,036,000	% 83.309	279,131.09	43,106,214	0.44
3.75% Orsted AS (MTN) 2023/2030	EUR	120,000	19,243,200					% 102.894	137,900.66	21,295,999	0.22
3.625% Orsted AS (MTN) 2023/2028	EUR	200,000	32,072,000					% 101.116	225,862.91	34,880,009	0.36
5.125% Orsted AS 2024/3024 *	EUR	250,000	40,090,000	250,000	40,090,000			% 103.2	288,147.42	44,498,606	0.46
4.375% Redexis Gas SA (MTN) 2024/2031	EUR	100,000	16,036,000	100,000	16,036,000			% 101.833	113,732.24	17,563,670	0.18
2.75% RWE AG (MTN) 2022/2030	EUR	280,000	44,900,800			120,000	19,243,200	% 98.212	307,126.73	47,429,581	0.49
3.625% RWE AG (MTN) 2024/2032	EUR	260,000	41,693,600	380,000	60,936,800	120,000	19,243,200	% 102.096	296,467.51	45,783,478	0.47
4.50% SNAM SPA -Reg- 2024/2099 *	EUR	200,000	32,072,000	200,000	32,072,000			% 101.125	225,883.01	34,883,113	0.36

銘柄名	口数 ／ 通貨	数量／額面		報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
2.625% SPP Infrastructure Financing BV (MTN) 2015/2025	EUR	280,000	44,900,800			120,000	19,243,200	% 99.33	310,622.92	47,969,498	0.49
1.00% SPP- Distribucia AS (MTN) 2021/2031	EUR	280,000	44,900,800			120,000	19,243,200	% 81.14	253,739.49	39,184,989	0.40
4.00% SSE PLC 2022/perpetual *	EUR	280,000	44,900,800			120,000	19,243,200	% 99.865	312,295.97	48,227,867	0.50
5.00% Suez SACA (MTN) 2022/2032	EUR	300,000	48,108,000			100,000	16,036,000	% 109.791	367,860.39	56,808,680	0.58
1.625% TenneT Holding BV (MTN) 2022/2026	EUR	250,000	40,090,000					% 97.504	272,243.47	42,042,559	0.43
2.75% TenneT Holding BV (MTN) 2022/2042	EUR	150,000	24,054,000			100,000	16,036,000	% 87.89	147,239.98	22,738,270	0.23
4.875% TenneT Holding BV 2024/perpetual *	EUR	130,000	20,846,800	130,000	20,846,800			% 101.303	147,082.40	22,713,935	0.23
4.75% Teollisuuden Voima Oyj (MTN) 2023/2030	EUR	190,000	30,468,400					% 105.887	224,693.90	34,699,479	0.36
2.375% Terna - Rete Elettrica Nazionale 2022/perpetual *	EUR	280,000	44,900,800			120,000	19,243,200	% 95.04	297,207.32	45,897,726	0.47
3.875% Terna - Rete Elettrica Nazionale (MTN) 2023/2033	EUR	160,000	25,657,600			100,000	16,036,000	% 104.083	185,992.24	28,722,782	0.29
3.00% Vattenfall AB 2015/2077 *	EUR	150,000	24,054,000			100,000	16,036,000	% 97.281	162,972.50	25,167,843	0.26
5.993% Veolia Environnement SA 2023/perpetual *	EUR	100,000	16,036,000	200,000	32,072,000	100,000	16,036,000	% 106.491	118,934.52	18,367,058	0.19
3.125% APA Infrastructure Ltd 2019/2031	GBP	280,000	53,673,200			120,000	23,002,800	% 88.048	329,936.82	50,952,143	0.52
6.50% Centrica PLC 2024/2055 *	GBP	100,000	19,169,000	100,000	19,169,000			% 102.758	137,520.96	21,237,362	0.22
6.25% E.ON International Finance BV (MTN) 2002/2030	GBP	200,000	38,338,000			100,000	19,169,000	% 106.867	286,040.07	44,173,168	0.45
6.375% E.ON International Finance BV (MTN) 2002/2032	GBP	120,000	23,002,800			80,000	15,335,200	% 108.342	173,992.83	26,869,713	0.28

銘柄名	口数 ／ 通貨	数量／額面		報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
4.75% E.ON International Finance BV (MTN) 2012/2034	GBP	100,000	19,169,000			100,000	19,169,000	% 96.913	129,698.60	20,029,355	0.21
7.375% Electricite de France SA 2024/2099 *	GBP	100,000	19,169,000	100,000	19,169,000			% 102.419	137,067.28	21,167,300	0.22
5.75% Enel Finance International NV (MTN) 2009/2040	GBP	280,000	53,673,200			120,000	23,002,800	% 101.671	380,985.44	58,835,581	0.60
1.125% National Gas Transmission PLC (MTN) 2021/2033	GBP	190,000	36,421,100					% 72.425	184,160.02	28,439,832	0.29
5.625% NGG Finance PLC 2013/2073 *	GBP	400,000	76,676,000			200,000	38,338,000	% 99.896	534,762.99	82,583,449	0.85
4.875% Orsted AS (MTN) 2012/2032	GBP	400,000	76,676,000			200,000	38,338,000	% 99.092	530,459.02	81,918,786	0.84
2.125% Orsted AS (MTN) 2019/2027	GBP	130,000	24,919,700					% 93.519	162,703.34	25,126,277	0.26
3.74% SSE PLC 2020/perpetual *	GBP	250,000	47,922,500	250,000	47,922,500			% 97.845	327,364.74	50,554,937	0.52
2.50% Vattenfall AB 2021/2083 *	GBP	280,000	53,673,200			120,000	23,002,800	% 88.994	333,481.71	51,499,580	0.53
6.875% Vattenfall AB 2023/2083 *	GBP	130,000	24,919,700					% 102.888	179,003.42	27,643,498	0.28
4.375% Abu Dhabi National Energy Co. PJSC -Reg- (MTN)2018/2025	USD	480,000	74,126,400			220,000	33,974,600	% 99.708	478,598.40	73,909,951	0.76
4.375% Abu Dhabi National Energy Co. PJSC -Reg- (MTN)2023/2029	USD	210,000	32,430,300					% 100.745	211,564.50	32,671,906	0.34
6.20% Atmos Energy Corp. 2023/2053	USD	130,000	20,075,900	190,000	29,341,700	60,000	9,265,800	% 115.759	150,486.70	23,239,661	0.24
2.40% Baltimore Gas and Electric Co. (MTN) 2016/2026	USD	110,000	16,987,300			60,000	9,265,800	% 97.393	107,132.30	16,544,441	0.17
5.40% Baltimore Gas and Electric Co. 2023/2053	USD	100,000	15,443,000			60,000	9,265,800	% 104.239	104,239.00	16,097,629	0.16
3.50% Berkshire Hathaway Energy Co. (MTN) 2015/2025	USD	400,000	61,772,000			200,000	30,886,000	% 99.529	398,116.00	61,481,054	0.63

銘柄名	口数 ／ 通貨	数量／額面		報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
4.95% CenterPoint Energy Houston Electric LLC (MTN)2023/2033	USD	290,000	44,784,700			140,000	21,620,200	% 102.185	296,336.50	45,763,246	0.47
3.875% Comision Federal de Electricidad - Reg- 2021/2033	USD	310,000	47,873,300			200,000	30,886,000	% 84.556	262,123.60	40,479,748	0.42
3.70% Commonwealth Edison Co. (MTN) 2018/2028	USD	340,000	52,506,200			160,000	24,708,800	% 98.81	335,954.00	51,881,376	0.53
6.75% Consolidated Edison Co. of New York, Inc. 2008/2038	USD	400,000	61,772,000			200,000	30,886,000	% 117.989	471,956.00	72,884,165	0.75
3.35% Consolidated Edison Co. of New York, Inc. (MTN) 2020/2030	USD	250,000	38,607,500			100,000	15,443,000	% 96.469	241,172.50	37,244,269	0.38
6.15% Consolidated Edison Co. of New York, Inc. 2022/2052	USD	850,000	131,265,500			400,000	61,772,000	% 114.683	974,805.50	150,539,213	1.55
5.90% Consolidated Edison Co. of New York, Inc. 2023/2053	USD	100,000	15,443,000	150,000	23,164,500	50,000	7,721,500	% 111.135	111,135.00	17,162,578	0.18
7.00% Dominion Energy, Inc. 2008/2038	USD	820,000	126,632,600	400,000	61,772,000	380,000	58,683,400	% 117.754	965,582.80	149,114,952	1.53
4.85% Dominion Energy, Inc. 2022/2052	USD	340,000	52,506,200			160,000	24,708,800	% 93.009	316,230.60	48,835,492	0.50
5.375% Dominion Energy, Inc. (MTN) 2022/2032	USD	280,000	43,240,400			120,000	18,531,600	% 104.901	293,722.80	45,359,612	0.47
7.00% Dominion Energy, Inc. 2024/2054 *	USD	120,000	18,531,600	120,000	18,531,600			% 109.596	131,515.20	20,309,892	0.21
4.80% Duke Energy Corp. 2015/2045	USD	200,000	30,886,000			100,000	15,443,000	% 93.269	186,538.00	28,807,063	0.30
3.75% Duke Energy Corp 2016/2046	USD	500,000	77,215,000			300,000	46,329,000	% 79.534	397,670.00	61,412,178	0.63
6.40% Duke Energy Florida LLC 2008/2038	USD	1,000,000	154,430,000			500,000	77,215,000	% 114.575	1,145,750.00	176,938,173	1.82
6.65% E.ON International Finance BV - Reg- 2008/2038	USD	500,000	77,215,000			200,000	30,886,000	% 113.805	569,025.00	87,874,531	0.90
1.71% EDP Finance BV - Reg- (MTN) 2020/2028	USD	540,000	83,392,200			260,000	40,151,800	% 92.186	497,804.40	76,875,933	0.79

銘柄名	口数 ／ 通貨	数量／額面		報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
6.95% Electricite de France SA - Reg- 2009/2039	USD	120,000	18,531,600			80,000	12,354,400	% 114.878	137,853.60	21,288,731	0.22
5.70% Electricite de France SA - Reg- (MTN) 2023/2028	USD	300,000	46,329,000			200,000	30,886,000	% 104.298	312,894.00	48,320,220	0.50
4.25% Enbridge, Inc. (MTN) 2016/2026	USD	400,000	61,772,000			200,000	30,886,000	% 99.961	399,844.00	61,747,909	0.63
1.60% Enbridge, Inc. (MTN) 2021/2026	USD	350,000	54,050,500			250,000	38,607,500	% 95.012	332,542.00	51,354,461	0.53
5.70% Enbridge, Inc. (MTN) 2023/2033	USD	200,000	30,886,000			100,000	15,443,000	% 105.6	211,200.00	32,615,616	0.33
6.70% Enbridge, Inc. 2023/2053	USD	130,000	20,075,900	130,000	20,075,900			% 116.515	151,469.50	23,391,435	0.24
6.80% Enel Finance International NV -Reg- 2007/2037	USD	600,000	92,658,000	400,000	61,772,000	300,000	46,329,000	% 113.492	680,952.00	105,159,417	1.08
6.50% Energy Transfer LP 2012/2042	USD	500,000	77,215,000			1,000,000	154,430,000	% 109.584	547,920.00	84,615,286	0.87
2.40% Entergy Corp. (MTN) 2021/2031	USD	360,000	55,594,800			180,000	27,797,400	% 87.199	313,916.40	48,478,110	0.50
5.15% Entergy Louisiana LLC (MTN) 2024/2034	USD	219,000	33,820,170	219,000	33,820,170			% 103.258	226,135.02	34,922,031	0.36
5.80% Entergy Texas, Inc. 2023/2053	USD	280,000	43,240,400			120,000	18,531,600	% 107.429	300,801.20	46,452,729	0.48
5.95% Enterprise Products Operating LLC 2011/2041	USD	800,000	123,544,000			400,000	61,772,000	% 108.667	869,336.00	134,251,558	1.38
4.85% Enterprise Products Operating LLC 2013/2044	USD	540,000	83,392,200			260,000	40,151,800	% 95.795	517,293.00	79,885,558	0.82
4.85% Enterprise Products Operating LLC (MTN) 2024/2034	USD	340,000	52,506,200	500,000	77,215,000	160,000	24,708,800	% 101.625	345,525.00	53,359,426	0.55
5.95% Eversource Energy (MTN) 2023/2029	USD	310,000	47,873,300	450,000	69,493,500	140,000	21,620,200	% 105.977	328,528.70	50,734,687	0.52
5.50% Eversource Energy (MTN) 2024/2034	USD	290,000	44,784,700	410,000	63,316,300	120,000	18,531,600	% 104.145	302,020.50	46,641,026	0.48

銘柄名	口数／ 通貨	数量／額面		報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
5.95% Eversource Energy (MTN) 2024/2034	USD	270,000	41,696,100	270,000	41,696,100			% 107.661	290,684.70	44,890,438	0.46
7.60% Exelon Corp. 2002/2032	USD	120,000	18,531,600			80,000	12,354,400	% 117.875	141,450.00	21,844,124	0.22
4.95% Exelon Corp. 2016/2035	USD	340,000	52,506,200	390,000	60,227,700	160,000	24,708,800	% 100.453	341,540.20	52,744,053	0.54
3.35% Exelon Corp. (MTN) 2023/2032	USD	1,000,000	154,430,000			500,000	77,215,000	% 93.094	930,940.00	143,765,064	1.48
5.45% Exelon Corp. (MTN) 2024/2034	USD	110,000	16,987,300	110,000	16,987,300			% 105.174	115,691.40	17,866,223	0.18
2.25% FirstEnergy Corp. (MTN) 2020/2030	USD	340,000	52,506,200			160,000	24,708,800	% 88.745	301,733.00	46,596,627	0.48
5.60% Florida Power & Light Co. 2024/2054	USD	250,000	38,607,500	250,000	38,607,500			% 109.607	274,017.50	42,316,523	0.43
4.125% Florida Power & Light Co. 2011/2042	USD	400,000	61,772,000			200,000	30,886,000	% 90.686	362,744.00	56,018,556	0.58
4.30% Georgia Power Co. 2012/2042	USD	480,000	74,126,400			220,000	33,974,600	% 91.398	438,710.40	67,750,047	0.70
6.95% Kinder Morgan Energy Partners LP (MTN) 2007/2038	USD	820,000	126,632,600	400,000	61,772,000	380,000	58,683,400	% 114.19	936,358.00	144,601,766	1.49
4.70% Kinder Morgan Energy Partners LP 2012/2042	USD	250,000	38,607,500			100,000	15,443,000	% 89.407	223,517.50	34,517,808	0.35
5.05% Kinder Morgan, Inc. 2015/2046	USD	200,000	30,886,000			100,000	15,443,000	% 93.1	186,200.00	28,754,866	0.30
4.30% Kinder Morgan, Inc. (MTN) 2018/2028	USD	120,000	18,531,600			80,000	12,354,400	% 100.278	120,333.60	18,583,118	0.19
3.60% Kinder Morgan, Inc. 2021/2051	USD	265,000	40,923,950			100,000	15,443,000	% 72.767	192,832.55	29,779,131	0.31
5.20% Kinder Morgan, Inc. (MTN) 2023/2033	USD	130,000	20,075,900					% 101.427	131,855.10	20,362,383	0.21
5.30% MidAmerican Energy Co. 2024/2055	USD	400,000	61,772,000	600,000	92,658,000	200,000	30,886,000	% 103.659	414,636.00	64,032,237	0.66
4.125% MPLX LP (MTN) 2017/2027	USD	200,000	30,886,000			100,000	15,443,000	% 99.592	199,184.00	30,759,985	0.32
4.70% MPLX LP 2018/2048	USD	280,000	43,240,400			120,000	18,531,600	% 87.766	245,744.80	37,950,369	0.39
5.00% MPLX LP (MTN) 2023/2033	USD	280,000	43,240,400			120,000	18,531,600	% 100.227	280,635.60	43,338,556	0.45

銘柄名	口数 ／ 通貨	数量／額面		報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
8.427% National Rural Utilities Cooperative Finance Corp. 2013/2043 *	USD	143,000	22,083,490					% 100.386	143,551.98	22,168,732	0.23
2.40% National Rural Utilities Cooperative Finance Corp. (MTN) 2020/2030	USD	294,000	45,402,420			140,000	21,620,200	% 91.005	267,554.70	41,318,472	0.42
5.80% National Rural Utilities Cooperative Finance Corp. 2022/2033	USD	200,000	30,886,000			100,000	15,443,000	% 108.733	217,466.00	33,583,274	0.34
4.80% NextEra Energy Capital Holdings, Inc. 2017/2077 *	USD	205,000	31,658,150			100,000	15,443,000	% 94.844	194,430.20	30,025,856	0.31
2.25% NextEra Energy Capital Holdings, Inc. (MTN) 2020/2030	USD	280,000	43,240,400			120,000	18,531,600	% 89.607	250,899.60	38,746,425	0.40
1.9% NextEra Energy Capital Holdings, Inc. (MTN) 2021/2028	USD	100,000	15,443,000			50,000	7,721,500	% 92.335	92,335.00	14,259,294	0.15
5.00% NextEra Energy Capital Holdings, Inc. (MTN) 2022/2032	USD	260,000	40,151,800			120,000	18,531,600	% 103.142	268,169.20	41,413,370	0.43
4.90% NextEra Energy Capital Holdings, Inc. (MTN) 2023/2028	USD	540,000	83,392,200			260,000	40,151,800	% 102.308	552,463.20	85,316,892	0.88
5.749% NextEra Energy Capital Holdings, Inc. 2023/2025	USD	170,000	26,253,100			80,000	12,354,400	% 101.113	171,892.10	26,545,297	0.27
4.278% Niagara Mohawk Power Corp -Reg- 2014/2034	USD	100,000	15,443,000			50,000	7,721,500	% 93.526	93,526.00	14,443,220	0.15
5.25% Oncor Electric Delivery Co. LLC 2011/2040	USD	510,000	78,759,300			240,000	37,063,200	% 102.636	523,443.60	80,835,395	0.83
4.95% Oncor Electric Delivery Co. LLC 2023/2052	USD	280,000	43,240,400			120,000	18,531,600	% 97.976	274,332.80	42,365,214	0.44
4.55% Oncor Electric Delivery Co., LLC (MTN) 2023/2032	USD	400,000	61,772,000					% 100.762	403,047.86	62,242,681	0.64
6.85% ONEOK Partners LP 2007/2037	USD	540,000	83,392,200	400,000	61,772,000	260,000	40,151,800	% 113.268	611,647.20	94,456,677	0.97

銘柄名	口数 ／ 通貨	数量／額面		報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
3.40% ONEOK, Inc. (MTN) 2019/2029	USD	400,000	61,772,000			200,000	30,886,000	% 95.327	381,308.00	58,885,394	0.60
6.10% ONEOK, Inc. (MTN) 2022/2032	USD	340,000	52,506,200			160,000	24,708,800	% 107.716	366,234.40	56,557,578	0.58
4.40% ONEOK, Inc. (MTN) 2024/2029	USD	119,000	18,377,170	119,000	18,377,170			% 99.892	118,871.48	18,357,323	0.19
5.90% Pacific Gas & Electric Co 2024/2054	USD	250,000	38,607,500	250,000	38,607,500			% 104.035	260,087.50	40,165,313	0.41
6.25% PacifiCorp 2007/2037	USD	1,100,000	169,873,000	350,000	54,050,500	900,000	138,987,000	% 110.88	1,219,680.00	188,355,182	1.94
5.50% PacifiCorp 2023/2054	USD	300,000	46,329,000			500,000	77,215,000	% 100.911	302,733.00	46,751,057	0.48
3.70% PECO Energy Co. 2017/2047	USD	200,000	30,886,000			100,000	15,443,000	% 81.778	163,556.00	25,257,953	0.26
4.90% PECO Energy Co. (MTN) 2023/2033	USD	310,000	47,873,300			140,000	21,620,200	% 102.907	319,011.70	49,264,977	0.51
4.65% Plains All American Pipeline LP Via PAA Finance Corp. (MTN) 2015/2025	USD	280,000	43,240,400			120,000	18,531,600	% 99.899	279,717.20	43,196,727	0.44
3.80% Plains All American Pipeline LP Via PAA Finance Corp. (MTN) 2020/2030	USD	280,000	43,240,400			120,000	18,531,600	% 95.523	267,464.40	41,304,527	0.42
5.25% PPL Electric Utilities Corp. 2023/2053	USD	480,000	74,126,400			220,000	33,974,600	% 103.477	496,689.60	76,703,775	0.79
5.25% Public Service Co. of Colorado 2023/2053	USD	540,000	83,392,200			260,000	40,151,800	% 101.045	545,643.00	84,263,648	0.87
3.80% Public Service Electric and Gas Co. (MTN) 2013/2043	USD	400,000	61,772,000			200,000	30,886,000	% 86.028	344,112.00	53,141,216	0.55
4.65% Public Service Electric and Gas Co. (MTN) 2023/2033	USD	340,000	52,506,200			160,000	24,708,800	% 101.622	345,514.80	53,357,851	0.55
1.60% Public Service Enterprise Group, Inc. (MTN) 2020/2030	USD	340,000	52,506,200			160,000	24,708,800	% 85.679	291,308.60	44,986,787	0.46

銘柄名	口数 ／ 通貨	数量／額面		報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
1.70% San Diego Gas & Electric Co. (MTN) 2020/2030	USD	150,000	23,164,500			80,000	12,354,400	% 86.766	130,149.00	20,098,910	0.21
5.35% San Diego Gas & Electric Co. 2023/2053	USD	170,000	26,253,100			80,000	12,354,400	% 103.247	175,519.90	27,105,538	0.28
3.25% SGSP Australia Assets Pty Ltd (MTN) 2016/2026	USD	200,000	30,886,000					% 98.007	196,014.00	30,270,442	0.31
5.20% Southern Co. (MTN) 2023/2033	USD	760,000	117,366,800			340,000	52,506,200	% 103.829	789,100.40	121,860,775	1.25
4.15% Southern Power Co. (MTN) 2015/2025	USD	480,000	74,126,400			220,000	33,974,600	% 99.749	478,795.20	73,940,343	0.76
0.90% Southern Power Co. (MTN) 2021/2026	USD	280,000	43,240,400			120,000	18,531,600	% 95.766	268,144.80	41,409,601	0.43
7.625% TransCanada PipeLines Ltd 2009/2039	USD	934,000	144,237,620	250,000	38,607,500	600,000	92,658,000	% 123.352	1,152,107.68	177,919,989	1.83
5.30% Transcanada Trust 2017/2077 *	USD	200,000	30,886,000					% 98.217	196,434.00	30,335,303	0.31
3.15% Virginia Electric and Power Co. (MTN) 2016/2026	USD	250,000	38,607,500			100,000	15,443,000	% 98.851	247,127.50	38,163,900	0.39
3.75% Virginia Electric and Power Co. (MTN) 2022/2027	USD	340,000	52,506,200			160,000	24,708,800	% 99.303	337,630.20	52,140,232	0.54
4.75% WEC Energy Group, Inc. (MTN) 2023/2028	USD	250,000	38,607,500			100,000	15,443,000	% 101.738	254,345.00	39,278,498	0.40
5.45% Western Midstream Operating (MTN) 2024/2034	USD	215,000	33,202,450	215,000	33,202,450			% 100.511	216,098.65	33,372,115	0.34
6.30% Williams Cos, Inc. 2010/2040	USD	280,000	43,240,400			120,000	18,531,600	% 109.456	306,476.80	47,329,212	0.49
4.00% Williams Cos, Inc. (MTN) 2015/2025	USD	400,000	61,772,000			200,000	30,886,000	% 99.568	398,272.00	61,505,145	0.63
3.75% Williams Cos, Inc. (MTN) 2017/2027	USD	370,000	57,139,100			180,000	27,797,400	% 98.623	364,905.10	56,352,295	0.58
4.65% Williams Cos, Inc. (MTN) 2022/2032	USD	340,000	52,506,200			160,000	24,708,800	% 99.34	337,756.00	52,159,659	0.54

銘柄名	口数 ／ 通貨	数量／額面		報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
5.30% Williams Cos, Inc. (MTN) 2023/2028	USD	310,000	47,873,300			140,000	21,620,200	% 103.474	320,769.40	49,536,418	0.51
5.15% Williams Cos, Inc. (MTN) 2024/2034	USD	340,000	52,506,200	500,000	77,215,000	160,000	24,708,800	% 101.377	344,681.80	53,229,210	0.55
4.60% Xcel Energy, Inc. (MTN) 2022/2032	USD	400,000	61,772,000			200,000	30,886,000	% 99.248	396,992.00	61,307,475	0.63
5.50% Xcel Energy, Inc. (MTN) 2024/2034	USD	350,000	54,050,500	350,000	54,050,500			% 104.203	364,710.50	56,322,243	0.58
規制市場で認可 または取引され ている有価証券									1,594,625.30	246,257,985	2.53
利付有価証券											
2.65 % American Transmission Systems, Inc. -144A- 2021/2032	USD	310,000	47,873,300			140,000	21,620,200	% 88.081	273,051.10	42,167,281	0.43
6.055% Columbia Pipelines Holding Co. LLC -144A- 2023/2026	USD	70,000	10,810,100					% 102.572	71,800.40	11,088,136	0.11
5.097% Columbia Pipelines Holding Co. LLC (MTN) 2024/2031	USD	205,000	31,658,150	205,000	31,658,150			% 101.094	207,242.70	32,004,490	0.33
6.544% Columbia Pipelines Operating Co., LLC -144A- 2023/2053	USD	250,000	38,607,500	150,000	23,164,500	60,000	9,265,800	% 113.078	282,695.00	43,656,589	0.45
5.50% Enel Finance International NV (MTN) 2024/2034	USD	400,000	61,772,000	400,000	61,772,000			% 103.994	415,976.00	64,239,174	0.66
2.742 % KeySpan Gas East Corp. - 144A- (MTN) 2016/2026	USD	355,000	54,822,650			160,000	24,708,800	% 96.862	343,860.10	53,102,315	0.55
有価証券ポート フォリオ合計									56,385,695.66	8,707,642,981	89.51

[次へ](#)

銘柄名	口数／ 通貨	数量／額面	報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨) (円)	(表示 通貨) (円)		(表示 通貨) (円)			(米ドル) (円)		(%)
デリバティブ										
(マイナス金額 はショート・ポ ジションを表 す)										
金利デリバティ ブ								1,070.87	165,374	0.00
未収金／未払金										
金利先物										
Germany Federal Republic Notes 10 year 12/2024 (DB)	単位	-18	21		39		-804.13	-124,182	0.00	
US Treasury Notes 30 year Futures 12/2024 (DB)	単位	-10	10		20		1,875.00	289,556	0.00	
為替デリバティ ブ								-76,230.57	-11,772,287	-0.12
未収金／未払金										
先渡為替取引										
先渡為替契約 (ロング)										
オープン・ポジ ション										
AUD/USD 11.2百万							67,235.48	10,383,175	0.11	
EUR/USD 13.6百万							-40,317.22	-6,226,188	-0.07	
MXN/USD 141.4百万							-63,546.44	-9,813,477	-0.10	
先渡為替契約 (ショート)										
オープン・ポジ ション										
USD/EUR 11.8百万							-31,703.06	-4,895,904	-0.05	
USD/GBP 3.0百万							-7,899.33	-1,219,894	-0.01	

銘柄名	口数 ／ 通貨	数量／額面		報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
銀行預金									5,810,413.32	897,302,129	9.22
預託銀行に預け 入れた要求払預 金											
ユーロ建て預金	EUR	88,041	14,118,255					98,328.67	15,184,897	0.15	
EU／欧州経済 領域国通貨建て 以外の預金											
豪ドル	AUD	7,362	705,795					5,103.18	788,084	0.01	
英ポンド	GBP	75,758	14,522,051					101,386.14	15,657,062	0.16	
日本円	JPY	239	239					1.67	258	0.00	
メキシコペソ	MXN	272,339	2,034,372					13,862.13	2,140,729	0.02	
米ドル	USD							5,591,731.53	863,531,100	8.88	
その他の資産									723,860.95	111,785,847	1.15
未収利息								723,770.57	111,771,889	1.15	
その他の未収金								90.38	13,957	0.00	
受益証券取引に よる未収金									682,532.93	105,403,560	1.08
資産合計**									63,671,613.34	9,832,807,248	101.07
その他の負債									-505,273.45	-78,029,379	-0.80
費用項目による 負債								-171,595.38	-26,499,475	-0.27	
その他の負債								-333,678.07	-51,529,904	-0.53	
受益証券取引に よる負債									-24,588.83	-3,797,253	-0.04
負債合計									-674,132.46	-104,106,276	-1.07
純資産									62,997,480.88	9,728,700,972	100.00

パーセント表示の算出値は四捨五入した値であるため、ごくわずかな誤差が生じている可能性がある。

報告期間中に完了し、既に投資ポートフォリオに表示されていない取引の一覧は、請求に応じて管理会社から無料で入手可能である。

受益証券1口当たり純資産価格および発行済受益証券口数	口数／通貨	受益証券1口当たり純資産価格	
		(表示通貨)	(円)
受益証券1口当たり純資産価格			
Class AUDH	AUD	5.67	544
Class EURH	EUR	6.20	994
Class MEXH	MXN	204.86	1,530
Class USD	USD	7.22	1,115
発行済受益証券口数			
Class AUDH	口数	1,966,918.000口	
Class EURH	口数	2,191,797.000口	
Class MEXH	口数	684,906.000口	
Class USD	口数	4,563,868.000口	

市場略称

先物取引所

DB＝ドイチェ・バンク・アー・ゲー・フランクフルト

先渡為替契約の契約相手

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エス・エー、エイチエスビーシー・コンチネンタル・ヨーロッパ、ロイヤル・バンク・オブ・カナダ（UK）およびユービーエス・エイ・ジー

為替レート（間接相場）

2024年9月30日現在

豪ドル	1.442689豪ドル = 1米ドル
ユーロ	0.895375ユーロ = 1米ドル
英ポンド	0.747217英ポンド = 1米ドル
日本円	143.185000日本円 = 1米ドル
メキシコペソ	19.646250ペソ = 1米ドル

評価に関する注記事項

管理会社が受益証券1口当たり純資産価格を決定し、ファンドの資産評価を行う。基礎的な価格データの手配および価格の検証は、管理会社が法律もしくは規制上の要求事項または売出目論見書におい規定された評価方法の原則に基づいて導入している手法に従って行われる。

取引価格が入手できない場合、価格は外部の価格情報提供者としてのステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHのルクセンブルグ支店と管理会社との間で合意され、かつ可能な限り市場パラメータに基づく評価モデル（生成された市場価値）の活用により決定される。当該手順は継続的なモニタリング・プロセスの対象となっている。第三者から入手した価格情報に関する信頼性の確認は、その他の価格情報提供機関、モデル算式もしくはその他の適切な手順の利用を通して行われる。

本報告書で報告されている資産評価額は生成された市場価値に基づくものではない。

脚注

*変動利率

**マイナスの残高のポジション（がある場合）は含まない。

損益計算書（収益調整を含む）

2023年10月1日から2024年9月30日までの年度

		(表示通貨)	(円)
I. 収益			
1. 有価証券による受取利息（源泉徴収税控除前）	U S D	2,796,895.80	431,924,618
2. 流動資産投資による受取利息（源泉徴収税控除前）	U S D	78,377.99	12,103,913
3. 控除：外国源泉徴収税	U S D	-12,853.62	-1,984,985
収益合計	U S D	2,862,420.17	442,043,547
II. 費用			
1. 管理報酬	U S D	-881,076.08	-136,064,579
内訳：			
基本管理報酬	U S D	-850,583.01	-131,355,534
管理事務代行報酬	U S D	-30,493.07	-4,709,045
2. 監査、法務および公告費用	U S D	-73,675.99	-11,377,783
3. 年次税	U S D	-29,885.02	-4,615,144
4. その他の費用	U S D	-77,507.41	-11,969,469
費用合計	U S D	-1,062,144.50	-164,026,975
III. 純投資利益	U S D	1,800,275.67	278,016,572
IV. 売却取引			
1. 実現利益	U S D	34,796,914.37	5,373,687,486
2. 実現損失	U S D	-36,832,593.56	-5,688,057,423
キャピタル・ゲイン／ロス	U S D	-2,035,679.19	-314,369,937
V. 当期実現純利益／損失	U S D	-235,403.52	-36,353,366
1. 未実現評価益の純変動	U S D	7,865,719.33	1,214,703,036
2. 未実現評価損の純変動	U S D	-388,369.36	-59,975,880
VI. 当期末実現純利益／損失合計	U S D	7,477,349.97	1,154,727,156
VII. 当期純利益／損失	U S D	7,241,946.45	1,118,373,790

注：未実現評価益（評価損）の純変動は、期首評価益（評価損）総額から期末未実現評価益（評価損）総額を減じて計算される。未実現評価益（評価損）総額には、報告日現在で認識される個別の資産の価額と、それぞれの取得原価の比較により生ずるプラス（マイナス）の差異が含まれる。

未実現評価益／損は収益調整前で表示されている。

B V I総費用比率（以下「T E R」という）

受益証券クラスの総費用比率は、以下の通りである。

Class AUDH 年率1.68%

Class EURH 年率1.74%

Class MEXH 年率1.93%

Class USD 年率1.70%

T E Rは、特定の会計年度におけるそれぞれの受益証券クラスに関連する費用および報酬の合計（取引費用を除く）がファンドの平均純資産に占める割合として表されている。

取引費用

当会計年度に支払われた取引費用は、14,282.45米ドルであった。

取引費用には、報告期間にファンドの勘定に関して個別に報告または決済された、資産の売買に直接関係するすべての費用が含まれる。支払われていた可能性のある、金融取引に係る税金はすべて計算に含まれている。

純資産変動計算書

		2023年／2024年	
		(表示通貨)	(円)
I. ファンドの期首純資産価額	U S D	71,380,952.00	11,023,360,417
1. 前年度分配金	U S D	-2,786,337.07	-430,294,034
2. 純流出額	U S D	-13,315,096.40	-2,056,250,337
3. 収益調整	U S D	476,015.90	73,511,135
4. 純投資利益	U S D	7,241,946.45	1,118,373,790
内訳：			
当期実現純利益／損失	U S D	-235,403.52	-36,353,366
未実現評価益の純変動	U S D	7,865,719.33	1,214,703,036
未実現評価損の純変動	U S D	-388,369.36	-59,975,880
II. ファンドの期末純資産価額	U S D	62,997,480.88	9,728,700,972

損益の要約

		2023年／2024年	
		(表示通貨)	(円)
実現利益（収益調整を含む）	U S D	34,796,914.37	5,373,687,486
源泉：			
有価証券取引	U S D	502,646.21	77,623,654
デリバティブおよびその他の金融先物取引 ¹	U S D	450,921.66	69,635,832
（先渡）為替取引	U S D	33,843,346.50	5,226,428,000
実現損失（収益調整を含む）	U S D	-36,832,593.56	-5,688,057,423
源泉：			
有価証券取引	U S D	-2,027,698.22	-313,137,436
デリバティブおよびその他の金融先物取引 ¹	U S D	-528,647.23	-81,638,992
（先渡）為替取引	U S D	-34,276,248.11	-5,293,280,996
未実現評価益／損の純変動	U S D	7,477,349.97	1,154,727,156
源泉：			
有価証券取引	U S D	7,865,719.33	1,214,703,036
デリバティブおよびその他の金融先物取引 ¹	U S D	-207,820.84	-32,093,772
（先渡）為替取引	U S D	-180,548.52	-27,882,108

- ¹ この項目には、オプション取引もしくはスワップ取引ならびに／またはワラントおよび信用デリバティブによる取引が含まれることがある。

過去3年間の純資産および受益証券1口当たり純資産価格の変動

		(表示通貨)	(円)
期末純資産			
2024年	U S D	62,997,480.88	9,728,700,972
2023年	U S D	71,380,952.00	11,023,360,417
2022年	U S D	30,257,107.00	4,672,605,034
期末受益証券1口当たり純資産価格			
2024年	Class AUDH	A U D	5.67
	Class EURH	E U R	6.20
	Class MEXH	M X N	204.86
	Class USD	U S D	7.22
2023年	Class AUDH	A U D	5.48
	Class EURH	E U R	5.88
	Class MEXH	M X N	173.59
	Class USD	U S D	6.81
2022年	Class AUDH	A U D	5.70
	Class EURH	E U R	6.01
	Class MEXH	M X N	156.36
	Class USD	U S D	6.90

緊密な関係のある企業（ドイツ銀行グループの主要持分に基づく）を通じて実施された当ファンドの資産勘定に係る取引

当報告期間において緊密な関係のある企業および個人（所有持分が5%以上）であるブローカーを通じて実施された、当ファンドの資産勘定に係る取引が全取引に占める割合は、0.28%であった。総取引額は867,345.92米ドルであった。

分配方針の詳細＊

Class AUDH

種類	日付	通貨	受益証券1口当たり	
			(表示通貨)	(円)
中間分配	2023年10月20日	AUD	0.03	3
中間分配	2023年11月20日	AUD	0.03	3
中間分配	2023年12月20日	AUD	0.03	3
中間分配	2024年1月22日	AUD	0.03	3
中間分配	2024年2月20日	AUD	0.03	3
中間分配	2024年3月21日	AUD	0.03	3
中間分配	2024年4月22日	AUD	0.03	3
中間分配	2024年5月21日	AUD	0.03	3
中間分配	2024年6月20日	AUD	0.03	3
中間分配	2024年7月22日	AUD	0.03	3
中間分配	2024年8月20日	AUD	0.03	3
中間分配	2024年9月20日	AUD	0.03	3

Class EURH

種類	日付	通貨	受益証券1口当たり	
			(表示通貨)	(円)
中間分配	2023年10月20日	EUR	0.02	3
中間分配	2023年11月20日	EUR	0.02	3
中間分配	2023年12月20日	EUR	0.02	3
中間分配	2024年1月22日	EUR	0.02	3
中間分配	2024年2月20日	EUR	0.02	3
中間分配	2024年3月21日	EUR	0.02	3
中間分配	2024年4月22日	EUR	0.02	3
中間分配	2024年5月21日	EUR	0.02	3
中間分配	2024年6月20日	EUR	0.02	3
中間分配	2024年7月22日	EUR	0.02	3
中間分配	2024年8月20日	EUR	0.02	3
中間分配	2024年9月20日	EUR	0.02	3

Class MEXH

当会計年度の収益は再投資された。

Class USD

種類	日付	通貨	受益証券1口当たり	
			(表示通貨)	(円)
中間分配	2023年10月20日	USD	0.03	5
中間分配	2023年11月20日	USD	0.03	5
中間分配	2023年12月20日	USD	0.03	5
中間分配	2024年1月22日	USD	0.03	5
中間分配	2024年2月20日	USD	0.03	5
中間分配	2024年3月21日	USD	0.03	5
中間分配	2024年4月22日	USD	0.03	5
中間分配	2024年5月21日	USD	0.03	5
中間分配	2024年6月20日	USD	0.03	5
中間分配	2024年7月22日	USD	0.03	5
中間分配	2024年8月20日	USD	0.03	5
中間分配	2024年9月20日	USD	0.03	5

* 他の情報は売出目論見書に記載されている。

一般情報

本報告書に記載するファンドは、投資信託に適用される2010年12月17日付のルクセンブルグ法パートII（その後の改正を含む）に基づく投資ファンド（fonds commun de placement）であり、オルタナティブ投資ファンド管理会社に適用される2013年7月12日付法律（その後の改正を含む）に基づくオルタナティブ投資ファンド（AIF）とみなされている。

パフォーマンス

ミューチュアル・ファンド（投資信託）の投資収益、すなわちパフォーマンスは、ファンド受益証券の価額の変動によって測定される。受益証券1口当たり純資産価格（＝買戻価格）に、中間分配金を加算した金額が、評価額の算定の基礎として用いられる。過去のパフォーマンスは将来の運用成績を示唆するものではない。

対応するベンチマークが定められている場合は、本報告書に表示されている。本報告書中のすべての財務データは、2024年9月30日現在の値である（別途記載されている場合を除く）。

売目論見書

ファンド受益証券の購入は、最新の売目論見書および運用管理規程、ならびに主要投資家情報文書に加え、直近の監査済年次報告書および直近の年次報告書後に中間報告書がある場合にはかかる中間報告書に基づき行われる。

発行価格および買戻価格

現時点の発行価格および買戻価格、ならびに受益証券保有者向けの他のすべての情報は、管理会社の登記事務所で、または支払代理人から随時請求できる。また、発行価格および買戻価格は、受益証券の募集を実施した各国で、適切な媒体（インターネット、電子情報システム、新聞等）を通じて公示される。

[次へ](#)

DWS Global Utility Bond Master Fund

Investment portfolio – September 30, 2024

Description	Count/ units/ currency	Quantity/ principal amount	Purchases/ additions in the reporting period	Sales/ disposals in the reporting period	Market price	Total market value in USD	% of net assets	
Securities traded on an exchange						54 791 070.36	86.98	
Interest-bearing securities								
3.75 % Acciona Energia Financiacion Filiales SA (MTN) 2023/2030	EUR	500 000		200 000	%	100.409	560 709.20	0.89
1.625 % Allander NV 2018/perpetual *	EUR	130 000		100 000	%	98.403	142 871.87	0.23
4.50 % Allander NV 2024/perpetual *	EUR	100 000	100 000		%	103.489	115 581.74	0.18
3.85 % Amprion GmbH (MTN) 2024/2039	EUR	100 000	100 000		%	100.567	112 318.30	0.18
2.00 % APA Infrastructure Ltd (MTN) 2020/2030	EUR	280 000		120 000	%	92.857	290 380.68	0.46
1.625 % AusNet Services Holdings Pty Ltd (MTN) 2021/2081 *	EUR	300 000	200 000	100 000	%	95.385	319 592.35	0.51
4.25 % CEZ AS (MTN) 2024/2032	EUR	219 000	219 000		%	102.166	249 888.08	0.40
4.125 % CEZ AS (MTN) 2024/2031	EUR	188 000	188 000		%	101.557	213 237.09	0.34
1.00 % Czech Gas Networks Investments Sarl (MTN) 2020/2027	EUR	200 000		100 000	%	94.487	211 055.70	0.33
3.10 % Duke Energy Corp. (MTN) 2022/2028	EUR	150 000			%	100.102	167 698.45	0.27
3.875 % EDP - Energias de Portugal SA (MTN) 2023/2028	EUR	300 000		100 000	%	103.289	346 075.11	0.55
7.50 % Electricite de France SA (MTN) 2022/perpetual *	EUR	200 000			%	109.844	245 358.65	0.39
4.625 % Electricite de France SA (MTN) 2023/2043	EUR	300 000		100 000	%	104.494	350 112.52	0.56
4.125 % Electricite de France SA -Reg- (MTN) 2024/2031	EUR	200 000	200 000		%	104.189	232 727.07	0.37
4.375 % Electricite de France SA (MTN) 2024/2036	EUR	200 000	200 000		%	104.913	234 344.27	0.37
4.75 % Electricite de France SA (MTN) 2024/2044	EUR	100 000	100 000		%	105.467	117 790.87	0.19
0.375 % Elenia Verikko Oyj (MTN) 2020/2027	EUR	200 000	200 000		%	93.673	209 237.47	0.33
3.875 % Elin Group SA (MTN) 2024/2031	EUR	200 000	200 000		%	101.366	226 421.33	0.36
2.125 % EnBW Energie Baden-Wuerttemberg AG 2021/2081 *	EUR	300 000		100 000	%	83.36	279 301.97	0.44
5.25 % EnBW Energie Baden-Wuerttemberg AG 2024/2084	EUR	300 000	400 000	100 000	%	103.939	348 252.97	0.55
6.125 % EnBW International Finance BV (MTN) 2009/2039	EUR	170 000		80 000	%	125.07	237 463.63	0.38
3.50 % EnBW International Finance BV (MTN) 2024/2031	EUR	197 000	197 000		%	102.215	224 892.98	0.36
4.50 % Enel Finance International NV (MTN) 2023/2043	EUR	110 000		100 000	%	104.326	128 168.20	0.20
2.25 % Enel SpA 2020/perpetual *	EUR	160 000			%	96.049	171 635.80	0.27
6.375 % Enel SpA (MTN) 2023/perpetual *	EUR	150 000		100 000	%	107.055	179 346.64	0.28
4.25 % Engie SA (MTN) 2024/2044	EUR	100 000	100 000		%	102.116	114 048.30	0.18
4.75 % Engie SA 2024/perpetual *	EUR	200 000	200 000		%	101.911	227 638.70	0.36
5.125 % Engie SA -Reg- 2024/2099 *	EUR	200 000	300 000	100 000	%	102.655	229 300.57	0.36
6.651 % EPH Financing International AS (MTN) 2023/2028	EUR	400 000	650 000	250 000	%	107.43	419 932.99	0.76
5.875 % EPH Financing International AS (MTN) 2024/2029	EUR	178 000	178 000		%	104.506	207 757.29	0.33
4.25 % ESS Finance DAC (MTN) 2023/2036	EUR	170 000		100 000	%	107.069	203 324.08	0.32
4.875 % Iberdrola Finanzas SA (MTN) 2023/perpetual *	EUR	200 000		100 000	%	103.364	230 884.27	0.37
3.375 % Iberdrola Finanzas SA 2024/2035	EUR	300 000	300 000		%	95.607	333 718.27	0.53
1.825 % Iberdrola International BV 2021/perpetual *	EUR	100 000			%	88.969	100 481.92	0.16
3.25 % Naturgy Finance Iberia SA (MTN) 2024/2030	EUR	200 000	200 000		%	100.081	223 551.03	0.35
3.625 % Naturgy Finance Iberia SA (MTN) 2024/2034	EUR	100 000	100 000		%	99.156	110 742.43	0.18
3.875 % Nederlandse Gasunie NV (MTN) 2024/2044	EUR	100 000	100 000		%	103.59	115 694.54	0.18
0.905 % NorteGas Energia Distribucion SA (MTN) 2021/2031	EUR	300 000		100 000	%	83.309	279 131.09	0.44
3.75 % Orsted AS (MTN) 2023/2030	EUR	120 000			%	102.894	137 900.66	0.22
3.625 % Orsted AS (MTN) 2023/2028	EUR	200 000			%	101.116	225 862.91	0.36
5.125 % Orsted AS 2024/2024 *	EUR	250 000	250 000		%	103.2	288 147.42	0.46
4.375 % Redexis Gas SA (MTN) 2024/2031	EUR	100 000	100 000		%	101.833	113 732.24	0.18
2.75 % RWE AG (MTN) 2022/2030	EUR	280 000		120 000	%	98.212	307 126.73	0.49
3.625 % RWE AG (MTN) 2024/2032	EUR	260 000	380 000	120 000	%	102.096	296 467.51	0.47
4.50 % SNAM SPA -Reg- 2024/2099 *	EUR	200 000	200 000		%	101.125	225 883.01	0.36
2.625 % SPP Infrastructure Financing BV (MTN) 2015/2025	EUR	280 000		120 000	%	99.33	310 622.92	0.49
1.00 % SPP-Distribucion AS (MTN) 2021/2031	EUR	280 000		120 000	%	81.14	253 739.49	0.40
4.00 % SSE PLC 2022/perpetual *	EUR	280 000		120 000	%	99.865	312 295.97	0.50
5.00 % Suez SACA (MTN) 2022/2032	EUR	300 000		100 000	%	109.791	367 860.39	0.58
1.625 % TenneT Holding BV (MTN) 2022/2026	EUR	250 000			%	97.504	272 243.47	0.43
2.75 % TenneT Holding BV (MTN) 2022/2042	EUR	150 000		100 000	%	87.89	147 239.98	0.23
4.875 % TenneT Holding BV 2024/perpetual *	EUR	130 000	130 000		%	101.303	147 082.40	0.23
4.75 % Teollisuuden Voima Oyj (MTN) 2023/2030	EUR	190 000			%	105.887	224 693.90	0.36
2.375 % Terna - Rete Elettrica Nazionale 2022/perpetual *	EUR	280 000		120 000	%	95.04	297 207.32	0.47
3.875 % Terna - Rete Elettrica Nazionale (MTN) 2023/2033	EUR	160 000		100 000	%	104.083	185 992.24	0.29
3.00 % Vattenfall AB 2015/2077 *	EUR	150 000		100 000	%	97.281	162 972.50	0.26
5.953 % Veolia Environnement SA 2023/perpetual *	EUR	100 000	200 000	100 000	%	106.491	118 934.52	0.19
3.125 % APA Infrastructure Ltd 2019/2031	GBP	280 000		120 000	%	88.048	329 936.82	0.52
6.50 % Centrica PLC 2024/2055 *	GBP	100 000	100 000		%	102.758	137 520.96	0.22
6.25 % E.ON International Finance BV (MTN) 2002/2030	GBP	200 000		100 000	%	106.867	266 040.07	0.45
6.375 % E.ON International Finance BV (MTN) 2002/2032	GBP	120 000		80 000	%	108.342	173 992.83	0.28
4.75 % E.ON International Finance BV (MTN) 2012/2034	GBP	100 000		100 000	%	96.913	129 698.60	0.21
7.375 % Electricite de France SA 2024/2099 *	GBP	100 000	100 000		%	102.419	137 067.28	0.22
5.75 % Enel Finance International NV (MTN) 2009/2040	GBP	280 000		120 000	%	101.671	380 995.44	0.60
1.125 % National Gas Transmission PLC (MTN) 2021/2033	GBP	190 000			%	72.425	184 160.02	0.29
5.625 % NGG Finance PLC 2013/2073 *	GBP	400 000		200 000	%	99.896	534 762.99	0.85
4.875 % Orsted AS (MTN) 2012/2032	GBP	400 000		200 000	%	99.092	530 459.02	0.84
2.125 % Orsted AS (MTN) 2019/2027	GBP	130 000			%	93.519	162 703.34	0.26
3.74 % SSE PLC 2020/perpetual *	GBP	250 000	250 000		%	97.845	327 364.74	0.52

DWS Global Utility Bond Master Fund

Description	Coun/ units/ currency	Quantity/ principal amount	Purchases/ additions in the reporting period	Sales/ disposals	Market price	Total market value in USD	% of net assets	
2.50 % Vattenfall AB 2021/2083 *	GBP	280 000		120 000	%	88.994	333 481.71	0.53
6.875 % Vattenfall AB 2023/2083 *	GBP	130 000				102.888	179 003.42	0.28
4.375 % Abu Dhabi National Energy Co. PJSC -Reg- (MTN) 2018/2025	USD	480 000		220 000	%	99.708	478 598.40	0.76
4.375 % Abu Dhabi National Energy Co. PJSC -Reg- (MTN) 2023/2029	USD	210 000			%	100.745	211 564.50	0.34
6.20 % Atmos Energy Corp. 2023/2053	USD	130 000	190 000	60 000	%	115.759	150 486.70	0.24
2.40 % Baltimore Gas and Electric Co. (MTN) 2016/2026	USD	110 000		60 000	%	97.393	107 132.30	0.17
5.40 % Baltimore Gas and Electric Co. 2023/2053	USD	100 000		60 000	%	104.239	104 239.00	0.16
3.50 % Berkshire Hathaway Energy Co. (MTN) 2015/2025	USD	400 000		200 000	%	99.529	398 116.00	0.63
4.95 % CenterPoint Energy Houston Electric LLC (MTN) 2023/2033	USD	290 000		140 000	%	102.185	296 336.50	0.47
3.875 % Comision Federal de Electricidad -Reg- 2021/2033	USD	310 000		200 000	%	84.556	262 123.60	0.42
3.70 % Commonwealth Edison Co. (MTN) 2018/2028	USD	340 000		160 000	%	98.81	335 954.00	0.53
6.75 % Consolidated Edison Co. of New York, Inc. 2008/2038	USD	400 000		200 000	%	117.989	471 956.00	0.75
3.35 % Consolidated Edison Co. of New York, Inc. (MTN) 2020/2030	USD	250 000		100 000	%	96.469	241 172.50	0.38
6.15 % Consolidated Edison Co. of New York, Inc. 2022/2052	USD	850 000		400 000	%	114.683	974 805.50	1.55
5.90 % Consolidated Edison Co. of New York, Inc. 2023/2053	USD	100 000	150 000	50 000	%	111.135	111 135.00	0.18
7.00 % Dominion Energy, Inc. 2008/2038	USD	820 000	400 000	380 000	%	117.754	965 582.80	1.53
4.85 % Dominion Energy, Inc. 2022/2052	USD	340 000		160 000	%	93.009	316 230.60	0.50
5.375 % Dominion Energy, Inc. (MTN) 2022/2032	USD	280 000		120 000	%	104.901	293 722.80	0.47
7.00 % Dominion Energy, Inc. 2024/2054 *	USD	120 000	120 000		%	109.596	131 515.20	0.21
4.80 % Duke Energy Corp. 2015/2045	USD	200 000		100 000	%	93.269	186 538.00	0.30
3.75 % Duke Energy Corp. 2016/2046	USD	500 000		300 000	%	79.534	397 670.00	0.63
6.40 % Duke Energy Florida LLC 2008/2038	USD	1 000 000		500 000	%	114.575	1 145 750.00	1.82
6.65 % E.ON International Finance BV -Reg- 2008/2038	USD	500 000		200 000	%	113.805	569 025.00	0.90
1.71 % EDP Finance BV -Reg- (MTN) 2020/2028	USD	540 000		260 000	%	92.186	497 804.40	0.79
6.95 % Electricite de France SA -Reg- 2009/2039	USD	120 000		80 000	%	114.878	137 853.60	0.22
5.70 % Electricite de France SA -Reg- (MTN) 2023/2028	USD	300 000		200 000	%	104.298	312 894.00	0.50
4.25 % Enbridge, Inc. (MTN) 2016/2026	USD	400 000		200 000	%	99.961	399 844.00	0.63
1.60 % Enbridge, Inc. (MTN) 2021/2026	USD	350 000		250 000	%	95.012	332 542.00	0.53
5.70 % Enbridge, Inc. (MTN) 2023/2033	USD	200 000		100 000	%	105.6	211 200.00	0.33
6.70 % Enbridge, Inc. 2023/2053	USD	130 000	130 000		%	116.515	151 469.50	0.24
6.80 % Enel Finance International NV -Reg- 2007/2037	USD	600 000	400 000	300 000	%	113.492	680 952.00	1.08
6.50 % Energy Transfer LP 2012/2042	USD	500 000		1 000 000	%	109.584	547 920.00	0.87
2.40 % Entergy Corp. (MTN) 2021/2031	USD	360 000		180 000	%	87.199	313 916.40	0.50
5.15 % Entergy Louisiana LLC (MTN) 2024/2034	USD	210 000	210 000		%	103.258	226 135.02	0.36
5.80 % Entergy Texas, Inc. 2023/2053	USD	280 000		120 000	%	107.429	300 801.20	0.48
5.95 % Enterprise Products Operating LLC 2011/2041	USD	800 000		400 000	%	108.667	869 336.00	1.38
4.85 % Enterprise Products Operating LLC 2013/2044	USD	540 000		260 000	%	95.795	517 293.00	0.82
4.85 % Enterprise Products Operating LLC (MTN) 2024/2034	USD	340 000	500 000	160 000	%	101.625	345 525.00	0.55
5.95 % Eversource Energy (MTN) 2023/2029	USD	310 000	450 000	140 000	%	105.977	328 528.70	0.52
5.50 % Eversource Energy (MTN) 2024/2034	USD	290 000	410 000	120 000	%	104.145	302 020.50	0.48
5.95 % Eversource Energy (MTN) 2024/2034	USD	270 000	270 000		%	107.661	290 684.70	0.46
7.60 % Exelon Corp. 2002/2032	USD	120 000		80 000	%	117.875	141 450.00	0.22
4.95 % Exelon Corp. 2016/2035	USD	340 000	390 000	160 000	%	100.453	341 540.20	0.54
3.35 % Exelon Corp. (MTN) 2023/2032	USD	1 000 000		500 000	%	93.094	930 940.00	1.48
5.45 % Exelon Corp. (MTN) 2024/2034	USD	110 000	110 000		%	105.174	115 691.40	0.18
2.25 % FirstEnergy Corp. (MTN) 2020/2030	USD	340 000		160 000	%	88.745	301 733.00	0.48
5.60 % Florida Power & Light Co. 2024/2054	USD	250 000	250 000		%	109.607	274 071.50	0.43
4.125 % Florida Power & Light Co. 2011/2042	USD	400 000		200 000	%	90.686	362 744.00	0.58
4.30 % Georgia Power Co. 2012/2042	USD	480 000		220 000	%	91.398	438 710.40	0.70
6.95 % Kinder Morgan Energy Partners LP (MTN) 2007/2038	USD	820 000	400 000	380 000	%	114.19	936 358.00	1.49
4.70 % Kinder Morgan Energy Partners LP 2012/2042	USD	250 000		100 000	%	89.407	223 517.50	0.35
5.05 % Kinder Morgan, Inc. 2015/2045	USD	200 000		100 000	%	93.1	186 200.00	0.30
4.30 % Kinder Morgan, Inc. (MTN) 2018/2028	USD	120 000		80 000	%	100.278	120 333.60	0.19
3.60 % Kinder Morgan, Inc. 2021/2051	USD	265 000		100 000	%	72.767	192 832.55	0.31
5.20 % Kinder Morgan, Inc. (MTN) 2023/2033	USD	130 000			%	101.427	131 855.10	0.21
5.30 % MidAmerican Energy Co. 2024/2055	USD	400 000	600 000	200 000	%	103.658	414 636.00	0.66
4.125 % MPLX LP (MTN) 2017/2027	USD	200 000		100 000	%	99.592	199 184.00	0.32
4.70 % MPLX LP 2018/2048	USD	280 000		120 000	%	87.766	245 744.80	0.39
5.00 % MPLX LP (MTN) 2023/2033	USD	280 000		120 000	%	100.227	280 635.60	0.45
8.427 % National Rural Utilities Cooperative Finance Corp. 2013/2043 *	USD	143 000			%	100.386	143 551.98	0.23
2.40 % National Rural Utilities Cooperative Finance Corp. (MTN) 2020/2030	USD	294 000		140 000	%	91.005	267 554.70	0.42
5.80 % National Rural Utilities Cooperative Finance Corp. 2022/2033	USD	200 000		100 000	%	108.733	217 466.00	0.34
4.80 % NextEra Energy Capital Holdings, Inc. 2017/2077 *	USD	205 000		100 000	%	94.844	194 430.20	0.31
2.25 % NextEra Energy Capital Holdings, Inc. (MTN) 2020/2030	USD	280 000		120 000	%	89.607	250 899.60	0.40
1.90 % NextEra Energy Capital Holdings, Inc. (MTN) 2021/2028	USD	100 000		50 000	%	92.335	92 335.00	0.15
5.00 % NextEra Energy Capital Holdings, Inc. (MTN) 2022/2032	USD	260 000		120 000	%	103.142	268 169.20	0.43

DWS Global Utility Bond Master Fund

Description	Coun/ units/ currency	Quantity/ principal amount	Purchases/ additions in the reporting period	Sales/ disposals	Market price	Total market value in USD	% of net assets
4.90 % NextEra Energy Capital Holdings, Inc. (MTN) 2023/2028	USD	540 000		260 000	% 102.308	552 463.20	0.88
5.749 % NextEra Energy Capital Holdings, Inc. 2023/2025	USD	170 000		80 000	% 101.113	171 892.10	0.27
4.278 % Niagara Mohawk Power Corp. -Reg- 2014/2034	USD	100 000		50 000	% 93.526	93 526.00	0.15
5.25 % Oncor Electric Delivery Co. LLC 2011/2040	USD	510 000		240 000	% 102.636	523 443.60	0.83
4.95 % Oncor Electric Delivery Co. LLC 2023/2052	USD	280 000		120 000	% 97.976	274 332.80	0.44
4.55 % Oncor Electric Delivery Co. LLC (MTN) 2023/2032	USD	400 000			% 100.762	403 047.86	0.64
6.85 % ONEOK Partners LP 2007/2037	USD	540 000	400 000	260 000	% 113.268	611 642.20	0.97
3.40 % ONEOK, Inc. (MTN) 2019/2029	USD	400 000		200 000	% 95.327	381 308.00	0.60
6.10 % ONEOK, Inc. (MTN) 2023/2032	USD	340 000		160 000	% 107.716	366 234.40	0.58
4.40 % ONEOK, Inc. (MTN) 2024/2029	USD	119 000	119 000		% 99.892	118 871.48	0.19
5.90 % Pacific Gas & Electric Co 2024/2054	USD	250 000	250 000		% 104.036	260 067.50	0.41
6.25 % PacifiCorp 2007/2037	USD	1 100 000	350 000	900 000	% 110.88	1 219 680.00	1.94
5.50 % PacifiCorp 2023/2054	USD	300 000		500 000	% 100.911	302 733.00	0.48
3.70 % PECO Energy Co. 2017/2047	USD	200 000		100 000	% 81.778	163 556.00	0.26
4.90 % PECO Energy Co. (MTN) 2023/2033	USD	310 000		140 000	% 102.907	319 011.70	0.51
4.65 % Plains All American Pipeline LP Via PAA Finance Corp. (MTN) 2015/2025	USD	280 000		120 000	% 99.899	279 717.20	0.44
3.80 % Plains All American Pipeline LP Via PAA Finance Corp. (MTN) 2020/2030	USD	280 000		120 000	% 95.523	267 464.40	0.42
5.25 % PPL Electric Utilities Corp. 2023/2053	USD	480 000		220 000	% 103.477	496 689.60	0.79
5.25 % Public Service Co. of Colorado 2023/2053	USD	540 000		260 000	% 101.045	545 643.00	0.87
3.80 % Public Service Electric and Gas Co. (MTN) 2013/2043	USD	400 000		200 000	% 86.028	344 112.00	0.55
4.65 % Public Service Electric and Gas Co. (MTN) 2023/2033	USD	340 000		160 000	% 101.622	345 514.80	0.55
1.60 % Public Service Enterprise Group, Inc. (MTN) 2020/2030	USD	340 000		160 000	% 85.679	291 308.60	0.46
1.70 % San Diego Gas & Electric Co. (MTN) 2020/2030	USD	150 000		80 000	% 86.766	130 149.00	0.21
5.35 % San Diego Gas & Electric Co. 2023/2053	USD	170 000		80 000	% 103.247	175 519.90	0.28
3.25 % SGSP Australia Assets Pty Ltd (MTN) 2016/2026	USD	200 000			% 98.007	196 014.00	0.31
5.20 % Southern Co. (MTN) 2023/2033	USD	760 000		340 000	% 103.829	789 100.40	1.25
4.15 % Southern Power Co. (MTN) 2015/2025	USD	480 000		220 000	% 99.749	478 795.20	0.76
0.90 % Southern Power Co. (MTN) 2021/2026	USD	280 000		120 000	% 95.766	268 144.80	0.43
7.625 % TransCanada PipeLines Ltd 2009/2039	USD	934 000	250 000	600 000	% 123.352	1 152 107.68	1.83
5.30 % TransCanada Trust 2017/2077	USD	200 000			% 98.217	196 434.00	0.31
3.15 % Virginia Electric and Power Co. (MTN) 2016/2026	USD	250 000		100 000	% 98.851	247 127.50	0.39
3.75 % Virginia Electric and Power Co. (MTN) 2022/2027	USD	340 000		160 000	% 99.303	337 630.20	0.54
4.75 % WEC Energy Group, Inc. (MTN) 2023/2028	USD	250 000		100 000	% 101.738	254 345.00	0.40
5.45 % Western Midstream Operating (MTN) 2024/2034	USD	218 000	215 000		% 100.511	216 098.65	0.34
6.30 % Williams Cos, Inc. 2010/2040	USD	280 000		120 000	% 108.456	306 476.80	0.49
4.00 % Williams Cos, Inc. (MTN) 2015/2025	USD	400 000		200 000	% 99.568	398 772.00	0.63
3.75 % Williams Cos, Inc. (MTN) 2017/2027	USD	370 000		180 000	% 98.623	364 905.10	0.58
4.65 % Williams Cos, Inc. (MTN) 2022/2032	USD	340 000		160 000	% 99.34	337 756.00	0.54
5.30 % Williams Cos, Inc. (MTN) 2023/2028	USD	310 000		140 000	% 103.474	320 789.40	0.51
5.15 % Williams Cos, Inc. (MTN) 2024/2034	USD	340 000	500 000	160 000	% 101.377	344 681.80	0.55
4.60 % Xcel Energy, Inc. (MTN) 2022/2032	USD	400 000		200 000	% 99.248	396 992.00	0.63
5.50 % Xcel Energy, Inc. (MTN) 2024/2034	USD	350 000	350 000		% 104.203	364 710.50	0.58
Securities admitted to or included in organized markets						1 594 625.30	2.53
Interest-bearing securities							
2.65 % American Transmission Systems, Inc. -144A- 2021/2032	USD	310 000		140 000	% 88.081	273 051.10	0.43
6.055 % Columbia Pipelines Holding Co. LLC -144A- 2023/2026	USD	70 000			% 102.572	71 800.40	0.11
5.097 % Columbia Pipelines Holding Co. LLC (MTN) 2024/2031	USD	205 000	205 000		% 101.094	207 242.70	0.33
6.544 % Columbia Pipelines Operating Co. LLC -144A- 2023/2053	USD	250 000	150 000	60 000	% 113.078	282 695.00	0.45
5.50 % Enel Finance International NV (MTN) 2024/2034	USD	400 000	400 000		% 103.994	415 976.00	0.66
2.742 % KeySpan Gas East Corp. -144A- (MTN) 2016/2026	USD	355 000		150 000	% 96.862	343 860.10	0.55
Total securities portfolio						56 385 695.66	89.51
Derivatives							
(Minus signs denote short positions)							
Interest rate derivatives						1 070.87	0.00
Receivables/payables							
Interest rate futures							
Germany Federal Republic Notes 10 year 12/2024 (DB)	Count	-18	21	39		-804.13	0.00
US Treasury Notes 30 year Futures 12/2024 (DB)	Count	-10	10	20		1 875.00	0.00

DWS Global Utility Bond Master Fund

Description	Count/ units/ currency	Quantity/ principal amount	Purchases/ additions in the reporting period	Sales/ disposals in the reporting period	Market price	Total market value in USD	% of net assets
Currency derivatives						-76 230.57	-0.12
Receivables/payables							
Forward currency transactions							
Forward currency contracts (long)							
Open positions							
AUD/USD 11.2 million						67 235.48	0.11
EUR/USD 13.6 million						-40 317.22	-0.07
MXN/USD 141.4 million						-63 546.44	-0.10
Forward currency contracts (short)							
Open positions							
USD/EUR 11.8 million						-31 703.06	-0.05
USD/GBP 3.0 million						-7 899.33	-0.01
Cash at bank						5 810 413.32	9.22
Demand deposits at Depository							
EUR deposits	EUR	88 041				98 328.67	0.15
Deposits in non-EU/EEA currencies							
Australian dollar	AUD	7 362				5 103.18	0.01
British pound	GBP	75 758				101 386.14	0.16
Japanese yen	JPY	239				1.67	0.00
Mexican peso	MXN	272 339				13 862.13	0.02
U.S. dollar	USD					5 591 731.53	8.88
Other assets						723 860.95	1.15
Interest receivable						723 770.57	1.15
Other receivables						90.38	0.00
Receivables from share certificate transactions						682 532.93	1.08
Total assets **						63 671 613.34	101.07
Other liabilities						-505 273.45	-0.80
Liabilities from cost items						-171 595.38	-0.27
Other miscellaneous liabilities						-333 678.07	-0.53
Liabilities from share certificate transactions						-24 588.83	-0.04
Total liabilities						-674 132.46	-1.07
Net Assets						62 997 480.88	100.00

Negligible rounding errors may have arisen due to the rounding of calculated percentages.

A list of the transactions completed during the reporting period that no longer appear in the investment portfolio is available free of charge from the Management Company upon request.

Net asset value per unit and number of units outstanding	Count/ currency	Net asset value per unit in the respective currency
Net asset value per unit		
Class AUDH	AUD	5.67
Class EURH	EUR	6.20
Class MDXH	MXN	204.86
Class USD	USD	7.22
Number of units outstanding		
Class AUDH	Count	1 966 918.000
Class EURH	Count	2 191 797.000
Class MDXH	Count	684 906.000
Class USD	Count	4 563 868.000

Market abbreviations

Futures exchanges

DB = Deutsche Bank AG Frankfurt

Contracting parties for forward currency transactions

BNP Paribas S.A., HSBC Continental Europe, Royal Bank of Canada (UK) and UBS AG.

DWS Global Utility Bond Master Fund

Exchange rates (indirect quotes)

As of September 30, 2024

Australian dollar	AUD	1.442689	=	USD	1
Euro	EUR	0.895375	=	USD	1
British pound	GBP	0.747217	=	USD	1
Japanese yen	JPY	143.185000	=	USD	1
Mexican peso	MXN	19.646250	=	USD	1

Notes on valuation

The Management Company determines the net asset values per unit and performs the valuation of the assets of the fund. The basic provision of price data and price validation are performed in accordance with the method introduced by the Management Company on the basis of the legal and regulatory requirements or the principles for valuation methods defined in the sales prospectus.

If no trading prices are available, prices are determined with the aid of valuation models (derived market values) which are agreed between State Street Bank International GmbH, Luxembourg branch, as external price service provider and the Management Company and which are based as far as possible on market parameters. This procedure is subject to an ongoing monitoring process. The plausibility of price information from third parties is checked through other pricing sources, model calculations or other suitable procedure.

Assets reported in this report are not valued at derived market values.

Footnotes

* Floating interest rate.

** Does not include positions with a negative balance, if such exist.

DWS Global Utility Bond Master Fund

Statement of income and expenses (incl. income adjustment)

for the year from October 1, 2023, through September 30, 2024

I. Income		
1. Interest from securities (before withholding tax)	USD	2 796 896.80
2. Interest from investments of liquid assets (before withholding tax)	USD	78 377.99
3. Deduction for foreign withholding tax	USD	-12 853.62
Total income	USD	2 862 420.17
II. Expenses		
1. Management fee	USD	-881 076.08
thereof:		
Basic management fee	USD	-850 583.01
Administration fee	USD	-30 493.07
2. Auditing, legal and publication costs	USD	-73 675.99
3. Taxe d'abonnement	USD	-29 885.02
4. Other expenses	USD	-77 507.41
Total expenses	USD	-1 062 144.50
III. Net investment income	USD	1 800 275.67
IV. Sale transactions		
1. Realized gains	USD	34 796 914.37
2. Realized losses	USD	-36 832 593.56
Capital gains/losses	USD	-2 035 679.19
V. Realized net gain/loss for the fiscal year	USD	-235 403.52
1. Net change in unrealized appreciation	USD	7 865 719.33
2. Net change in unrealized depreciation	USD	-388 369.36
VI. Total Unrealized net gain/loss for the fiscal year ...	USD	7 477 349.97
VII. Net gain/loss for the fiscal year	USD	7 241 946.45

Note: The net change in unrealized appreciation (depreciation) is calculated by subtracting the total of all unrealized appreciation (depreciation) at the end of the fiscal year from the total of all appreciation (depreciation) at the beginning of the fiscal year. Total unrealized appreciation (depreciation) includes positive (negative) differences resulting from the comparison of the values recognized for the individual assets as of the reporting date with their respective acquisition costs.

Unrealized appreciation/depreciation is shown without income adjustment.

BVI total expense ratio (TER)

The total expense ratio for the unit classes was:

Class AUDH 1.68% p.a.,	Class EURH 1.74% p.a.,
Class MEXH 1.93% p.a.,	Class USD 1.70% p.a.

The TER expresses total expenses and fees (excluding transaction costs) as a percentage of a fund's average net assets in relation to the respective unit class for a given fiscal year.

Transaction costs

The transaction costs paid in the fiscal year amounted to USD 14 282.45.

The transaction costs include all costs that were reported or settled separately for the account of the fund in the reporting period and are directly connected to the purchase or sale of assets. Any financial transaction taxes which may have been paid are included in the calculation.

Statement of changes in net assets 2023/2024

I. Value of the fund's net assets at the beginning of the fiscal year	USD	71 380 952.00
1. Distribution for the previous year	USD	-2 786 337.07
2. Net outflows	USD	-13 315 096.40
3. Income adjustment	USD	476 075.90
4. Net investment income	USD	7 241 946.45
thereof:		
Realized net gain/loss for the fiscal year	USD	-235 403.52
Net change in unrealized appreciation	USD	7 865 719.33
Net change in unrealized depreciation	USD	-388 369.36
II. Value of the fund's net assets at the end of the fiscal year	USD	62 997 480.88

Summary of the gains/losses for 2023/2024

Realized gains (incl. income adjustment)	USD	34 796 914.37
from:		
Securities transactions	USD	502 646.21
Derivates and other financial futures transactions ¹	USD	450 921.65
(Forward) currency transactions	USD	33 843 346.50
Realized losses (incl. income adjustment)	USD	-36 832 593.56
from:		
Securities transactions	USD	-2 027 698.22
Derivates and other financial futures transactions ¹	USD	-528 647.23
(Forward) currency transactions	USD	-34 276 248.11
Net change in unrealized appreciation/depreciation ...	USD	7 477 349.97
from:		
Securities transactions	USD	7 865 719.33
Derivates and other financial futures transactions ¹	USD	-207 820.84
(Forward) currency transactions	USD	-150 548.52

¹ This line item may include options transactions or swap transactions and/or transactions from warrants and credit derivatives.

Changes in net assets and in the net asset value per unit over the last three years

Net assets at the end of the fiscal year			
2024	USD	62 997 480.88	
2023	USD	71 380 952.00	
2022	USD	30 257 107.00	
Net asset value per unit at the end of the fiscal year			
2024	AUD	5.67	
Class AUDH	EUR	6.20	
Class EURH	MXN	204.86	
Class MEXH	USD	7.22	
2023	AUD	5.48	
Class AUDH	EUR	5.88	
Class EURH	MXN	173.59	
Class MEXH	USD	6.81	
2022	AUD	5.70	
Class AUDH	EUR	6.01	
Class EURH	MXN	156.36	
Class MEXH	USD	6.90	

Transactions processed for the account of the fund's assets via closely related companies (based on major holdings of the Deutsche Bank Group)

The share of transactions conducted in the reporting period for the account of the fund's assets via brokers that are closely related companies and persons (share of 5% and above), amounted to 0.28% of all transactions. The total volume was USD 867 345.92.

DWS Global Utility Bond Master Fund

Details on the distribution policy*

Class AUDH

Type	as of	Currency	per unit
Interim distribution	October 20, 2023	AUD	0.03
Interim distribution	November 20, 2023	AUD	0.03
Interim distribution	December 20, 2023	AUD	0.03
Interim distribution	January 22, 2024	AUD	0.03
Interim distribution	February 20, 2024	AUD	0.03
Interim distribution	March 21, 2024	AUD	0.03
Interim distribution	April 22, 2024	AUD	0.03
Interim distribution	May 21, 2024	AUD	0.03
Interim distribution	June 20, 2024	AUD	0.03
Interim distribution	July 22, 2024	AUD	0.03
Interim distribution	August 20, 2024	AUD	0.03
Interim distribution	September 20, 2024	AUD	0.03

Class EURH

Type	as of	Currency	per unit
Interim distribution	October 20, 2023	EUR	0.02
Interim distribution	November 20, 2023	EUR	0.02
Interim distribution	December 20, 2023	EUR	0.02
Interim distribution	January 22, 2024	EUR	0.02
Interim distribution	February 20, 2024	EUR	0.02
Interim distribution	March 21, 2024	EUR	0.02
Interim distribution	April 22, 2024	EUR	0.02
Interim distribution	May 21, 2024	EUR	0.02
Interim distribution	June 20, 2024	EUR	0.02
Interim distribution	July 22, 2024	EUR	0.02
Interim distribution	August 20, 2024	EUR	0.02
Interim distribution	September 20, 2024	EUR	0.02

Class MEXH

The income for the fiscal year is reinvested.

Class USD

Type	as of	Currency	per unit
Interim distribution	October 20, 2023	USD	0.03
Interim distribution	November 20, 2023	USD	0.03
Interim distribution	December 20, 2023	USD	0.03
Interim distribution	January 22, 2024	USD	0.03
Interim distribution	February 20, 2024	USD	0.03
Interim distribution	March 21, 2024	USD	0.03
Interim distribution	April 22, 2024	USD	0.03
Interim distribution	May 21, 2024	USD	0.03
Interim distribution	June 20, 2024	USD	0.03
Interim distribution	July 22, 2024	USD	0.03
Interim distribution	August 20, 2024	USD	0.03
Interim distribution	September 20, 2024	USD	0.03

* Additional information is provided in the sales prospectus.

General information

The fund described in this report is an investment fund (fonds commun de placement) in accordance with Part II of the Luxembourg Law of December 17, 2010 on undertakings for collective investments, as amended, and is considered to be an alternative investment fund ("AIF") in accordance with the Law of July 12, 2013, on alternative investment fund managers as subsequently amended.

Performance

The investment return, or performance, of a mutual fund investment is measured by the change in value of the fund's units. The net

asset values per unit (= redemption prices) with the addition of intervening distributions are used as the basis for calculating the value. Past performance is not a guide to future results.

The corresponding benchmark – if available – is also presented in the report. All financial data in this publication is [as of September 30, 2024](#) (unless otherwise specified).

Sales prospectuses

Fund units are purchased on the basis of the current sales prospectus and management regulations, as well as the key investor information document, in combination with the latest audited annual

report and any semiannual report that is more recent than the latest annual report.

Issue and redemption prices

The current issue and redemption prices and all other information for unitholders may be requested at any time at the registered office of the Management Company and from the paying agents. In addition, the issue and redemption prices are published in every country of distribution through appropriate media (such as the Internet, electronic information systems, newspapers, etc.).

DWS グローバル・ユーティリティ・ボンド・マスター・ファンド
投資有価証券明細およびその他の純資産を含む純資産計算書である。
投資ポートフォリオ
2023年9月30日現在

銘柄名	口数 ／ 通貨	数量／額面		報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
上場有価証券									68,165,178.82	10,526,748,565	95.49
利付有価証券											
4.375 % 2i Rete Gas SpA (MTN) 2023/2033	EUR	400,000	64,144,000	400,000	64,144,000			% 95.725	405,108.02	62,560,832	0.57
3.75 % Acciona Energia Financiacion Filiales SA (MTN) 2023/2030	EUR	700,000	112,252,000	700,000	112,252,000			% 95.993	710,923.85	109,787,970	1.00
3.875 % ACEA SpA (MTN) 2023/2031	EUR	270,000	43,297,200	270,000	43,297,200			% 96.275	275,019.04	42,471,190	0.39
1.625 % Alliander NV 2018/perpetual *	EUR	230,000	36,882,800					% 93.088	226,520.24	34,981,521	0.32
3.971 % Amprion GmbH (MTN) 2022/2032	EUR	200,000	32,072,000	100,000	16,036,000			% 97.484	206,276.05	31,855,210	0.29
2.00 % APA Infrastructure Ltd (MTN) 2020/2030	EUR	400,000	64,144,000	400,000	64,144,000			% 83.674	354,108.21	54,684,931	0.50
0.625 % AusNet Services Holdings Pty Ltd (MTN) 2020/2030	EUR	130,000	20,846,800					% 78.416	107,853.32	16,655,788	0.15
1.625 % AusNet Services Holdings Pty Ltd (MTN) 2021/2081 *	EUR	200,000	32,072,000	100,000	16,036,000			% 87.308	184,743.65	28,529,962	0.26
4.25 % Cadent Finance PLC (MTN) 2023/2029	EUR	400,000	64,144,000	400,000	64,144,000			% 98.924	418,646.18	64,651,530	0.59
1.00 % Czech Gas Networks Investments Sarl (MTN) 2020/2027	EUR	300,000	48,108,000	130,000	20,846,800			% 87.232	276,874.25	42,757,690	0.39
3.10 % Duke Energy Corp. (MTN) 2022/2028	EUR	150,000	24,054,000					% 94.042	149,244.59	23,047,842	0.21
3.875 % EDP - Energias de Portugal SA (MTN) 2023/2028	EUR	400,000	64,144,000	400,000	64,144,000			% 98.851	418,337.25	64,603,822	0.59

銘柄名	口数 ／ 通貨	数量／額面		報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
1.875 % EDP Finance BV (MTN) 2022/2029	EUR	100,000	16,036,000					% 87.897	92,994.99	14,361,216	0.13
4.75 % Electricite de France SA (MTN) 2022/2034	EUR	200,000	32,072,000	400,000	64,144,000	200,000	32,072,000	% 99.803	211,183.06	32,613,000	0.30
7.50 % Electricite de France SA (MTN) 2022/perpetual *	EUR	200,000	32,072,000	200,000	32,072,000			% 102.019	215,872.11	33,337,130	0.30
4.625 % Electricite de France SA (MTN) 2023/2043	EUR	400,000	64,144,000	400,000	64,144,000			% 91.773	388,383.17	59,978,013	0.54
5.85 % Elia Group SA 2023/perpetual *	EUR	200,000	32,072,000	200,000	32,072,000			% 100.122	211,858.06	32,717,240	0.30
2.125 % EnBW Energie Baden- Wuerttemberg AG 2021/2081 *	EUR	400,000	64,144,000	200,000	32,072,000			% 70.572	298,660.57	46,122,152	0.42
6.125 % EnBW International Finance BV (MTN) 2009/2039	EUR	250,000	40,090,000					% 115.073	304,367.95	47,003,543	0.43
4.00 % EnBW International Finance BV (MTN) 2023/2035	EUR	180,000	28,864,800	180,000	28,864,800			% 94.882	180,693.20	27,904,451	0.25
0.00 % Enel Finance International NV (MTN) 2021/2026	EUR	300,000	48,108,000	300,000	48,108,000	140,000	22,450,400	% 89.887	285,301.21	44,059,066	0.40
4.50 % Enel Finance International NV (MTN) 2023/2043	EUR	210,000	33,675,600	210,000	33,675,600			% 91.681	203,696.76	31,456,891	0.29
2.25 % Enel SpA 2020/perpetual *	EUR	160,000	25,657,600					% 88.048	149,047.59	23,017,419	0.21
6.375 % Enel SpA (MTN) 2023/perpetual *	EUR	250,000	40,090,000	250,000	40,090,000			% 101.102	267,414.67	41,296,847	0.37
1.50 % Engie SA 2020/perpetual *	EUR	200,000	32,072,000	100,000	16,036,000			% 82.38	174,316.00	26,919,620	0.24
1.875 % Engie SA 2021/perpetual *	EUR	400,000	64,144,000	300,000	48,108,000			% 76.105	322,076.22	49,738,231	0.45
3.50 % Engie SA (MTN) 2022/2029	EUR	200,000	32,072,000	100,000	16,036,000			% 97.107	205,478.32	31,732,017	0.29

銘柄名	口数 ／ 通貨	数量／額面		報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
4.50 % Engie SA (MTN) 2023/2042	EUR	400,000	64,144,000	400,000	64,144,000			% 96.668	409,098.80	63,177,128	0.57
1.659 % EP Infrastructure AS (MTN) 2018/2024	EUR	400,000	64,144,000	400,000	64,144,000			% 97.924	414,414.19	63,997,983	0.58
4.25 % ESB Finance DAC (MTN) 2023/2036	EUR	270,000	43,297,200	270,000	43,297,200			% 99.119	283,143.21	43,725,806	0.40
3.722 % Eurogrid GmbH (MTN) 2023/2030	EUR	200,000	32,072,000	200,000	32,072,000			% 97.005	205,262.49	31,698,686	0.29
3.875 % FLUVIUS System Operator CVBA (MTN) 2023/2033	EUR	200,000	32,072,000	200,000	32,072,000			% 95.993	203,121.10	31,367,991	0.28
4.00 % Fortum Oyj (MTN) 2023/2028	EUR	200,000	32,072,000	200,000	32,072,000			% 98.512	208,451.30	32,191,134	0.29
4.25 % Hera SpA (MTN) 2023/2033	EUR	190,000	30,468,400	190,000	30,468,400			% 96.017	193,013.29	29,807,042	0.27
1.575 % Iberdrola Finanzas SA 2021/perpetual *	EUR	200,000	32,072,000	100,000	16,036,000			% 84.497	178,795.57	27,611,400	0.25
4.875 % Iberdrola Finanzas SA (MTN) 2023/perpetual *	EUR	300,000	48,108,000	300,000	48,108,000			% 96.521	306,357.52	47,310,792	0.43
1.825 % Iberdrola International BV 2021/perpetual *	EUR	100,000	16,036,000					% 77.652	82,155.78	12,687,317	0.11
4.25 % National Gas Transmission PLC (MTN) 2023/2030	EUR	180,000	28,864,800	180,000	28,864,800			% 98.463	187,512.85	28,957,609	0.26
3.949 % National Grid Electricity Distribution East Midlands PLC (MTN) 2022/2032	EUR	200,000	32,072,000	200,000	32,072,000	100,000	16,036,000	% 95.32	201,697.03	31,148,072	0.28
4.151 % National Grid North America, Inc. (MTN) 2023/2027	EUR	320,000	51,315,200	320,000	51,315,200			% 99.501	336,870.44	52,022,902	0.47
3.875 % National Grid PLC (MTN) 2023/2029	EUR	120,000	19,243,200	120,000	19,243,200			% 97.472	123,750.40	19,110,774	0.17

銘柄名	口数／通貨	数量／額面		報告期間中の買付／追加		報告期間中の売却／処分		市場価格	市場価値合計		純資産構成比
		(表示通貨)	(円)	(表示通貨)	(円)	(表示通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
0.905 % NorteGas Energia Distribucion SA (MTN) 2021/2031	EUR	400,000	64,144,000	200,000	32,072,000			% 74.936	317,129.01	48,974,233	0.44
1.75 % Orsted AS 2019/3019 *	EUR	300,000	48,108,000	200,000	32,072,000			% 84.032	266,717.45	41,189,176	0.37
2.875 % Orsted AS (MTN) 2022/2033	EUR	140,000	22,450,400					% 88.408	130,949.87	20,222,588	0.18
3.75 % Orsted AS (MTN) 2023/2030	EUR	120,000	19,243,200	120,000	19,243,200			% 97.643	123,967.50	19,144,301	0.17
3.625 % Orsted AS (MTN) 2023/2028	EUR	200,000	32,072,000	200,000	32,072,000			% 98.742	208,937.98	32,266,292	0.29
2.75 % RWE AG (MTN) 2022/2030	EUR	400,000	64,144,000	400,000	64,144,000			% 90.981	385,031.42	59,460,402	0.54
3.625 % RWE AG (MTN) 2023/2029	EUR	400,000	64,144,000	400,000	64,144,000			% 97.569	412,911.83	63,765,974	0.58
0.75 % Snam SpA (MTN) 2022/2029	EUR	350,000	56,126,000	240,000	38,486,400			% 82.319	304,827.12	47,074,452	0.43
1.875 % Southern Co. 2021/2081 *	EUR	300,000	48,108,000	110,000	17,639,600			% 79.377	251,942.49	38,907,479	0.35
2.625 % SPP Infrastructure Financing BV (MTN) 2015/2025	EUR	400,000	64,144,000	400,000	64,144,000			% 94.255	398,886.98	61,600,116	0.56
1.00 % SPP- Distribucia AS (MTN) 2021/2031	EUR	400,000	64,144,000	240,000	38,486,400			% 70.133	296,802.73	45,835,246	0.42
4.00 % SSE PLC 2022/perpetual *.	EUR	400,000	64,144,000	400,000	64,144,000			% 92.295	390,592.27	60,319,164	0.55
5.00 % Suez SACA (MTN) 2022/2032	EUR	400,000	64,144,000	400,000	64,144,000			% 102.552	433,999.87	67,022,600	0.61
2.995 % TenneT Holding BV 2017/perpetual *	EUR	530,000	84,990,800					% 98.8	554,010.88	85,555,900	0.78
1.625 % TenneT Holding BV (MTN) 2022/2026	EUR	250,000	40,090,000	250,000	40,090,000			% 95.541	252,705.83	39,025,361	0.35
2.75 % TenneT Holding BV (MTN) 2022/2042	EUR	250,000	40,090,000	250,000	40,090,000			% 85.828	227,014.96	35,057,920	0.32
1.375 % Teollisuuden Voima Oyj (MTN) 2021/2028	EUR	370,000	59,333,200	100,000	16,036,000			% 85.561	334,936.94	51,724,312	0.47
4.75 % Teollisuuden Voima Oyj (MTN) 2023/2030	EUR	190,000	30,468,400	190,000	30,468,400			% 98.018	197,035.70	30,428,223	0.28

銘柄名	口数 ／ 通貨	数量／額面		報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
2.375 % Terna - Rete Elettrica Nazionale 2022/perpetual *	EUR	400,000	64,144,000	270,000	43,297,200			% 86.468	365,932.41	56,510,942	0.51
3.875 % Terna - Rete Elettrica Nazionale (MTN) 2023/2033	EUR	260,000	41,693,600	260,000	41,693,600			% 96.443	265,295.29	40,969,552	0.37
3.00 % Vattenfall AB 2015/2077 *	EUR	250,000	40,090,000	250,000	40,090,000			% 92.379	244,342.35	37,733,789	0.34
3.75 % Vattenfall AB (MTN) 2022/2026	EUR	310,000	49,711,600	310,000	49,711,600			% 99.441	326,146.45	50,366,796	0.46
3.125 % APA Infrastructure Ltd 2019/2031	GBP	400,000	76,676,000	210,000	40,254,900			% 79.754	389,709.74	60,182,875	0.55
6.25 % E.ON International Finance BV (MTN) 2002/2030	GBP	300,000	57,507,000	100,000	19,169,000			% 102.288	374,864.86	57,890,380	0.53
6.375 % E.ON International Finance BV (MTN) 2002/2032	GBP	200,000	38,338,000					% 103.215	252,174.75	38,943,347	0.35
4.75 % E.ON International Finance BV (MTN) 2012/2034	GBP	200,000	38,338,000					% 90.166	220,293.45	34,019,917	0.31
5.75 % Enel Finance International NV (MTN) 2009/2040	GBP	400,000	76,676,000	200,000	38,338,000			% 93.992	459,282.26	70,926,959	0.64
7.375 % Iberdrola Finanzas SA (MTN) 2009/2024	GBP	400,000	76,676,000	300,000	57,507,000			% 100.464	490,907.03	75,810,773	0.69
1.125 % National Gas Transmission PLC (MTN) 2021/2033	GBP	190,000	36,421,100					% 64.757	150,303.51	23,211,371	0.21
5.625 % NGG Finance PLC 2013/2073 *	GBP	600,000	115,014,000	600,000	115,014,000			% 95.64	701,002.57	108,255,827	0.98
2.125 % Orsted A/S (MTN) 2019/2027	GBP	130,000	24,919,700					% 89.165	141,601.08	21,867,455	0.20
4.875 % Orsted AS (MTN) 2012/2032	GBP	600,000	115,014,000	600,000	115,014,000			% 92.601	678,727.92	104,815,953	0.95
2.50 % Orsted AS 2021/3021 *	GBP	400,000	76,676,000	200,000	38,338,000			% 64.021	312,832.05	48,310,653	0.44
2.50 % Vattenfall AB 2021/2083 *	GBP	400,000	76,676,000	300,000	57,507,000			% 79.95	390,667.47	60,330,777	0.55

銘柄名	口数 ／ 通貨	数量／額面		報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
6.875 % Vattenfall AB 2023/2083 *	GBP	130,000	24,919,700	130,000	24,919,700			% 97.569	154,947.29	23,928,510	0.22
4.375 % Abu Dhabi National Energy Co., PJSC -Reg- (MTN) 2018/2025	USD	700,000	108,101,000	360,000	55,594,800			% 98.264	687,848.00	106,224,367	0.96
4.375 % Abu Dhabi National Energy Co., PJSC -Reg- (MTN) 2023/2029	USD	210,000	32,430,300	210,000	32,430,300			% 95.706	200,982.60	31,037,743	0.28
2.40 % Baltimore Gas and Electric Co. (MTN) 2016/2026	USD	170,000	26,253,100					% 92.198	156,736.60	24,204,833	0.22
5.40 % Baltimore Gas and Electric Co. 2023/2053	USD	160,000	24,708,800	160,000	24,708,800			% 92.642	148,227.20	22,890,726	0.21
3.50 % Berkshire Hathaway Energy Co. (MTN) 2015/2025	USD	600,000	92,658,000					% 97.046	582,276.00	89,920,883	0.82
4.95 % CenterPoint Energy Houston Electric LLC (MTN) 2023/2033	USD	430,000	66,404,900	430,000	66,404,900			% 95.65	411,295.00	63,516,287	0.58
3.875 % Comision Federal de Electricidad - Reg- 2021/2033	USD	510,000	78,759,300	200,000	30,886,000			% 76.147	388,349.70	59,972,844	0.54
3.70 % Commonwealth Edison Co. (MTN) 2018/2028	USD	500,000	77,215,000					% 92.993	464,965.00	71,804,545	0.65
6.75 % Consolidated Edison Co. of New York, Inc. 2008/2038	USD	600,000	92,658,000			300,000	46,329,000	% 107.836	647,016.00	99,918,681	0.91
3.35 % Consolidated Edison Co. of New York, Inc. (MTN) 2020/2030	USD	350,000	54,050,500	350,000	54,050,500			% 88.048	308,168.00	47,590,384	0.43
6.15 % Consolidated Edison Co. of New York, Inc. 2022/2052	USD	1,250,000	193,037,500	1,250,000	193,037,500			% 101.758	1,271,975.00	196,431,099	1.78
7.00 % Dominion Energy, Inc. 2008/2038	USD	800,000	123,544,000	400,000	61,772,000	400,000	61,772,000	% 104.908	839,264.00	129,607,540	1.18

銘柄名	口数 ／ 通貨	数量／額面		報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
5.75 % Dominion Energy, Inc. 2014/2054 *	USD	130,000	20,075,900			70,000	10,810,100	% 97.659	126,956.70	19,605,923	0.18
4.85 % Dominion Energy, Inc. 2022/2052	USD	500,000	77,215,000	500,000	77,215,000			% 81.487	407,435.00	62,920,187	0.57
5.375 % Dominion Energy, Inc. (MTN) 2022/2032	USD	400,000	61,772,000	400,000	61,772,000			% 96.147	384,588.00	59,391,925	0.54
4.80 % Duke Energy Corp. 2015/2045	USD	300,000	46,329,000					% 82.607	247,821.00	38,270,997	0.35
3.75 % Duke Energy Corp. 2016/2046	USD	800,000	123,544,000	500,000	77,215,000			% 69.721	557,768.00	86,136,112	0.78
6.40 % Duke Energy Florida LLC 2008/2038	USD	1,500,000	231,645,000	700,000	108,101,000			% 104.253	1,563,795.00	241,496,862	2.19
3.25 % Duke Energy Progress LLC (MTN) 2015/2025	USD	400,000	61,772,000	400,000	61,772,000			% 96.148	384,592.00	59,392,543	0.54
6.65 % E.ON International Finance BV - Reg- 2008/2038	USD	700,000	108,101,000					% 102.173	715,211.00	110,450,035	1.00
1.71 % EDP Finance BV - Reg- (MTN) 2020/2028	USD	800,000	123,544,000	300,000	46,329,000			% 84.716	677,728.00	104,661,535	0.95
6.95 % Electricite de France SA -Reg- 2009/2039	USD	200,000	30,886,000					% 104.661	209,322.00	32,325,596	0.29
5.70 % Electricite de France SA -Reg- (MTN) 2023/2028	USD	500,000	77,215,000	500,000	77,215,000			% 99.13	495,650.00	76,543,230	0.69
4.25 % Enbridge, Inc. (MTN) 2016/2026	USD	600,000	92,658,000	600,000	92,658,000			% 95.571	573,426.00	88,554,177	0.80
1.60 % Enbridge, Inc. (MTN) 2021/2026	USD	600,000	92,658,000	510,000	78,759,300			% 88.886	533,316.00	82,359,990	0.75
5.70 % Enbridge, Inc. (MTN) 2023/2033	USD	300,000	46,329,000	300,000	46,329,000			% 96.364	289,092.00	44,644,478	0.40
6.80 % Enel Finance International NV -Reg- 2007/2037	USD	500,000	77,215,000	200,000	30,886,000			% 101.632	508,160.00	78,475,149	0.71
6.50 % Energy Transfer LP 2012/2042	USD	1,500,000	231,645,000	700,000	108,101,000			% 96.25	1,443,750.00	222,958,313	2.02
2.40 % Entergy Corp. (MTN) 2021/2031	USD	540,000	83,392,200	200,000	30,886,000			% 78.096	421,718.40	65,125,973	0.59

銘柄名	口数 ／ 通貨	数量／額面		報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
5.80 % Entergy Texas, Inc. 2023/2053	USD	400,000	61,772,000	400,000	61,772,000			% 96.479	385,916.00	59,597,008	0.54
5.95 % Enterprise Products Operating LLC 2011/2041	USD	1,200,000	185,316,000	600,000	92,658,000			% 99.269	1,191,228.00	183,961,340	1.67
4.85 % Enterprise Products Operating LLC 2013/2044	USD	800,000	123,544,000	450,000	69,493,500			% 86.575	692,600.00	106,958,218	0.97
7.60 % Exelon Corp. 2002/2032	USD	200,000	30,886,000					% 108.598	217,196.00	33,541,578	0.30
4.95 % Exelon Corp. 2016/2035	USD	110,000	16,987,300					% 90.658	99,723.80	15,400,346	0.14
3.35 % Exelon Corp. (MTN) 2023/2032	USD	1,500,000	231,645,000	1,500,000	231,645,000			% 83.758	1,256,370.00	194,021,219	1.76
2.25 % FirstEnergy Corp. (MTN) 2020/2030	USD	500,000	77,215,000	500,000	77,215,000			% 77.992	389,960.00	60,221,523	0.55
4.125 % Florida Power & Light Co. 2011/2042	USD	600,000	92,658,000					% 81.822	490,932.00	75,814,629	0.69
4.30 % Georgia Power Co. 2012/2042	USD	700,000	108,101,000	200,000	30,886,000			% 80.876	566,132.00	87,427,765	0.79
10.00 % Israel Electric Corp., Ltd - 144A- (MTN) 2014/2024	USD	400,000	61,772,000					% 98.662	394,648.00	60,945,491	0.56
6.95 % Kinder Morgan Energy Partners LP (MTN) 2007/2038	USD	800,000	123,544,000	400,000	61,772,000			% 103.636	829,088.00	128,036,060	1.16
4.70 % Kinder Morgan Energy Partners LP 2012/2042	USD	350,000	54,050,500					% 78.693	275,425.50	42,533,960	0.39
5.05 % Kinder Morgan, Inc. 2015/2046	USD	300,000	46,329,000					% 81.014	243,042.00	37,532,976	0.34
4.30 % Kinder Morgan, Inc. (MTN) 2018/2028	USD	200,000	30,886,000			300,000	46,329,000	% 94.347	188,694.00	29,140,014	0.26
3.60 % Kinder Morgan, Inc. 2021/2051	USD	365,000	56,366,950					% 64.066	233,840.90	36,112,050	0.33
5.20 % Kinder Morgan, Inc. (MTN) 2023/2033	USD	130,000	20,075,900	130,000	20,075,900			% 93.067	120,987.10	18,684,038	0.17
4.125 % MPLX LP (MTN) 2017/2027	USD	300,000	46,329,000					% 94.768	284,304.00	43,905,067	0.40
4.70 % MPLX LP 2018/2048	USD	400,000	61,772,000	200,000	30,886,000			% 76.808	307,232.00	47,445,838	0.43

銘柄名	口数／ 通貨	数量／額面		報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
5.00 % MPLX LP (MTN) 2023/2033	USD	400,000	61,772,000	400,000	61,772,000			% 91.624	366,496.00	56,597,977	0.51
5.602 % National Grid PLC (MTN) 2023/2028	USD	210,000	32,430,300	210,000	32,430,300			% 99.178	208,273.80	32,163,723	0.29
8.541 % National Rural Utilities Cooperative Finance Corp. 2013/2043 *	USD	143,000	22,083,490			47,000	7,258,210	% 98.425	140,747.75	21,735,675	0.20
2.40 % National Rural Utilities Cooperative Finance Corp. (MTN) 2020/2030	USD	434,000	67,022,620	200,000	30,886,000			% 82.518	358,128.12	55,305,726	0.50
5.80 % National Rural Utilities Cooperative Finance Corp. 2022/2033	USD	300,000	46,329,000	300,000	46,329,000			% 100.519	301,557.00	46,569,448	0.42
4.80 % NextEra Energy Capital Holdings, Inc. 2017/2077 *	USD	305,000	47,101,150					% 87.296	266,252.80	41,117,420	0.37
2.25 % NextEra Energy Capital Holdings, Inc. (MTN) 2020/2030	USD	400,000	61,772,000	200,000	30,886,000			% 80.492	321,968.00	49,721,518	0.45
1.90 % NextEra Energy Capital Holdings, Inc. (MTN) 2021/2028	USD	150,000	23,164,500					% 85.014	127,521.00	19,693,068	0.18
5.00 % NextEra Energy Capital Holdings, Inc. (MTN) 2022/2032	USD	380,000	58,683,400	200,000	30,886,000			% 94.067	357,454.60	55,201,714	0.50
4.90 % NextEra Energy Capital Holdings, Inc. (MTN) 2023/2028	USD	800,000	123,544,000	800,000	123,544,000			% 97.001	776,008.00	119,838,915	1.09
5.749 % NextEra Energy Capital Holdings, Inc. 2023/2025	USD	250,000	38,607,500	250,000	38,607,500			% 99.854	249,635.00	38,551,133	0.35
4.278 % Niagara Mohawk Power Corp. - Reg- 2014/2034	USD	150,000	23,164,500					% 84.352	126,528.00	19,539,719	0.18
5.25 % Oncor Electric Delivery Co., LLC 2011/2040	USD	750,000	115,822,500	250,000	38,607,500			% 95.426	715,695.00	110,524,779	1.00
4.55 % Oncor Electric Delivery Co., LLC (MTN) 2023/2032	USD	400,000	61,772,000	400,000	61,772,000			% 92.037	368,146.68	56,852,892	0.52

銘柄名	口数／ 通貨	数量／額面		報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
4.95 % Oncor Electric Delivery Co., LLC 2023/2052	USD	400,000	61,772,000	400,000	61,772,000			% 87.744	350,976.00	54,201,224	0.49
6.85 % ONEOK Partners LP 2007/2037	USD	400,000	61,772,000	200,000	30,886,000			% 102.137	408,548.00	63,092,068	0.57
3.40 % ONEOK, Inc. (MTN) 2019/2029	USD	600,000	92,658,000					% 87.054	522,324.00	80,662,495	0.73
6.10 % ONEOK, Inc. (MTN) 2022/2032	USD	500,000	77,215,000	500,000	77,215,000			% 99.113	495,565.00	76,530,103	0.69
6.75 % Pacific Gas and Electric Co. 2023/2053	USD	400,000	61,772,000	400,000	61,772,000			% 94.777	379,108.00	58,545,648	0.53
6.25 % PacifiCorp 2007/2037	USD	1,650,000	254,809,500	400,000	61,772,000			% 100.278	1,654,587.00	255,517,870	2.32
5.50 % PacifiCorp 2023/2054	USD	800,000	123,544,000	800,000	123,544,000			% 85.512	684,096.00	105,644,945	0.96
3.70 % PECO Energy Co. 2017/2047	USD	300,000	46,329,000					% 72.964	218,892.00	33,803,492	0.31
4.90 % PECO Energy Co. (MTN) 2023/2033	USD	450,000	69,493,500	450,000	69,493,500			% 95.683	430,573.50	66,493,466	0.60
4.65 % Plains All American Pipeline LP Via PAA Finance Corp. (MTN) 2015/2025	USD	400,000	61,772,000	400,000	61,772,000			% 97.165	388,660.00	60,020,764	0.54
3.80 % Plains All American Pipeline LP Via PAA Finance Corp. (MTN) 2020/2030	USD	400,000	61,772,000	400,000	61,772,000			% 86.322	345,288.00	53,322,826	0.48
5.25 % PPL Electric Utilities Corp. 2023/2053	USD	700,000	108,101,000	700,000	108,101,000			% 92.221	645,547.00	99,691,823	0.90
5.25 % Public Service Co. of Colorado 2023/2053	USD	800,000	123,544,000	800,000	123,544,000			% 88.003	704,024.00	108,722,426	0.99
3.80 % Public Service Electric and Gas Co. (MTN) 2013/2043	USD	600,000	92,658,000					% 76.951	461,706.00	71,301,258	0.65
4.65 % Public Service Electric and Gas Co. (MTN) 2023/2033	USD	500,000	77,215,000	500,000	77,215,000			% 94.586	472,930.00	73,034,580	0.66

銘柄名	口数 ／ 通貨	数量／額面		報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
1.60 % Public Service Enterprise Group, Inc. (MTN) 2020/2030	USD	500,000	77,215,000	150,000	23,164,500			% 77.06	385,300.00	59,501,879	0.54
1.70 % San Diego Gas & Electric Co. (MTN) 2020/2030	USD	230,000	35,518,900					% 77.573	178,417.90	27,553,076	0.25
5.35 % San Diego Gas & Electric Co. 2023/2053	USD	250,000	38,607,500	250,000	38,607,500			% 91.703	229,257.50	35,404,236	0.32
3.25 % SGSP Australia Assets Pty Ltd (MTN) 2016/2026	USD	200,000	30,886,000					% 93.429	186,858.00	28,856,481	0.26
3.15 % Southern California Gas Co. (MTN) 2014/2024	USD	800,000	123,544,000	800,000	123,544,000			% 97.454	779,632.00	120,398,570	1.09
5.20 % Southern Co. (MTN) 2023/2033	USD	1,100,000	169,873,000	1,100,000	169,873,000			% 95.042	1,045,462.00	161,450,697	1.46
4.15 % Southern Power Co. (MTN) 2015/2025	USD	700,000	108,101,000					% 96.798	677,586.00	104,639,606	0.95
0.90 % Southern Power Co. (MTN) 2021/2026	USD	400,000	61,772,000	200,000	30,886,000			% 89.858	359,432.00	55,507,084	0.50
7.625 % TransCanada PipeLines Ltd 2009/2039	USD	1,284,000	198,288,120	600,000	92,658,000			% 111.004	1,425,291.36	220,107,745	2.00
5.30 % Transcanada Trust 2017/2077 *	USD	200,000	30,886,000					% 86.765	173,530.00	26,798,238	0.24
3.15 % Virginia Electric and Power Co. (MTN) 2016/2026	USD	350,000	54,050,500	350,000	54,050,500			% 94.905	332,167.50	51,296,627	0.47
3.75 % Virginia Electric and Power Co. (MTN) 2022/2027	USD	500,000	77,215,000	500,000	77,215,000			% 94.608	473,040.00	73,051,567	0.66
4.75 % WEC Energy Group, Inc. (MTN) 2023/2028	USD	350,000	54,050,500	350,000	54,050,500			% 96.896	339,136.00	52,372,772	0.48
6.30 % Williams Cos. Inc. 2010/2040	USD	400,000	61,772,000	250,000	38,607,500			% 98.775	395,100.00	61,015,293	0.55

銘柄名	口数 ／ 通貨	数量／額面		報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
4.00 % Williams Cos, Inc. (MTN) 2015/2025	USD	600,000	92,658,000	250,000	38,607,500			% 96.44	578,640.00	89,359,375	0.81
3.75 % Williams Cos, Inc. (MTN) 2017/2027	USD	550,000	84,936,500					% 93.149	512,319.50	79,117,500	0.72
4.65 % Williams Cos, Inc. (MTN) 2022/2032	USD	500,000	77,215,000	500,000	77,215,000			% 91.377	456,885.00	70,556,751	0.64
5.30 % Williams Cos, Inc. (MTN) 2023/2028	USD	450,000	69,493,500	450,000	69,493,500			% 97.957	440,806.50	68,073,748	0.62
4.60 % Xcel Energy, Inc. (MTN) 2022/2032	USD	600,000	92,658,000	600,000	92,658,000			% 91.376	548,256.00	84,667,174	0.77
規制市場で認可 または取引され ている有価証券									1,238,398.65	191,245,904	1.74
利付有価証券											
2.65 % American Transmission Systems, Inc. -144A- 2021/2032	USD	450,000	69,493,500	450,000	69,493,500			% 79.647	358,411.50	55,349,488	0.50
6.055 % Columbia Pipelines Holding Co., LLC -144A- 2023/2026	USD	70,000	10,810,100	70,000	10,810,100			% 100.435	70,304.50	10,857,124	0.10
6.544 % Columbia Pipelines Operating Co., LLC -144A- 2023/2053	USD	160,000	24,708,800	160,000	24,708,800			% 98.619	157,790.40	24,367,571	0.22
2.742 % KeySpan Gas East Corp. - 144A- (MTN) 2016/2026	USD	515,000	79,531,450	300,000	46,329,000			% 91.265	470,014.75	72,584,378	0.66
4.30 % Oncor Electric Delivery Co., LLC -144A- (MTN) 2023/2028	USD	190,000	29,341,700	190,000	29,341,700			% 95.725	181,877.50	28,087,342	0.26
有価証券ポート フォリオ合計									69,403,577.47	10,717,994,469	97.23

[次へ](#)

銘柄名	口数／ 通貨	数量／額面	報告期間中の買付／ 追加		報告期間中の売却／ 処分		市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
		(表示 通貨) (円)	(表示 通貨)	(円)	(表示 通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
デリバティブ										
(マイナス金額 はショート・ポ ジションを表 す)										
金利デリバティ ブ								208,891.71	32,259,147	0.29
未収金／未払金										
金利先物										
Germany Federal Republic Notes 10 year 12/2023 (MS)	単位	-18			18			56,751.10	8,764,072	0.08
US Treasury Notes 30 year Futures 12/2023 (MS)	単位	-26			26			152,140.61	23,495,074	0.21
為替デリバティ ブ								120,938.11	18,676,472	0.17
未収金／未払金										
先渡為替取引										
先渡為替契約 (ロング)										
オープン・ポジ ション										
AUD/USD 34.7 百万								193,506.03	29,883,136	0.27
MXN/USD 163.2 百万								38,189.79	5,897,649	0.06
クローズド・ポ ジション										
EUR/USD 11.8 百万								-54,269.69	-8,380,868	-0.08
先渡為替契約 (ショート)										
オープン・ポジ ション										
USD/EUR 6.1 百万								-24,565.71	-3,793,683	-0.03
USD/GBP 4.0 百万								-31,922.31	-4,929,762	-0.05

銘柄名	口数／通貨	数量／額面		報告期間中の買付／追加		報告期間中の売却／処分		市場価格	市場価値合計		純資産構成比
		(表示通貨)	(円)	(表示通貨)	(円)	(表示通貨)	(円)		(米ドル)	(円)	(%)
銀行預金									459,541.56	70,967,003	0.65
預託銀行に預け入れた要求払預金											
ユーロ建て預金	EUR	389,375	62,440,175						411,959.27	63,618,870	0.58
EU／欧州経済領域国通貨建て以外の預金											
豪ドル	AUD	7,731	741,171						5,004.98	772,919	0.01
英ポンド	GBP	8,065	1,545,980						9,852.58	1,521,534	0.01
日本円	JPY	239	239						1.60	247	0.00
メキシコペソ	MXN	87,526	653,819						5,037.45	777,933	0.01
米ドル	USD								27,685.68	4,275,500	0.04
その他の資産									1,864,706.00	287,966,548	2.61
未収利息									1,000,951.04	154,576,869	1.40
費用上限超過分からの未収金									34,428.57	5,316,804	0.05
その他の未収金									829,326.39	128,072,874	1.16
受益証券取引による未収金									143,100.87	22,099,067	0.20
資産合計**									72,311,513.43	11,167,067,019	101.31
その他の負債									-519,042.93	-80,155,800	-0.73
費用項目による負債									-236,311.07	-36,493,519	-0.33
その他の負債									-282,731.86	-43,662,281	-0.40
受益証券取引による負債									-300,760.79	-46,446,489	-0.42
負債合計									-930,561.43	-143,706,602	-1.31
純資産									71,380,952.00	11,023,360,417	100.00

パーセント表示の算出値は四捨五入した値であるため、ごくわずかな誤差が生じている可能性がある。

報告期間中に完了し、既に投資ポートフォリオに表示されていない取引の一覧は、請求に応じて管理会社から無料で入手可能である。

受益証券1口当たり純資産価格および発行済受益証券口数	口数／通貨	受益証券1口当たり純資産価格	
		(表示通貨)	(円)
受益証券1口当たり純資産価格			
Class AUDH	AUD	5.48	525
Class EURH	EUR	5.88	943
Class MEXH	MXN	173.59	1,297
Class USD	USD	6.81	1,052
発行済受益証券口数			
Class AUDH	口数	6,317,338.000口	
Class EURH	口数	1,935,864.000口	
Class MEXH	口数	927,256.000口	
Class USD	口数	4,059,150.000口	

	(ユーロ)	(円)
デリバティブに関連して第三者により差入れられた担保合計	161,298.75	25,865,868
内訳：		
銀行預金	161,298.75	25,865,868

市場略称

先物取引所

MS＝モルガン・スタンレー・バンク・アー・ゲー

先渡為替契約の契約相手

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エス・エー、ロイヤル・バンク・オブ・カナダ（UK）およびステート・ストリート・バンク・インターナショナル・GmbH

為替レート（間接相場）

2023年9月30日現在

豪ドル	1.544640豪ドル = 1米ドル
ユーロ	0.945180ユーロ = 1米ドル
英ポンド	0.818599英ポンド = 1米ドル
日本円	149.240000日本円 = 1米ドル
メキシコペソ	17.375000ペソ = 1米ドル

評価に関する注記事項

管理会社が受益証券1口当たり純資産価格を決定し、ファンドの資産評価を行う。基礎的な価格データの手配および価格の検証は、管理会社が法律もしくは規制上の要求事項または売目論見書において規定された評価方法の原則に基づいて導入している手法に従って行われる。

取引価格が入手できない場合、価格は外部の価格情報提供者としてのステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHのルクセンブルグ支店と管理会社との間で合意され、かつ可能な限り市場パラメータに基づく評価モデル（生成された市場価値）の活用により決定される。当該手順は継続的なモニタリング・プロセスの対象となっている。第三者から入手した価格情報に関する信頼性の確認は、その他の価格情報提供機関、モデル算式もしくはその他の適切な手順の利用を通して行われる。

本報告書で報告されている資産評価額は生成された市場価値に基づくものではない。

脚注

*変動利率

**マイナスの残高のポジション（がある場合）は含まない。

損益計算書（収益調整を含む）

2022年10月1日から2023年9月30日までの年度

（表示通貨）

（円）

Ⅰ．収益

1. 有価証券による受取利息（源泉徴収税控除前）	U S D	3,004,221.06	463,941,858
2. 流動資産投資による受取利息（源泉徴収税控除前）	U S D	115,867.45	17,893,410
3. 控除：外国源泉徴収税	U S D	-17.81	-2,750
4. その他の収益	U S D	14.36	2,218
収益合計	U S D	3,120,085.06	481,834,736

Ⅱ．費用

1. 管理報酬	U S D	-835,286.36	-128,993,273
内訳：			
基本管理報酬	U S D	-1,033,357.13	-159,581,342
費用上限に伴う報酬減額	U S D	261,156.51	40,330,400
管理事務代行報酬	U S D	-63,085.74	-9,742,331
2. 保管報酬	U S D	-51,054.51	-7,884,348
3. 監査、法務および公告費用	U S D	-100,701.99	-15,551,408
4. 年次税	U S D	-41,590.61	-6,422,838
5. その他の費用	U S D	-312,416.78	-48,246,523
内訳：			
その他	U S D	-312,416.78	-48,246,523

費用合計	U S D	-1,341,050.25	-207,098,390
------	-------	---------------	--------------

Ⅲ．純投資利益	U S D	1,779,034.81	274,736,346
---------	-------	--------------	-------------

Ⅳ．売却取引

1. 実現利益	U S D	8,504,657.93	1,313,374,324
2. 実現損失	U S D	-8,965,534.62	-1,384,547,511

キャピタル・ゲイン／ロス	U S D	-460,876.69	-71,173,187
--------------	-------	-------------	-------------

Ⅴ．当期実現純利益／損失	U S D	1,318,158.12	203,563,158
--------------	-------	--------------	-------------

1. 未実現評価益の純変動	U S D	127,893.68	19,750,621
---------------	-------	------------	------------

2. 未実現評価損の純変動	U S D	-245,204.46	-37,866,925
---------------	-------	-------------	-------------

Ⅵ．当期末実現純利益／損失合計	U S D	-117,310.78	-18,116,304
-----------------	-------	-------------	-------------

Ⅶ．当期純利益／損失	U S D	1,200,847.34	185,446,855
------------	-------	--------------	-------------

注：未実現評価益（評価損）の純変動は、期首評価益（評価損）総額から期末未実現評価益（評価損）総額を減じて計算される。未実現評価益（評価損）総額には、報告日現在で認識される個別の資産の価額と、それぞれの取得原価の比較により生ずるプラス（マイナス）の差異が含まれる。

未実現評価益／損は収益調整前に表示されている。

B V I総費用比率（以下「T E R」という）

受益証券クラスの総費用比率は、以下の通りである。

Class AUDH 年率1.72%

Class EURH 年率1.79%

Class MEXH 年率1.93%

Class USD 年率1.71%

T E Rは、特定の会計年度におけるそれぞれの受益証券クラスに関連する費用および報酬の合計（取引費用を除く）がファンドの平均純資産に占める割合として表されている。

取引費用

当会計年度に支払われた取引費用は、572.54米ドルであった。

取引費用には、報告期間にファンドの勘定に関して個別に報告または決済された、資産の売買に直接関係するすべての費用が含まれる。支払われていた可能性のある、金融取引に係る税金はすべて計算に含まれている。

純資産変動計算書

		2022年／2023年	
		(表示通貨)	(円)
I. ファンドの期首純資産価額	U S D	30,257,107.00	4,672,605,034
1. 前年度分配金	U S D	-2,138,906.43	-330,311,320
2. 純流入額	U S D	41,226,285.08	6,366,575,205
3. 収益調整	U S D	835,619.01	129,044,644
4. 純投資利益	U S D	1,200,847.34	185,446,855
内訳：			
当期実現純利益／損失	U S D	1,318,158.12	203,563,158
未実現評価益の純変動	U S D	127,893.68	19,750,621
未実現評価損の純変動	U S D	-245,204.46	-37,866,925
II. ファンドの期末純資産価額	U S D	71,380,952.00	11,023,360,417

損益の要約

		2022年／2023年	
		(表示通貨)	(円)
実現利益（収益調整を含む）	U S D	8,504,657.93	1,313,374,324
源泉：			
有価証券取引	U S D	81,674.26	12,612,956
デリバティブおよびその他の金融先物取引 ¹	U S D	867,057.98	133,899,764
（先渡）為替取引	U S D	7,555,925.69	1,166,861,604
実現損失（収益調整を含む）	U S D	-8,965,534.62	-1,384,547,511
源泉：			
有価証券取引	U S D	-1,958,970.91	-302,523,878
デリバティブおよびその他の金融先物取引 ¹	U S D	-320,830.49	-49,545,853
（先渡）為替取引	U S D	-6,685,733.22	-1,032,477,781
未実現評価益／損の純変動	U S D	-117,310.78	-18,116,304
源泉：			
有価証券取引	U S D	-245,204.46	-37,866,925
デリバティブおよびその他の金融先物取引 ¹	U S D	33,414.78	5,160,244
（先渡）為替取引	U S D	94,478.90	14,590,377

- ¹ この項目には、オプション取引もしくはスワップ取引ならびに／またはワラントおよび信用デリバティブによる取引が含まれることがある。

過去3年間の純資産および受益証券1口当たり純資産価格の変動

		(表示通貨)	(円)
期末純資産			
2023年		U S D	71,380,952.00
2022年		U S D	30,257,107.00
2021年		U S D	50,568,674.41
期末受益証券1口当たり純資産価格			
2023年	Class AUDH	A U D	5.48
	Class EURH	E U R	5.88
	Class MEXH	M X N	173.59
	Class USD	U S D	6.81
2022年	Class AUDH	A U D	5.70
	Class EURH	E U R	6.01
	Class MEXH	M X N	156.36
	Class USD	U S D	6.90
2021年	Class AUDH	A U D	7.60
	Class EURH	E U R	7.93
	Class MEXH	M X N	183.74
	Class USD	U S D	9.06

緊密な関係のある企業（ドイツ銀行グループの主要持分に基づく）を通じて実施された当ファンドの資産勘定に係る取引

当報告期間において緊密な関係のある企業および個人（所有持分が5%以上）であるブローカーを通じて実施された、当ファンドの資産勘定に係る取引が全取引に占める割合は、0.75%であった。総取引額は2,709,668.77米ドルであった。

分配方針の詳細＊

Class AUDH

種類	日付	通貨	受益証券1口当たり	
			(表示通貨)	(円)
中間分配	2022年10月20日	AUD	0.03	3
中間分配	2022年11月21日	AUD	0.03	3
中間分配	2022年12月20日	AUD	0.03	3
中間分配	2023年1月20日	AUD	0.03	3
中間分配	2023年2月21日	AUD	0.03	3
中間分配	2023年3月20日	AUD	0.03	3
中間分配	2023年4月20日	AUD	0.03	3
中間分配	2023年5月22日	AUD	0.03	3
中間分配	2023年6月20日	AUD	0.03	3
中間分配	2023年7月20日	AUD	0.03	3
中間分配	2023年8月21日	AUD	0.03	3
中間分配	2023年9月20日	AUD	0.03	3

Class EURH

種類	日付	通貨	受益証券1口当たり	
			(表示通貨)	(円)
中間分配	2022年10月20日	EUR	0.02	3
中間分配	2022年11月21日	EUR	0.02	3
中間分配	2022年12月20日	EUR	0.02	3
中間分配	2023年1月20日	EUR	0.02	3
中間分配	2023年2月21日	EUR	0.02	3
中間分配	2023年3月20日	EUR	0.02	3
中間分配	2023年4月20日	EUR	0.02	3
中間分配	2023年5月22日	EUR	0.02	3
中間分配	2023年6月20日	EUR	0.02	3
中間分配	2023年7月20日	EUR	0.02	3
中間分配	2023年8月21日	EUR	0.02	3
中間分配	2023年9月20日	EUR	0.02	3

Class MEXH

当会計年度の収益は再投資された。

Class USD

種類	日付	通貨	受益証券1口当たり	
			(表示通貨)	(円)
中間分配	2022年10月20日	USD	0.03	5
中間分配	2022年11月21日	USD	0.03	5
中間分配	2022年12月20日	USD	0.03	5
中間分配	2023年1月20日	USD	0.03	5
中間分配	2023年2月21日	USD	0.03	5
中間分配	2023年3月20日	USD	0.03	5
中間分配	2023年4月20日	USD	0.03	5
中間分配	2023年5月22日	USD	0.03	5
中間分配	2023年6月20日	USD	0.03	5
中間分配	2023年7月20日	USD	0.03	5
中間分配	2023年8月21日	USD	0.03	5
中間分配	2023年9月20日	USD	0.03	5

＊ 他の情報は売出目論見書に記載されている。

一般情報

本報告書に記載するファンドは、投資信託に適用される2010年12月17日付のルクセンブルグ法パートII（その後の改正を含む）に基づく投資ファンド（fonds commun de placement）であり、オルタナティブ投資ファンド管理会社に適用される2013年7月12日付法律（その後の改正を含む）に基づくオルタナティブ投資ファンド（AIF）とみなされている。

パフォーマンス

ミューチュアル・ファンド（投資信託）の投資収益、すなわちパフォーマンスは、ファンド受益証券の価額の変動によって測定される。受益証券1口当たり純資産価格（＝買戻価格）に、中間分配金を加算した金額が、評価額の算定の基礎として用いられる。過去のパフォーマンスは将来の運用成績を示唆するものではない。

対応するベンチマークが定められている場合は、本報告書に表示されている。本報告書中のすべての財務データは、2023年9月30日現在の値である（別途記載されている場合を除く）。

売出目論見書

ファンド受益証券の購入は、最新の売出目論見書および運用管理規程、ならびに主要投資家情報文書に加え、直近の監査済年次報告書および直近の年次報告書後に中間報告書がある場合にはかかる中間報告書に基づき行われる。

発行価格および買戻価格

現時点の発行価格および買戻価格、ならびに受益証券保有者向けの他のすべての情報は、管理会社の登記事務所で、または支払代理人から随時請求できる。また、発行価格および買戻価格は、受益証券の募集を実施した各国で、適切な媒体（インターネット、電子情報システム、新聞等）を通じて公示される。

ロシア／ウクライナ危機

ロシアとウクライナの間の紛争は、ヨーロッパにおける劇的な転換期をもたらし、これにより、特にヨーロッパの安全保障体制およびエネルギー政策に長期的に影響を与えており、また相当なボラティリティが生じている。このボラティリティは継続する可能性が高い。しかし、この危機が経済、各市場および各セクターに及ぼす具体的なまたは発生する可能性のある中長期的影響、ならびに社会的影響については、不確実性により、本報告書作成時点で最終的に評価することはできない。したがって、管理会社は、リスク管理戦略の枠組みの中で、これらの不確実性ならびにそれがファンドの運用、流動性およびパフォーマンスに及ぼす可能性のある影響を評価する努力を継続している。管理会社は、投資者の利益を最大限に保護するために、適切と考えられるすべての措置を講じている。

[次へ](#)

DWS Global Utility Bond Master Fund

Investment portfolio – September 30, 2023

Description	Count/ units/ currency	Quantity/ principal amount	Purchases/ additions in the reporting period	Sales/ disposals	Market price	Total market value in USD	% of net assets
Securities traded on an exchange						68 166 178.02	96.49
Interest-bearing securities							
4.375 % 2i Rete Gas SpA (MTN) 2023/2033	EUR	400 000	400 000		% 95.725	405 108.02	0.57
3.75 % Acciona Energía Financiación Filiales SA (MTN) 2023/2030	EUR	700 000	700 000		% 95.993	710 923.85	1.00
3.875 % ACEA SpA (MTN) 2023/2031	EUR	270 000	270 000		% 96.275	275 019.04	0.39
1.625 % Allander NV 2018/perpetual *	EUR	230 000			% 93.088	226 520.24	0.32
3.971 % Amprion GmbH (MTN) 2022/2032	EUR	200 000	100 000		% 97.484	206 276.05	0.29
2.00 % APA Infrastructure Ltd (MTN) 2020/2030	EUR	400 000	400 000		% 83.674	354 108.21	0.50
0.625 % AusNet Services Holdings Pty Ltd (MTN) 2020/2030	EUR	130 000			% 78.416	107 853.32	0.15
1.625 % AusNet Services Holdings Pty Ltd (MTN) 2021/2081 *	EUR	200 000	100 000		% 87.308	184 743.65	0.26
4.25 % Cadent Finance PLC (MTN) 2023/2029	EUR	400 000	400 000		% 98.924	418 646.18	0.59
1.00 % Czech Gas Networks Investments Sarl (MTN) 2020/2027	EUR	300 000	130 000		% 87.232	276 874.25	0.39
3.10 % Duke Energy Corp. (MTN) 2022/2028	EUR	150 000			% 94.042	149 244.59	0.21
3.875 % EDP - Energias de Portugal SA (MTN) 2023/2028	EUR	400 000	400 000		% 98.851	418 337.25	0.59
1.875 % EDP Finance BV (MTN) 2022/2029	EUR	500 000			% 87.897	92 994.99	0.13
4.75 % Electricite de France SA (MTN) 2022/2034	EUR	200 000	400 000	200 000	% 99.603	211 183.06	0.30
7.50 % Electricite de France SA (MTN) 2022/perpetual *	EUR	200 000	200 000		% 102.019	215 872.11	0.30
4.625 % Electricite de France SA (MTN) 2023/2043	EUR	400 000	400 000		% 91.773	388 383.17	0.54
5.85 % Elex Group SA 2023/perpetual *	EUR	200 000	200 000		% 100.122	211 658.08	0.30
2.125 % EnBW Energie Baden-Wuerttemberg AG 2023/2081 *	EUR	400 000	200 000		% 70.572	298 660.57	0.42
6.125 % EnBW International Finance BV (MTN) 2009/2039	EUR	250 000			% 115.073	304 367.95	0.43
4.00 % EnBW International Finance BV (MTN) 2023/2035	EUR	180 000	180 000		% 94.882	180 693.20	0.25
0.00 % Enel Finance International NV (MTN) 2021/2028	EUR	300 000	300 000	140 000	% 89.887	285 351.21	0.40
4.50 % Enel Finance International NV (MTN) 2023/2043	EUR	210 000	210 000		% 91.681	203 696.76	0.29
2.25 % Enel SpA 2020/perpetual *	EUR	160 000			% 88.048	149 047.59	0.21
6.375 % Enel SpA (MTN) 2023/perpetual *	EUR	250 000	250 000		% 101.102	267 414.67	0.37
1.50 % Engie SA 2020/perpetual *	EUR	200 000	100 000		% 82.38	174 316.00	0.24
1.875 % Engie SA 2021/perpetual *	EUR	400 000	300 000		% 76.105	312 076.12	0.45
3.50 % Engie SA (MTN) 2022/2029	EUR	200 000	100 000		% 97.107	205 478.32	0.29
4.50 % Engie SA (MTN) 2023/2042	EUR	400 000	400 000		% 96.668	409 098.80	0.57
1.659 % EP Infrastructure AS (MTN) 2018/2024	EUR	400 000	400 000		% 97.924	414 414.19	0.58
4.25 % ESB Finance DAC (MTN) 2023/2036	EUR	270 000	270 000		% 99.119	283 143.21	0.40
3.722 % Eurogrid GmbH (MTN) 2023/2030	EUR	200 000	200 000		% 97.005	205 282.49	0.29
3.875 % FLUVIUS System Operator CVBA (MTN) 2023/2033	EUR	200 000	200 000		% 95.993	203 121.10	0.28
4.00 % Fortum Oyj (MTN) 2023/2028	EUR	200 000	200 000		% 98.512	208 451.30	0.29
4.25 % Hera SpA (MTN) 2023/2033	EUR	180 000	180 000		% 96.017	183 013.29	0.27
1.575 % Iberdrola Finanzas SA 2023/perpetual *	EUR	200 000	100 000		% 84.497	178 795.57	0.25
4.875 % Iberdrola Finanzas SA (MTN) 2023/perpetual *	EUR	300 000	300 000		% 96.521	304 357.52	0.43
1.825 % Iberdrola International BV 2021/perpetual *	EUR	100 000			% 77.652	82 155.78	0.11
4.25 % National Gas Transmission PLC (MTN) 2023/2030	EUR	180 000	180 000		% 98.463	187 512.85	0.26
3.949 % National Grid Electricity Distribution East Midlands PLC (MTN) 2022/2032	EUR	200 000	200 000	100 000	% 95.32	201 697.03	0.28
4.151 % National Grid North America, Inc. (MTN) 2023/2027	EUR	320 000	320 000		% 99.501	336 670.44	0.47
3.875 % National Grid PLC (MTN) 2023/2029	EUR	120 000	120 000		% 97.472	129 750.40	0.17
0.906 % NorteGas Energia Distribucion SA (MTN) 2021/2031	EUR	400 000	200 000		% 74.936	317 129.01	0.44
1.75 % Orsted AS 2019/2019 *	EUR	300 000	200 000		% 84.032	266 707.45	0.37
2.875 % Orsted AS (MTN) 2022/2033	EUR	140 000			% 88.408	130 949.87	0.18
3.75 % Orsted AS (MTN) 2023/2030	EUR	120 000	120 000		% 97.643	123 967.50	0.17
3.625 % Orsted AS (MTN) 2023/2028	EUR	200 000	200 000		% 98.742	208 937.98	0.29
2.75 % RWE AG (MTN) 2022/2030	EUR	400 000	400 000		% 90.981	385 031.42	0.54
3.625 % RWE AG (MTN) 2023/2029	EUR	400 000	400 000		% 97.569	412 911.83	0.58
0.75 % Snam SpA (MTN) 2022/2029	EUR	350 000	240 000		% 82.319	304 827.12	0.43
1.875 % Southern Co. 2021/2081 *	EUR	300 000	110 000		% 79.377	251 942.49	0.35
2.625 % SPP Infrastructure Financing BV (MTN) 2015/2025	EUR	400 000	400 000		% 94.255	398 886.98	0.56
1.00 % SPP Distribucion AS (MTN) 2021/2031	EUR	400 000	240 000		% 70.133	296 802.73	0.42
4.00 % SSE PLC 2022/perpetual *	EUR	400 000	400 000		% 92.295	390 592.27	0.55
5.00 % Suez SACA (MTN) 2022/2032	EUR	400 000	400 000		% 102.552	433 999.87	0.61
2.995 % TenneT Holding BV 2017/perpetual *	EUR	530 000			% 98.8	554 010.88	0.78
1.625 % TenneT Holding BV (MTN) 2022/2026	EUR	250 000	250 000		% 95.541	252 705.83	0.35
2.75 % TenneT Holding BV (MTN) 2022/2042	EUR	250 000	250 000		% 85.828	227 014.96	0.32
1.375 % Teollisuuden Voima Oyj (MTN) 2021/2028	EUR	370 000	100 000		% 85.561	334 936.94	0.47
4.75 % Teollisuuden Voima Oyj (MTN) 2023/2030	EUR	180 000	180 000		% 98.018	187 035.70	0.28

DWS Global Utility Bond Master Fund

Description	Cost/ units/ currency	Quantity/ principal amount	Purchases/ additions in the reporting period	Sales/ disposals in the reporting period	Market price	Total market value in USD	% of net assets
2.375 % Terna - Rete Elettrica Nazionale 2022/perpetual *	EUR	400 000	270 000		86.468	365 932.41	0.51
3.875 % Terna - Rete Elettrica Nazionale (MTN) 2023/2033	EUR	260 000	260 000		96.443	265 295.29	0.37
3.00 % Vattenfall AB 2015/2077 *	EUR	250 000	250 000		92.379	244 242.35	0.34
3.75 % Vattenfall AB (MTN) 2022/2026	EUR	310 000	310 000		99.441	326 146.45	0.46
3.125 % APA Infrastructure Ltd 2019/2031	GBP	400 000	210 000		79.754	389 709.74	0.55
6.25 % E.ON International Finance BV (MTN) 2002/2030	GBP	300 000	100 000		102.268	374 864.86	0.53
6.375 % E.ON International Finance BV (MTN) 2002/2032	GBP	200 000			103.215	252 174.75	0.35
4.75 % E.ON International Finance BV (MTN) 2012/2034	GBP	200 000			90.166	220 293.45	0.31
5.75 % Enel Finance International NV (MTN) 2009/2040	GBP	400 000	200 000		93.992	459 282.26	0.64
7.375 % Iberdrola Finanzas SA (MTN) 2009/2024	GBP	400 000	300 000		100.464	490 907.03	0.69
1.125 % National Gas Transmission PLC (MTN) 2019/2033	GBP	190 000			64.757	150 303.51	0.21
5.625 % NGG Finance PLC 2013/2073 *	GBP	600 000	600 000		95.64	701 002.57	0.98
2.125 % Orsted A/S (MTN) 2019/2027	GBP	130 000			88.165	141 601.08	0.20
4.875 % Orsted AS (MTN) 2012/2032	GBP	600 000	600 000		92.601	678 727.92	0.95
2.50 % Orsted AS 2021/2021 *	GBP	400 000	200 000		64.021	312 832.05	0.44
2.50 % Vattenfall AB 2021/2083 *	GBP	400 000	300 000		79.95	390 667.47	0.55
6.875 % Vattenfall AB 2023/2083 *	GBP	130 000	130 000		97.589	154 947.29	0.22
4.375 % Abu Dhabi National Energy Co., PJSC -Reg- (MTN) 2018/2025	USD	700 000	360 000		98.264	687 848.00	0.96
4.375 % Abu Dhabi National Energy Co., PJSC -Reg- (MTN) 2023/2029	USD	210 000	210 000		95.706	200 982.60	0.28
2.40 % Baltimore Gas and Electric Co. (MTN) 2016/2026	USD	170 000			92.198	156 736.60	0.22
5.40 % Baltimore Gas and Electric Co. 2023/2053	USD	160 000	160 000		92.642	148 227.20	0.21
3.50 % Berkshire Hathaway Energy Co. (MTN) 2015/2025	USD	600 000			97.046	582 276.00	0.82
4.95 % CenterPoint Energy Houston Electric LLC (MTN) 2023/2033	USD	430 000	430 000		95.65	411 295.00	0.58
3.875 % Comision Federal de Electricidad -Reg- 2021/2033	USD	510 000	200 000		76.147	388 349.70	0.54
3.70 % Commonwealth Edison Co. (MTN) 2018/2028	USD	500 000			92.993	464 965.00	0.65
6.75 % Consolidated Edison Co. of New York, Inc. 2008/2038	USD	600 000		300 000	107.836	647 016.00	0.91
3.35 % Consolidated Edison Co. of New York, Inc. (MTN) 2020/2030	USD	350 000	350 000		88.048	308 168.00	0.43
6.15 % Consolidated Edison Co. of New York, Inc. 2022/2052	USD	1 250 000	1 250 000		101.758	1 271 975.00	1.78
7.00 % Dominion Energy, Inc. 2008/2038	USD	800 000	400 000	400 000	94.908	839 284.00	1.18
5.75 % Dominion Energy, Inc. 2014/2054 *	USD	310 000		70 000	97.659	126 956.70	0.18
4.85 % Dominion Energy, Inc. 2022/2052	USD	500 000	500 000		81.467	407 435.00	0.57
5.375 % Dominion Energy, Inc. (MTN) 2022/2032	USD	400 000	400 000		96.147	384 588.00	0.54
4.80 % Duke Energy Corp. 2015/2045	USD	300 000			82.607	247 821.00	0.35
3.75 % Duke Energy Corp. 2016/2046	USD	800 000	500 000		69.721	557 768.00	0.78
6.40 % Duke Energy Florida LLC 2008/2038	USD	1 500 000	700 000		104.253	1 563 795.00	2.19
3.25 % Duke Energy Progress LLC (MTN) 2015/2025	USD	400 000	400 000		96.148	384 592.00	0.54
6.65 % E.ON International Finance BV -Reg- 2008/2038	USD	700 000			102.173	715 211.00	1.00
1.71 % EOP Finance BV -Reg- (MTN) 2020/2028	USD	800 000	300 000		84.716	677 728.00	0.95
6.95 % Electricite de France SA -Reg- 2009/2039	USD	200 000			104.661	209 322.00	0.29
5.70 % Electricite de France SA -Reg- (MTN) 2023/2028	USD	500 000	500 000		99.13	495 650.00	0.69
4.25 % Enbridge, Inc. (MTN) 2016/2026	USD	600 000	600 000		95.571	573 426.00	0.80
1.60 % Enbridge, Inc. (MTN) 2021/2026	USD	600 000	510 000		88.886	533 316.00	0.75
5.70 % Enbridge, Inc. (MTN) 2023/2033	USD	300 000	300 000		96.364	289 092.00	0.40
6.80 % Enel Finance International NV -Reg- 2007/2037	USD	500 000	200 000		101.632	508 160.00	0.71
6.50 % Energy Transfer LP 2012/2042	USD	1 500 000	700 000		96.25	1 443 750.00	2.02
2.40 % Entergy Corp. (MTN) 2021/2031	USD	540 000	200 000		78.096	421 718.40	0.59
5.80 % Entergy Texas, Inc. 2023/2053	USD	400 000	400 000		96.479	385 916.00	0.54
5.95 % Enterprise Products Operating LLC 2011/2041	USD	1 200 000	600 000		99.269	1 191 228.00	1.67
4.85 % Enterprise Products Operating LLC 2013/2044	USD	800 000	450 000		86.575	692 600.00	0.97
7.60 % Exelon Corp. 2002/2032	USD	200 000			108.598	217 196.00	0.30
4.95 % Exelon Corp. 2016/2035	USD	110 000			90.658	99 723.80	0.14
3.35 % Exelon Corp. (MTN) 2023/2032	USD	1 500 000	1 500 000		83.758	1 256 370.00	1.76
2.25 % FirstEnergy Corp. (MTN) 2020/2030	USD	500 000	500 000		77.992	389 960.00	0.55
4.125 % Florida Power & Light Co. 2011/2042	USD	600 000			81.822	490 932.00	0.69
4.30 % Georgia Power Co. 2012/2042	USD	700 000	200 000		80.876	566 132.00	0.79
10.00 % Israel Electric Corp., Ltd -144A- (MTN) 2014/2024	USD	400 000			98.662	394 648.00	0.56
6.95 % Kinder Morgan Energy Partners LP (MTN) 2007/2038	USD	800 000	400 000		103.636	829 088.00	1.16
4.70 % Kinder Morgan Energy Partners LP 2012/2042	USD	350 000			78.693	275 425.50	0.39
5.05 % Kinder Morgan, Inc. 2015/2046	USD	300 000			81.014	243 042.00	0.34
4.30 % Kinder Morgan, Inc. (MTN) 2018/2028	USD	200 000		300 000	94.347	188 694.00	0.26
3.60 % Kinder Morgan, Inc. 2021/2051	USD	365 000			64.066	233 940.90	0.33
5.20 % Kinder Morgan, Inc. (MTN) 2023/2033	USD	130 000	130 000		93.067	120 987.10	0.17
4.125 % MPLX LP (MTN) 2017/2027	USD	300 000			94.766	284 304.00	0.40
4.70 % MPLX LP 2016/2046	USD	400 000	200 000		76.808	307 232.00	0.43
5.00 % MPLX LP (MTN) 2023/2033	USD	400 000	400 000		91.624	366 496.00	0.51
5.602 % National Grid PLC (MTN) 2023/2028	USD	210 000	210 000		99.178	208 273.80	0.29
8.541 % National Rural Utilities Cooperative Finance Corp. 2013/2043 *	USD	143 000		47 000	98.425	140 747.75	0.20
2.40 % National Rural Utilities Cooperative Finance Corp. (MTN) 2020/2030	USD	434 000	200 000		82.518	358 128.12	0.50
5.80 % National Rural Utilities Cooperative Finance Corp. 2022/2033	USD	300 000	300 000		100.519	301 557.00	0.42

DWS Global Utility Bond Master Fund

Description	Cost/ units/ currency	Quantity/ principal amount	Purchases/ additions in the reporting period	Sales/ disposals	Market price	Total market value in USD	% of net assets
4.80 % NextEra Energy Capital Holdings, Inc. 2017/2077 *	USD	305 000			87.296	266 252.80	0.37
2.25 % NextEra Energy Capital Holdings, Inc. 04/10/2020/2030	USD	400 000	200 000		80.492	321 968.00	0.45
1.90 % NextEra Energy Capital Holdings, Inc. 04/10/2021/2028	USD	150 000			85.914	127 521.00	0.18
5.00 % NextEra Energy Capital Holdings, Inc. 04/10/2022/2032	USD	380 000	200 000		94.067	357 454.60	0.50
4.90 % NextEra Energy Capital Holdings, Inc. 04/10/2023/2028	USD	600 000	800 000		87.001	776 008.00	1.09
5.749 % NextEra Energy Capital Holdings, Inc. 2023/2025 ..	USD	250 000	250 000		99.854	249 635.00	0.35
4.278 % Niagara Mohawk Power Corp. -Reg- 2014/2034 ...	USD	150 000			84.352	126 528.00	0.18
5.25 % Oncor Electric Delivery Co., LLC 2018/2040	USD	750 000	250 000		95.426	715 695.00	1.00
4.55 % Oncor Electric Delivery Co., LLC 04/10/2023/2032	USD	400 000	400 000		92.037	369 146.68	0.52
4.95 % Oncor Electric Delivery Co., LLC 2023/2052	USD	400 000	400 000		87.744	350 976.00	0.49
6.85 % ONEOK Partners LP 2007/2037	USD	400 000	200 000		102.137	408 548.00	0.57
3.40 % ONEOK, Inc. 04/10/2019/2029	USD	600 000			87.054	522 324.00	0.73
6.10 % ONEOK, Inc. 04/10/2022/2032	USD	500 000	500 000		99.113	495 565.00	0.69
6.75 % Pacific Gas and Electric Co. 2023/2053	USD	400 000	400 000		94.777	379 108.00	0.53
6.25 % PacifiCorp 2007/2037	USD	1 650 000	400 000		100.278	1 654 587.00	2.32
5.50 % PacifiCorp 2023/2054	USD	800 000	800 000		85.512	684 096.00	0.96
3.70 % PECO Energy Co. 2017/2047	USD	300 000			72.964	218 892.00	0.31
4.90 % PECO Energy Co. 04/10/2023/2033	USD	450 000	450 000		95.683	430 573.50	0.60
4.65 % Plains All American Pipeline LP Via PAA Finance Corp. 04/10/2015/2025	USD	400 000	400 000		97.165	388 660.00	0.54
3.80 % Plains All American Pipeline LP Via PAA Finance Corp. 04/10/2020/2030	USD	400 000	400 000		86.322	345 288.00	0.48
5.25 % PPL Electric Utilities Corp. 2023/2053	USD	700 000	700 000		92.221	645 547.00	0.90
5.25 % Public Service Co. of Colorado 2023/2053	USD	800 000	800 000		88.003	704 024.00	0.99
3.80 % Public Service Electric and Gas Co. 04/10/2013/2043	USD	600 000			76.951	461 706.00	0.65
4.65 % Public Service Electric and Gas Co. 04/10/2023/2033	USD	500 000	500 000		94.586	472 930.00	0.66
1.60 % Public Service Enterprise Group, Inc. 04/10/2020/2030	USD	500 000	150 000		77.06	385 300.00	0.54
1.70 % San Diego Gas & Electric Co. 04/10/2020/2030 ..	USD	230 000			77.573	178 457.90	0.25
5.35 % San Diego Gas & Electric Co. 2023/2053	USD	250 000	250 000		91.703	229 257.50	0.32
3.25 % SCSG Australia Assets Pty Ltd 04/10/2016/2026 ...	USD	200 000			93.429	186 858.00	0.26
3.15 % Southern California Gas Co. 04/10/2014/2024	USD	800 000	800 000		97.454	779 632.00	1.09
5.20 % Southern Co. 04/10/2023/2033	USD	1 100 000	1 100 000		95.042	1 045 462.00	1.46
4.15 % Southern Power Co. 04/10/2016/2026	USD	700 000			96.798	677 586.00	0.95
0.90 % Southern Power Co. 04/10/2021/2026	USD	400 000	200 000		89.858	359 432.00	0.50
7.625 % TransCanada PipeLines Ltd 2009/2039	USD	1 284 000	600 000		111.004	1 425 291.36	2.00
5.30 % TransCanada Trust 2017/2077 *	USD	200 000			86.765	173 530.00	0.24
3.15 % Virginia Electric and Power Co. 04/10/2016/2026 ..	USD	350 000	350 000		94.905	332 167.50	0.47
3.75 % Virginia Electric and Power Co. 04/10/2022/2027 ..	USD	500 000	500 000		94.608	473 040.00	0.66
4.75 % WEC Energy Group, Inc. 04/10/2023/2028	USD	350 000	350 000		96.896	339 136.00	0.48
6.30 % Williams Cos, Inc. 2010/2040	USD	400 000	250 000		98.775	395 100.00	0.55
4.00 % Williams Cos, Inc. 04/10/2015/2025	USD	600 000	250 000		96.44	578 640.00	0.81
3.75 % Williams Cos, Inc. 04/10/2017/2027	USD	550 000			93.149	512 319.50	0.72
4.65 % Williams Cos, Inc. 04/10/2022/2032	USD	500 000	500 000		91.377	456 885.00	0.64
5.30 % Williams Cos, Inc. 04/10/2023/2028	USD	450 000	450 000		97.957	440 806.50	0.62
4.60 % Xcel Energy, Inc. 04/10/2022/2032	USD	600 000	600 000		91.376	548 256.00	0.77
Securities admitted to or included in organized markets						1238 368.65	1.74
Interest-bearing securities							
2.65 % American Transmission Systems, Inc. -144A- 2021/2032	USD	450 000	450 000		79.647	358 411.50	0.50
6.055 % Columbia Pipelines Holding Co., LLC -144A- 2023/2028	USD	70 000	70 000		100.435	70 304.50	0.10
6.544 % Columbia Pipelines Operating Co., LLC -144A- 2023/2053	USD	160 000	160 000		98.619	157 790.40	0.22
2.742 % KeySpan Gas East Corp. -144A- 04/10/2016/2026 ..	USD	515 000	300 000		91.265	470 014.75	0.66
4.30 % Oncor Electric Delivery Co., LLC -144A- 04/10/2023/2028	USD	190 000	190 000		95.725	183 877.50	0.26
Total securities portfolio						69 403 577.47	97.23
Derivatives							
(Minus signs denote short positions)							
Interest rate derivatives							
Receivables/payables						208 859.71	0.29
Interest rate futures							
Germany Federal Republic Notes 10 year 12/2023 0459	Count	-18		18		56 751.10	0.08
US Treasury Notes 30 year Futures 12/2023 0459	Count	-26		26		152 140.61	0.21

DWS Global Utility Bond Master Fund

Description	Cost/ units/ currency	Quantity/ principal amount	Purchases/ additions in the reporting period	Sales/ disposals	Market price	Total market value in USD	% of net assets
Currency derivatives						120 938.11	0.17
Receivables/payables							
Forward currency transactions							
Forward currency contracts (long)							
Open positions							
AUD/USD 34.7 million						83 506.03	0.27
MXN/USD 163.2 million						38 189.79	0.06
Closed positions							
EUR/USD 11.8 million						-54 289.69	-0.08
Forward currency contracts (short)							
Open positions							
USD/EUR 6.1 million						-24 565.71	-0.03
USD/GBP 4.0 million						-31 922.31	-0.05
Cash at bank						409 541.56	0.66
Demand deposits at Depository							
EUR deposits	EUR	369 375				411 959.27	0.58
Deposits in non-EU/EEA currencies							
Australian dollar	AUD	7 731				5 004.96	0.01
British pound	GBP	8 065				9 852.58	0.01
Japanese yen	JPY	239				160	0.00
Mexican peso	MXN	87 526				5 037.45	0.01
U.S. dollar	USD					27 685.68	0.04
Other assets						1 864 706.00	2.61
Interest receivable						1 000 951.04	1.40
Receivables from exceeding the expense cap						34 428.57	0.05
Other receivables						829 326.39	1.16
Receivables from unit certificate transactions						143 100.87	0.20
Total assets **						72 311 613.43	101.31
Other liabilities						-689 042.93	-0.73
Liabilities from cost items						-236 311.07	-0.33
Other miscellaneous liabilities						-282 731.66	-0.40
Liabilities from unit certificate transactions						-300 760.79	-0.42
Total liabilities						-930 604.43	-1.31
Net assets						71 380 962.00	100.00

Negligible rounding errors may have arisen due to the rounding of calculated percentages.

A list of the transactions completed during the reporting period that no longer appear in the investment portfolio is available free of charge from the Management Company upon request.

Net asset value per unit and number of units outstanding	Count/ currency	Net asset value per unit in the respective currency
Net asset value per unit		
Class AUDH	AUD	5.48
Class EURH	EUR	5.88
Class MEXH	MXN	173.59
Class USD	USD	6.81
Number of units outstanding		
Class AUDH	Count	6 317 338 000
Class EURH	Count	1 935 864 000
Class MEXH	Count	927 256 000
Class USD	Count	4 059 150 000
Total collateral pledged by third parties in connection with derivatives thereof		EUR 161 298.75
Cash at bank	EUR	161 298.75

DWS Global Utility Bond Master Fund

Market abbreviations

Interests exchanges

MS = Morgan Stanley Bank AG

Contracting parties for forward currency transactions

BNP Paribas S.A., Royal Bank of Canada (RIO) and State Street Bank International GmbH

Exchange rates (indirect quotes)

As of September 30, 2023

Australian dollar	AUD	154.4640	=	USD	1
Euro	EUR	0.945190	=	USD	1
British pound	GBP	0.818599	=	USD	1
Japanese yen	JPY	149.240000	=	USD	1
Mexican peso	MXN	17.375000	=	USD	1

Notes on valuation

The Management Company determines the net asset values per unit and performs the valuation of the assets of the fund. The basic provision of price data and price validation are performed in accordance with the method introduced by the Management Company on the basis of the legal and regulatory requirements or the principles for valuation methods defined in the sales prospectus.

If no trading prices are available, prices are determined with the aid of valuation models (derived market values) which are agreed between State Street Bank International GmbH, Luxembourg branch, as external price service provider and the Management Company and which are based as far as possible on market parameters. This procedure is subject to an ongoing monitoring process. The plausibility of price information from third parties is checked through other pricing sources, model calculations or other suitable procedure.

Assets reported in this report are not valued at derived market values.

Footnotes

* Floating interest rate

** Does not include positions with a negative balance, if such exist.

DWS Global Utility Bond Master Fund

Statement of income and expenses (incl. income adjustment)

for the year from October 1, 2022, through September 30, 2023

I. Income		
1. Interest from securities (before withholding tax)	USD	3 004 221.06
2. Interest from investments of liquid assets (before withholding tax)	USD	85 867.45
3. Deduction for foreign withholding tax	USD	-17.81
4. Other income	USD	14.36
Total income	USD	3 120 085.06
II. Expenses		
1. Management fee	USD	-835 286.36
thereof:		
Basic management fee	USD	-1 033 357.13
Income from the expense cap	USD	261 156.51
Administration fee	USD	-63 085.74
2. Depositary fee	USD	-51 054.51
3. Auditing, legal and publication costs	USD	-100 701.99
4. Taxe d'abonnement	USD	-41 530.61
5. Other expenses	USD	-312 416.78
thereof:		
Other	USD	-312 416.78
Total expenses	USD	-1 341 050.25
III. Net investment income	USD	1 779 034.81
IV. Sale transactions		
1. Realized gains	USD	8 504 657.93
2. Realized losses	USD	-8 965 534.62
Capital gains/losses	USD	-460 876.69
V. Realized net gain/loss for the fiscal year	USD	1 388 158.32
1. Net change in unrealized appreciation	USD	127 893.68
2. Net change in unrealized depreciation	USD	-245 204.46
VI. Total Unrealized net gain/loss for the fiscal year ...	USD	-117 310.78
VII. Net gain/loss for the fiscal year	USD	1 200 847.54

Note: The net change in unrealized appreciation (depreciation) is calculated by subtracting the total of all unrealized appreciation (depreciation) at the end of the fiscal year from the total of all appreciation (depreciation) at the beginning of the fiscal year. Total unrealized appreciation (depreciation) includes positive (negative) differences resulting from the comparison of the values recognized for the individual assets as of the reporting date with their respective acquisition costs.

Unrealized appreciation/depreciation is shown without income adjustment.

BVI total expense ratio (TER)

The total expense ratio for the unit classes was:

Class AUDH 1.72% p.a., Class EURH 1.79% p.a.,
Class MEOH 1.93% p.a., Class USD 1.71% p.a.

The TER expresses total expenses and fees (excluding transaction costs) as a percentage of a fund's average net assets in relation to the respective unit class for a given fiscal year.

Transaction costs

The transaction costs paid in the fiscal year amounted to USD 572.54.

The transaction costs include all costs that were reported or settled separately for the account of the fund in the reporting period and are directly connected to the purchase or sale of assets. Any financial transaction taxes which may have been paid are included in the calculation.

Statement of changes in net assets

2022/2023

I. Value of the fund's net assets at the beginning of the fiscal year	USD	30 257 107.00
1. Distribution for the previous year	USD	-2 138 906.43
2. Net inflows	USD	41 226 285.06
3. Income adjustment	USD	835 689.01
4. Net investment income	USD	1 200 847.54
thereof:		
Realized net gain/loss for the fiscal year	USD	1 388 158.32
Net change in unrealized appreciation	USD	127 893.68
Net change in unrealized depreciation	USD	-245 204.46
II. Value of the fund's net assets at the end of the fiscal year	USD	71 380 952.00

Summary of the gains/losses for

2022/2023

Realized gains (incl. income adjustment)	USD	8 504 657.93
from:		
Securities transactions	USD	81 674.26
Derivates and other financial futures transactions ¹	USD	847 057.98
(Forward) currency transactions	USD	7 555 925.69
Realized losses (incl. income adjustment)	USD	-8 965 534.62
from:		
Securities transactions	USD	-1 958 970.91
Derivates and other financial futures transactions ¹	USD	-320 830.49
(Forward) currency transactions	USD	-6 685 733.22
Net change in unrealized appreciation/depreciation ...	USD	-117 310.78
from:		
Securities transactions	USD	-245 204.46
Derivates and other financial futures transactions ¹	USD	33 414.78
(Forward) currency transactions	USD	94 475.90

¹ This line item may include options transactions or swap transactions and/or transactions from warrants and credit derivatives.

Changes in net assets and in the net asset value per unit over the last three years

Net assets at the end of the fiscal year		
2023	USD	71 380 952.00
2022	USD	30 257 107.00
2021	USD	50 568 674.41

Net asset value per unit at the end of the fiscal year			
2023	Class AUDH	AUD	5.48
	Class EURH	EUR	5.88
	Class MEOH	MXN	173.59
	Class USD	USD	6.81
2022	Class AUDH	AUD	5.70
	Class EURH	EUR	6.01
	Class MEOH	MXN	156.36
	Class USD	USD	6.90
2021	Class AUDH	AUD	7.60
	Class EURH	EUR	7.93
	Class MEOH	MXN	183.74
	Class USD	USD	9.06

Transactions processed for the account of the fund's assets via closely related companies (based on major holdings of the Deutsche Bank Group)

The share of transactions conducted in the reporting period for the account of the fund's assets via brokers that are closely related companies and persons (share of 5% and above), amounted to 0.75% of all transactions. The total volume was USD 2 709 669.77.

DWS Global Utility Bond Master Fund

Details on the distribution policy*

Class AUDH

Type	as of	Currency	per unit
Interim distribution	October 20, 2022	AUD	0.03
Interim distribution	November 21, 2022	AUD	0.03
Interim distribution	December 20, 2022	AUD	0.03
Interim distribution	January 20, 2023	AUD	0.03
Interim distribution	February 21, 2023	AUD	0.03
Interim distribution	March 20, 2023	AUD	0.03
Interim distribution	April 20, 2023	AUD	0.03
Interim distribution	May 22, 2023	AUD	0.03
Interim distribution	June 20, 2023	AUD	0.03
Interim distribution	July 20, 2023	AUD	0.03
Interim distribution	August 21, 2023	AUD	0.03
Interim distribution	September 20, 2023	AUD	0.03

Class EURH

Type	as of	Currency	per unit
Interim distribution	October 20, 2022	EUR	0.02
Interim distribution	November 21, 2022	EUR	0.02
Interim distribution	December 20, 2022	EUR	0.02
Interim distribution	January 20, 2023	EUR	0.02
Interim distribution	February 21, 2023	EUR	0.02
Interim distribution	March 20, 2023	EUR	0.02
Interim distribution	April 20, 2023	EUR	0.02
Interim distribution	May 22, 2023	EUR	0.02
Interim distribution	June 20, 2023	EUR	0.02
Interim distribution	July 20, 2023	EUR	0.02
Interim distribution	August 21, 2023	EUR	0.02
Interim distribution	September 20, 2023	EUR	0.02

Class MEXH

The income for the fiscal year is reinvested.

Class USD

Type	as of	Currency	per unit
Interim distribution	October 20, 2022	USD	0.03
Interim distribution	November 21, 2022	USD	0.03
Interim distribution	December 20, 2022	USD	0.03
Interim distribution	January 20, 2023	USD	0.03
Interim distribution	February 21, 2023	USD	0.03
Interim distribution	March 20, 2023	USD	0.03
Interim distribution	April 20, 2023	USD	0.03
Interim distribution	May 22, 2023	USD	0.03
Interim distribution	June 20, 2023	USD	0.03
Interim distribution	July 20, 2023	USD	0.03
Interim distribution	August 21, 2023	USD	0.03
Interim distribution	September 20, 2023	USD	0.03

* Additional information is provided in the sales prospectus.

General information

The fund described in this report is an investment fund (fonds commun de placement) in accordance with Part II of the Luxembourg Law of December 17, 2010 on undertakings for collective investments, as amended, and is considered to be an alternative investment fund ("AIF") in accordance with the Law of July 12, 2013, on alternative investment fund managers as subsequently amended.

Performance

The investment return, or performance, of a mutual fund investment is measured by the change in value of the fund's units. The net

asset values per unit (= redemption prices) with the addition of intervening distributions are used as the basis for calculating the value. Past performance is not a guide to future results.

The corresponding benchmark – if available – is also presented in the report. All financial data in this publication is **as of September 30, 2023** (unless otherwise specified).

Sales prospectuses

Fund units are purchased on the basis of the current sales prospectus and management regulations, as well as the key investor information document, in combination with the latest audited annual

report and any semiannual report that is more recent than the latest annual report.

Issue and redemption prices

The current issue and redemption prices and all other information for unitholders may be requested at any time at the registered office of the Management Company and from the paying agents. In addition, the issue and redemption prices are published in every country of distribution through appropriate media (such as the Internet, electronic information systems, newspapers, etc.).

Russia/Ukraine crisis

The conflict between Russia and Ukraine marked a dramatic turning point in Europe, which, among other things, is impacting on Europe's security architecture and energy policies in the long term and has caused considerable volatility. This volatility is likely to continue. However, the specific or possible medium-to-long-term effects of the crisis on the economy, individual markets and sectors, as well as the social implications, cannot be conclusively assessed due to the uncertainty at the time of preparing this report. The Management Company is therefore continuing its efforts, within the framework of its risk management strategy, to assess these uncertainties and their possible impact on the activities, liquidity and performance of the fund. The Management Company is taking all measures deemed appropriate to protect investor interests to the greatest possible extent.

（２）【損益計算書】

ファンドの損益計算書については、「１ 財務諸表」の「（１）貸借対照表」の項目に記載したファンドの「損益計算書（収益調整を含む）」を参照のこと。

（３）【投資有価証券明細表等】

ファンドの投資有価証券明細表については、「１ 財務諸表」の「（１）貸借対照表」の項目に記載したファンドの「投資ポートフォリオ」を参照のこと。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年1月末日現在)

	米ドル (IV、Vを除く)	円 (IV、Vを除く)
I 資産総額	67,145,339.51	10,369,254,781
II 負債総額	544,857.33	84,142,317
III 純資産総額（I－II）	66,600,482.18	10,285,112,463
IV 発行済受益証券口数	米ドルクラス	5,370,123口
	豪ドルクラス	2,538,098口
	ユーロクラス	2,240,224口
V 1口当たり純資産価格	米ドルクラス	7.00米ドル（1,081円）
	豪ドルクラス	5.44豪ドル（522円）
	ユーロクラス	6.00ユーロ（962円）

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

受益証券の名義書換代理人は次のとおりである。

取扱機関 DWSインベストメント・エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ1115、
ブールバール・コンラ・アデヌール2番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

(2) 受益者集会

受益者集会は開催されない。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

購入後の受益証券を、米国において、または米国人に対して譲渡することは禁止されている。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2025年1月末日現在、管理会社の払込済資本金は30,677,400ユーロ（約49億1,943万円）で、1株511.29ユーロ（約81,990円）のクラスA記名株式30,000株およびクラスB記名株式30,000株を発行済である。

過去5年間に資本金の額の増減はない。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は6年間であり、株主総会の決議によりいつでも解任される。取締役の再任は可能である。

取締役会は、取締役会長を選出し、会長は、取締役会で議長を務める。会長が欠席した場合、議長は副会長のうち1名またはその他の取締役が務める。

取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、定足数を満たすものとする。取締役会の決議は多数決によるものとする。

取締役会は、すべての取引を実現する権限および事業の目的を達成するために必要または有益であると思われるすべての行為を遂行する権限を有する。また取締役会は、法律または定款によって株主総会に留保されていない限り、管理会社のすべての事項について権能を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

DWSインベストメント・エス・エーは、ファンドのために、2010年12月17日法第15章に従い認可された管理会社を務め、かつ、2013年7月12日法第2章に従いAIFMを務める。

2013年7月12日法の別紙Iに従い、管理会社は、投資運用業務（すなわちポートフォリオ運用およびリスク管理）を行う。また、管理会社は、管理事務業務（特に評価および価格決定、受益者名簿の維持ならびに受益証券の発行および買戻しを含む。）、マーケティング業務およびファンドの資産に関連するその他の業務（該当する場合）を行う。

2010年12月17日法パートII、2013年7月12日法、ならびに、適用除外、一般的な運用条件、受託者、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会指令2011/61/EU（以下「AIFM規則」という。）を補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）第231/2013号ならびにCSSFの事前の承認に従い、管理会社は、上記職務の一部を以下のとおり委任した。

- ・ 管理会社は、自らの責任および管理下において、自らの費用負担により、DWSインベストメントGmbHとの間でファンドのためにポートフォリオ運用契約を締結している。
- ・ 管理会社は、旧副管理事務代行会社との間で副管理事務代行契約を締結し、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHが当該契約を承継した。
- ・ 管理会社は、保管契約に従い、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店を通じて行為するステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHを、2010年法に定められる意味の範囲内の保管受託銀行に任命した。

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHは、ドイツ法に基づき設立された、ドイツ、ミュンヘン80333、ブリーナー通り59番に登記上の事務所を有し、HRB 42872の番号でミュンヘン商業登記裁判所に登録されている有限責任会社である。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHは、欧州中央銀行（ECB）、ドイツ連邦金融監督庁（BaFin）およびドイツ連邦銀行の監督を受けている金融機関である。

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店は、保管受託者として行為する認可をルクセンブルグのC S S Fから受けており、保管受託サービス、ファンド管理事務サービスおよび関連するサービスを専門としている。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店は、B 148 186の番号でルクセンブルグ商業および会社登記簿に登録されている。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHは、米国の株式公開会社であるステート・ストリート・コーポレーションを最終親会社とするステート・ストリート・グループ会社の構成会社である。

保管受託銀行の職務

管理会社と保管受託銀行の関係は、保管契約の条項に従うものとする。保管契約の条項に基づいて、保管受託銀行は、以下の主要な業務を委託されている。

- 受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が適用法および約款に従って行われることを確保すること。
- 受益証券の価額が適用法および約款に従って計算されることを確保すること。
- 適用法および約款に抵触しない限り、管理会社の指示を実行すること。
- ファンドの資産に関わる取引において、通常の期限内に対価が支払われることを確保すること。
- ファンドの収益が適用法および約款に従って利用されることを確保すること。
- ファンドのキャッシュおよびキャッシュ・フローを監視すること。
- 保管される金融商品の保護預り、他の資産に関する所有権の確認および記録管理を含め、ファンドの資産を保護預りすること

管理会社の最終的な親会社はドイツ銀行である。

管理会社は、2025年1月末日現在、454本のファンドを管理しており、内訳は以下のとおりである。

（2025年1月末日現在）

資産クラス	純資産総額（100万ユーロ）
キャッシュ	48,476.23
株式	14,865.62
債券	33,100.07
マルチアセット／ソリューションズ	24,686.36
システムティック&クオンティタティブ・インベストメント	34,409.56
パッシブ	250,758.60
オルタナティブ	17,884.10
合計	424,180.54 (約68兆216億円)

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年1月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝160.36円）で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(1) 【貸借対照表】

DWSインベストメント・エス・エー
貸借対照表
2023年12月31日現在
(単位：千ユーロおよび百万円)

	2023年		2022年	
	(千ユーロ)	(百万円)	(千ユーロ)	(百万円)
資産				
A. 未払込資本金	0	0	0	0
I. 払込請求前の資本金	0	0	0	0
II. 払込請求済であるが未払込の資本金	0	0	0	0
B. 当社設立および拡大費用	0	0	0	0
C. 固定資産	212	34	369	59
I. 無形資産	0	0	0	0
1. 開発費	0	0	0	0
2. 以下の営業許可、特許、ライセンス、商標およびそれらに類する権利および資産	0	0	0	0
a) 有償の対価を支払って取得し、かつ、C. I. 3に表示する必要がないもの	0	0	0	0
b) 自社で創出したもの	0	0	0	0
3. 有償の対価を支払って取得したのれん	0	0	0	0
4. 事前支払額および無形固定資産仮勘定	0	0	0	0
II. 有形固定資産	212	34	369	59
1. 土地および建物	0	0	0	0
2. 工場および機械	0	0	0	0
3. その他の付帯設備、工具および機器	212	34	369	59
4. 事前支払額および有形固定資産仮勘定	0	0	0	0
III. 固定金融資産	0	0	0	0
1. 関係会社株式	0	0	0	0
2. 関係会社に対する未収金	0	0	0	0
3. 投資	0	0	0	0
4. 参加持分に連動する会社に対する未収金	0	0	0	0
5. 固定資産として保有する有価証券	0	0	0	0
6. その他の貸付金	0	0	0	0

貸借対照表（続き）

	2023年		2022年	
	(千ユーロ)	(百万円)	(千ユーロ)	(百万円)
資産（続き）				
D. 流動資産	857,713	137,543	895,367	143,581
I. 棚卸資産	0	0	0	0
1. 原材料および消耗材	0	0	0	0
2. 仕掛品	0	0	0	0
3. 製品および商品	0	0	0	0
4. 事前支払額	0	0	0	0
II. 債権	427,896	68,617	347,983	55,803
1. 売掛金	146,650	23,517	174,161	27,928
a) 1年以内に期限到来	146,650	23,517	174,161	27,928
b) 1年より後に期限到来	0	0	0	0
2. 関係会社に対する未収金	222,895	35,743	119,988	19,241
a) 1年以内に期限到来	222,895	35,743	119,988	19,241
b) 1年より後に期限到来	0	0	0	0
3. 参加持分に連動する会社に対する未収金	0	0	0	0
a) 1年以内に期限到来	0	0	0	0
b) 1年より後に期限到来	0	0	0	0
4. その他の未収金	58,351	9,357	53,834	8,633
a) 1年以内に期限到来	47,459	7,611	43,426	6,964
b) 1年より後に期限到来	10,892	1,747	10,408	1,669
III. 証券	379,167	60,803	424,068	68,004
1. 関係会社株式	0	0	0	0
2. 自己株式または自社のコーポレート・ユニット	0	0	0	0
3. その他の有価証券	379,167	60,803	424,068	68,004
IV. 銀行預金、郵便小切手、小切手および手許現金	50,650	8,122	123,316	19,775
E. 前払金	3,007	482	5,356	859
合計（資産）	860,932	138,059	901,092	144,499

貸借対照表（続き）

	2023年		2022年	
	(千ユーロ)	(百万円)	(千ユーロ)	(百万円)
負債				
A. 資本金および準備金	395,259	63,384	389,247	62,420
Ⅰ. 資本金	30,677	4,919	30,677	4,919
Ⅱ. 剰余金	0	0	0	0
Ⅲ. 再評価準備金	0	0	0	0
Ⅳ. 準備金	344,433	55,233	334,433	53,630
1. 法定準備金	3,068	492	3,068	492
2. 自己株式または自社のコーポレート・ユニットに関する準備金	0	0	0	0
3. 定款に基づいて計上した準備金	0	0	0	0
4. 公正価値準備金を含むその他の準備金	341,365	54,741	331,365	53,138
a) その他の利用可能な準備金	284,865	45,681	271,235	43,495
b) その他の利用可能でない準備金	56,500	9,060	60,130	9,642
V. 前期繰越損益	0	0	0	0
Ⅵ. 当期純利益／損失	20,149	3,231	24,137	3,871
Ⅶ. 中間配当金	0	0	0	0
Ⅷ. 資本投資助成金	0	0	0	0
B. 引当金	147,798	23,701	155,890	24,999
1. 年金および類似の契約債務に関する引当金	4,850	778	4,423	709
2. 税金引当金	0	0	0	0
3. その他の引当金	142,948	22,923	151,467	24,289
C. 負債	317,875	50,974	355,955	57,081
1. 社債	0	0	0	0
a) 転換社債	0	0	0	0
i) 1年以内に期限到来	0	0	0	0
ii) 1年より後に期限到来	0	0	0	0
b) 非転換社債	0	0	0	0
i) 1年以内に期限到来	0	0	0	0
ii) 1年より後に期限到来	0	0	0	0
2. 金融機関に対する未払金	0	0	0	0
a) 1年以内に期限到来	0	0	0	0
b) 1年より後に期限到来	0	0	0	0

貸借対照表（続き）

	2023年		2022年	
	(千ユーロ)	(百万円)	(千ユーロ)	(百万円)
負債（続き）				
3. 棚卸資産から明確に控除されない、受注に係る前受金	0	0	0	0
a) 1年以内に期限到来	0	0	0	0
b) 1年より後に期限到来	0	0	0	0
4. 買掛金	55,462	8,894	49,248	7,897
a) 1年以内に期限到来	55,462	8,894	49,248	7,897
b) 1年より後に期限到来	0	0	0	0
5. 未払手形	0	0	0	0
a) 1年以内に期限到来	0	0	0	0
b) 1年より後に期限到来	0	0	0	0
6. 関係会社に対する未払金	250,648	40,194	285,987	45,861
a) 1年以内に期限到来	250,648	40,194	285,987	45,861
b) 1年より後に期限到来	0	0	0	0
7. 参加持分に連動する会社に対する負債	0	0	0	0
a) 1年以内に期限到来	0	0	0	0
b) 1年より後に期限到来	0	0	0	0
8. その他の負債	11,765	1,887	20,720	3,323
a) 税務当局に対する未払金	4,215	676	14,383	2,306
b) 未払社会保障費	586	94	1,759	282
c) その他の債務	6,964	1,117	4,578	734
i) 1年以内に期限到来	6,964	1,117	4,578	734
ii) 1年より後に期限到来	0	0	0	0
D. 繰延収益	0	0	0	0
合計（負債）	860,932	138,059	901,092	144,499

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

DWSインベストメント・エス・エー
損益計算書
自2023年1月1日 至2023年12月31日
(単位：千ユーロおよび百万円)

	2023年		2022年	
	(千ユーロ)	(百万円)	(千ユーロ)	(百万円)
損益計算書				
1. 純売上高	1,243,697	199,439	1,256,544	201,499
2. 棚卸資産（製品および仕掛品）の変動	0	0	0	0
3. 開発中の固定資産	0	0	0	0
4. その他の営業収益	29,969	4,806	71,452	11,458
5. 原材料、消耗材およびその他の外部費用	－1,228,073	－196,934	－1,272,334	－204,031
a) 原材料および消耗材	0	0	0	0
b) その他の外部費用	－1,228,073	－196,934	－1,272,334	－204,031
6. 人件費	－15,740	－2,524	－21,280	－3,412
a) 賃金および給料	－14,049	－2,253	－18,362	－2,945
b) 社会保障費	－1,638	－263	－2,870	－460
i) 年金給付	－400	－64	－1,232	－198
ii) その他の社会費用	－1,238	－199	－1,638	－263
c) その他の人件費	－53	－8	－47	－8
7. 評価調整額	－349	－56	－321	－51
a) 当社設立および拡大費用ならびに有形および無形固定資産の評価調整額	－349	－56	－321	－51
b) 流動資産の評価調整額	0	0	0	0
8. その他の営業費用	0	0	0	0
9. 参加持分による収益	0	0	0	0
a) 関係会社から生じたもの	0	0	0	0
b) 参加持分から生じたその他の収益	0	0	0	0
10. 固定資産として保有するその他の有価証券および債権からの収益	4,150	665	－132	－21
a) 関係会社から生じたもの	0	0	0	0
b) a) に含まれないその他の収益	4,150	665	－132	－21
11. その他の受取利息および類似の収益	7,299	1,170	3,555	570
a) 関係会社から生じたもの	6,062	972	515	83
b) その他の受取利息および類似の収益	1,237	198	3,040	487
12. 持分法による収益	0	0	0	0
13. 流動資産として保有する金融資産および有価証券に係る評価調整額	1,138	182	－4,304	－690

損益計算書（続き）

	2023年		2022年	
	(千ユーロ)	(百万円)	(千ユーロ)	(百万円)
14. 支払利息および類似の費用	－15,175	－2,433	－4,161	－667
a) 関係会社に対する費用	－4	－1	－650	－104
b) その他の支払利息および類似の費用	－15,171	－2,433	－3,510	－563
15. 法人税	－6,695	－1,074	－4,714	－756
16. 税引後利益	20,221	3,243	24,305	3,898
17. 上記の項目 1－16に含まれないその他の税金	－72	－12	－168	－27
18. 当期純利益／損失	20,149	3,231	24,137	3,871

添付の注記は当財務書類の一部である。

DWSインベストメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2023年12月31日終了年度

一般情報

DWSインベストメント・エス・エー（以下「当社」という。）は、ルクセンブルグにおいて1987年4月15日に、ルクセンブルグ法における株式会社として期限を定めずに設立され、ルクセンブルグ地方裁判所の商業登記簿にセクションB 25754の番号で登記されている。

当社の登記上の本社は、ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ1115、ブールバール・コンラ・アデヌール2番に設置されている。

当社の事業年度は、毎年1月1日に開始し12月31日に終了する。

当社の目的は、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法、ルクセンブルグの専門投資ファンドに関する2007年2月13日法（改正）、およびルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド管理会社に関する2013年7月12日法に基づく、投資信託およびオルタナティブ投資ファンドの設定ならびに管理運用である。当社は、ルクセンブルグ大公国の法規定を満たす範囲において、受益証券の販売促進ならびにこれらの投資信託およびオルタナティブ投資ファンドの管理および保管のために、必要もしくは有用であるあらゆる活動を行うことができるとともに、当該利益に資する、または当該事業目的達成のために役立つ、もしくは適切な、あらゆる事業取引を遂行し、あらゆる手段を講じることができる。

当社は、以下の業務を提供することもできる。

- ・ 投資家の権限付与に基づく自由裁量による単一ポートフォリオの個別管理。ただし、これは対象となるポートフォリオに、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正）の付属書類II、セクションBに記載されている金融商品が1つ以上含まれていることを条件とする。
- ・ 付随的業務として、上記の金融商品に関する投資顧問業務ならびに投資信託の受益証券に関する保管およびテクニカル管理業務。

当社は、投資信託に関する2010年12月17日法（改正）第15章第101条に準拠した管理会社として営業活動を行うため、また、オルタナティブ投資ファンド管理会社に関する2013年7月12日法（改正）第6条に準拠したオルタナティブ投資ファンドの管理会社として営業活動を行うために必要とされる規制上の認可を得ている。

当社は、ルクセンブルグの投資家補償制度（Système d'Indemnisation des Investisseurs Luxembourg（以下「S I I L」という。））のメンバーであり、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（改正）第101条(3)でカバーされる特定のサービス（ポートフォリオの個別管理、特定の金融商品に関するアドバイザリー・サービスおよび資産の保管）については、金融機関および特定の証券会社の解散、再編および清算措置、ならびに預金保険制度および投資家補償制度に関する2015年12月18日法（改正）（以下「2015年12月18日法」という。）の規定が適用される。

S I I Lの各メンバーは（「事後手続」として）、賠償事案の発生に際して自己資本の5%に限定される年次負担義務を負っている。2015年12月18日法第195条(2)に規定される適用除外事項を除き、「S I I L」は投資取引の枠組みにおいて、当社が、借入金融商品もしくは顧客の代理で当社が管理する顧客所有の金融商品に関する支払いを対象顧客に対して行うことができない場合、または当社が保有もしくは管理する顧客所有の金融商品を顧客に対して返還できない場合に、証券取引から生じる投資家の債権を20,000ユーロまで保証する（投資家に対する補償）。すべての場合において、顧客は引き続き当社が保有する金融商品の所有者であるため、これらの金融商品は当社の資産プールには含まれず、したがって、対象顧客はこれら金融商品に対する請求権を直接主張できる。

投資家に対する補償は、ルクセンブルグ法または欧州連合の他の加盟国の法律に基づく自然人および会社のうち、その規模により、商業登記および会社登記ならびに会計慣行および企業の年次財務書類に関する2002年12月19日法（改正）に従って要約貸借対照表の作成が求められる自然人および会社、ならびに欧州連合の他の加盟国の法律に基づく同等の規模の会社に適用される。

当社はルクセンブルグ法により課税される。

グループの所属

同等の持株比率を有するDWSインベストメントGmbH（フランクフルト・アム・マイン）およびDWSグループGmbH & Co. KGaA（フランクフルト・アム・マイン）は、それぞれドイチェ・バンク・アー・ゲー（フランクフルト・アム・マイン）のグループ会社である。

2017年4月20日付の信託契約に基づき、DWSインベストメントGmbHが保有する全株式は、DWSグループGmbH & Co. KGaAが自社の名義で管理しているが、DWSインベストメントGmbHにおいて認識しリスクを負う。

ルクセンブルグの法律の規定に基づき、DWSインベストメント・エス・エーは、2023年度の年次連結財務書類およびグループ経営者報告書の作成義務が免除されている。同法に準拠し、本年次財務書類は、年次株主総会における承認を目的とした非連結ベースで株主に提示され、ルクセンブルグの登録簿に提出されることになる。

2023年12月31日現在の当社の年次財務書類は、ドイチェ・バンク・アー・ゲーの年次連結財務書類に含まれており、当該年次連結財務書類には、当社が子会社として属する最大数のグループ企業の年次連結財務書類が含まれている。

さらに、当社はDWSグループGmbH & Co. KGaAの2023年12月31日現在の（サブ・グループ）連結財務書類にも含まれる予定であり、当該（サブ・グループ）連結財務書類は、当社が子会社として属する最小数のグループ企業で構成される。

年次連結財務書類および（部分）年次連結財務書類は、ドイツ連邦官報であるBundesanzeiger電子版を通じてドイツにおいて公示されている。

貸借対照表および評価方法

作成基準

本年次財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件およびルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成され、取得原価主義の会計原則が考慮されている。金融商品および／または特定の資産カテゴリーに関する公正価値オプションは適用されなかった。

会計方針および評価規則は、ルクセンブルグで適用される法令上の要件、特に商業登記および会社登記ならびに会計慣行および企業の年次財務書類に関する2002年12月19日法、ならびに商事会社に関する1915年8月10日法（それぞれ改正済み）の規定に従って決定されている。

年次財務書類の作成にあたり、重大な見積りを行う必要がある。取締役会は、合理的な商業上の判断に従って会計方針および評価規則を適用しなければならない。仮定の変更は、変更が行われた事業年度における年次財務書類に重大な影響をおよぼす可能性がある。取締役会は、前提となっている仮定が適切であり、したがって、本年次財務書類は当社の財政状態および損益勘定について真実かつ公正に表示していると考えている。

当社は、翌事業年度の財政状態に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行った。見積りおよび判断は、常に改善されており、過去の経験や、既存の背景に照らして適切と思われる将来の事象に関する予想等のその他の要因に基づいている。

重要な会計方針および評価規則

適用される会計方針および評価規則は当社の活動が継続することを前提としている。

重要な会計方針および評価規則は、特に、以下を含む。

外貨換算

当社は、当社の帳簿をユーロ建てで維持し、記録している。ユーロ以外の通貨建てのすべての取引は、各取引時の実勢為替レートに基づきユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建ての固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日においても、これらの固定資産は通常、取得時の為替レートで換算されたままとなる。

銀行預金は、貸借対照表日の実勢為替レートで換算される。その結果発生する為替差損益は、当事業年度の損益計算書に計上される。

外貨建てのその他の資産および負債は、取得時の為替レート、または貸借対照表日現在の実勢為替レートの仲値に基づき当該資産および負債の低価もしくは高価な方を用いて個別に換算される。したがって、実現および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。為替差益は通常、実現時に損益計算書に計上される。

未決済の先渡為替取引は、貸借対照表日において、満期までの残存期間に対応する各先渡レートを使用して換算され、予期される損失に対しては引当金が計上される。

無形資産

無形資産は、付随費用を含む購入価格または償却累計額・評価減控除後の製造原価で評価される。調整を行った理由が存在しなくなった場合でも、これらの調整は引き続き計上される。

無形資産は、経済的予想耐用年数にわたり定額法を用いて償却される。

有形資産

有形資産は、付随費用を含む購入価格で評価される。

付帯設備および機器は、経済的見積耐用年数にわたり定額法を用いて減価償却される（年率10%から25%の間で異なる償却率）。少額資産（購入価格もしくは製造原価が870ユーロ以下、または通常の経済的耐用年数が1年以内）は、当該事業年度の損益計算書に直接費用計上される。

有形資産に永続的な価値の下落があると当社がみなす場合、その損失を反映するために更なる評価減が計上される。評価調整を行った理由が該当しなくなった場合、これらの評価調整は中止される。

金融資産

当社が参加持分を有している関係会社株式、これらの関係会社に対する債権、固定資産として保有する有価証券もしくはその他の貸付金は、取得関連費用を含む取得原価または名目価額（債権および貸付金）で評価される。

永続的な価値の下落があると取締役会が判断した場合、固定資産に関して評価調整が行われ、貸借対照表日現在における評価額を引き下げる。調整を行った理由が存在しなくなった場合、これらの調整は中止される。

債権

債権は、名目価額で評価される。債権の回収に懸念が生じる場合、または債権の見積実現可能価額がその名目価額を下回る場合に評価調整が行われる。実現可能価額は、当社の取締役会が入手可能な情報に基づいて見積もられる。調整を行った理由が存在しなくなった場合、調整は中止される。

譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、年次財務書類が作成される通貨で表示された、付随費用を含む加重平均価格に基づいて算出される取得原価、または市場価格のいずれか低い方の価額で評価される。市場価格が取得原価を下回っている場合、評価調整が計上される。調整を行った理由が存在しなくなった場合、この調整は中止される。

市場価格の決定：

- 証券取引所に上場している、または他の規制市場で取引されている譲渡可能有価証券は、評価日に直近の入手可能な価格で評価される。
- 証券取引所に上場していない、または他の規制市場で取引されていない譲渡可能有価証券、および証券取引所に上場している、または他の規制市場で取引されているものの、直近の入手可能な価格が代表的な値ではない有価証券は、取締役会が保守的かつ誠実に見積った推定売却価格で評価される。

前払費用および未収収益

前払費用および未収収益（資産の部）には、翌事業年度に関連するが当事業年度に支払が発生した費用が含まれる。未払費用および繰延収益（負債の部）には、翌事業年度に関連するが当事業年度中に受領した収益が含まれる。

引当金

引当金は、過去の事象によって生じる他の当事者に対する貸借対照表日現在の損失または認識可能な法律上の債務もしくは推定的債務に充当する目的で計上されている。ただし、こうした事象の性質が正確に決定されており、貸借対照表日現在、発生する可能性が高い、または確実であるが、その金額および／または発生時期が不確実な場合に限る。引当金は、合理的な商業上の判断の下で決定される評価額で認識される。

年金および類似の契約債務に関する引当金

当社は、従業員に対し、年金契約を結んでいる。企業負担年金給付は、雇用主が直接保証し（拠出型の確定給付退職年金）、一部は直接保険制度により資金提供された（バイオメトリクス・リスク）。法的要件に従って、バイオメトリクス・リスクの管理責任はルクセンブルグの保険業者に外部委託された。バイオメトリクス・リスクに関する資金提供では、当社が直接保険制度に対して定期的に拠出を行うが、これにより、当社は、直接保険制度に従業員の請求をカバーできるだけの十分な資産がない場合でも当該制度に対し拠出額を超えて支払いを行う法律上の義務または契約上の義務を有していない。当該拠出は、支払いが行われた事業年度に費用として表示される。

確定給付退職年金に関して貸借対照表上に表示される債務はユーロ建てであり、貸借対照表日における将来支払金の数理計算上の現在価値に相当する。当該債務は、インスペクション・ジェネラル・ドゥ・ラ・セキュリテ・ソシアル（Inspection Générale de la Sécurité Sociale（IGSS））に提出された出資計画に従って決定され、かつ、退職年金制度に係る1999年6月8日法の規定およびこの法律を補足する各種の法律および回覧／規則（特に2001年1月15日付大公国規則）に基づき策定された。

保証リスクに関する引当金

当社は、管理運用しているファンドの一部に関して、限られた期間におけるパフォーマンス保証を付与している。対象となるリスクを定量化するために、当社は、商業登記および会社登記ならびに会計慣行および企業の年次財務書類に関する2002年12月19日法（改正）の範囲内で見積額を算定している。当該法律によれば、貸借対照表日現在の引当金は、発生可能性の高い費用の予想額または既存の義務に対する最善の見積りを表すものとされている。見積額は、保証付ファンドの残高、数理計算上算定されたリスク、また時系的に算定されたリスクなどの要素に基づいて決定される。

税金引当金

税金費用に対する税金引当金として、各事業年度の当社の税金費用と仮払税金費用との差額が「税金引当金」の項目に認識されている。仮払額が税金費用を超過する場合には、差額が「その他の未収金」に計上される。

負債

負債は、「高値評価原則」に従って返済すべき金額で評価される。

負債について返済すべき金額が受け取った金額を上回る場合、その差額は資産として認識され、負債の期間にわたって定額法で、または実効金利法によって年に一度償却される。

純売上高

純売上高とは、製品の販売およびサービスの提供による収益から、売上に直接関連する付加価値税およびその他の税金を差し引いたものを指す。

固定資産**無形資産および有形資産**

有形固定資産の増減は以下のとおりである。

固定資産の変動

(単位：千ユーロ)	取得原価 2023年 1月1日	増加	除却	減価償却 累計額*	正味 帳簿価額 2023年 12月31日	正味 帳簿価額 2022年 12月31日	当期 評価調整
無形資産							
営業許可、特許、ライセンス、商標およびそれらに類似する権利および資産	—	—	—	—	—	—	—
有形資産							
その他の付帯設備、工具および機器	4,390	192	—	4,370	212	369	349
金融資産							
関係会社株式	—	—	—	—	—	—	—
合計	4,390	192	—	4,370	212	369	349

＊ 無形資産および有形固定資産については、評価調整に、予定される減価償却費および減損が含まれている。

有形固定資産を除き、保有資産には、無形資産または金融資産のいずれも含まれていない。

流動資産

売掛金

146,019千ユーロのファンドの管理報酬に加え、売掛金には、主として有価証券貸付取引から生じた未収金534千ユーロが含まれている。

関係会社に対する未収金

関係会社に対する未収金は、貸付金の提供による債権（200百万ユーロ）、ならびにファンド販売およびITサービスの領域におけるサービスに関するグループ内の配分（それぞれ11,425千ユーロおよび11,450千ユーロ）に関連している。

さらに、「銀行預金、郵便小切手、小切手および手許現金」勘定のうち、46,420千ユーロは関係会社に対するものである。

その他の未収金

その他の未収金は主に、企業負担年金給付に関連した年金基金への投資に関連した債権10,892千ユーロに関連している。また、2021年度以降の税金の超過仮払による45,089千ユーロの税金資産もある。

譲渡可能有価証券

その他の譲渡可能有価証券は、主としてDWSグループが管理している投資信託の受益証券に起因する。残高の増加は、主に運用ファンドの設定時において取得した証券（シーディング）の購入超過によるものである。貸借対照表日現在の未実現利益は19,751千ユーロ（前事業年度：1,653千ユーロ）である。

前払費用および未収収益

前払費用および未収収益は、主にフランクフルト・アム・マインの大手販売パートナーとの戦略的提携を継続するための10年にわたる報酬に関する2015年度の支払いに係るものである。また、この項目には、オルタナティブ部門の商品に係る5年にわたる報酬に関する2020年度の支払いも含まれる。

資本

資本金

全額払込済みの資本金は30,677千ユーロのままであり、1株当たり額面がそれぞれ511.29ユーロである、クラスA登録株式30,000株およびクラスB登録株式30,000株から成る。

当社は当事業年度において自己株式の取得または保有のいずれも行わなかった。

法定準備金

ルクセンブルグの会社は、法定準備金が資本金の10%に達するまで年間純利益の少なくとも5%を法定準備金にあらかじめ配分することを要求される。この準備金を分配することはできない。

法定準備金は前事業年度から3,068千ユーロのままで、これは、法的要件により資本金の10%とされる最低額を満たしている。

公正価値準備金を含むその他の準備金

2022年度の利益の処分に関する取締役会の提案に従い、当社は、2023年3月15日に開催された定時株主総会において、当期純利益24,137千ユーロのうち、準備金に配分する10,000千ユーロを差し引いた14,137千ユーロを分配可能利益として分配することを決定した。

ルクセンブルグの純富裕税法（Vermögenssteuergesetz, VStG）第8a条によれば、関連する条件を満たした場合、純富裕税の前払いが可能となり、当社はこれにより純富裕税を減額することができる。法的要件に従い、過年度と同様に、当社は純富裕税の減額分の5倍以上に相当する金額をその他の準備金に配分することを決定した。法定ロックイン期間に基づき、当該準備金は純富裕税が減額された年の翌年から5課税年度の期間、貸借対照表上に計上される。

2022年度の利益の処分の一部として、10,000千ユーロがV S t G第8 a条に準拠して富裕税の準備金に積み立てられた。この決定により、341,365千ユーロのその他の準備金のうち合計56,500千ユーロが富裕税の準備金として積み立てられている。

引当金

税金引当金

前事業年度同様、税金引当金は計上されていない。特に2021年度とそれ以降の事業年度における超過仮払により、当社には税金未収金があり、その他の未収金に計上されている。

ミニマム課税に関する2023年12月22日に公表された指令に基づき、ルクセンブルグは、欧州連合における多国籍企業グループおよび大規模国内グループに対するミニマム課税のグローバルな水準を確保することを目的とした大規模な国際税務改革（第2の柱）である、2022年12月15日付の欧州委員会の指令（E U）2022／2523の国内法への導入を進めている。当社は、法律に従い当該改革を実施している。これによってDWSインベストメント・エス・エーが受ける直接的な影響はない。当社は、標準的な法人税の対象であり、ルクセンブルグにおいて現在適用される標準税率は合計24.94%である。

その他の引当金

当社は、管理運用しているファンドの一部に関して、限られた期間におけるパフォーマンス保証を付与している。貸借対照表日現在の状況に基づき、対象となる引当金は131,665千ユーロであった。前事業年度においては、319千ユーロの保証債務による支払いが行われた。2023年度末においては、ファンドの年間平均保証額がわずかに減少したことを背景に、7,637千ユーロが損益計算書に計上された。

総額11,283千ユーロのその他の引当金の残りの残高は主に、ファンド事業に関連した管理事務代行の枠組みの中で計上された引当金に帰属するものである。

観測可能なすべてのリスクはその他の引当金の評価において考慮されている。

負債

買掛金

買掛金は、主に未払ブローカー報酬55,156千ユーロから成る。

関係会社に対する未払金

関係会社に対する未払金には、販売サービスに対する債務（161,002千ユーロ）、I T関連費用の配分（25,296千ユーロ）、およびその他のグループ内の配分（15,114千ユーロ）が含まれている。

その他の債務

この項目には、税務当局および社会保障機関に対する債務（合計4,801千ユーロ）に関連している。

偶発負債およびその他の金融債務

2023年12月31日現在、当社は、流動資産である外貨建ての未収金の為替リスクをヘッジする目的で、以下の外国為替先物契約を締結していた。

通貨	買予約 (先渡価格)	通貨	売予約	満期	市場価格 (ユーロ)
EUR	23,366,586	USD	26,000,000	2024年5月1日	23,525,154
EUR	1,277,139	JPY	200,000,000	2024年5月1日	1,283,833
合計					24,808,987

上記に加え、ヘッジ目的（流動資産として保有する有価証券の市場リスクおよび為替リスクに対するヘッジ）のため、当社は、2023年12月31日現在、元本金額130,711千ユーロの外国為替先物および元本金額169,162千ユーロの指数先物（それぞれ先物ヒストリカル・レートに基づく）の日次の先物取引も締結および決済している。これらの取引については、当初委託証拠金として9,320千ユーロの残高がある（貸借対照表上の「銀行預金、郵便小切手、小切手および手許現金」の項目に認識されている）。先物取引の市場価格（公正価値）は、133,368千ユーロ（外国為替先物）およびマイナス173,740千ユーロ（指数先物）である。さらに、想定元本1,000千ユーロ、市場価格マイナス2千ユーロの金利スワップおよび想定元本マイナス15,700千ユーロ、市場価格マイナス254千ユーロのクレジット・デフォルト・スワップが締結された。

また、特にグループ会社との間で、賃貸契約および代理人契約等を含む進行中の様々な契約、またはファンドの運用管理においてグループ間の様々なサービス契約に基づく債務が存在する。

損益計算書**純売上高**

当社は、ファンドの管理運用に関して報酬を受領する。この対価は通常、管理運用機能の遂行に対する報酬のほか、資産保管、ファンド管理、販売および管理事務代行に関連して発生する費用をカバーしている。各投資信託の報酬率の合計は、それぞれの管理運用規定、目論見書、交付書面または基本定款に記載されている。また、管理運用規定、目論見書、交付書面に従い、個々のファンドについて運用成績連動報酬に係る取決めも存在する。

収益の主な内訳は、以下のとおりである。

	2023年 (単位：千ユーロ)	2022年 (単位：千ユーロ)
管理報酬	1,220,005	1,247,533
運用成績連動報酬	23,692	9,011
	1,243,697	1,256,544

主に残高を基準とする管理報酬の推移は、一部では、主として運用されるファンド資産の投資残高（運用資産）によって、また一部では資産クラスおよび関連するさまざまな報酬レベルによって、決定される。平均投資残高が若干増加したにもかかわらず管理報酬が減少したのは、特に、資産構成のシフトとそれに関連する利益率に起因する。これは、主としてパッシブ運用領域への多額の資金流入と従来からの資産クラスにおける資金流出により、事業年度を通じて変動した。市場が全般的にプラス基調であったにもかかわらず、株式、マルチアセットファンドおよび債券ファンドの残高が減少した一方で、新商品ならびにパッシブ投資、さらに程度は低い現金投資および非流動性投資への資金流入が業績にマイナスの影響を与えた。当社にとって利益率の低いパッシブ運用商品への資産構成のシフトは近年顕著であり、2022年度に反転した後、再び勢いが増した。

運用成績連動報酬には主に、好成績のマルチアセットファンドに関して受領した15,420千ユーロの運用報酬および有価証券貸付取引により受領した報酬総額が含まれている。

純売上高は、そのほとんどがルクセンブルグにおいて発生したものであった。純売上高の地域別市場ごとの分類は行っていなかった。

その他の営業収益

その他の営業収益の主な内訳は、次のとおりである。

	2023年 (単位：千ユーロ)	2022年 (単位：千ユーロ)
ファンド販売手数料	2,877	43,854
グループ間の活動配分による収益	16,402	19,292
投資勘定の管理による収益（I K S）	0	469
その他の収益	10,690	7,837
	29,969	71,452

ファンド販売手数料は、主に投資口座部門からのファンド受益証券への配分に基づいている。

グループ間のサービス請求額による収益の減少は、主に事務管理サービス、販売サービスおよびI Tサービスに係る請求額に起因するものであり、前事業年度においては、その大部分が引き続き2022年11月に売却されたデジタル・インベストメント・プラットフォーム（D I P）によるサービスに起因するものであった。

その他の収入の増加は主に、保証引当金の一部の戻入れ7,636千ユーロによるものであり、これは、D I Pプラットフォームの売却により投資勘定領域からファンド受益証券の相殺が中止されたことに伴う他の項目の顕著な減少を上回っていた。

その他の外部費用

	2023年 (単位：千ユーロ)	2022年 (単位：千ユーロ)
販売手数料に係る費用	545,900	565,204
関係会社からのコスト・センター費用配分	187,468	216,702
ファンド管理報酬	419,469	407,989
運用成績連動報酬	15,420	0
資産保管報酬	6,950	7,558
その他の費用	52,866	74,881
	1,228,073	1,272,334

その大部分が取引高に依拠する販売手数料に係る費用が減少した主な原因は、報酬対象となるファンドの取引高が減少したことにより、これは主にアクティブ運用の領域における減少であったが、オルタナティブ投資ソリューションの領域においても減少している。

グループ会社からの費用配分の減少は主に、グループ間の販売およびインフラ費用の配分が減少したことによるものである。

主にファンドの残高に基づいて算定されるファンド管理報酬の推移は、ファンド平均残高の若干の増加に加え、投資運用サービスの移転価格の算定が最近の市場慣行に整合するよう変更されたことを主因としている。当該慣行に基づき、管理会社は所定の金額のみを受領し、残りはインベストメント・マネージャーに支払われる。この相殺モデルは、現在では当社のすべての資産クラスで使用されている。

運用成績連動報酬も、受領した報酬の該当するインベストメント・マネージャー（前事業年度においてはマルチアセット領域）への移転に係るものである。

その他の費用は主に、ファンド事業の現在の費用（監査およびアドバイザリー報酬、銀行および支払代理人に対する手数料、家賃、IT費用等）、ならびにDWSファンドを外部の様々なファンド・プラットフォームに組入れるための報酬（7,108千ユーロ）に起因している。

流動資産として保有する金融資産および有価証券に係る評価調整額

この項目は、主に現金／確定利付証券の領域で保有されるファンド受益証券、株式ファンドおよび不動産ファンド投資に係る減損損失によるものである。

支払利息および類似の費用

総額15,175千ユーロのうち、4,522千ユーロは為替差損、8,718千ユーロは先物契約に係る費用、および1,928千ユーロは有価証券取引による損失に起因するものである。

人員および報酬、管理組織・経営組織・監督組織のメンバーに付与された前払金および貸付金、当該組織の旧メンバーの退職年金に関する契約債務

当事業年度における平均従業員数は99名（前事業年度：152名）であった。この内訳は以下の通りである（括弧の中の数値は前事業年度の人数）。

取締役会のメンバー：	4名（4名）
執行役員／マネージャー：	15名（14名）
従業員：	80名（132名）

2023年度において、3,780千ユーロ（前事業年度：3,970千ユーロ）の報酬（現物給付を除く）が、取締役会のメンバーおよび執行役員／マネージャーに対して支給された。前事業年度と同様に、当社の監査役会に支払われた報酬はなかった。

取締役会または監査役会の旧メンバーの退職年金に関する契約債務は878千ユーロ（前事業年度：1,057千ユーロ）である。年金引当金への繰入額は44千ユーロである。

2023年度において、取締役会のメンバー、監査役会のメンバーまたは執行役員に対して付与された、または締結された貸付金、前払金またはその他の債務はなかった。

関連する個人および企業との取引

市場以外の条件で関連する個人および企業と締結された重要な取引はなかった。

監査人への報酬

当年度に計上された監査人または公認の独立監査人に対する報酬合計の内訳は次のとおりである（当社が管理運用するファンドに関連した業務に対する報酬を除く）。

	2023年	2022年
単位：千ユーロ（付加価値税を除く）		
対象業務：		
— 年次財務書類監査	162	144
— その他の監査	36	36
— 税務顧問	—	35
— その他	—	—

貸借対照表日後の重要な事象

本貸借対照表および損益計算書に含まれているものを除き、貸借対照表日後に記録された重要な事象はなかった。

[次へ](#)

AKTIVA in TEUR		
	2023	2022
A. Ausstehende Einlagen auf das gezeichnete Kapital	0	0
I. Nicht eingefordertes gezeichnetes Kapital	0	0
II. Eingefordertes, nicht eingezahltes gezeichnetes Kapital	0	0
B. Aufwendungen für die Errichtung und Erweiterung des Unternehmens	0	0
C. Anlagevermögen	212	369
I. Immaterielle Anlagewerte	0	0
1. Entwicklungskosten	0	0
2. Konzessionen, Patente, Lizenzen, Warenzeichen und ähnliche Rechte und Werte, soweit sie	0	0
a) entgeltlich erworben wurden und nicht unter C. I. 3. auszuweisen sind	0	0
b) von dem Unternehmen selbst geschaffen wurden	0	0
3. Geschäfts- oder Firmenwert, sofern er entgeltlich erworben wurde	0	0
4. Geleistete Anzahlungen und immaterielle Anlagewerte in Entwicklung	0	0
II. Sachanlagen	212	369
1. Grundstücke und Bauten	0	0
2. Technische Anlagen und Maschinen	0	0
3. Andere Anlagen, Betriebs- und Geschäftsausstattung	212	369
4. Geleistete Anzahlungen und Anlagen im Bau	0	0
III. Finanzanlagen	0	0
1. Anteile an verbundenen Unternehmen	0	0
2. Forderungen gegen verbundene Unternehmen	0	0
3. Beteiligungen	0	0
4. Forderungen gegen Unternehmen, mit denen ein Beteiligungsverhältnis besteht	0	0
5. Wertpapiere des Anlagevermögens	0	0
6. Sonstige Ausleihungen	0	0
D. Umlaufvermögen	857,713	895,367
I. Vorräte	0	0
1. Roh-, Hilfs- und Betriebsstoffe	0	0
2. Unfertige Erzeugnisse	0	0
3. Fertige Erzeugnisse und Waren	0	0
4. Geleistete Anzahlungen	0	0
II. Forderungen	427,896	347,983
1. Forderungen aus Lieferungen und Leistungen	146,650	174,161
a) mit einer Restlaufzeit bis zu einem Jahr	146,650	174,161
b) mit einer Restlaufzeit von mehr als einem Jahr	0	0
2. Forderungen gegen verbundene Unternehmen	222,895	119,988
a) mit einer Restlaufzeit bis zu einem Jahr	222,895	119,988
b) mit einer Restlaufzeit von mehr als einem Jahr	0	0
3. Forderungen gegen Unternehmen, mit denen ein Beteiligungsverhältnis besteht	0	0
a) mit einer Restlaufzeit bis zu einem Jahr	0	0
b) mit einer Restlaufzeit von mehr als einem Jahr	0	0
4. Sonstige Forderungen	58,351	53,834
a) mit einer Restlaufzeit bis zu einem Jahr	47,459	43,426
b) mit einer Restlaufzeit von mehr als einem Jahr	10,892	10,408
III. Wertpapiere	379,167	424,068
1. Anteile an verbundenen Unternehmen	0	0
2. Eigene Aktien oder Anteile	0	0
3. Sonstige Wertpapiere	379,167	424,068
IV. Guthaben bei Kreditinstituten, Postscheckguthaben, Schecks und Kassenbestand	50,650	123,316
E. Rechnungsabgrenzungsposten	3,007	5,356
Total AKTIVA	860,932	901,092

Die Anmerkungen im Anhang sind wesentlicher Bestandteil des Jahresabschlusses

DWS Investment S.A.

Bilanz zum 31. Dezember 2023

PASSIVA in TEUR		
	2023	2022
A. Eigenkapital	395,259	389,247
I. Gezeichnetes Kapital	30,677	30,677
II. Agio	0	0
III. Neubewertungsrücklagen	0	0
IV. Rücklagen	344,433	334,433
1. Gesetzliche Rücklage	3,068	3,068
2. Rücklage für eigene Aktien oder Anteile	0	0
3. Satzungsmässige Rücklagen	0	0
4. Sonstige Rücklagen, einschließlich der Zeitwert-Rücklage	341,365	331,365
a) sonstige verfügbare Rücklagen	284,865	271,235
b) sonstige nicht verfügbare Rücklagen	56,500	60,130
V. Ergebnisvortrag	0	0
VI. Ergebnis des Geschäftsjahres	20,149	24,137
VII. Vorabdividenden	0	0
VIII. Investitionszulagen	0	0
B. Rückstellungen	147,798	155,890
1. Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen	4,850	4,423
2. Steuerrückstellungen	0	0
3. Sonstige Rückstellungen	142,948	151,467
C. Verbindlichkeiten	317,875	355,955
1. Anleihen	0	0
a) konvertible Anleihen	0	0
i) mit einer Restlaufzeit bis zu einem Jahr	0	0
ii) mit einer Restlaufzeit von mehr als einem Jahr	0	0
b) nicht konvertible Anleihen	0	0
i) mit einer Restlaufzeit bis zu einem Jahr	0	0
ii) mit einer Restlaufzeit von mehr als einem Jahr	0	0
2. Verbindlichkeiten gegenüber Kreditinstituten	0	0
a) mit einer Restlaufzeit bis zu einem Jahr	0	0
b) mit einer Restlaufzeit von mehr als einem Jahr	0	0
3. Erhaltene Anzahlungen auf Bestellungen, soweit diese nicht vom Posten "Vorräte" gesondert abgesetzt werden	0	0
a) mit einer Restlaufzeit bis zu einem Jahr	0	0
b) mit einer Restlaufzeit von mehr als einem Jahr	0	0
4. Verbindlichkeiten aus Lieferungen und Leistungen	55,462	49,248
a) mit einer Restlaufzeit bis zu einem Jahr	55,462	48,248
b) mit einer Restlaufzeit von mehr als einem Jahr	0	0
5. Verbindlichkeiten aus Wechseln	0	0
a) mit einer Restlaufzeit bis zu einem Jahr	0	0
b) mit einer Restlaufzeit von mehr als einem Jahr	0	0
6. Verbindlichkeiten gegenüber verbundenen Unternehmen	250,648	285,987
a) mit einer Restlaufzeit bis zu einem Jahr	250,648	285,987
b) mit einer Restlaufzeit von mehr als einem Jahr	0	0
7. Verbindlichkeiten gegenüber Unternehmen, mit denen ein Beteiligungsverhältnis besteht	0	0
a) mit einer Restlaufzeit bis zu einem Jahr	0	0
b) mit einer Restlaufzeit von mehr als einem Jahr	0	0
8. Sonstige Verbindlichkeiten	11,765	20,720
a) Verbindlichkeiten gegenüber Steuerbehörden	4,225	14,383
b) Verbindlichkeiten gegenüber Sozialversicherungsträgern	586	1,759
c) Sonstige Verbindlichkeiten	6,954	4,578
i) mit einer Restlaufzeit bis zu einem Jahr	6,954	4,578
ii) mit einer Restlaufzeit von mehr als einem Jahr	0	0
D. Rechnungsabgrenzungsposten	0	0
Total PASSIVA	860,932	901,092

Die Anmerkungen im Anhang sind wesentlicher Bestandteil des Jahresabschlusses.

DWS Investment S.A.**Gewinn- und Verlustrechnung**

für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2023

GEWINN- UND VERLUSTRECHNUNG in TEUR		
	2023	2022
1. Nettoumsatzerlöse	1,243,697	1,256,544
2. Veränderung des Bestandes an fertigen und unfertigen Erzeugnissen	0	0
3. Andere aktivierte Eigenleistungen	0	0
4. Sonstige betriebliche Erträge	29,969	71,452
5. Roh-, Hilfs- und Betriebsstoffe und sonstige externe Aufwendungen	-1,228,073	-1,272,334
a) Roh-, Hilfs- und Betriebsstoffe	0	0
b) Sonstige externe Aufwendungen	-1,228,073	-1,272,334
6. Personalaufwand	-15,740	-21,280
a) Löhne und Gehälter	-14,049	-18,362
b) Soziale Aufwendungen	-1,638	-2,870
i) Altersversorgung	-400	-1,232
ii) Sonstige soziale Aufwendungen	-1,238	-1,638
c) Sonstiger Personalaufwand	-53	-47
7. Wertberichtigungen	-349	-321
a) zu Aufwendungen für die Errichtung und Erweiterung des Unternehmens und zu Sachanlagen und immateriellen Anlagewerten	-349	-321
b) von Gegenständen des Umlaufvermögens	0	0
8. Sonstige betriebliche Aufwendungen	0	0
9. Erträge aus Beteiligungen	0	0
a) aus verbundenen Unternehmen	0	0
b) sonstige Beteiligungserträge	0	0
10. Erträge aus sonstigen Wertpapieren und Forderungen des Anlagevermögens	4,150	-132
a) aus verbundenen Unternehmen	0	0
b) sonstige Erträge die nicht unter a) enthalten sind	4,150	-132
11. Sonstige Zinsen und ähnliche Erträge	7,299	3,555
a) aus verbundenen Unternehmen	6,062	515
b) sonstige Zinsen und ähnliche Erträge	1,237	3,040
12. Teil der Ergebnisse nach der Equity Methode	0	0
13. Wertberichtigungen zu Finanzanlagen und zu Wertpapieren des Umlaufvermögens	1,138	-4,304
14. Zinsen und ähnliche Aufwendungen	-15,175	-4,161
a) an verbundene Unternehmen	-4	-650
b) sonstige Zinsen und ähnliche Aufwendungen	-15,171	-3,510
15. Steuern auf das Ergebnis	-6,695	-4,714
16. Ergebnis nach Steuern	20,221	24,305
17. Sonstige Steuern, soweit nicht unter den Posten 1-16 enthalten	-72	-168
18. Ergebnis des Geschäftsjahres	20,149	24,137

Die Anmerkungen im Anhang sind wesentlicher Bestandteil des Jahresabschlusses.

DWS Investment S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2023

Anhang zum Jahresabschluss zum 31. Dezember 2023**Allgemeines**

Die DWS Investment S.A. (im Folgenden auch „die Gesellschaft“) wurde am 15. April 1987 in Luxemburg in der Rechtsform einer Aktiengesellschaft luxemburgischen Rechts auf unbestimmte Zeit gegründet und ist im Handelsregister beim Bezirksgericht Luxemburg unter Sektion B, Nummer 25754, eingetragen.

Der Sitz der Gesellschaft befindet sich in 2, Boulevard Konrad Adenauer, L-1115 Luxemburg.

Das Geschäftsjahr beginnt am 1. Januar und endet am 31. Dezember eines Jahres.

Gesellschaftszweck ist die Auflegung und die Verwaltung von Organismen für gemeinsame Anlagen sowie alternativer Investmentfonds nach Maßgabe des Gesetzes vom 17. Dezember 2010 über Organismen für gemeinsame Anlagen, des Gesetzes vom 13. Februar 2007 über Spezialfonds sowie des Gesetzes vom 12. Juli 2013 über die Verwalter alternativer Investmentfonds – die vorstehenden Gesetze jeweils in ihrer aktualisierten Fassung. Die Gesellschaft kann alle Handlungen tätigen, die zur Förderung des Vertriebs der Anteile und zur Verwaltung und Verwahrung dieser Organismen für gemeinsame Anlagen und alternativer Investmentfonds notwendig oder nützlich sind und kann jedwede Geschäfte tätigen und Maßnahmen treffen, die ihre Interessen fördern oder sonst ihrem Gesellschaftszweck dienlich oder nützlich sind, soweit diese den gesetzlichen Bestimmungen des Großherzogtums Luxemburg entsprechen.

Des Weiteren kann die Gesellschaft folgende zusätzliche Dienstleistungen erbringen:

- die individuelle Verwaltung einzelner Portfolios mit Ermessensspielraum im Rahmen eines Mandats der Anleger, sofern die betreffenden Portfolios eines oder mehrere der im Abschnitt B des Anhangs II des geänderten Gesetzes vom 5. April 1993 über den Finanzsektor genannten Finanzinstrumente enthalten;
- als Nebenleistung die Anlageberatung hinsichtlich der vorgenannten Finanzinstrumente und die Verwahrung und technische Verwaltung hinsichtlich der Anteile von Organismen für gemeinsame Anlagen.

Die Gesellschaft verfügt über die aufsichtsrechtliche Zulassung als Verwaltungsgesellschaft nach Kapitel 15, Artikel 101 des geänderten Gesetzes vom 17. Dezember 2010 über Organismen für gemeinsame Anlagen sowie als Verwaltungsgesellschaft für alternative

DWS Investment S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2023

Investmentfonds nach Artikel 6 des geänderten Gesetzes vom 12. Juli 2013 über die Verwalter alternativer Investmentfonds.

Die Gesellschaft ist Mitglied des Luxemburger Anlegerentschädigungssystems Système d'Indemnisation des Investisseurs Luxembourg („SIIIL“) und unterliegt für bestimmte von Artikel 101 (3) des Gesetzes vom 17. Dezember 2010 über Organismen für gemeinsame Anlagen (in seiner aktualisierten Fassung) abgedeckte Dienstleistungen (individuelle Verwaltung von Portfolios, Beratung hinsichtlich bestimmter Finanzinstrumente und Verwahrung) den Bestimmungen des Gesetzes vom 18. Dezember 2015 über die Maßnahmen zur Abwicklung, Sanierung und Liquidation von Kreditinstituten und bestimmten Wertpapierunternehmen sowie über die Systeme zur Einlagensicherung und Entschädigung der Anleger (in seiner aktualisierten Fassung) („Gesetz vom 18. Dezember 2015“).

Beim Eintritt eines Sicherungsfalls ist für jedes Mitglied des SIIIL („ex-post Verfahren“) eine Jahresverpflichtung auf 5% der Eigenmittel begrenzt. Mit Ausnahme der Ausschlüsse, die nach Artikel 195 (2) des Gesetzes vom 18. Dezember 2015 vorgesehen sind, sichert das „SIIIL“ die Forderungen von Anlegern aus Wertpapiergeschäften in Höhe von bis zu EUR 20.000 (Anlegerentschädigung), falls die Gesellschaft nicht in der Lage ist, die dem betreffenden Kunden geschuldeten bzw. im Eigentum dieses Kunden befindlichen und in seinem Namen von ihr im Rahmen von Anlagegeschäften gehaltenen Finanzinstrumente zu vergüten bzw. falls die Gesellschaft nicht in der Lage ist, dem Kunden die in seinem Eigentum befindlichen, aber von der Gesellschaft gehaltenen oder verwalteten Finanzinstrumente zurückzuerstatten. Da sämtliche Kunden nach wie vor Eigentümer der von ihnen bei der Gesellschaft gehaltenen Finanzinstrumente sind, fallen diese Finanzinstrumente nicht in die Vermögensmasse der Gesellschaft, so dass die betreffenden Kunden unmittelbare Ansprüche auf diese Finanzinstrumente geltend machen können.

Die Anlegerentschädigung umfasst natürliche Personen und Gesellschaften nach Luxemburger Recht oder dem Recht eines anderen Mitgliedstaats der Europäischen Union, die aufgrund ihrer Größe laut Gesetz vom 19. Dezember 2002 zum Handels- und Gesellschaftsregister sowie zur Buchführung und zum Jahresabschluss der Unternehmen (in seiner aktualisierten Fassung) berechtigt sind, eine verkürzte Bilanz aufzustellen, sowie Gesellschaften vergleichbarer Größe nach dem Recht eines anderen Mitgliedstaats der Europäischen Union.

Die Gesellschaft unterliegt der Besteuerung nach Luxemburger Recht.

DWS Investment S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2023

Konzernzugehörigkeit

Gesellschafter sind zu gleichen Teilen die DWS Investment GmbH, Frankfurt am Main, sowie die DWS Group GmbH & Co. KGaA, Frankfurt am Main, die jeweils Konzerngesellschaften der Deutsche Bank AG, Frankfurt am Main, sind.

Sämtliche Anteile der DWS Investment GmbH werden gemäß Treuhandvertrag vom 20. April 2017 von der DWS Group GmbH & Co. KGaA im eigenen Namen, jedoch für Rechnung und Risiko der DWS Investment GmbH verwaltet.

Die DWS Investment S.A. ist auf der Grundlage der Regelungen des Luxemburger Gesetzes von der Verpflichtung befreit, einen Konzernabschluss und einen Konzernlagebericht für das Geschäftsjahr 2023 zu erstellen. Entsprechend den gesetzlichen Bestimmungen wird der Abschluss infolgedessen auf nicht-konsolidierter Basis den Gesellschaftern im Rahmen der Generalversammlung zur Genehmigung vorgelegt und beim zuständigen Register in Luxemburg hinterlegt.

Der Abschluss der Gesellschaft zum 31. Dezember 2023 wird in den Konzernabschluss der Deutsche Bank AG einbezogen, die den größten Kreis von Unternehmen darstellt, dem die Gesellschaft als Tochterunternehmen angehört.

Ferner wird die Gesellschaft in den (Teil-) Konzernabschluss zum 31. Dezember 2023 der DWS Group GmbH & Co. KGaA einbezogen, die den kleinsten Kreis der Unternehmen bildet, dem die Gesellschaft als Tochterunternehmen angehört.

Sowohl der Konzernabschluss als auch der (Teil-) Konzernabschluss werden jeweils in Deutschland im elektronischen Bundesanzeiger veröffentlicht.

DWS Investment S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2023

Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden

Allgemeine Grundsätze

Der Jahresabschluss wurde in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen und aufsichtsrechtlichen Bestimmungen und Verordnungen sowie Grundsätzen ordnungsmäßiger Rechnungslegung unter Beachtung des Prinzips der historischen Anschaffungskosten aufgestellt. Auf die Ausübung der Fair Value Option für Finanzinstrumente und/oder für bestimmte Kategorien von Vermögensgegenständen wurde verzichtet.

Die Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden wurden im Einklang mit den Vorschriften der in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen, insbesondere dem Gesetz vom 19. Dezember 2002 zum Handels- und Gesellschaftsregister sowie zur Buchführung und zum Jahresabschluss der Unternehmen sowie dem Gesetz vom 10. August 1915 über die Handelsgesellschaften (jeweils in seiner aktualisierten Fassung), festgelegt.

Bei Erstellung des Jahresabschlusses sind wesentliche Schätzungen vorzunehmen. Der Vorstand hat die Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden nach vernünftiger kaufmännischer Beurteilung anzuwenden. Änderungen von Annahmen können wesentlichen Einfluss auf den Jahresabschluss des Geschäftsjahres haben, in dem die Änderungen stattgefunden haben. Der Vorstand ist der Ansicht, dass die zugrundeliegenden Annahmen angemessen sind und der Jahresabschluss demzufolge ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage vermittelt.

Die Gesellschaft hat Schätzungen vorgenommen sowie Annahmen getroffen, die die Vermögenslage des nachfolgenden Geschäftsjahres beeinflussen. Schätzungen und Beurteilungen werden ständig weiterentwickelt und stützen sich auf Erfahrungen der Vergangenheit sowie andere Gesichtspunkte, u.a. Erwartungen bezüglich zukünftiger Ereignisse, die vor dem gegebenen Hintergrund angemessen erscheinen.

Wesentliche Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden

Bei den angewandten Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden wird von der Fortführung der Unternehmenstätigkeit ausgegangen.

Die wesentlichen Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden umfassen im Einzelnen:

DWS Investment S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2023

Umrechnung der Devisenpositionen

Die Gesellschaft führt ihre Bücher und Aufzeichnungen in Euro (EUR). Alle Transaktionen in einer anderen Währung als Euro werden in Euro zu dem zum Zeitpunkt der Transaktion geltenden Devisenkurs umgerechnet.

Das Anlagevermögen in einer anderen Währung als in Euro wird in Euro zu den zum Zeitpunkt der Transaktion geltenden historischen Devisenkursen umgerechnet. Zum Abschlussstichtag bleibt dieses Anlagevermögen grundsätzlich zum historischen Devisenkurs umgerechnet.

Die Bankguthaben werden zu den am Abschlussstichtag geltenden Devisenkursen umgerechnet. Die daraus resultierenden Devisenverluste und -gewinne werden in der Gewinn- und Verlust-Rechnung des Geschäftsjahres erfasst.

Die in der Bilanz enthaltenen anderen Aktiva und Passiva, die auf fremde Währung lauten, werden einzeln zum historischen Devisenkurs oder zu ihrem niedrigeren bzw. höheren Wert, der auf der Grundlage des am Bilanzstichtag geltenden Devisenmittelkurses ermittelt wird, bewertet. Dementsprechend werden in der Gewinn- und Verlust-Rechnung die realisierten und nicht realisierten Devisenverluste ausgewiesen. Die Devisengewinne werden in der Gewinn- und Verlust-Rechnung grundsätzlich zum Zeitpunkt ihrer Realisierung erfasst.

Noch nicht abgewickelte Devisen-Termingeschäfte werden zum Bilanzstichtag mit den jeweiligen Terminkursen für die verbleibende Laufzeit umgerechnet. Für drohende Verluste wird eine Rückstellung gebildet.

Immaterielle Anlagewerte

Die immateriellen Anlagewerte werden zu Anschaffungskosten, die die Anschaffungsnebenkosten beinhalten, oder zu Herstellungskosten bewertet, abzüglich der kumulierten Abschreibungen und Wertberichtigungen. Diese Wertberichtigungen werden auch dann beibehalten, wenn die Gründe der Wertberichtigungen nicht mehr bestehen.

Die immateriellen Anlagewerte werden über die erwartete betriebsgewöhnliche Nutzungsdauer planmäßig abgeschrieben.

DWS Investment S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2023

Sachanlagen

Sachanlagen werden zu Anschaffungskosten, die die Anschaffungsnebenkosten beinhalten, bewertet.

Gegenstände der Betriebs- und Geschäftsausstattung werden über die betriebsgewöhnliche Nutzungsdauer (Abschreibungssätze zwischen 10% p.a. und 25% p.a.) planmäßig linear, geringwertige Wirtschaftsgüter (Anschaffungs- bzw. Herstellungskosten bis zu einem Höchstbetrag von EUR 870 oder mit einer üblichen Nutzungsdauer von unter einem Jahr) im Jahr ihres Zugangs voll abgeschrieben.

Wenn die Gesellschaft der Ansicht ist, dass eine Sachanlage eine dauerhafte Wertminderung erfahren hat, erfolgt eine zusätzliche erfolgswirksame Wertminderung. Diese Wertberichtigungen werden nicht beibehalten, wenn die Gründe dafür nicht mehr bestehen.

Finanzanlagen

Anteile an verbundenen Unternehmen/Unternehmen, mit denen die Gesellschaft ein Beteiligungsverhältnis hat, Forderungen an diese Unternehmen, Wertpapiere des Anlagevermögens bzw. sonstige Ausleihungen des Anlagevermögens werden zu Anschaffungskosten bzw. zum Nominalwert (Forderungen und Darlehen), die/der die Anschaffungsnebenkosten beinhalten/beinhaltet, bewertet.

Bei Wertminderungen von Finanzanlagen, die nach Ansicht des Vorstands dauerhaft sind, werden diese Finanzanlagen wertberichtigt, um sie mit dem niedrigeren Wert anzusetzen, der ihnen am Bilanzstichtag beizulegen ist. Diese Wertberichtigungen werden nicht beibehalten, wenn die Gründe der Wertberichtigungen nicht mehr bestehen.

Forderungen

Die Forderungen werden mit ihrem Nennwert angesetzt. Sie werden wertberichtigt, wenn ihre Einziehung gefährdet ist bzw. wenn der geschätzte realisierbare Wert der Forderungen deren Nennwert unterschreitet. Der realisierbare Wert wird auf der Grundlage der dem Vorstand der Gesellschaft zur Verfügung stehenden Informationen geschätzt. Wertberichtigungen werden nicht beibehalten, wenn die Gründe der Wertberichtigungen nicht mehr bestehen.

DWS Investment S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2023

Wertpapiere

Die Wertpapiere werden zu den Anschaffungskosten einschließlich der Anschaffungsnebenkosten, die nach den gewogenen Durchschnittswerten ermittelt werden, oder zu ihrem Marktwert bewertet, der in der für die Aufstellung des Jahresabschlusses angewandten Währung angegeben wird. Eine Wertberichtigung erfolgt, wenn der Marktwert niedriger ist als die Anschaffungskosten. Diese Wertberichtigungen werden nicht beibehalten, wenn die Gründe der Wertberichtigungen nicht mehr bestehen.

Der Marktwert entspricht:

- bei Wertpapieren, die zur Notierung an einer Wertpapierbörse zugelassen sind oder an einem anderen geregelten Markt gehandelt werden, dem letzten am Bewertungstag verfügbaren Kurs;
- bei Wertpapieren, die nicht zur Notierung an einer Wertpapierbörse zugelassen sind oder nicht an einem anderen geregelten Markt gehandelt werden, und bei Wertpapieren, die zur Notierung an einer Wertpapierbörse zugelassen sind oder an einem anderen geregelten Markt gehandelt werden, deren letzter Kurs allerdings nicht repräsentativ ist, dem wahrscheinlichen Veräußerungswert, der vom Vorstand vorsichtig und in gutem Glauben geschätzt wird.

Rechnungsabgrenzungsposten

Der Posten enthält die vor dem Abschlussstichtag gebuchten Ausgaben, die Aufwand für ein späteres Geschäftsjahr betreffen (aktiver Rechnungsabgrenzungsposten). Im passiven Rechnungsabgrenzungsposten werden die vor dem Abschlussstichtag erhaltenen Einnahmen, die Erträge für eine bestimmte Zeit nach diesem Tag darstellen, erfasst.

Rückstellungen

Rückstellungen dienen zur Deckung von Verlusten oder am Bilanzstichtag erkennbaren rechtlichen oder faktischen Verpflichtungen gegenüber einer anderen Partei aufgrund von Ereignissen der Vergangenheit, sofern diese ihrer Eigenart nach genau bestimmt sind und am Bilanzstichtag wahrscheinlich oder sicher sind, aber hinsichtlich der Höhe und/oder dem Zeitpunkt ihres Eintritts unbestimmt sind. Die Rückstellungen sind mit Werten angesetzt, die nach vernünftiger kaufmännischer Beurteilung notwendig sind.

DWS Investment S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2023

Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen

Die Gesellschaft hat ihren Mitarbeitern Versorgungszusagen erteilt. Die arbeitgeberfinanzierten Versorgungsleistungen wurden vom Arbeitgeber unmittelbar zugesagt (beitragsgebundene Leistungszusage für Altersruhegeld) bzw. werden teilweise über Direktversicherungen finanziert (biometrische Risiken). Entsprechend den gesetzlichen Bestimmungen wurden die biometrischen Risiken an einen Luxemburger Versicherer ausgelagert. Bei der Finanzierung der biometrischen Risiken sind regelmäßige Beiträge der Gesellschaft an die Direktversicherung vorgesehen, wobei die Gesellschaft keine rechtliche oder vertragliche Verpflichtung zur Leistung von Zahlungen hat, die über die Beiträge der Direktversicherung hinausgehen, sollte Letztere nicht über ausreichende Mittel zur Deckung der Ansprüche der Angestellten verfügen. Die Beiträge stellen Aufwand des Geschäftsjahres dar, in dem sie gezahlt werden.

Die in der Bilanz ausgewiesene Verpflichtung für Leistungszusagen für Altersruhegeld besteht in Euro und entspricht dem versicherungsmathematischen Barwert künftiger Zahlungen zum Abschlussstichtag. Die Verpflichtung wird nach dem bei der Inspection Générale de la Sécurité Sociale („IGSS“) hinterlegten Finanzierungsplan auf der Grundlage der Vorschriften des Gesetzes vom 8. Juni 1999 über betriebliche Altersrenten sowie diversen dieses Gesetz ergänzenden Erlassen und Rundschreiben/Verordnungen (insbesondere Großherzogliche Verordnung vom 15. Januar 2001) ermittelt.

Rückstellungen für Garantierisiken

Die Gesellschaft hat für einige der von ihr verwalteten Fonds für abgegrenzte Zeiträume Wertentwicklungszusagen bzw. Garantien begeben. Zur Quantifizierung des abzudeckenden Risikos bestimmt die Gesellschaft Schätzwerte im Sinne des Gesetzes vom 19. Dezember 2002 zum Handels- und Gesellschaftsregister sowie zur Buchführung und zum Jahresabschluss der Unternehmen (in seiner aktualisierten Fassung), wonach eine Rückstellung zum Bilanzstichtag den besten Schätzwert von erwartbaren wahrscheinlichen Aufwänden oder bestehenden Verpflichtungen repräsentiert. Die Ermittlung der Schätzwerte basiert auf Elementen, die das Garantiefondsvolumen und das Risiko, berechnet mittels finanzmathematischer Methoden, beinhalten und auf Basis einer Zeitreihe ermittelt werden.

DWS Investment S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2023

Steuerrückstellungen

Die Steuerrückstellungen, die dem Unterschiedsbetrag zwischen den von der Gesellschaft berechneten Steueraufwendungen und den geleisteten Vorauszahlungen für die betreffenden Geschäftsjahre entsprechen, werden unter dem Posten „Steuerrückstellungen“ ausgewiesen. Sollten die geleisteten Vorauszahlungen die Steueraufwendungen übersteigen, wird der Unterschiedsbetrag im Posten „sonstige Forderungen“ ausgewiesen.

Verbindlichkeiten

Die Verbindlichkeiten sind, unter Beachtung des Höchstwertprinzips, mit ihrem Rückzahlungsbetrag angesetzt.

Ist der Rückzahlungsbetrag von Verbindlichkeiten höher als der erhaltene Betrag, wird der Unterschiedsbetrag aktiviert und jährlich linear bzw. nach der Effektivzinsmethode über die Laufzeit der Verbindlichkeit abgeschrieben.

Nettoumsatzerlöse

Nettoumsatzerlöse sind die Erlöse aus dem Absatz von Produkten und der Erbringung von Dienstleistungen nach Abzug der Mehrwertsteuer und anderer unmittelbar auf den Umsatz bezogener Steuern.

DWS Investment S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2023

Anlagevermögen*Immaterielle Anlagewerte und Sachanlagen*

Die Sachanlagen entwickelten sich wie folgt:

Anlagenspiegel							
In TEUR	Anschaffungs- kosten am 1.1.2023	Zugänge	Abgänge	Wertber- richti- gungen* (kumuliert)	Restbuch- wert am 31.12.2023	Restbuch- wert am 31.12.2022	Wertberich- tigungen im Geschäfts- jahr
Immaterielle Anlagewerte Konzessionen, Patente, Lizenzen, Warenzeichen und ähnliche Rechte und Werte	-	-	-	-	-	-	-
Sachanlagen Andere Anlagen, Betriebs- und Geschäftsausstattung	4.390	192	-	4.370	212	369	349
Finanzanlagen Anteile an verbundenen Unternehmen	-	-	-	-	-	-	-
Insgesamt	4.390	192	-	4.370	212	369	349

* Bei immateriellen Anlagewerten und Sachanlagen enthalten Wertberichtigungen planmäßige Abschreibungen sowie außerplanmäßige Wertminderungen.

Neben den Sachanlagen befinden sich weder immaterielle Anlagewerte noch Finanzanlagen im Bestand.

DWS Investment S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2023

Umlaufvermögen**Forderungen aus Lieferungen und Leistungen**

Die Forderungen aus Lieferungen und Leistungen enthalten im Wesentlichen neben Vergütungen aus der Verwaltung der Fonds in Höhe von TEUR 146.019 mit TEUR 534 auch Forderungen aus Wertpapierleihegeschäften.

Forderungen gegen verbundene Unternehmen

Forderungen gegen verbundene Unternehmen entfallen neben Ansprüchen aus einer Kreditausreichung (EUR 200 Mio) unter anderem auf Verrechnungen im Rahmen von Leistungen im Bereich Fondsvertrieb (TEUR 11.425) und im Bereich IT (TEUR 11.450).

Forderungen an verbundene Unternehmen sind zudem im Posten „Guthaben bei Kreditinstituten, Postcheckguthaben, Schecks und Kassenbestand“ in Höhe von TEUR 46.420 enthalten.

Sonstige Forderungen

Die sonstigen Forderungen betreffen im Wesentlichen Ansprüche aus im Rahmen der Anlagen des Pensionsfonds betreffend die arbeitgeberfinanzierten Versorgungsleistungen in Höhe von TEUR 10.892. Daneben bestehen Steuerguthaben in Höhe von TEUR 45.089 aus zu viel geleisteten Steuervorauszahlungen für die Jahre ab 2021.

Wertpapiere

Die sonstigen Wertpapiere entfallen überwiegend auf Anteile an von der DWS-Gruppe verwalteten Investmentfonds; die Zunahme des Volumens resultiert wesentlich aus einem Kaufüberhang von im Rahmen der Auflage verwalteter Fonds erworbenen Anteilscheinen („seeding“). Zum Bilanzstichtag bestehen Kurswertreserven von TEUR 19.751 (Vorjahr: TEUR 1.653).

DWS Investment S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2023

Rechnungsabgrenzungsposten

Der Rechnungsabgrenzungsposten betrifft eine 2015 geleistete Zahlung für eine sich auf 10 Jahre erstreckende Vergütung zur Weiterführung der strategischen Kooperation mit einem bedeutenden Vertriebspartner aus Frankfurt am Main. Daneben beinhaltet der Posten in 2020 geleistete Zahlungen für eine sich auf 5 Jahre erstreckende Vergütung für ein Produkt aus dem Bereich Alternatives.

Eigenkapital

Gezeichnetes Kapital

Das voll eingezahlte Kapital beträgt unverändert TEUR 30.677 und ist eingeteilt in 30.000 Namensaktien der Klasse A und 30.000 Namensaktien der Klasse B mit einem Nennwert von jeweils EUR 511,29 je Aktie.

Während des Geschäftsjahres hat die Gesellschaft keine eigenen Aktien erworben oder gehalten.

Gesetzliche Rücklage

Nach Luxemburger Recht ist die Gesellschaft verpflichtet, solange mindestens 5% des Jahresüberschusses im Wege der Vorwegzuweisung in die gesetzliche Rücklage einzustellen, bis diese 10% des gezeichneten Kapitals beträgt. Die gesetzliche Rücklage steht für Gewinnausschüttungen nicht zur Verfügung.

Die unverändert zum Vorjahr bestehende gesetzliche Rücklage von TEUR 3.068 erfüllt das gesetzlich geforderte Minimum von 10% des gezeichneten Kapitals.

Sonstige Rücklagen, einschließlich der Zeitwert-Rücklage

Die Gesellschaft hat in Anlehnung des Vorschlags des Vorstands hinsichtlich der Verwendung des Jahresüberschusses des Geschäftsjahres 2022 im Zuge einer ordentlichen Generalversammlung am 15. März 2023 beschlossen, den Jahresüberschuss von TEUR 24.137 als zur Verfügung stehenden verteilungsfähigen Gewinn nach Rücklagenzuführung von TEUR 10.000 in Höhe von TEUR 14.137 auszuschütten.

DWS Investment S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2023

Nach §8a des Luxemburger Vermögensteuergesetzes („VStG“) kann die Vermögensteuer bei Vorliegen der entsprechenden Bedingungen auf sich selbst angerechnet werden und die Gesellschaft ihre Vermögensteuerschuld auf diesem Wege ermäßigen. Entsprechend den gesetzlichen Anforderungen hat die Gesellschaft - wie in den Vorjahren - beschlossen, mindestens das Fünffache des der verminderten Vermögensteuer entsprechenden Betrages in die sonstigen Rücklagen einzustellen. Gemäß der gesetzlichen Bindungsfrist ist dieser Rücklagenposten für die fünf auf die Ermäßigung folgenden Steuerjahre in der Bilanz beizubehalten.

Im Rahmen der Verwendung des Gewinns des Geschäftsjahres 2022 beläuft sich die Zuführung zur Rücklage für Vermögensteuer gemäß §8a VStG auf TEUR 10.000. Von den sonstigen Rücklagen in Höhe von TEUR 341.365 sind beschlussgemäß insgesamt TEUR 56.500 als Rücklagen für Vermögensteuer gebunden.

Rückstellungen**Steuerrückstellungen**

Analog zum Vorjahr bestehen weiterhin keine Steuerrückstellungen. Durch zu hohe Vorauszahlungen insbesondere für das Jahr 2021, aber auch in den Folgejahren, hat die Gesellschaft eine Steuerforderung, die in den sonstigen Forderungen ausgewiesen ist.

Mit dem Gesetz vom 22. Dezember 2023 über die effektive Mindestbesteuerung setzt Luxemburg die Richtlinie (EU) 2022/2523 des europäischen Rates vom 15. Dezember 2022, eine bedeutende internationale Steuerreform, mit dem ein globales Mindeststeuerniveau für multinationale Unternehmensgruppen und große nationale Konzerne in der Europäischen Union ("Säule 2" genannt) gewährleistet werden soll, in nationales Recht um. Entsprechend dem Gesetz hat die Gesellschaft die Änderungen implementiert. Unmittelbare Auswirkungen auf die DWS Investment S.A. ergeben sich dadurch nicht. Die Gesellschaft unterliegt der Standardertragsbesteuerung nach in Luxemburg gültigen Standardsteuersätzen zu derzeit insgesamt 24,94%.

DWS Investment S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2023

Sonstige Rückstellungen

Die Gesellschaft hat für einige der von ihr verwalteten Fonds für abgegrenzte Zeiträume Wertentwicklungszusagen bzw. Garantien begeben. Aufgrund der Verhältnisse am Bilanzstichtag besteht eine entsprechende Rückstellung in Höhe von TEUR 131.665. Im abgelaufenen Geschäftsjahr sind Zahlungen aus Garantieverpflichtungen in Höhe von TEUR 319 geleistet worden. Vor dem Hintergrund im Jahresdurchschnitt leicht gefallener Garantievolumina der Fonds wurde zum Jahresende 2023 ein Betrag von TEUR 7.637 erfolgswirksam aufgelöst.

Der Restbetrag der sonstigen Rückstellungen in Höhe von TEUR 11.283 entfällt im Wesentlichen auf Rückstellungen im Rahmen der Verwaltung betreffend das Fondsgeschäft.

Bei der Bemessung der sonstigen Rückstellungen wurde allen erkennbaren Risiken Rechnung getragen.

Verbindlichkeiten

Verbindlichkeiten aus Lieferungen und Leistungen

Die Verbindlichkeiten aus Lieferungen und Leistungen umfassen mehrheitlich zu zahlende Vermittlungsvergütungen in Höhe von TEUR 55.156.

Verbindlichkeiten gegenüber verbundenen Unternehmen

Die Verbindlichkeiten gegenüber verbundenen Unternehmen enthalten Verbindlichkeiten aus Vertriebsleistungen (TEUR 161.002), IT-Verrechnungen (TEUR 25.296) sowie sonstigen Konzernverrechnungen (TEUR 15.114).

Sonstige Verbindlichkeiten

Der Posten entfällt auf Verpflichtungen gegenüber Steuerbehörden und Sozialversicherungsträgern (insgesamt TEUR 4.801).

DWS Investment S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2023

Eventualverbindlichkeiten und sonstige finanzielle Verpflichtungen

Zum 31. Dezember 2023 hat die Gesellschaft folgende Devisenterminkontrakte abgeschlossen, um auf Fremdwährung lautende Forderungen des Umlaufvermögens gegen Wechselkursrisiken abzusichern:

Währung	Gekaufter Betrag (Terminkurs)	Währung	Verkaufter Betrag	Fälligkeit	Marktwert in EUR
EUR	23.366.586	USD	26.000.000	5.1.2024	23.525.154
EUR	1.277.139	JPY	200.000.000	5.1.2024	1.283.833
				Summe	24.808.987

Des Weiteren hat die Gesellschaft zum 31. Dezember 2023 im Rahmen der internen Risikosteuerung zu Hedging-Zwecken (Absicherung gegen Markt- und Fremdwährungsrisiken von Wertpapieren des Umlaufvermögens) abgeschlossene und täglich abgerechnete Futuresgeschäfte von nominal TEUR 130.711 für Währungsfutures und nominal TEUR -169.162 für Indexfutures - jeweils bezogen auf den historischen Futureskurs - im Bestand, für die ein Guthaben auf dem Margin-Konto (Ausweis im Bilanzposten „Guthaben bei Kreditinstituten, Postscheckguthaben, Schecks und Kassenbestand“) von TEUR 9.320 besteht. Der Marktwert (beizulegender Zeitwert) der Futures beläuft sich auf TEUR 133.368 für die Währungsfutures bzw. TEUR -173.740 für die Indexfutures. Daneben wurde ein Inflationswap von nominal TEUR 1.000 und einem Marktwert von TEUR -2 abgeschlossen sowie Credit Default Swaps von nominal TEUR -15.700 und einem Marktwert von TEUR -254.

Darüber hinaus bestehen Verpflichtungen aus diversen Dauerschuldverhältnissen insbesondere mit Konzernunternehmen, die u.a. Mietverträge und Geschäftsbesorgungsverträge bzw. diverse Intra-Group Service Agreements im Rahmen der verwalteten Fonds umfassen.

DWS Investment S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2023

Gewinn- und Verlust-Rechnung**Nettoumsatzerlöse**

Die Gesellschaft erhält für die Verwaltung der Fonds ein Entgelt. Dieses Entgelt enthält im Regelfall neben der Verwaltungsvergütung auch die Kosten für die Verwahrstelle, das Fondsmanagement, Vertriebskosten sowie gegebenenfalls die Kosten für die Administrationsstelle. Die Gesamtvergütungssätze sind in den jeweiligen Verwaltungsreglements/Prospekten/Emissionsdokumenten bzw. Satzungen der betreffenden Fonds festgelegt. Daneben bestehen für einzelne Fonds gemäß Verwaltungsreglement/Prospekt/Emissionsdokument Vereinbarungen über erfolgsabhängige Vergütungen.

Die Erträge setzen sich wie folgt zusammen:

	2023 in TEUR	2022 in TEUR
Verwaltungsgebühren	1.220.005	1.247.533
Erfolgsabhängige Vergütungen	23.692	9.011
	1.243.697	1.256.544

Die Entwicklung der vorwiegend volumenabhängig ausgestalteten Verwaltungsgebühren ist zum einen wesentlich vom Anlagevolumen („Assets under Management“) der verwalteten Fondsvermögen geprägt, zum anderen von der Anlageklasse und den damit verbundenen unterschiedlichen Gebührenniveaus. Der Rückgang der Verwaltungsgebühren beruht trotz im Durchschnitt leicht gestiegener Anlagevolumina insbesondere auf Verschiebungen im Assetmix und damit verbundener Margen. Dieser hat sich im Verlauf des Jahres durch hohe Zuflüsse im Wesentlichen im Passivbereich und Abflüssen in den traditionellen Assetklassen verändert. Neue Produkte und Zuflüsse in Passive, in geringerem Umfang auch in Cash sowie illiquiden Anlageformen, während Equity, Multi Asset Fonds und Fixed Income Fonds dagegen Volumensverluste erlitten, haben trotz allgemein positiver Marktentwicklung das Ergebnis negativ beeinflusst. Die in den vergangenen Jahren wahrnehmbare Verschiebung

DWS Investment S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2023

des Asset Mix in relativ mehr passiv gemanagte Produkte mit geringeren Margen für die Gesellschaft hat nach einer Gegenbewegung in 2022 wieder an Fahrt gewonnen.

Die erfolgsabhängigen Vergütungen betreffen im Wesentlichen die vereinnahmte Performance Fee für einen erfolgreichen Multi-Asset-Fonds in Höhe von TEUR 15.420 sowie vereinnahmte Bruttogebühren für Wertpapierleihegeschäfte.

Die Netto-Umsatzerlöse wurden überwiegend innerhalb Luxemburgs erwirtschaftet. Von einer weitergehenden Aufgliederung der Netto-Umsatzerlöse nach geographischen Märkten wurde abgesehen.

Sonstige betriebliche Erträge

Die sonstigen betrieblichen Erträge setzen sich wie folgt zusammen:

	2023 in TEUR	2022 in TEUR
Provisionen des Fondsvertriebs	2.877	43.854
Erträge aus konzerninternen Leistungsverrechnungen	16.402	19.292
Erträge aus der Verwaltung von Investmentkonten (IKS)	0	469
Sonstige Erträge	10.690	7.837
	29.969	71.452

Die Provisionen des Fondsvertriebs basieren weitgehend auf Verrechnungen für Fondsanteile aus dem Bereich Investmentkonten.

Die niedrigeren Erträge aus konzerninternen Leistungsverrechnungen entfallen im Wesentlichen auf Verrechnungen für administrative Dienstleistungen, Vertriebsleistungen und IT Services, während im Vorjahr noch ein großer Teil auf Dienstleistungen aus der digitalen Investmentplattform (DIP), die im November 2022 verkauft wurde, zurückzuführen war.

Der Anstieg der sonstigen Erträge resultiert im Wesentlichen aus der Teilauflösung der Garantierückstellung in Höhe von TEUR 7.636, die den feststellbaren Rückgang bei der

DWS Investment S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2023

restlichen Position nach dem Wegfall der Verrechnungen für Fondsanteile aus dem Bereich Investmentkonten durch den Verkauf der DIP Plattform überkompensiert hat.

Sonstige externe Aufwendungen

	2023 in TEUR	2022 in TEUR
Aufwendungen für Vertriebsprovisionen	545.900	565.204
Kostenumlagen von Konzerngesellschaften	187.468	216.702
Vergütungen für Fondsmanagement	419.469	407.989
Erfolgsabhängige Vergütungen	15.420	0
Verwahrstellenvergütung	6.950	7.558
Sonstige Aufwendungen	52.866	74.881
	1.228.073	1.272.334

Ursächlich für den Rückgang der im Wesentlichen volumenabhängig ausgestalteten Aufwendungen für Vertriebsprovisionen ist der Rückgang bei zugrunde liegenden vergütungsrelevanten Fondsvolumina - primär im aktiven gemanagten Bereich, aber auch im Bereich alternativer Investmentlösungen.

Der Rückgang der Kostenumlagen von Konzerngesellschaften resultiert im Wesentlichen aus der gesunkenen Allokation gruppeninterner Vertriebs- und Infrastrukturkosten.

Die Entwicklung der Vergütungen für Fondsmanagement, die überwiegend volumenabhängig berechnet werden, ist neben der leichten Ausweitung des durchschnittlichen Fondsvolumens vor allem durch die Umstellung der zugrundeliegenden Transfer Pricing Verrechnung für Investment Managementleistungen auf aktuellere Marktusage verursacht. Danach erhält die Managementgesellschaft lediglich noch einen vordefinierten Selbstbehalt und zahlt das verbleibende Residual an Erträgen an den Investment Manager weiter. Dieses Verrechnungsmodell wird nunmehr in allen Assetklassen der Gesellschaft angewendet.

DWS Investment S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2023

Die erfolgsabhängigen Vergütungen betreffen grundsätzlich ebenso die Weiterleitung von erhaltenen Vergütungen an den entsprechenden Investment Manager, im abgelaufenen Jahr im Multi Asset Bereich.

Sonstige Aufwendungen entfallen im Wesentlichen auf laufende Kosten aus dem Fondsgeschäft (Prüfungs- und Beratungskosten, Bank- und Zahlstellengebühren, Mieten, IT-Kosten etc.) sowie Gebühren für die Aufnahme der DWS-Fondsprodukte in diverse externe Fondsplattformen (TEUR 7.108).

Wertberichtigungen zu Finanzanlagen und zu Wertpapieren des Umlaufvermögens

Der Ausweis resultiert im Wesentlichen aus Wertberichtigungen für gehaltenen Fondsanteile aus dem Cash/Fixed Income-Bereich sowie Aktienfonds und Real Assets Fondsanlagen.

Zinsen und ähnliche Aufwendungen

Vom Gesamtausweis in Höhe von TEUR 15.175 entfallen u.a. TEUR 4.522 auf Fremdwährungsverluste, TEUR 8.718 auf Aufwendungen aus Terminkontrakten und TEUR 1.928 auf Verluste aus Wertpapiergeschäften.

DWS Investment S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2023

Personal sowie gewährte Bezüge, Vorschüsse und Kredite für Mitglieder der Verwaltungs- oder Aufsichtsorgane und Pensionsverpflichtungen gegenüber früheren Mitgliedern dieser Organe

Im Jahresdurchschnitt waren 99 (Vorjahr: 152) Mitarbeiter beschäftigt, die sich nach Gruppen wie folgt aufteilen (in Klammern Angaben zum Vorjahr):

Mitglieder des Vorstands:	4 (4)
Leitende Angestellte/Führungskräfte:	15 (14)
Angestellte:	80 (132)

Im Jahr 2023 betrugen die für ihre Tätigkeiten gewährten Gesamtbezüge (exklusive geldwerter Vorteile) des Vorstands und leitender Angestellter/Führungskräfte TEUR 3 780 (Vorjahr: TEUR 3.970). Bezüge an den Aufsichtsrat der Gesellschaft wurden unverändert zum Vorjahr nicht gezahlt.

Gegenüber vormaligen Mitgliedern des Vorstands oder des Aufsichtsrats bzw. belaufen sich die Pensionsverpflichtungen auf TEUR 878 (Vorjahr: TEUR 1 057). Die Zuführungen zu den Pensionsrückstellungen betragen TEUR 44.

Kredite, Vorschüsse sowie sonstige Haftungsverpflichtungen gegenüber Mitgliedern des Vorstands und Führungskräften sowie des Aufsichtsrats wurden während des Geschäftsjahres 2023 nicht gewährt bzw. eingegangen.

Geschäfte mit nahestehenden Personen und Unternehmen

Es wurden keine wesentlichen Geschäfte mit nahestehenden Personen und Unternehmen zu nicht marktüblichen Konditionen durchgeführt.

Honorare des Abschlussprüfers

Das im Geschäftsjahr erfasste Gesamthonorar des Abschlussprüfers bzw. des zugelassenen Cabinet de révision agréé setzt sich im Einzelnen wie folgt zusammen (ohne Honorare für Leistungen hinsichtlich der von der Gesellschaft verwalteten Fonds):

in TEUR (exklusive Umsatzsteuer)	2023	2022
Honorar für:		
- Jahresabschlussprüfung	162	144

DWS Investment S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2023

- Andere Bestätigungsleistungen	36	36
- Steuerberatungsleistungen	-	35
- Sonstige Leistungen	-	-

Ereignisse von besonderer Bedeutung nach dem Abschlussstichtag

Es wurden keine wesentlichen Ereignisse nach dem Bilanzstichtag verzeichnet, die nicht bereits in die Bilanz oder die Gewinn- und Verlust-Rechnung einbezogen wurden.

4【利害関係人との取引制限】

投資者の公平な取扱い／利益相反への対処

主題

管理会社は、利益相反、具体的には管理会社、その従業員と顧客の間の利益相反および顧客間の利益相反が公正に処理されるよう取引を行う。一方を管理会社またはその従業員、他方を顧客とする利益相反においては、顧客の利益を常に優先する。

序論

世界的に事業を行っている金融サービス業者として、管理会社およびその関連会社であるドイツ銀行グループ会社（ドイチェ・バンク・アー・ゲーを含む。）は、実際のおよび潜在的な利益相反に常に直面している。管理会社は、それぞれの利益相反を特定、処理および監視できる組織体制の構築および有効な管理対策の実施のためにあらゆる適切な措置を講じることを原則としている。

管理会社の経営陣は、管理会社のシステム、管理および手順が利益相反を特定、監視および解決するためにふさわしいものであるよう確保することにつき責任を負う。管理会社のコンプライアンス部および法務部は、実際のおよび潜在的な利益相反（管理会社がドイツ銀行グループの一翼を担う会社に業務を委託することにより生じるものを含む。）の特定および監視を支援する。

管理会社は、各事業ラインに関して、実際のまたは潜在的な利益相反を特定、処理および監視することのできる適切な手順を備えている。管理会社は、利益相反への対処方法に関する原則を定めており、その最新版は、インターネット（www.dws.com/fundinformation）から入手することができる。

目的

管理会社は、顧客の利益に重大な悪影響を及ぼす利益相反を特定し、適切に処理するために適切な措置を講じる。関連する方針は、一切のかかる重大な利益相反を特定し、防止するために、また防止することが不可能な場合は影響を被る顧客の最善の利益に適うよう発行を管理するために、グループ・レベルおよび部門レベルでの適切な手順および対策に関する要件を定めている。

投資者の公平な取扱い

管理会社は、ファンドの投資者を公平に取り扱う義務を負う。管理会社は、他の資産および投資者に不利になるように特定の資産および資産への投資者を優遇することなく、平等な取扱いの原則に従い投資資産を運用する。管理会社の意思決定プロセスおよび組織体制は、これに従って調整される。

管理会社は、管理会社の従業員がドイツ銀行グループ・メンバーとして果たす役割に起因して利益相反が生じ得ることを認識している。かかる起こり得る事態に関して、各ドイツ銀行グループ・メンバーは、合理的な範囲で、（メンバーそれぞれの職務および責任に関する）かかる利益相反を公正に解決する努力を行い、管理会社および投資者の利益が悪影響を受けないことを確保することを約束している。管理会社は、ドイツ銀行グループ・メンバーはかかる職務を履行するために必要な適性および能力を有していると考えている。

潜在的な利益相反

以下の重大な利益相反は、投資者が達成可能な商業的成果に悪影響を及ぼす可能性があり、特に、投資者への支払額が少なくなることにつながる可能性がある。

さらに、将来的にはさらなる利益相反が存在または発生する場合があります、かかるさらなる利益相反も、特に、投資者が達成可能な商業的成果に悪影響を及ぼす可能性があり、投資者への支払額が少なくなることにつながる可能性がある。管理会社がかかるさらなる実際のまたは潜在的な利益相反を認識し、それが重大であるとみなした場合、かかる利益相反については、年次報告書またはインターネット（www.dws.com/fundinformation）において開示される。

a) 管理会社レベルの利益相反

ドイチェ・バンク・アー・ゲー、管理会社および投資運用会社ならびにこれらの企業のために行う者はすべて、ドイツ銀行グループに帰属する（以下「関連会社」という。）。場合によっては、関連会社は、現在または将来において、本ファンドにおける場合と同一のまたは類似する立場で他のファンドにも関与しまたは携わる。これも利益相反を生じさせる可能性がある。

関連会社は、会社法に基づきまたは人事の面で、間接的または直接的に相互に関連している。関与する会社が部分的に同じであることおよび会社法に基づきまたは人事の面で相互につながりのあることにより、利益相反がもたらされる可能性がある。複数の役割を担っていない会社であって、会社法に基づきまたは人事の面で相互につながりのない会社のみが関与する場合、ファンドにとって重要な契約が異なる態様で締結される可能性を排除することはできない。

関与する会社および者の利益は、相互に相反する可能性がある。管理会社に影響を及ぼす利益相反が生じた場合、管理会社は、ファンドの投資者に有利なようにかかる利益相反を解決する努力を行う。投資者の利益も影響を受ける場合、管理会社は、あらゆる利益相反を回避する努力を行い、かかる利益相反を回避することが不可能な場合は、投資者の利益を適切に保護すると同時に不可避的な利益相反が解決されることを確保する努力を行う。

ファンドは、その対象となる会社がドイツ銀行グループ会社、その子会社または関連会社である短期金融商品ファンド等の金融商品に投資することがある。場合によっては、かかる取引、デリバティブ取引、デリバティブ契約等の評価は、取引相手方が提供した情報に基づき行わなければならないことがある。かかる場合、かかる情報は、保管受託銀行が関連するファンドの特定の資産の価額を計算する際の基礎になる。これも利益相反を生じさせる可能性がある。

銀行残高、投資ファンドの受益証券／投資口または証券の形態（ただし、関連するファンドの投資条件に従い認められることを条件とする。）によるファンドの資産は、保管受託銀行について定める法規定に従い、関連会社に預託される場合がある。ファンドの銀行残高は、関連会社が発行する預託証券もしくは預託証書または関連会社が提供する銀行預金に投資されることがある。これにより、（銀行残高等の）金利水準以外の他の要因が投資（特に、情報の伝達のほか、関連会社の自社の商品または関連会社の商品への投資意欲等）に関連することになる可能性がある。銀行取引または同様の取引もまた、関連会社との間でまたは関連会社を通じて行われる場合がある。関連会社も同様に、デリバティブ取引またはデリバティブ契約の取引相手方となることがある。これにより、かかるデリバティブ取引またはデリバティブ契約を評価する際に利益相反が生じる可能性がある。

販売目論見書の反対趣旨の規定にかかわらず、管理会社は、管理会社が投資先とする同一の受益証券、不動産、証券、資産および証書を包含する他のファンドの勘定で積極的に取引を行うことができる。管理会社は、ファンドの投資目的と類似するもしくは異なる投資目的を追求する、および／または必要に応じてファンドと類似する投資プログラムもしくはファンドが参加していない他の投資プログラムを実施することができる他のファンドおよび顧客のために、投資運用サービスおよびコンサルタント業務ならびに／または管理サービスを行うことがある。本投資ファンドまたはその他の投資ファンドのために用いられるポートフォリオ戦略は、関連会社がファンド運用のために推奨する取引および戦略と一致しない場合があり、ファンドが投資先とする受益証券、不動産、証券および証書の価格および利用可能性は、損なわれるおそれがある。

管理会社は、必要および適切とみなすだけの時間をファンドの業務に費やす。管理会社は、特にさらなる投資顧問関係の締結またはさらなる事業活動の引受けに関して、かかる業務がファンドのための業務と競合する場合であっても、追加の投資ファンドの開始に関する制限を受けない。

b) 販売会社レベルの利益相反

販売会社に対する管理会社の報酬部分またはその他の支払額の比例按分支払いを考慮すると、販売会社は販売利益の増加が生じる。

c) 徴収済み管理報酬の一定の投資者に対する返金

管理会社は、その裁量において、個別の投資者との間で、徴収済みの管理報酬の一部の返金に合意することがある。これは、長期にわたって多額の資金を直接投資する機関投資家の場合に特に検討の対象になり得る。本件については、DWSインベストメント・エス・エーの「機関投資家営業」部門がこれらの問題につき責任を負う。

d) 保管受託銀行または副保管受託銀行に関連する特定の利益相反

保管受託銀行は、それらの通常の業務過程において多数の顧客および自己の勘定で同時に行為する会社および事業から成る国際的なグループの一員であるため、実際のまたは潜在的な利益相反が生じる可能性がある。利益相反は、保管受託銀行またはその関連会社が管理事務代行契約または別の契約もしくはその他の取決めに基づく活動に従事する場合に生じる。当該活動は以下を含む可能性がある。

- (i) 金融仲介機関、ファンドの管理事務代行業務、調査、証券貸付代行、投資運用、財務上の助言ならびに／またはその他の顧問サービスをファンドに提供すること。
 - (ii) 本人として自己の利益のために、または他の顧客のために、ファンドとの間で外国為替、デリバティブ、プリンシパル・レンディング、仲介、マーケット・メイキングまたはその他の金融取引を含む銀行、販売および売買取引を行うこと。
- 上記の活動に関連して、保管受託銀行またはその関連会社は、
- (i) 当該活動から利益を得ることを追求し、いかなる形の利益または対価をも受領および保持する権利を有しており、当該活動に関連して受領する利益または対価（報酬、費用、手数料、分配収益、スプレッド、値上げ、値下げ、利息、割戻し、割引またはその他の利益を含む。）の性質または金額をファンドに開示する義務を負わない。
 - (ii) 本人として自己の利益のために、その関連会社の利益のために、または他の顧客のために、有価証券またはその他の金融商品を購入し、販売し、発行し、取り扱いまたは保有する場合がある。
 - (iii) ファンドが入手することができない自らの所有する情報に基づく場合を含め、実行された取引に対して同一または反対の取引を行う場合がある。
 - (iv) ファンドの競合他社を含む他の顧客に対し、同一のまたは類似するサービスを提供する場合がある。
 - (v) 自ら行使することができる債権者の権利をファンドから付与される場合がある。

ファンドは、ファンドの勘定で外国為替取引、直物取引またはスワップ取引を実行するために保管受託銀行の関連会社を利用する場合がある。このような場合、当該関連会社は、ファンドのブローカー、代理人または受託者ではなく、本人としての資格において行為するものとする。当該関連会社は、かかる取引から利益を得ることを追求し、いかなる利益も保持し、ファンドに開示しない権利を有している。当該関連会社は、ファンドと合意した条件でかかる取引を行うものとする。

ファンドに帰属する現金が銀行たる関連会社に預け入れられる場合、当該関連会社がかかる口座に支払いまたは賦課する利息（もしあれば）および当該現金を受託者としてではなく銀行として保有することから生じる報酬またはその他の利益に関して、潜在的な利益相反が生じる。

管理会社は、保管受託銀行またはその関連会社の顧客またはカウンターパーティーとなる場合がある。

保管受託銀行による副保管受託銀行の利用に際して生じる可能性がある潜在的な利益相反は、大まかに以下の4種類を含む。

- (1) (a)最も低い報酬請求額、報酬の割戻しまたは類似するインセンティブを含むコスト要因、および
- (b)保管受託銀行が客観的な評価基準に加えて、より大きな相互的取引関係の経済的価値に基づき行

為する可能性のある相互的取引関係により影響を受ける、副保管受託銀行の選定および複数の副保管受託銀行間の資産配分に起因する利益相反。

- (2) 関連会社または非関連会社である副保管受託銀行は、他の顧客のためにおよび自己の利益のために行為することから、顧客の利益と相反する可能性がある。
- (3) 関連会社または非関連会社である副保管受託銀行は、顧客と間接的な関係のみを有し、保管受託銀行をカウンターパーティーとしていることから、自己または他の顧客の利益のために行為するインセンティブを保管受託銀行にもたらし、顧客に損害が生じる可能性がある。
- (4) 副保管受託銀行は、証券取引の支払が行われない場合に行使することができる、顧客の資産に対する市場ベースの債権者の権利を有している場合がある。

保管受託銀行は、その職務の遂行に際し、正直に、公正に、専門的に、独立して行為し、ファンドおよびその受益者の利益のためにのみ行為するものとする。

保管受託銀行は、その保管業務の履行を、その他の潜在的に相反する業務と職務上および序列上分離している。内部統制システム、異なる報告系統、業務の割当ておよび運用報告により、潜在的な利益相反および保管上の問題は適切に特定され、管理され、監視される。さらに、保管受託銀行による副保管受託銀行の利用に関して、保管受託銀行は、いくつかの潜在的な利益相反に対処するために契約上の制限を課しており、副保管受託銀行による高水準の顧客サービスを確保するために、副保管受託銀行に対するデュー・ディリジェンスおよび監督を維持している。また、保管受託銀行は、顧客の活動および持分に関する報告を頻繁に提供しており、その基礎となる機能を社内外の統制監査の対象としている。最後に、保管受託銀行は、その保管業務の履行を、自己の活動と内部的に分離し、顧客に対して倫理的かつ公正に、透明性をもって行為するよう従業員に要求する行動規範を遵守している。

保管受託銀行、保管受託銀行の職務、生じる可能性がある利益相反、保管受託銀行により委託された保管機能、委託先および再委託先ならびに当該委託から生じる可能性がある利益相反に関する最新情報は、受益者の請求により保管受託銀行から入手することができる。

5【その他】

(1) 定款の変更等

株主総会は、特に定款の変更等、管理会社のすべての事項に関し決定することができる。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの法律の一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

(3) 出資の状況

該当なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無制限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することもできる。

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店（State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch）（「保管受託銀行」「副管理事務代行会社」）

① 資本金の額

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHの資本金は、2025年1月末日現在、109,368,445ユーロ（約175億3,832万円）。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店に資本金はない。

② 事業の内容

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店は2009年10月1日に、ルクセンブルグの法律に基づき設立され、ルクセンブルグにおいて、あらゆる種類の銀行業務および金融サービスの提供ならびにそれらに関連する業務を行っている。

(2) DWSインベストメントGmbH（DWS Investment GmbH）（「投資運用会社」）

① 資本金の額

2025年1月末日現在、1億1,500万ユーロ（約184億4,140万円）

② 事業の内容

投資運用会社は、ドイツ法に基づくポートフォリオ・マネージャーである。

(3) ドイツ証券株式会社（「代行協会員」）

① 資本金の額

2025年1月末日現在、437億9,601万円

② 事業の内容

金融商品取引法に基づき日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

(4) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」）

① 資本金の額

2025年1月末日現在、405億円

② 事業の内容

金融商品取引法に基づき日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

(5) SMBC日興証券株式会社（「日本における販売会社」）

① 資本金の額

2024年12月末日現在、1,350億円

② 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、SMBC日興証券は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

2【関係業務の概要】

- (1) ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店（State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch）（「保管受託銀行」「副管理事務代行会社」）

ファンド資産を分別保管するとともに、ルクセンブルグの法律に基づき保管受託銀行に課せられるその他一切の義務を履行し、また、管理事務代行業務を行う。

- (2) DWSインベストメントGmbH（DWS Investment GmbH）（「投資運用会社」）

投資方針および直接的な投資判断の日々の遂行を含むファンド運用業務を行う。

- (3) ドイツ証券株式会社（「代行協会員」）

日本における代行協会員業務を行う。

- (4) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」）

日本における受益証券の販売および買戻業務を行う。

- (5) SMBC日興証券株式会社（「日本における販売会社」）

日本における受益証券の販売および買戻業務を行う。

3【資本関係】

管理会社、投資運用会社および代行協会員の最終的な親会社はドイツ銀行である。

第3【投資信託制度の概要】

（2025年2月付）

I. 定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済） （2010年法が継承）
2004年法	リスク資本に投資する投資法人（以下「SICAR」という。）に関する 2004年6月15日法（改正済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正 済）
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（改 正済）
AIF	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EC） No.1060/2009および規則（EU）No.1095/2010を改正する、オルタナ ティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧 州理事会指令2011/61/EU（改正済）
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および 監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する 2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No.231/2013
ベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU） No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとして または投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に 関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/ 1011（改正済）
CESR	欧州証券市場監督局（ESMA）によって代替された欧州証券規制委員会
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
CSRF	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合（EECの継承機関であるECを吸収）
FCP	契約型投資信託
KIDまたは PRIIPs KID	規則1286/2014において言及される主要情報文書
KIIDまたは UCITS KIID	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主 要投資家情報文書
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州 連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州 連合加盟国に相当するとみなされる国

メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からRESAに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド
MMF規則	随時改正および補足されるマネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131
非個人向け パートIIファンド パートIファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められていないパートIIファンド（特にUCITS IV指令をルクセンブルグ法において導入する）2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
PRIIP	PRIIPs規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品
PRIIPs規則または規則1286/2014	パッケージ型個人向け投資金融商品（PRIIPs）の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）1286/2014（改正済）
RAIF	2016年法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
登録AIFM	運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向け パートIIファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められているパートIIファンド
RESA	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SFDR	金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/2088（改正済）
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
SFT規則	規則（EU）No.648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015/2365
SIF	2007年法に基づく専門投資信託
タクソノミー規則	規則（EU）2019/2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2020/852
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS IV指令または指令2009/65/EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009/65/EC
UCITS所在加盟国	UCITS IV指令第5条に基づきUCITSが認可を受けた加盟国
UCITS受入加盟国	UCITSの受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社または2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社 第15章管理会社	

II. ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグ法に基づき、以下の種類の投資ビークルを創設することができる。

1) 規制を受けるルクセンブルグの投資ビークル

a) 投資信託（UCI）

- － UCITS、すなわち、指令2009/65/ECに基づき認可され、2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
- － パートIIファンド、すなわち、2010年法パートIIに基づく投資信託
- － SIF、すなわち、2007年法に基づく専門投資信託

b) UCI以外の投資ビークル

- － SICAR、すなわち、2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
- － 変動資本を有する年金貯蓄会社および年金貯蓄組合の形態をとる退職金支給機関に関する改正2005年7月13日法に基づく年金基金
- － 証券化に関する改正2004年3月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されている場合）

2) 規制を受けないルクセンブルグの投資ビークル

- － 証券化に関する改正2004年3月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されていない場合）
- － RAIF、すなわち、2016年法に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
AIFとしての資格を有するが、ルクセンブルグの商品法の対象とならない、他の規制を受けないルクセンブルグの投資ビークルの創設も可能である。

本概要は、2010年法に基づくUCITSおよびパートIIファンドに適用されるルクセンブルグ法の概要であり、ルクセンブルグにおける集団投資スキームに直接または間接的に適用される多数の複雑な法律および規則の網羅的な分析ではない。

UCITSおよびパートIIファンドに適用される法律は、CSSFが発行するさまざまな規則、告示およびFAQにより補完されるが、これらは本概要説明の一部を構成するものではない。

ルクセンブルグの規則および規制のほか、すべての加盟国において直接適用されるさまざまな欧州規制およびESMAが発行する指針がUCIに適用される。

重要情報

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

III. 規制を受けるルクセンブルグ投資信託の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパートIのUCITSおよびパートIIのUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

- | | |
|--------|---------------------------|
| パートI | UCITS（以下「パートI」という。） |
| パートII | その他のUCI（以下「パートII」という。） |
| パートIII | 外国のUCI |
| パートIV | 管理会社 |
| パートV | UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定 |

1.2 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パートIおよびパートIIに従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement) (以下「F C P」という。)

2) 投資法人 (investment companies)

－ 変動資本を有する投資法人 (以下「S I C A V」という。)

－ 固定資本を有する投資法人 (以下「S I C A F」という。)

契約型U C I T Sおよび会社型U C I T SならびにパートIIファンドは、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託 (F C P)

契約型の投資信託は、F C Pそれ自体、その管理会社 (以下「管理会社」という。) およびその保管受託銀行 (以下「保管受託銀行」という。) の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 F C Pの概要

F C Pは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。F C Pは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、F C Pに投資することにより、F C Pに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、F C Pの約款 (以下を参照のこと。) に基づく。F C Pへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、F C Pの受益証券 (以下「受益証券」という。) を保有する。

3.1.2 F C Pの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格 (約款にその詳細が規定されることが求められる。) に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、受益証券または端数の受益証券の登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パートIファンド (すなわちU C I T S) の受益証券は、F C Pによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パートIIファンドについて、C S S F規則は、2010年法第91条に従い、F C Pの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付I M L告示91/75 (改正済) は、パートIIファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で (原則として月に一度以上) 決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C Pの分配方針は約款の定めに従う。

U C I T Sに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパートIIファンドに関する2010年法第91条は、C S S F規則によって特定の追加要件を設定しう旨規定している。

(注) 本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- － F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、U C I T Sとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから6か月以内およびパートIIファンドとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。
ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- － 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行する。

- － 発行価格および買戻価格は、UCITSの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパートIIファンドについては少なくとも1か月に1度（例外がある）は計算されなければならない。
 - － 約款には以下の事項が記載される。
 - a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - c) 配分方針
 - d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - e) 公告に関する規定
 - f) FCPの会計の決算日
 - g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
 - h) 約款変更手続
 - i) 受益証券発行手続
 - j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
- （注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づくFCPの保管受託銀行

A. 管理会社は、運用しているFCPそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、CSSFにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、FCPの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた信用機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたFCPのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. FCPの形態をとるUCITSおよび個人向けパートIIファンドについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- － FCPの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- － FCPの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- － 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- － FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － FCPの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にFCPの受益証券の申込みにあいてFCPの受益者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、FCPのすべての現金がa) FCP名義、FCPを代理する管理会社名義またはFCPを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC¹第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

F C Pを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

1 「指令2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会指令2006/73/ECをいう。

C. F C Pの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

- i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
- ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、F C Pを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってF C Pに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

- i) F C Pを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてF C Pの所有権を確かめることによってかかる資産のF C Pによる所有を確認し、
- ii) F C Pが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、F C Pのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するF C Pの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるF C Pの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) F C Pの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がF C Pを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) F C Pの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてF C Pが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはF C Pの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたF C Pの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 - i) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 - ii) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査

- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるF C Pの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するF C Pに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) F C Pを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F. 保管受託銀行は、F C PおよびF C Pの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、F C Pを代理する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

F C Pの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、F C Pおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、F C PまたはF C Pを代理する管理会社に関して、F C P、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびF C Pの受益者に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、F C Pに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（保管受託銀行を任命する契約の条件に基づく。当該契約は、保管受託銀行の交代を認める通知期間を定めなければならない。最後に保管受託銀行を務めた機関は、F C Pの清算が終了するまで、F C Pのさまざまな資産を保管するために必要なすべての口座を維持しまたは開設する義務を含め、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。）
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合

d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

F C Pは、管理会社によって運用される。

F C Pに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/E Cに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/E Cが適用されるU C I T Sを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、U C I T Sの管理会社は、A I Fを運用するA I F Mとしても認可を受けることができる。

また、U C I T S管理会社およびA I F Mは、2018年8月23日に発行されたC S S F告示18/698に従う。

（さらなる詳細については、以下IV.3を参照のこと。）

3.1.5 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

U C I T Sについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はU C I T S規則に定められた追加条件に従う。

パートIIファンドについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグのU C I T SおよびパートIIファンドは、2010年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

3.2.1.1 2010年法に基づくS I C A V

2010年法に従い、U C I T SおよびU C Iは、S I C A Vの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法パートIに従い、S I C A Vは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

パートII S I C A Vとは、ルクセンブルグ法に準拠する、公開有限責任会社 (société anonyme)、株式有限責任事業組合 (société en commandite par actions)、普通リミテッド・パートナーシップ (société en commandite simple)、特別リミテッド・パートナーシップ (société en commandite spéciale)、非公開有限責任会社 (société à responsabilité limitée) または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合 (société coopérative organisée sous forme de société anonyme) の形態を採用している会社のうち、以下に該当するものを意味する。

- 投資リスク分散のためにその資金を資産に投資し、その資産の運用結果の恩恵を投資家に提供することを唯一の目的とするもの
- その証券またはパートナーシップ持分が、公募または私募によって一般に募集されることが意図されているもの
- その規約またはパートナーシップ契約において、資本金が常に当該会社の純資産の金額と同額となる旨規定されているもの

株式有限責任事業組合、普通リミテッド・パートナーシップまたは特別リミテッド・パートナーシップの法的形態を採用しているパートII S I C A Vは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたA I F Mか、A I F M Dの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたA I F Mのいずれか単一のA I F Mによって運用されるものとし、当該S I C A Vが第三国で設立されたA I F Mにより運用される場合、A I F M Dの第66条第3項の適用を受ける。

パートII S I C A Vは、商事会社に適用される一般規定、特に（2010年法により適用除外されていない限り）1915年法に従うものとする。

3.2.1.2 2010年法に従うS I C A Vの要件

S I C A Vに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パートIの対象であり、U C I T Sとしての資格を有するS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含め、2010年法パートIに従うすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。

パートII S I C A Vは、株式払込剰余金またはパートナーシップ持分を構成する金額を加算した株式資本を維持しなければならない。当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。この最低額は、S I C A Vの認可後12か月以内に達成しなければならない。C S S F規則によりかかる最低額は、250万ユーロに引き上げることができる。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、かかる規則は存在しない。

- 取締役の任命および取締役の変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約またはパートナーシップ契約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも証券またはパートナーシップ持分を発行することができる。
- 規約またはパートナーシップ契約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて証券またはパートナーシップ持分を買い戻す。
- U C I T SおよびパートIIファンドに関して、通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの証券またはパートナーシップ持分²を発行しない。
- U C I T SおよびパートIIファンドの規約またはパートナーシップ契約³は、発行および買い戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。U C I T Sについては、規約に別段の定めがない限り、S I C A Vの資産の評価は、証券取引所への正式な上場が認められている証券の場合、証券取引所における最新の相場に基づくものと

する（ただし、当該相場が代表的なものでない場合はこの限りではない。）。かかる証券取引所への上場が認められていない証券およびかかる証券取引所への上場が認められているが最新の相場が代表的なものでない証券については、評価は、推定実現価格に基づくものとし、かかる価格は慎重かつ誠実に見積らなければならない。パートIIファンドについては、規約またはパートナーシップ契約に別段の定めがない限り、S I C A Vの資産の評価は、公正価格に基づくものとする。この価格は、規約またはパートナーシップ契約に定める手続に従い決定されるものとする。

- － 規約またはパートナーシップ契約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。発行または買戻しが停止された場合、S I C A Vは、遅滞なくC S S F（S I C A Vが他の加盟国においてその受益証券を販売する場合は、当該加盟国の管轄当局）に通知しなければならない。

投資家の利益のために必要な場合において、S I C A Vの活動および運用に関する法令、規約またはパートナーシップ契約の規定が遵守されていないときには、C S S Fは、パートIIファンドの買戻しを停止することがある。

証券またはパートナーシップ持分の発行および買戻しは、以下の期間および場合に、禁止されるものとする。

a) S I C A Vの保管受託銀行が不在となる期間中

b) 保管受託銀行が清算され、もしくは破産宣告を受け、債権者との取決め、支払停止もしくは管理下の経営を求め、または類似の手続に服する場合－ 規約またはパートナーシップ契約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（U C I T Sについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パートIIファンドについては最低1か月に1回とする。）。

- － 規約またはパートナーシップ契約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。
- － S I C A Vの証券またはパートナーシップ持分は無額面とする。

2 「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」に対する言及は、パートナーシップとして組成されたパートIIファンドにのみ適用される。

3 「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」に対する言及は、パートナーシップとして組成されたパートIIファンドにのみ適用される。

3.2.2 2010年法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

A. S I C A Vは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って単一の保管受託銀行が任命されるようにする。C S S Fにより承認された保管受託銀行は、保管受託契約に従い、S I C A Vの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

F C Pの保管受託銀行に関して上記III.3.1.3Aに記載される条件は、S I C A Vの保管受託銀行に対しても適用される。

B. S I C A Vの形態をとるU C I T Sおよび個人向けパートIIファンドについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- － S I C A Vの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの規約に従って執行されるようにすること。
- － S I C A Vの投資証券の価格が法律およびS I C A Vの規約に従い計算されるようにすること。
- － 法律またはS I C A Vの規約に抵触しない限り、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を執行すること。
- － S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － S I C A Vの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にS I C A Vの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、S I C A Vのすべての現金がa) S I C A V名義またはS I C A Vを代理する保管受託銀行名義で開設

され、b) 指令2006/73/EC第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

S I C A Vを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. S I C A Vの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

- i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
- ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、S I C A Vを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってS I C A Vに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

- i) S I C A Vから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてS I C A Vの所有権を確かめることによってかかる資産のS I C A Vによる所有を確認し、
- ii) S I C A Vが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、S I C A Vのすべての資産をまとめた一覧をS I C A Vに提出する。

保管受託銀行が保管するS I C A Vの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるS I C A Vの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) S I C A Vの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) S I C A Vの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてS I C A Vが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはS I C A Vの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、FCPに関して上記III.3.1.3Eに記載されているのと同じ条件で、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

F. 保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa) に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき、FCPの保管受託銀行がFCPおよびFCPの受益者に対して負う責任に関して上記III.3.1.3Fに記載されているのと同じ範囲において責任を負う。

G. 2010年法第37条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vと保管受託銀行を兼ねることはできない。

いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、S I C A V、S I C A Vを代理する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関して、S I C A V、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、S I C A Vに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはS I C A Vに解任される場合（保管受託銀行を任命する契約の条件に基づく。当該契約は、保管受託銀行の交代を認める通知期間を定めなければならない。通知期間の終了時までには新たな保管受託銀行が任命されない場合、C S S Fは、2010年法第130条第1項に定めるリストからS I C A Vを除外するものとする。最後に保管受託銀行を務めた機関は、S I C A Vの清算が終了するまで、S I C A Vのさまざまな資産を保管するために必要なすべての口座を維持または開設する義務を含め、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。）
- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手続の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりS I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章（U C I T S）または第16章（例えば、パートIIファンド）に従い管理会社によって運営される。

U C I T S S I C A Vが管理会社を指定した場合のS I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはS I C A Vにより解任された場合。
- b) 指定管理会社がS I C A Vにより退任され、S I C A Vが自己運用S I C A Vたる適格性の採用を決定した場合。
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手続に服し、または清算した場合。
- d) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、U C I T S管理会社および第16章管理会社は、下記IV.3.4に詳述されるC S S F告示18/698に従う。

3.2.4 関係法人

前記III.3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 管理会社を指定していない会社型U C I T Sの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、U C I T Sとしての資格を有し、かつ、管理会社を指定していない他の形態の会社型投資信託にも適用される。

- (1) S I C A Vが、指令2009/65/E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合
 - 認可の申請は、少なくともS I C A Vの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
 - S I C A Vの取締役は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を満たす少なくとも2名により決定されなければならない。「取締役」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代表するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
 - さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、U C I T S S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該U C I T S S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下のIV.3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と読み替えられる。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備（金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する、規則（EC）No 1060/2009、規則（EU）No 648/2012、規則（EU）No 600/2014、規則（EU）No 909/2014および規則（EU）2016/1011を改正する2022年12月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2022/2554に従い設立および運営されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。）ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグのU C I T SおよびパートIIファンドに関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法は、特に、複数のコンパートメントを有するU C I（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

かかるU C Iの目論見書には、各コンパートメントの特定の投資方針を記載しなければならない。

この構造により、一つの法主体において、異なる投資運用者によりポートフォリオが運用されるコンパートメントまたは異なる種類の投資家に対して募集されるかもしくは異なる報酬構造を有するコンパートメントなど、それぞれが異なる投資方針またはその他の異なる特徴を有するコンパートメントを設立することが可能となる。

これらのすべての状況において、各コンパートメントは、設立書類に別段の記載がない限り、他のコンパートメントの投資対象のポートフォリオから分離された投資対象の特定のポートフォリオに連動する。この原則に基づき、設立書類に別段の記載がない限り、アンブレラ・ファンドは一つの法主

体を構成するが、コンパートメントの資産は、当該コンパートメントの投資家および債権者に対してのみ提供される。

C S S Fは、2010年法（および2007年法）に従う投資信託（以下「UC I」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12/540を発行した。当該告示に従い、C S S Fによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

さらに、UC I内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUC Iのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類またはヘッジもしくは分配方針について異なる特徴を持つことがある。かかる構造において、原投資対象は、すべての投資証券クラス／受益証券クラスについて同一であるが、各クラスの投資証券1口当たり純資産価格は、例えば、一つのクラスのみについての配当の分配の結果として、または、ヘッジの場合には、一つの投資証券クラス／受益証券クラスのためのヘッジ取引の締結の結果として、異なることがある。コンパートメントとは違って、異なる投資証券クラス／受益証券クラスの資産および負債の分離は行われないことに留意するべきである。2017年1月30日付UC I T Sの投資証券クラスに関するE S M A意見には、UC I T Sが投資証券クラスのレベルでデリバティブ商品を用いる可能性がある一方で、この慣行を(i) 共通の投資目的、(ii) 連鎖がないこと、(iii) 事前決定および(iv) 透明性からなる4つの原則の遵守の対象とする旨規定している。かかるさまざまなオプションを用いる主な利益は、単一の事業における異なる商品の効率的な構築である。

4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、S I C A Vはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたS I C A Vの投資証券は全額払い込まれなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料によって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はC S S F規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）F C Pの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件（1915年法第420条の1）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立企画人の身元
- (ii) 法人の形態および名称
- (iii) 登録事務所
- (iv) 法人の目的
- (v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- (vi) 発行時に払込済の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記載
- (viii) 投資証券の様式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）
- (ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、C S S Fは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- （x）設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- （xi）資本の一部を構成しない投資証券（もしあれば）に関する記載
- （xii）取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- （xiii）法人の存続期間
- （xiv）会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- （i）設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをR E S Aに公告すること
- （ii）応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任（1915年法第420条の19および第420条の23）

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

IV. 2010年法に基づくルクセンブルグのU C I T S

1. ルクセンブルグのU C I T Sに関する序論

2010年法パート I に基づき適格性を有しているすべてのファンドは、他のE U加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、U C I T Sを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのU C I T Sの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。）。

2. ルクセンブルグのU C I T Sの投資制限

U C I T Sに適用される投資規則および制限は、2010年法第5章（第40条ないし第52条）に規定されており、同一の範囲においてF C Pおよび会社型投資信託にも適用される。

U C I T Sが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第5章の目的において、個別のU C I T Sとしてみなされる。

投資規則および制限は、U C I T Sの目論見書に詳細に記載される。

2010年法第5章に定める投資規則および制限は、以下の規則および規制によって明確にされ、補足されている。

- (1) C S S Fは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、C S S Fに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (2) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびU C I T Sの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付C E S Rガイドラインを実施する、2007年3月19日付E U指令2007/16/E Cを、ルクセンブルグにおいて施行している。
- (3) 2008年2月19日に、C S S Fは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339（以下「告示08/339」という。）を出した。
告示08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により代替される。）の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投

資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08/380により改正された。

- (4) 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08/356（以下「告示08/356」という。）を出した。

告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- (5) CSSF告示14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。

- (6) 2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。

MMF規則は、3種類のMMFについて規定しており、i) 公的債務固定純資産価額のファンド、ii) 低ボラティリティ純資産価額のファンド、およびiii) 変動純資産価額のファンド（VNAV）（短期VNAVおよび標準VNAVの形を取り得る。）である。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するUCITSに追加的な投資制限が適用される。

- (7) 指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。

B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS（以下「マスター」という。）に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
- 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社／第15章の管理会社

UCITSを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づきUCITS管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効であり、ESMAに対して通知される。

管理会社は、公開有限責任会社（société anonyme）、非公開有限会社（société à responsabilité limitée）、共同会社（société coopérative）、公開有限責任会社として設立された共同会社（société coopérative organisée comme une société anonyme）、または株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定はUCITS管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。

(注) 当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

- (5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてC S S Fによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表Iに記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

(注) 別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集合的管理において追加的に遂行する「その他の業務」（管理、販売およびAIFの資産に関連する行為等）から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

- (7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。

- (8) C S S Fは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

— 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

— 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

(i) 管理会社が運用するFCP（管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

(ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

(iii) 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

— これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、規則（EU）No.1093/2010、規則（EU）No.575/2013、規則（EU）No.600/2014および規則（EU）No.806/2014を改正する、投資会社の健全性要件に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/2033第13条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはC S S

FがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。かかる資本金は、流動資産または短期間で容易に換金可能な資産に投資されるものとし、投機的なポジションを含んではならない。

(c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。

(d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

(e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

(f) 管理会社の経営陣の構成員は、十分な評価を得ており、かつ、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。これは、以下を意味する。

(i) 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、（二層制度における）監査委員会の構成員および経営委員会の構成員が上記(c)にて言及される者と異なる場合、かかる構成員（場合に応じて）

(ii) その他の種類の会社に関しては、法律および設立文書により、管理会社を代表する組織の構成員

(9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、上記(8)(f)にて言及される管理会社の経営陣の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

(12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。

(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

(13) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/E Cに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備（金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する、規則（E C）No 1060/2009、規則（E U）No 648/2012、規則（E U）No 600/2014、規則（E U）No 909/2014および規則（E U）2016/1011を改正する2022年12月14日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2022/2554に従い設立および運営されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。）ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T Sの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反により害されるU C I T Sまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するU C I T Sの受益証券に投資してはならない。
 - 上記3.1(3)の業務に関し、信用機関および一定の投資会社の破綻に関する改正2015年12月18日法パートIIIタイトルIIIの規定ならびに1993年法第22—1条の規定に服する。
- （注）上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、C S S Fに適切に報告しなければならない。C S S Fは、U C I T S所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T Sが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。

- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。

管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。
- 報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。
- 報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受け取る従業員を含む各役職員に適用される。
- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
 - (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
 - (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。

- (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
- (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
- (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。

本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基いて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

- (q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適合かつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条(1)に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37-8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。

- (2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4 UCITS管理会社に適用される規則

CSSF規則No.10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、CSSFは、以前適用されていたCSSF告示12/546に代替する告示18/698を発行した。

ルクセンブルグのUCITS管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたCSSF告示12/546とは異なり、CSSF告示18/698は、あらゆる投資ファンド運用会社（すなわち、UCITS管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、AIFMおよび2013年法第4条第1項b）の意味における内部運用されるAIF）および登録事務代行会社の機能を行行使する事業体を対象としている。

当該告示により、CSSFは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、CSSFが投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、CSSF告示18/698は、(i) 投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに(ii) 取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、UCITS、AIFおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、CSSF告示18/698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してCSSFが期待することを明確にしている。

CSSFは、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびCSSFのために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、CSSFは、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、MiFIDファームに適用される要件により厳密に一致させている。

2019年12月20日、CSSFは、オープン・エンド型UCIの流動性リスク管理に関するIOSCOの勧告を実施する告示19/733を公表した。当該告示は、運用される各UCIのレベルにおける強固かつ効果的な流動性リスク管理プロセスの実施のために、管理会社がIOSCOの勧告（当該告示に添付される。）を適用することおよび関連するIOSCOの良好な慣行（IOSCOのウェブサイトですぐ入手可能である。）を利用することをCSSFが期待していることを明確にするものである。

IOSCOの勧告において扱われる流動性リスク管理プロセスの主要な要素は、当該告示において要約されている。すなわち、UCIの設計プロセス、UCIの日々の流動性管理および危機管理計画である。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1 UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。

- EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
 - (ii) 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。
 - (iii) ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定およびCSSFの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。
- CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、UCITSが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書（以下「UCITS KIID」という。）を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、目論見書およびKIIDおよびそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
 - KIIDは、投資家がUCITSの受益証券／投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。
- KIIDは、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。
- さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。
- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書およびKIIDに記載された方法により入手できる。
 - 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
 - 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

PRIIPs規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286/2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書（以下「PRIIPs KID」という。）を交付する必要がある。「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

PRIIPs規則は、2018年1月1日から適用され、2023年1月1日以降、UCITSは、PRIIPs KIDを作成しなければならない。

PRIIPs規則の目的は、(i) PRIIPs KID（最大A4 3頁）を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに(ii) PRIIP市場の参加者全員（PRIIPの設定者、助言者および販売者）に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、（クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む）あらゆる種類の投資ファンド、（その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む）仕組商品および（変額年金商品および配当付商品を含む）保険の方式による投資が含まれる。除

外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当ある場合はUCITS KIID／PRIIPs KIID）が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される主な規制

- － 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049（改正済）およびMMF規則（マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131）
- － 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/43/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10-4（2022年7月27日付CSSF規則No.22-05により改正済）
- － ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/44/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10-5（改正済）
- － ルクセンブルグの投資信託および投資ファンド運用会社が販売前およびクロス・ボーダーの販売において遵守すべき新たな通知および通知解除の手続に関するCSSF告示22/810（CSSF告示11/509を廃止）
- － 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF告示12/540
- － 2010年法パートIに服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS（場合に応じて）に適用される規定に関するCSSF告示16/644（CSSF告示18/697により改正済）
- － SFT規則（規則（EU）No.648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015/2365）
- － 規則（EU）No 648/2012（EMIR）に基づく報告に関するESMA指針の適用に関するCSSF告示23/846
- － ベンチマーク規則（指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/1011）（改正済）
- － SFSR（金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/2088）（改正済）
- － タクソノミー規則（規則（EU）2019/2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2020/852）
- － 純資産価額の計算過誤、投資規則不遵守の事例およびその他UCIレベルで過誤が生じた場合の投資家保護に関するCSSF告示24/856

4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

（i）公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

（ii）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

（iii）2010年法パートIに従うUCITSは、上記（ii）に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

- a) F C Pは、当該F C Pを運用するための管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記 a) を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたU C I T Sが指令2009/65/E Cに従う管理会社により運用され、指令2009/65/E Cに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、C S S Fは、2010年法第123条に従い、当該U C I T Sを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、C S S Fは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてU C I T Sの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきU C I T Sを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてU C I T Sを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、U C I T Sの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

(iv) 販売資料

2005年4月6日付C S S F告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S Fに提出する必要はないものとされている。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、C S S Fは、規則（E U）No.345/2013、規則（E U）No.346/2013および規則（E U）No.1286/2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2019/1156（改正済）に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するE S M A指針（同指針は2021年8月2日に公表された。）の適用に関する告示22/795を公表した。この告示において、C S S Fは、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、U C I T SおよびA I Fのマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、U C I T SまたはA I Fの受益証券／投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招かない性質に関する共通原則を確立するE S M A指針をC S S Fが適用し、取り入れることを確認している。

(v) 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかににかかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、U C I T S Vの規則により、パートIファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ U C I T S、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパートIの範囲内に該当するU C I T Sに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙ⅠのスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(vi) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(vii) 財務報告および監査

1915年法第461—6条第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場合および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

C S S Fは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびAML／C F Tの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、いわゆる「長文式報告書」の作成を求めた、U C I T SおよびパートⅡファンドの監査人の業務指針に関する2002年12月6日付C S S F告示02／81に定められる要件を修正（し、代替）するものである。これらの告示は、見直された要件を他の規制を受ける事業体（S I F、S I C A Rおよび投資ファンド運用会社）まで拡大適用するものである。

- C S S F告示21／788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付C S S F規則12—02（改正済）第49条において言及される承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による新たなAML／C F T外部報告書の作成を導入するものである。
- C S S F告示21／789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用S I C A Vおよび自己運用A I Fについて新たな自己評価質問票（以下「S A Q」という。）を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。この告示は、2010年法第125—1条の対象となる第16章管理会社に対するC S S F告示21／789の適用範囲を明確化し、マネジメント・レターの送信手続に関してC S S F告示18／698および19／708を廃止するC S S F告示23／839によって改正されている。
- C S S F告示21／790は、すべてのU C I T S、パートⅡファンド、S I FおよびS I C A Rについて新たなS A Qを導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。

(viii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L告示97/136（C S S F告示08/348により改正）およびC S S F告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

(ix) 罰則規定およびその他の行政措置

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。

(1) 2010年法の下、2010年法第148条第1項ないし第3項に言及される場合において、C S S Fは、下記(2)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- － 2010年法パートIおよびパートIIに従うU C I、その管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業
- － 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を有効に行う者
- － （U C Iが任意清算される場合）清算人

(2) かかる場合において、C S S Fは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。

- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
- b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
- c) （U C Iまたは管理会社の場合）U C Iまたは管理会社の認可の停止または取消し
- d) 管理会社もしくはU C Iの経営陣の構成員、または管理会社もしくはU C Iにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または（度重なる重大な法令違反の場合）永久禁止令
- e) （法人の場合）5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額（法人が親会社である場合または指令2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。）
- f) （自然人の場合）5,000,000ユーロ以下の罰金
- g) 上記e)およびf)の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、（上記e)およびf)の上限金額を上回る場合であっても）当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金

(3) 2010年法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定（不服申立てが存在しないものに限られる。）について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、C S S Fは、不当な遅滞なく、C S S Fのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。

ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとC S S Fが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、C S S Fは、以下のいずれかを行うものとする。

- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること（当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。）。
- c) （上記a）およびb）に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合）制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
 - i) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
 - ii) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

C S S Fが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

- (4) また、C S S Fは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、C S S Fの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (5) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、C S S Fのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (6) 指令2009/65/E Cの第99 e 条第(2)項に従い、C S S FがU C I T S、管理会社またはU C I T Sの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、C S S Fは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をE S M Aに報告するものとする。
さらに、C S S Fは、上記(1) c) に従い、課せられたが公表されていない行政処罰（当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。）をE S M Aに報告するものとする。
- (7) C S S Fが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、C S S Fは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下（該当する方）を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
 - a) 違反の重大性および期間
 - b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
 - c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
 - d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および（該当する場合）市場または広範な経済の機能性に対する損害（それらが決定される範囲に限られる。）
 - e) 違反につき責任を負うべき者によるC S S Fに対する協力の程度
 - f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
 - g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (8) C S S Fは、2010年法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム（かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。）を確立する。
- (9) 上記(8)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
 - a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
 - b) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I 業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること
 - c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること⁴

- d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (10) 上記(1)に言及されたUC I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、UC I業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (11) UC I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、UC I業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4 個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日法は、データ保護国家委員会を設立し、また、個人データの処理に関連する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/679を施行し、また、労働法および公務員の昇進に関する処理の体制および条件ならびに手続を制定する改正2015年3月25日法を改正する、指令95/46/EC（一般データ保護規則）を廃止する、2018年8月1日付ルクセンブルグ法により廃止された点に留意されたい。

(x) C S S Fへの報告義務

C S S Fへの定期的な報告に加えて、管理会社およびUC Iは、健全性監督の目的でC S S Fに送信されるアドホックな情報を含む多くのアドホックな報告要件に従う。

4.3 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、さまざまな場合を規定している。

FCPまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a) 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、下記b)にて言及される特定の状況に反することなしに通知期間の終了時または2か月以内に後任が見付からない場合
- b) 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c) 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a) 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b) 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該S I C A Vの解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の証券またはパートナーシップ持分を保有する投資主によって決定される。
- c) 投資主総会は、資本金が最低資本金の3分の2または4分の1を下回ったことが判明してから40日以内に開催されるよう招集されるものとする。
- d) S I C A Vの設立文書に総会に関する定めがない場合、取締役またはマネージャーは、S I C A Vの資本金が法律で規定される最低額の3分の2を下回った場合に遅滞なくC S S Fに報告するものとする。かかる場合、C S S Fは、状況を考慮して、取締役またはマネージャーに対しS I C A Vの清算を要求することができる。
- その他の法的形態については、異なる清算プロセスが存在する場合がある。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

V. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、A I F Mをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

(i) 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のA I Fを運用することである法人は、（当該A I F Mが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。A I Fとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

b) 指令2009/65/EC第5条に基づき認可を必要としない投資信託。

(ii) 2013年法は、以下のA I F Mには適用されない。

a) A I F M、A I F Mの親会社もしくは子会社またはその他A I F Mの親会社の子会社のみが投資家であるA I Fを運用する、ルクセンブルグで設立されたA I F M（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がA I Fではないことを条件とする。）

b) ルクセンブルグで設立されたA I F Mであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該A I F Mと関連する会社を通じて、以下のいずれかのA I Fのポートフォリオを直接的または間接的に運用するA I F M

(i) その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないA I F、もしくは

(ii) レバレッジされておらず、各A I Fへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないA I Fによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないA I F

（それぞれを「最低限度額」という。）

A I F Mは、上記b) (ii)に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、C S S Fへの登録を行わなければならない（以下「登録A I F M」という。）。登録A I F Mは、C S S Fへの登録時

に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。登録AIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）提供しなければならない。登録AIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート（下記V.1.6を参照のこと。）の恩恵を受けることはなく、このためパートIIファンドの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

1. 2013年法に従うAIFMおよび保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

- a) AIFMが、AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合。
- b) AIFMが、AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体（かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。）である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表Iに記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
 - i) 投資顧問業務
 - ii) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
 - iii) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび／またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するAIFMの株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) AIFMが2013年法第2章（AIFMの認可）、第3章（AIFMの運営条件）および第4章（透明性要件）および、適用ある場合、第5章（特定タイプのAIFを運用するAIFM）、第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）、第7章（第三国に関する具体的規則）および第8章（個人投資家に対する販売）を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報

さらに、認可申請はA I F Mが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するA I Fに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、A I F Mは履行前に、とりわけC S S Fが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてC S S Fに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するC S S F告示18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能を行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定（IV.3.4に詳述される。）は、A I F Mの認可の取得および維持のための条件を定めている。

さらに、ルクセンブルグのA I F Mは、C S S F告示19/733（上記IV.3.4に詳述される。）にも服する。

1.2 A I F Mとしても認可された管理会社

以下の団体はA I F Mとしての資格を有する可能性がある。

- (a) U C I T S／2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法（第125－1条および第125－2条）第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パートIIに従い内部運用されるU C I
- (d) 2007年法に従い内部運用されるS I F
- (e) 2004年法に従い内部運用されるS I C A R
- (f) 2013年法に従い規制されるA I F Mたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
 - 1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体
 - 2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

U C I T S／2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、U C I T S IV指令に従い認可されたU C I T Sの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いC S S Fにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくA I F Mとして行為するため追加許可をC S S Fから得ることを条件とし、A I F M Dが規定するA I FのA I F Mとして任命される場合もある。

A I F Mとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、IV.3を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社－第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、A I Fの管理会社およびA I F Mとして行為することができる。2010年法第125－1条、第125－2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

- (1) 管理会社の業務の開始にはC S S Fの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社（société anonyme）、非公開有限責任会社（société à responsabilité limitée）、共同会社（société coopérative）、公開有限責任会社として設立された共同会社（société coopérative organisée comme une société anonyme）または株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S Fによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125－2条の適用を害することなく、2010年法第125－1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- (i) A I F M Dに規定される範囲内のA I F以外の投資ピークルの運用を行うこと。

- (ii) A I FMDに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはA I FMDに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88－2条第2項a)に従い外部A I FMを選任しなければならない。
- (iii) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のA I Fの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
- － C S S Fに対して当該管理会社が運用するA I Fを特定すること。
 - － 当該管理会社が運用するA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供すること。
 - － C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88－2条第2項a)に規定する範囲の外部A I FMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S Fに対し認可の申請を行わなければならない。

A I FMDに規定する範囲のA I F以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b) またはc) に記載される業務をあわせて行うことなくa) に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125－1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125－1条第4項a) またはc) に記載される活動を行う2010年法第125－1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C Iが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。

当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。

- d) c) の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S Fの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(ii)の活動を行う2010年法第125－1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部A I FMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。

b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88-2条第2項a)に規定される範囲内の外部AIFMを任命せずに、選任を受けた管理会社としてAIFMDに規定する範囲の一または複数のAIFを運用する2010年法第125-2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、AIFのAIFMとしての認可をCSSFから事前に取得しなければならない。

2010年法第125-2条に記載される管理会社は、2013年法別表Iに記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125-2条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。2010年法第125-1条の規定の対象となる第16章管理会社の自己資本は、125,000ユーロの限度額またはCSSF規則が定める最低限度額（場合に応じて）を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、かかる規則は存在しない。

b) 上記a)に記載される自己資本は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。これらは流動資産または短期間で容易に換金可能な資産に投資されるものとし、投機的なポジションを含んではならない。

c) 管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。これは、以下を意味する。

(i) 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、（二層制度における）監査委員会の構成員および経営委員会の構成員が上記c)にて言及される者と異なる場合、かかる構成員（場合に応じて）

(ii) その他の種類の会社に関しては、法律および設立文書により、管理会社を代表する組織の構成員

d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。

e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

(5) CSSFは、以下の場合、第16章管理会社に付与した認可を撤回することがある。

a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。

b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。

e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。

- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) IV.3.2(5)に定める行為規範は、第16章管理会社に対しても適用される。
- (9) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人 (réviseurs d'entreprises agréés) に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (10) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。
- また、第16章管理会社は、IV.3.4に詳述されるCSSF告示18/698に従う。

1.3 委託

2013年法に従い、AIFMは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にCSSFに対してその意思を通知するものとする。

2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) AIFMは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、CSSFの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、CSSFの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、CSSFおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はAIFMの監督の有効性を阻害してはならず、特にAIFMが投資家の最善の利益のために行為し、または運用されることを妨げてはならない。
- f) AIFMは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、AIFMは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

AIFMは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

- (注) AIFMは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、AIFMによって、継続的に遂行されるものとする。

AIFMは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはAIFMもしくはAIFの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

AIFに対するAIFMの責務は、AIFMが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

AIFMは、AIFMの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がAIFMから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するAIFMの事前承認
- AIFMは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にCSSFに通知すること。
- AIFMからの委託先（第三者）に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

- (注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのAIFMによって非EU運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのAIFMからの委託により、非EU運用者によって最終的

に運用されるルクセンブルグのA I Fは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するC S S F告示18/698の規定を遵守しなければならない。

関連代理人

ルクセンブルグで設立されたA I F Mは、1993年法第1条1)に規定する関連代理人を任命することができる。

A I F Mが関連代理人の任命を決定する際、当該A I F Mは、2013年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37—8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

A I F Mは、A I F Mが運用する各EU A I FおよびA I F MがEU内で販売する各A I Fについて、A I Fの規約（またはF C Pの場合は約款）に基づき投資家がA I Fに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- A I Fの投資戦略および投資目的の記載ならびにA I Fが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- A I F M、A I Fの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- A I F Mの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- A I Fの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- A I Fの流動性リスク管理、買戻権利および買戻り決めに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- A I F Mが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、A I FまたはA I F Mとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるA I Fの直近純資産価額またはA I Fの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、A I Fの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元ならびに、A I FおよびA I Fのプライム・ブローカー間の重要な取り決めに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、A I F資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク特性およびA I Fのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

A I Fがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、A I F Mは管理する各EU A I FおよびEUにおいて販売する各A I Fについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

A I F Mは、さらにA I Fのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、A I Fが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該A I Fが用いるレバレッジの総額について、定期的に開示するものとする。

また、AIFMは、目論見書または個別の文書を通じて、SFT規則に基づき提供されるべき情報を開示する。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、指令2004/109/EC⁵に基づき、年次財務報告書とその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならず、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更（前記1.4.1参照のこと。）ならびにAIFMが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

⁵ 指令2004/109/ECとは、指令2001/34/ECを改正する、規制市場において証券の取引が許可されている発行体に関する情報に関連する透明性要件の調和に関する2004年12月15日付欧州議会および欧州理事会指令2004/109/EC（随時改正および補足済）をいう。

1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
- AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がAIFMDの第3(2)条(a)項および(b)項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年毎
- 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期毎
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期毎
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

CSSFへの定期的な報告に加えて、AIFMおよびAIFは、健全性監督の目的でCSSFに送信されるアドホックな情報を含む多くのアドホックな報告要件に従う。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、V.1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパートIIファンドを含む完全にAIFMDの範囲内に該当するAIFに関する新保管受託制度を導入した。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、(i) 当初の投資から5年間ににおいて行使することができる買戻権がなく、かつ、(ii) 主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するSIF、2004年法に規定するSICARおよびAIFMDに規定するAIFに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（従前の保管受託制度と同じく）通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表IIの第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、CSSFによって明確にされるとおり、AIFMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非UCITSの保管受託銀行（すなわち、UCITSとしての資格を有しないUCIの保管受託銀行）は、CSSFによる保管受託銀行の任命および承認に関するCSSF告示18/697の規定に従う。

CSSF告示18/697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するCSSFの要件を詳述することにより、2013年法および／またはAIFMRの一定の事項（また一定の範囲では2007年法および／または2004年法）について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- AIFMにより運用されるAIF
- 非個人向けパートIIファンド
- 該当する場合、AIFとしての資格を有しないSIFおよびSICAR、ならびにAIFとしての資格を有し、登録AIFMにより運用されるSIFおよびSICAR

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびA I FMRに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- － A I Fの資産の保護預かり義務
- － A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務
- － 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I FMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I FMDの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 A I Fの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章（EU A I FMのEUにおけるEU A I Fの販売および運用権限）および第7章（第3国に関する具体的規則）に規定される通り、A I FはA I FMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みA I FMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済みA I FMが、これらのA I Fを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、A I Fの販売または運用を行うためA I FMが受入加盟国からの認可を取得するか、A I FMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

さらに、A I FMD第30 a条（2013年法第28－1条および第28－2条により置き換えられ、2021年7月21日法により改正済）により、EU A I FMによるEUにおけるプレマーケティングに関する条件および届出手続が導入された。

2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

2.1 2010年法に従うパートIIファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパートIIファンドは、2013年法の規定するA I Fとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUC I T S規定に該当するが、2010年法パートIに該当するUC I T Sの適格性を取得するものではなく、パートIIに準拠するものとする。

- － クローズド・エンド型のUC I T S
- － EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUC I T S
- － 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるUC I T S
- － 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のUC I T S

2.1.2 ルクセンブルグ・パートIIファンドの投資制限

UC I T Sに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、C S S F規則によって、F C Pについては2010年法第91条第1項に従い、S I C A Vについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は未だ発せられていない。

I M L 告示91/75は、パートIIファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パートIIファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートIIファンドは原則として、

a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。

b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。

c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパートIIファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にCSSFとともに協議することができる。

上記IV.2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパートIIファンドに追加的な投資制限が課される。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パートIIファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、AIFMDの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パートIIファンドは、2013年法に従い、(i) パートIIファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または(ii) ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パートIIファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、(i) AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および(ii) 2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパートIIファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

前記の記載事項は、原則として、パートIIファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パートIIファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パートIIファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パートIIファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パートIIファンドは、2010年法第88-2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパートIIファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パートIIファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパートIIファンドは、CSSFによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- － 投資会社および管理会社は、自己が運用する各F C Pにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- － 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- － 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、A I F Mの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたA I F Mによって運用されるか、または内部運用されるA I F M（後記参照のこと。）としての資格を有するパートIIファンドに対し要求されている。

IV.4.1.2に詳述されるとおり、2023年1月1日以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「P R I I P」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がP R I I P投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、P R I I P s K I Dを交付する必要がある。

P R I I P s 規則は2018年1月1日から適用され、2023年1月1日以降、個人投資家に対して助言、募集または販売が行われるパートIIファンドは、P R I I P s K I Dを作成しなければならない。

パートIIファンドの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当する場合、U C I T S K I I D／P R I I P s K I D）が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパートIIファンドに適用される追加的な規制

(i) 募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのU C I が活動を行うためにはC S S Fの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 販売資料

2005年4月6日付C S S F告示05／177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S Fに提出する必要はないものとされている。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、C S S Fは、規則（EU）No.345／2013、規則（EU）No.346／2013および規則（EU）No.1286／2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019／1156（改正済）に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するE S M A指針（同指針は2021年8月2日に公表された。）の適用に関する告示22／795を公表した。この告示において、C S S Fは、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、U C I T SおよびA I Fのマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、U C I T SまたはA I Fの受益証券／投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ

誤解を招かない性質に関する共通原則を確立するE S M A指針をC S S Fが適用し、取り入れることを確認している。

(iv) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書（全体版）の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(v) 財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めに記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

C S S Fは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびAML／C F Tの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、いわゆる「長文式報告書」の作成を求めた、U C I T SおよびパートIIファンドの監査人の業務指針に関する2002年12月6日付C S S F告示02／81に定められる要件を修正（し、代替）するものである。これらの告示は、見直された要件を他の規制を受ける事業体（S I F、S I C A Rおよび投資ファンド運用会社）まで拡大適用するものである。

- C S S F告示21／788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付C S S F規則12－02（改正済）第49条において言及される承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による新たなAML／C F T外部報告書の作成を導入するものである。C S S F告示21／789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用S I C A Vおよび自己運用A I Fについて新たな自己評価質問票（以下「S A Q」という。）を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。この告示は、2010年法第125－1条の対象となる第16章管理会社に対するC S S F告示21／789の適用範囲を明確化し、マネジメント・レターの送信手続に関してC S S F告示18／698および19／708を廃止するC S S F告示23／839によって改正されている。
- C S S F告示21／790は、すべてのU C I T S、パートIIファンド、S I FおよびS I C A Rについて新たなS A Qを導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。

(vi) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L告示97/136（C S S F告示08/348により改正）およびC S S F告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

(vii) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、前記IV.4.2(ix)項を参照のこと。）

2.1.5 保管受託銀行

パートIIファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパートIIファンドの発行文書において、その受益証券／投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パートIIファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパートIIファンドに関しては、III.3に記載するU C I T S保管受託制度が適用される。

非個人向けパートIIファンドに関しては、V.1.5に基づくA I F M D保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記IV.4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパートIIファンドの清算にも適用される。

VI. ルクセンブルグ投資信託および投資ファンド運用会社に適用される主要な持続可能な金融規制

本項は、ルクセンブルグ投資信託および投資ファンド運用会社に適用される主要な持続可能な金融規制の概要を記載したものでしかなく、文脈上適用されるルクセンブルグおよび欧州レベルの多数の法令を網羅するものではない。

1. S F D R

S F D Rは2021年3月10日に発効した。S F D Rは、金融市場参加者（「金融市場参加者」または「F M P」の定義にはU C I T S管理会社およびA I F Mが含まれる。）が運用している金融商品（例えば、U C I T SおよびA I F）に関する持続可能性リスクの統合、持続可能性への悪影響の考慮および持続可能性関連情報の提供に関する金融市場参加者の透明性要件について規定している。

S F D Rは、「事業体レベル」（すなわち、U C I T S管理会社およびA I F Mのレベル）および「金融商品レベル」（すなわち、関連するU C I T S管理会社またはA I F Mが運用している投資信託のレベル）で特定の開示を行うことを義務付けている。

i) S F D R第8条に基づく環境的特性および／もしくは社会的特性を促進するものであり、したがって何らかの形でE S G手法をその投資戦略に取り入れており、かつ、目論見書において開示されるファンドの投資方針に当該E S G手法を開示している大部分のファンドを含む可能性が高い投資信託、または
ii) S F D R第9条に基づく持続可能な投資目的を有する投資信託（その目的が炭素排出量の削減であるファンドを含む。）については、追加の開示が義務付けられている。

S F D Rの主な目的の一つは、金融商品同士の比較可能性を確保し、いわゆる「グリーンウォッシング」を防ぐためにこれらの開示要件を調和させることである。

S F D Rは、指令2009/65/E CおよびA I F M Dに基づく開示要件を補足するものであり、既存の法律上および規制上のU C I T SおよびA I F M Dの枠組みに取り入れられている。

さらに、S F D Rは、F M Pに対し、その報酬方針が持続可能性リスクの統合とどのように合致しているかについての情報を当該方針に記載し、当該情報をウェブサイト上で公表するよう求めている。

2022年4月6日、E U委員会は、「著しい害を及ぼさない」原則に関する情報の内容および提示の詳細を定め、契約前文書、ウェブサイトおよび定期報告書における持続可能性指標および持続可能性への悪影響に関する情報の内容、手法および提示ならびに環境的特性または社会的特性の促進および持続可能な投

資目的の促進に関する情報の内容および提示を定めた規制技術基準に関する、欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/2088を補足する2022年4月6日付委員会委任規則（EU）2022/1288を採択した（以下「SFDR RTS」という。）。SFDR RTSは、2023年1月1日から適用されている。

SFDR RTSには、SFDRのいくつかの規定に関する詳細な実施策が含まれている。SFDR RTSでは、i）投資決定がもたらす主な悪影響（以下「PAI」という。）に関して考慮すべき持続可能性要因の一覧の導入ならびにii）関連する開示の比較可能性を向上させるためにSFDR RTSの別紙に定める所定のテンプレート形式で開示することとなっているSFDR第8条および第9条により義務付けられる目論見書の開示、の二つの主要分野が取り扱われている。

SFDR RTSは、金融商品が化石燃料ガスおよび／または原子力エネルギーに投資するものであるかを識別するための「はい／いいえ」で回答する質問を追加することにより、新たなRTS（テンプレート形式の契約前開示および定期的開示の別紙を含む。）によって改正されている。

UCITSおよびAIFの年次報告書について、FMPは、SFDR RTSの別紙に定めるテンプレート形式で、定期的開示情報を提示しなければならない。

2023年12月4日、欧州監督機構は、SFDR RTSの改正に関する最終報告書を発表した。一定の変更が欧州委員会により義務付けられたものの、欧州監督機構は、現在施行されているSFDR RTSの認識された欠点に対処するため、他にも多数の変更を行うことを決定した。主な変更点は以下のとおりである。

- ・ 社会的PAI指標の拡大
- ・ PAI開示枠組みに対するその他の変更
- ・ 温室効果ガス（GHG）排出削減目標の新たな金融商品開示
- ・ 重要情報を簡潔にまとめた新たな「ダッシュボード」を含む、金融商品開示テンプレートに対する改善および簡潔化
- ・ 持続可能な投資が「重大な損害をもたらない」という原則にどのように準拠しているかについての開示強化
- ・ マルチ・オプション商品等の投資オプション付商品に関する規定の改定
- ・ 持続可能な投資の算定の統一および機械可読形式での開示作成の義務化を含む、その他の技術的変更

欧州委員会は、（2023年12月から）3か月以内にSFDR RTSの改定案を承認するか否かを決定する見込みであったが、現在までRTS改定案および実施時期は承認されておらず、最新の欧州議会選挙の結果による欧州理事会の構成の変更もあるため、依然不透明なままである。また最初に適用されそうな日については、2026年開始時と推測される。欧州委員会が改定後のSFDR RTSを承認した場合、欧州理事会および欧州議会は、その後3か月以内にかかる採否を決定する。

2. タクソノミー規則

（気候変動関連の環境目的に関して）2022年1月1日以降、タクソノミー規則がSFDRの開示要件に追加された。タクソノミー規則は、金融システムにおけるすべての行為者にとっての共通の定義および用語を示す、持続可能な活動の明確かつ詳細なEU分類システム、すなわちタクソノミーの確立を図るものである。

タクソノミー規則は、どのような経済活動が環境的に持続可能なものとして適格であるかについての普遍的な枠組みを定義している。タクソノミー規則には、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかに関する追加の開示要件が含まれている。

投資ファンド運用会社（UCITS管理会社およびAIFMを含む。）および金融商品の募集を行う機関投資家は、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかを開示する必要がある。開示された情報により、投資家が、すべての経済活動に占める環境的に持続可能な経済活動への投資の割合、ひいてはその投資の環境的持続可能性の程度を把握することができるようにする必要がある。

金融商品（UCITSまたはAIFなど）が環境目的に貢献する経済活動に投資する場合、開示する情報において、当該金融商品の原投資が貢献する一または複数の環境目的ならびに当該金融商品の原投資が

環境的に持続可能な経済活動のための資金をどのようにおよびどの程度調達するか（イネーブリング活動およびトランジション活動のそれぞれの比率に関する詳細を含む。）を明確に述べる必要がある。

S F D Rと同様に、タクソノミー規則は、透明性を向上させ、環境的に持続可能な経済活動のための資金を調達する投資の比率についてのFMPによる最終投資家に向けた客観的な比較材料を提供することを目的としている。タクソノミー規則は、契約前開示および定期的開示における透明性ならびにウェブサイトによる開示における透明性に関するルールにおけるS F D R開示要件を補足するものである。

さらに、タクソノミー規則を補足する委任法が欧州レベルで公表されている。

欧州およびルクセンブルグのレベルで、新たなまたは変更されつつある規制上の要件を市場に伝えるために定期的にQ & AまたはF A Qが発行されている。

第4【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態等および目論見書の使用を開始する日を記載することがある。
- (2) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがある。
- (3) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがある。
- (4) 目論見書に以下の事項を記載する場合がある。
 - ① 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
 - ② ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は販売会社に請求すれば当該販売会社を通じて交付される旨
 - ③ EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されているため、詳細情報の内容は<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただける旨
 - ④ ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はない旨
 - ⑤ 金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項
 - ⑥ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することが勧められる旨
 - ⑦ 管理会社はファンド資産の運用にあたりファンドの投資制限を遵守する旨および投資制限の要点だけを述べた旨
 - ⑧ 投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要である旨および開設・口座管理料に関しては販売会社に問い合わせる旨
 - ⑨ その他の詳細は請求目論見書で参照できる旨
 - ⑩ 投資リスクの項の冒頭において、（i）ファンドの信託財産に生じた損益はすべて投資者に帰属する旨、（ii）ファンドは、元本が保証された金融商品ではない旨、および（iii）ファンドは預貯金と異なる旨
- (5) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。
- (6) 交付目論見書の最終頁の次に、「目論見書補完書面（投資信託）」を記載することがある。
- (7) 受益証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。
 1. 表面
 - a. ファンドの名称
 - b. 表章される口数
 - c. 署名（管理会社および保管受託銀行）
 - d. 管理会社の登記事務所の住所、登録番号、公開有限責任会社（Société Anonyme）である旨の表示
 - e. 約款の会社公告集（RESA）への掲載に関する情報
 2. 裏面
記載なし。

（訳文）

独立監査人の監査報告書

DWS グローバル・ユーティリティ・ボンド・マスター・ファンドの受益者各位
ルクセンブルグ、L-1115、
ブルバール・コンラ・アデヌール2番

財務書類監査に関する報告

監査意見

私たちは、DWS グローバル・ユーティリティ・ボンド・マスター・ファンド（以下「当ファンド」という。）の2023年9月30日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産計算書を含む純資産計算書、同日に終了した年度における損益計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成されている財務書類の監査を行った。

私たちは、添付の当財務書類が、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、DWS グローバル・ユーティリティ・ボンド・マスター・ファンドの2023年9月30日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度における運用成績および純資産の変動について、真実かつ公正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、職業監査人に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグにおいて金融監督委員会（以下「CSSF」という。）により採用された国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグにおいてCSSFにより採用されたISAのもとでの私たちの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」の項に詳述されている。私たちはまた、国際会計士倫理基準委員会から公表され、ルクセンブルグにおいてCSSFにより採用された職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（IESBA Code）および私たちの財務書類監査に関連する倫理規程に従って当ファンドから独立しており、また、当該倫理規程のもとでその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

当ファンドの管理会社の取締役会はその他の記載内容について責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書以外の情報である。

私たちの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか注意を払うことにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

財務書類に対する当ファンドの管理会社の取締役会の責任

当ファンドの管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために当ファンドの管理会社の取締役会が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、当ファンドの管理会社の取締役会は、当ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、当ファンドの管理会社の取締役会が当ファンドの償還もしくは運用停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグにおいてCSSFにより採用されたISAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法およびルクセンブルグにおいてCSSFにより採用されたISAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、当ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・当ファンドの管理会社の取締役会が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに当ファンドの管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・当ファンドの管理会社の取締役会が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、当ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、当ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項を報告している。

ルクセンブルグ、2024年1月26日

ケーピーエムジー オーディット
エス・アー・エール・エル

公認の監査法人

ピア・シャンツ

[次へ](#)

To the Unitholders of
DWS Global Utility Bond Master Fund
2, Boulevard Konrad Adenauer
L-1115 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of DWS Global Utility Bond Master Fund (“the Fund”), which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at 30 September 2023 and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and explanatory information to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of DWS Global Utility Bond Master Fund as at 30 September 2023, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (“Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the « Responsibilities of “réviseur d'entreprises agréé” for the Audit of the Financial Statements » section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Management Board of the Fund's Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d'entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Management Board of the Fund's Management Company for the financial statements

The Management Board of the Fund's Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Management Board of the Fund's Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Management Board of the Fund's Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Management Board of the Fund's Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit.

We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Management Board of the Fund's Management Company.
- Conclude on the appropriateness of the Management Board of the Fund's Management Company use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 26 January 2024

KPMG Audit S.à r.l.

Cabinet de révision agréé

Pia Schanz

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

（訳文）

独立監査人の監査報告書

DWS グローバル・ユーティリティ・ボンド・マスター・ファンドの受益者各位
ルクセンブルグ、L-1115、
ブールバール・コンラ・アデヌール2番

財務書類監査に関する報告

監査意見

私たちは、DWS グローバル・ユーティリティ・ボンド・マスター・ファンド（以下「当ファンド」という。）の2024年9月30日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産計算書を含む純資産計算書、同日に終了した年度における損益計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成されている財務書類の監査を行った。

私たちは、添付の当財務書類が、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、DWS グローバル・ユーティリティ・ボンド・マスター・ファンドの2024年9月30日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度における運用成績および純資産の変動について、真実かつ公正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、職業監査人に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグにおいて金融監督委員会（以下「CSSF」という。）により採用された国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグにおいてCSSFにより採用されたISAのもとでの私たちの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」の項に詳述されている。私たちはまた、国際会計士倫理基準委員会から公表され、ルクセンブルグにおいてCSSFにより採用された職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（IESBA Code）および私たちの財務書類監査に関連する倫理規程に従って当ファンドから独立しており、また、当該倫理規程のもとでその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

当ファンドの管理会社の取締役会はその他の記載内容について責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書以外の情報である。

私たちの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか注意を払うことにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

財務書類に対する当ファンドの管理会社の取締役会および統治責任者の責任

当ファンドの管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類を作成し適正に表示すること、ならびに不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために当ファンドの管理会社の取締役会が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、当ファンドの管理会社の取締役会は、当ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、当ファンドの管理会社の取締役会が当ファンドの償還もしくは運用停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグにおいてCSSFにより採用されたISAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法およびルクセンブルグにおいてCSSFにより採用されたISAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、当ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・当ファンドの管理会社の取締役会が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに当ファンドの管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・当ファンドの管理会社の取締役会が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、当ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、当ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項を報告している。

ルクセンブルグ、2025年1月23日

ケーピーエムジー オーディット
エス・アー・エール・エル

公認の監査法人

ピア・シャンツ

[次へ](#)

To the Unitholders of
DWS Global Utility Bond Master Fund
2, Boulevard Konrad Adenauer
L-1115 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of DWS Global Utility Bond Master Fund (“the Fund”), which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at 30 September 2024 and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of DWS Global Utility Bond Master Fund as at 30 September 2024, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (“Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the « Responsibilities of “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements » section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d'entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund's Management Company and Those Charged with Governance for the financial statements

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund's Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund's Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit.

We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund's Management Company.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's Management Company use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, January 23, 2025

KPMG Audit S.à r.l.

Cabinet de révision agréé

Pia Schanz

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

（訳文）

独立監査人の監査報告書

DWSインベストメント・エス・エーの株主各位
ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-1115
ブルバール・コンラ・アデヌール2番

財務書類監査に関する報告

監査意見

私たちは、DWSインベストメント・エス・エー（以下「会社」という。）の2023年12月31日現在の貸借対照表、および同日に終了した事業年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成されている財務書類の監査を行った。

私たちは、添付の財務書類が、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、会社の2023年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績について、真実かつ公正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、職業監査人に関する法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグにおいて金融監督委員会（以下「C S S F」という。）により採用された国際監査基準（以下「I S A」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグにおいてC S S Fにより採用されたI S Aにおける私たちの責任は、本監査報告書の「財務書類監査における監査人の責任」の項に詳述されている。私たちはまた、ルクセンブルグにおいてC S S Fにより採用された国際会計士倫理基準審議会の定める職業会計士のための倫理規程（国際独立性基準を含む。）（IESBA Code）および私たちの財務書類監査に関連する倫理規程に従って、会社から独立しており、また、当該倫理規程に従ってその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

取締役会はその他の記載内容について責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書（経営者報告書を含む。）に含まれる情報のうち、財務書類および監査報告書以外の情報である。

私たちの監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちはその他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明するものではない。財務書類監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか注意を払うことにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

財務書類に対する取締役会および統治責任者の責任

取締役会の責任は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して財務書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役会が必要と判断した内部統制を整備および運用することが含まれる。

財務書類を作成するに当たり、取締役会は、会社が継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。また、取締役会が会社の清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業的前提に基づいて財務書類を作成する責任がある。

統治責任者の責任は、財務書類の作成プロセスの監視を行うことにある。

財務書類監査における監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務書類に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグにおいてC S S Fにより採用されたI S Aに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬より発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法およびルクセンブルグにおいてC S S Fにより採用されたI S Aに従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。さらに、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・財務書類監査の目的は、会社の内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の適切性、ならびに取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性および関連する開示の妥当性を評価する。
- ・取締役会が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、会社の継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、会社は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容、ならびに財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項について報告を行う。

法令上の要件に基づくその他の報告

経営者報告書は、財務書類と整合しており、該当する法令上の要件に従って作成されている。

ルクセンブルグ、2024年3月1日

ケーピーエムジー オーディット エス・アー・
エール・エル
公認の監査法人

ピア・シャンツ

[次へ](#)

An die Aktionäre der
DWS Investment S.A.
2, Boulevard Konrad Adenauer
L-1115 Luxemburg

BERICHT DES „REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE“

Bericht über die Jahresabschlussprüfung

Prüfungsurteil

Wir haben den Jahresabschluss der DWS Investment S.A. („die Gesellschaft“), bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2023 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr sowie dem Anhang mit einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden, geprüft.

Nach unserer Beurteilung vermittelt der beigefügte Jahresabschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2023 sowie der Ertragslage für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir führten unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz über die Prüfungstätigkeit („Gesetz vom 23. Juli 2016“) und nach den für Luxemburg von der „Commission de Surveillance du Secteur Financier“ („CSSF“) angenommenen internationalen Prüfungsstandards (ISA) durch. Unsere Verantwortung gemäß dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und den ISA-Standards, wie sie in Luxemburg von der CSSF angenommen wurden, wird im Abschnitt „Verantwortung des „réviseur d'entreprises agréé“ für die Jahresabschlussprüfung“ weitergehend beschrieben. Wir sind auch unabhängig von der Gesellschaft in Übereinstimmung mit dem für Luxemburg von der CSSF angenommenen „International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards“, herausgegeben vom „International Ethics Standard Board for Accountants“ („IESBA Code“), zusammen mit den beruflichen Verhaltensanforderungen, welche wir im Rahmen der Jahresabschlussprüfung einzuhalten haben, und haben alle sonstigen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Verhaltensanforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Sonstige Informationen

Der Vorstand ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, welche im Lagebericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Jahresabschluss oder unseren Bericht des „réviseur d'entreprises agréé“ zu diesem Jahresabschluss.

Unser Prüfungsurteil zum Jahresabschluss deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen. Im Zusammenhang mit der Prüfung des Jahresabschlusses besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Jahresabschluss oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Verantwortung des Vorstands und der für die Überwachung Verantwortlichen für den Jahresabschluss

Der Vorstand ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses und für die internen Kontrollen, die der Vorstand als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen, beabsichtigten oder unbeabsichtigten, falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses ist der Vorstand verantwortlich für die Beurteilung der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit und, sofern einschlägig, Angaben zu Sachverhalten zu machen, die im Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit stehen, und die Annahme der Unternehmensfortführung als Rechnungslegungsgrundsatz zu nutzen, sofern nicht der Vorstand beabsichtigt, die Gesellschaft zu liquidieren, die Geschäftstätigkeit einzustellen oder keine andere realistische Alternative mehr hat, als so zu handeln.

Die für die Überwachung Verantwortlichen sind verantwortlich für die Überwachung des Jahresabschlusserstellungsprozesses.

Verantwortung des „réviseur d'entreprises agréé“ für die Jahresabschlussprüfung

Die Zielsetzung unserer Prüfung ist es, eine hinreichende Sicherheit zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen, beabsichtigten oder unbeabsichtigten, falschen Darstellungen ist und darüber einen Bericht des „réviseur d'entreprises agréé“, welcher unser Prüfungsurteil enthält, zu erteilen. Hinreichende Sicherheit entspricht einem hohen Grad an Sicherheit, ist aber keine Garantie dafür, dass eine Prüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs stets eine wesentliche falsche Darstellung, falls vorhanden, aufdeckt. Falsche Darstellungen können entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise davon ausgegangen werden kann, dass diese individuell oder insgesamt, die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Im Rahmen einer Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs üben wir unser pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung.

Darüber hinaus:

- Identifizieren und beurteilen wir das Risiko von wesentlichen falschen Darstellungen im Jahresabschluss aus Unrichtigkeiten oder Verstößen, planen und führen Prüfungshandlungen durch als Antwort auf diese Risiken und erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für das Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- Gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems der Gesellschaft abzugeben.
- Beurteilen wir die Angemessenheit der von dem Vorstand angewandten Bilanzierungsmethoden, der rechnungslegungsrelevanten Schätzungen und der entsprechenden Anhangangaben.
- Schlussfolgern wir über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit durch den Vorstand sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen könnten. Sollten wir schlussfolgern, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bericht des „réviseur d'entreprises agréé“ auf die dazugehörigen Anhangangaben zum Jahresabschluss hinzuweisen oder, falls die Angaben unangemessen sind, das Prüfungsurteil zu modifizieren. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Berichts des „réviseur d'entreprises agréé“ erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- Beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschließlich der Anhangangaben und beurteilen, ob dieser die zugrundeliegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse sachgerecht darstellt.

Wir kommunizieren mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Prüfungsumfang und Zeitraum sowie wesentliche Prüfungsfeststellungen einschließlich wesentlicher Schwächen im internen Kontrollsystem, welche wir im Rahmen der Prüfung identifizieren.

Bericht über weitere gesetzliche und aufsichtsrechtliche Verpflichtungen

Der Lagebericht steht im Einklang mit dem Jahresabschluss und wurde in Übereinstimmung mit den geltenden rechtlichen Anforderungen erstellt.

Luxemburg, 1. März 2024

KPMG Audit S.à r.l.

Cabinet de révision agréé

Pia Schanz

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。